

土木工事の施工管理基準 及び 規 格 値

令和4年10月

**大分県土木建築部
大分県農林水産部**

目 次

土木工事の施工管理基準及び規格値 総 - 1

1. 工 程 管 理	1 - 1
(1) 工程管理基準.....	1 - 1
(2) 工事履行報告.....	1 - 1
(3) 実施工程表の作成.....	1 - 1
(4) 工程表の大きさ.....	1 - 1
(5) 計画工程表の作成にあたり考慮すべき事項.....	1 - 1
工事月報及び工事履行報告書作成要領.....	1 - 2
 2. 出 来 形 管 理	
(1) 出来形管理基準及び規格値	
・ 目 次.....	2-目-1
・ 共 通 編.....	2 - 1
・ 土木工事共通編.....	2 - 8
・ 港 湾 編.....	2 - 92
・ 港 湾 海 岸 編 (港湾編準用)	
・ 河 川 編.....	2 - 101
・ 河 川 海 岸 編.....	2 - 107
・ 砂 防 編.....	2 - 114
・ ダ ム 編.....	2 - 119
・ 道 路 編.....	2 - 124
・ 農業農村整備編.....	2 - 150
・ 森 林 土 木 編.....	2 - 178
・ 漁 港 漁 場 編.....	2 - 190
・ 「多自然川づくり施工管理基準（案）」の要点及び運用について.....	2 - 202
 3. 写 真 管 理	
(1) 写真管理基準.....	3-総-1
(2) 工事写真的分類.....	3-総-1
(3) 工事写真的撮影及び提出頻度.....	3-総-1
(4) 情報化施工及び3次元データによる施工管理.....	3-総-1
(5) 工事写真的省略.....	3-総-1
(6) 工事写真的編集等.....	3-総-2
(7) 工事写真的色彩.....	3-総-2
(8) 工事写真的大きさ.....	3-総-2
(9) 工事写真帳の大きさ.....	3-総-2
(10) 工事写真的提出部数及び形式.....	3-総-2
(11) 工事写真的整理方法.....	3-総-2
(12) 写真管理における留意事項.....	3-総-2

(13) 目 次	3-目-1
(14) 撮影箇所一覧表	3 - 1

4. 品 質 管 理

(1) 品質管理基準	4 - 1
(2) 品質管理	4 - 1
(3) 品質管理の方法	4 - 1
(4) 管理資料のまとめ方	4 - 1
(5) 公的試験機関	4 - 1
(6) 骨材・土質関係試験書の有効期間	4 - 2
(7) 試験書について	4 - 2
(8) 品質管理基準及び規格値	4 - 3
目 次	4 - 4
(9) コンクリート試験(圧縮・曲げ強度)の流れ	4 - 6
(10) コンクリートの圧縮強度試験、スランプ試験、空気量測定の試験基準について	4 - 32

※ 下記項目の作成については、別に定める「**土木工事施工管理の手引**」による。

詳細は大分県ホームページを参照 (<http://www.pref.oita.jp/soshiki/18720/tebiki31.html>)

- 1) 施工計画書作成の手引
- 2) 工事に係る提出資料
- 3) 設計図書の照査・工事測量の成果
- 4) 工程管理
- 5) 品質管理
- 6) 出来形管理
- 7) 写真管理
- 8) 安全管理
- 9) 参考資料

土木工事の施工管理基準及び規格値

1. 目的

土木工事の施工管理基準及び規格値（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

この管理基準は、土木工事の施工について、**契約図書**に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質の確保と、円滑かつ合理的な施工の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、大分県農林水産部及び土木建築部が発注する土木請負工事に適用する。

ただし、**設計図書**に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、施工条件等により、この基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と**協議**の上、施工管理を行うものとする。

3. 規格値

- (1) 規格値とは、設計数値と出来上がり数値との差の許容限界をいう。
- (2) 原則として個々の測定値はすべて規格値の範囲内になければならない。
- (3) 規格値は、個々の測定値に対するもので、その平均値（延長については合計延長、面積については合計面積）は設計数値を下廻ってはならない。
(注) ダム、擁壁等で全延長がマイナス規格となっているもの、上流側、センター下流側の平均値は設計数値以上でなければならない。
- (4) 構造物の法勾配について、規格値が示されていないものについては、設計数値以上とする。ただし、高さ、幅等個々の規格値を満たさなければならない。
- (5) 切土、盛土の法勾配については、設計数値以上とし、労働安全衛生規則を満たさなければならない。

4. 管理基準

施工管理の基準は次のとおりとする。

- (1) 工程管理
- (2) 出来形管理
- (3) 写真管理
- (4) 品質管理

5. 管理の実施

- (1) 受注者は、施工管理を実施するに当って施工管理担当者を定め監督員に届け出なければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を掌握し、常に適切な管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等は、工事の施工と並行して速やかに実施し、管理の目的が達せられるようにしなければならない。

- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果は、その都度逐次管理図表、出来形図、工程能力図及び同付表等に記録しておかなければならない。
- (5) 受注者は、側定値及び試験値が著しく偏向する場合、バラツキが大きい場合又は規格値を外れる場合は、受注者の負担でその原因を追求し、監督員と協議のうえ、手直し、補強、やり直し等の処理を行わなければならない。
- (6) 受注者は、出来形確認、中間検査及び完成検査に際して管理図表、出来形図表並びに工事用材等の品質証明書（正本）及び試験結果報告書（正本）等を監督員に提出しなければならない。
- (7) 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。
なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

6. 管理項目及び方法

- (1) 工程管理
工程管理は、監督員に提出した**計画工程表**により工事の進捗を管理するものとする。
- (2) 出来形管理
出来形管理は、設計数値と実測値とを対比して記録した出来形管理図表又は出来形図を作成し、別に定める「**出来形管理基準及び規格値**」に基づき管理するものとする。
なお、測定基準において測定箇所数「○○につき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数を測定するものとする。
- (3) 写真管理
写真管理は、工事着手前の状況、施工段階及び完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、材料の寸法及び品質、並びに安全管理状況及び工事中の災害状況を別に定める「**写真管理基準**」に基づき管理するものとする。
- (4) 品質管理
品質管理は、別に定める「**品質管理基準及び規格値**」に基づき管理するものとする。

7. その他

- (1) 情報化施工
10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」に読み替えるものとし、「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。
- (2) 3次元データによる出来形管理
I C T施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。
また、農業農村整備工事のほ場整備工事並びに管水路工事のI C T施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」の規

定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(3) 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

※1 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」については、国土交通省のホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/content/001396085.pdf>

※2 「情報化施工技術の活用ガイドライン」については、農林水産省のホームページをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/220812-2.pdf>

1 . 工程管理

令和4年10月

1 工 程 管 理

(1) 工程管理基準

工程管理は、工事内容、工期及び現場の実情に応じて作成した**計画工程表**(バーチャート又はネットワーク)により**管理**するものとする。工事の種類、規模を問わずすべての工事について実施するものとする。また、**変更指示及び契約変更**があった場合は、**残工事に対する変更工程表**を作成するものとする。

(2) 工事履行報告

受注者は、工事請負契約約款第11条に規定する工事の**進捗状況を翌月5日迄に**、監督員に**報告**するものとする。なお履行報告の様式は後述の「工事月報及び工事履行報告書作成要領」に基づき作成するものとする。

(3) 実施工程表の作成

受注者は、計画工程に対する実施工程を管理するものとする。

- 1) 計画工程の**下段に赤書きで実施工程**を記入し対比する。
- 2) 変更指示、契約変更、出来形検査など特記すべき事項を記入する。

(4) 工程表の大きさ

工程表の大きさはA4判又はA4判の倍程度にまとめるものとする。

(5) 計画工程表作成にあたり考慮すべき事項

- ① 工事及び作業の制約
 - ・ 先行工事や後続工事の関連からの当該工事の着工、完了時期、施工方法。
 - ・ 現道工事等施工箇所の立地条件による施工時期、施工時間、施工方法。
 - ・ 関係機関との協議、工事用地の確保、支障物件の撤去等の有無。
 - ・ 公害防止対策のための施工時間、施工方法。
- 等によっても、工事及び作業の制約を受けることがある。
- ② 環境(地形、地質、気象、水理等)を考慮した施工計画
- ③ 施工順序
- ④ 労務、機械の使用計画
- ⑤ 作業能力及び標準稼働時間の決定
- ⑥ 工事期間の作業可能日数の算定
- ⑦ 立会、段階確認(社内検査)の計画

工事月報及び工事履行報告書作成要領

1. 目的

工事請負契約約款第11条（履行報告）に、「受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。」と規定されている。

そこで本章は、工事履行報告書及び基礎資料となる工事月報の作成要領を取りまとめたものである。

2. 作成上の留意点

2-1 工事月報

- (1) 工事月報は、受注者が作成し保管する。（原則提出不要。監督員が進捗状況の確認を必要とする場合には、指示書により提出を求める。）
- (2) 出来高数量は、契約数量が一式又は一式（　　）表示の場合は進捗年数量表示の場合は数量で記入する。
- (3) 累計出来高は進捗率を記入する。
- (4) 出来高数量は下記について確認できた数量とする。
 - ① 切土（掘削、積込、運搬）は運搬まで完了した土量。
 - ② 盛土（敷均し、転圧）は転圧まで完了した土量。
 - ③ 鉄筋工は組立が完了した鉄筋重量。
 - ④ コンクリートは打設完了後1週間以上経過し、所要強度の確認又は推定できたコンクリート立積。
 - ⑤ 型枠工は脱枠が完了した型枠面積。
 - ⑥ 仮設工（足場工、支保工、土留工、水替工等）で仮設期間が長期間に及ぶものは、その期間の進捗率を出来高に反映させる。
 - ⑦ その他出来高が確認できた数量。

2-2 工事履行報告書

- (1) 工事履行報告書は、受注者が工事月報を基に作成し、翌月5日迄に提出する。（監督員が確認する。）
- (2) 工事履行報告書の用紙規格はA-4縦とする。
- (3) 状況写真を数枚程度添付する。
- (4) 実施工程表の添付は原則不要。中間前金払認定請求を行う場合のみ添付する。
- (5) 指示・承諾・協議書の添付は要しない。

3. 作成要領

3-1 工事月報

- (1) 工事月報の用紙規格はA-4縦とする。

- (2) 対象費目は直接工事費とし、間接費は記入しなくてよい。
- (3) 契約数量は工事数量総括表の数量とし、当該月に変更指示があった場合は、当該月の契約数量の上段に（　）朱書で記入する。一式契約の場合も工事内容に変更があった場合は、同じく上段に（一式）朱書で記入する。また、この記入は契約変更の前月まで続行する。また、この変更指示数量については、当該月に契約変更があったものとして計算する。
- (4) 出来高数量は概算でよい。
- (5) 記事欄については下記事項を記入する。
- ① 変更指示内容（指示年月日、番号、指示数量）
 - ② 工事中止及び解除内容（通知年月日・中止期間等）
 - ③ 災害、事故その他特記すべき重要事項
- (6) 出来高進捲率の算出手順を下記に示す。次ページ出来高進捲率の算出例及び月報作成例を加え参照されたい。
- ① 各工種内訳金額は工事請負者の見積金額とし、直接工事費を算出する。
 - ② 直接工事費を100%として、工種、種別、細別、の順に順次構成率を算出する。
(2) → (3) → (4)
 - ③ 各細別（又は種別）の当該月までの出来高数量及び契約数量が一式又は一式（　）の場合は、積み上げ計算により進捲率を算出し(5)に記入する。
 - ④ 各細別（又は種別）の契約数量に対する出来高数量の進捲率を算出して(6)に記入する。この場合契約数量が一式又は一式（　）の場合は、そのまま記入する。この数値を月報の細別（又は種別）の累計出来高欄に記入する。
 - ⑤ 各細別の出来高構成率(7)を算出する。
 - ⑥ 一つの種別に複数の細別がある場合は、細別(7)を集計(8)し、当該種別の構成率に対する出来高進捲率(9)を算出する。この数値を月報の種別の累計出来高欄に記入する。又、細別を含まない種別は、当該種別の出来高構成率(8)を算出する。
 - ⑦ 一つの工種に複数の種別がある場合は、種別(8)の集計(10)及び当該工種の構成率に対する出来高進捲率を算出する。この数値を月報の工種の累計出来高欄に記入する。
 - ⑧ 各工種(10)を累計(12)する。これが直接工事費の出来高進捲率となる。この数値を月報の直接工事費の累計出来高欄に記入する。

3-2 工事履行報告書

- (1) 工事履行報告書の用紙規格はA-4縦とする。
- (2) 施工計画書作成時に作成される計画工程表で、あらかじめ各月の出来高予定を計算しておき、予定工程の欄に記入する。
- (3) 前項の工事月報で算出された出来高を実施工程の欄に記入する。尚、共通仮設費（積上げ分）の占める割合が大きい場合は別途考慮する。

4. 作成例

作成例については次頁に示す。

出来高進捗率の算出例

工種	種別	細別	単位	契約数量 (1),	見積額 (千円)	構成率			累計出来高		細別	種別		工種	費目			
						工種 (2)	種別 (3)	細別 (4)	数量 (5)	進捗率(6)= (5)÷(1)×100 又は(5)	出来高構成率(7) =(4)×(6) ÷100	出来高構成率(8) =Σ(7)又は (3)×(6)÷100	累計出来高進捗率(9) (8)÷(3)×100 又は(5)	出来高構成率(10) =Σ(8)	累計出来高進捗率(11) =Σ(9)			
直接工事費					184,110	100										$7.6+0.6+9.9+5.0+\dots=24.7\%$		
土工					52,550	28.5										$0.7+6.9=7.6$	$7.6 \div 28.5 \times 100 = 26.7\%$	
切土	切土				17,790		9.6						$0.6+0.1=0.7$	$0.7 \div 9.6 \times 100 = 7.3\%$				
	砂質土	(m式) ₁	(14,268)	6,370			3.4	(2,650) 18.6%		18.6%	$3.4 \times 18.6 \div 100 = 0.6$							
	軟岩	(1) (m式)	(11,023)	11,420			6.2	(200) 1.8%		1.8%	$6.2 \times 1.8 \div 100 = 0.1$							
	盛土				34,760		18.9						$0.1+0.1+6.7=6.9$	$6.9 \div 18.9 \times 100 = 36.5\%$				
	自工区流用土	(m式) ₁	(24,415)	3,220			1.7	(2,100) 8.6%		8.6%	$1.7 \times 8.6 \div 100 = 0.1$							
	発生土	(m式) ₁	(1,951)	320			0.2	(1,250) 64.1%		64.1%	$0.2 \times 64.1 \div 100 = 0.1$							
法面工	採取土	(m式) ₁	(32,758)	31,220			17.0	(12,900) 39.4%		39.4%	$17.0 \times 39.4 \div 100 = 6.7$							
					5,210	2.8										$0.1+0.4+0.1=0.6$	$0.6 \div 2.8 \times 100 = 21.4\%$	
	切土法面整形工	(m式) ₁	(1,865)	1,400			0.7	(280) 15.0%		15.0%			$0.7 \times 15.0 \div 100 = 0.1$					
盛土法面整形工		(m式) ₁	(4,256)	2,365			1.3	(1,380) 32.4%		32.4%			$1.3 \times 32.4 \div 100 = 0.4$					
	人工作業	m ²	4,256	1,445			0.8	700	$700 \div 4,256 \times 100 = 16.4\%$				$0.8 \times 16.4 \div 100 = 0.1$					
	擁壁工				90,740	49.3										$5.2+3.8+0.9=9.9$	$9.9 \div 49.3 \times 100 = 20.1\%$	
逆T擁壁	逆T擁壁	(m式) ₁	(151)	67,800			36.8	(0) 14.2%		14.2%			$36.8 \times 14.2 \div 100 = 5.2$				逆出来高延長は0であるが、床堀及び基礎工が1部完了したため積み上げ計算の結果14.2%となった。	
	重力式擁壁				13,060		7.1									$1.6+2.2=3.8$	$3.8 \div 7.1 \times 100 = 53.5\%$	
	1重力式擁壁	(m式) ₁	(45)	4,230			2.3	(32) 71.1%		71.1%	$2.3 \times 71.1 \div 100 = 1.6$							
	2重力式擁壁	(m式) ₁	(65)	8,830			4.8	(30) 46.2%		46.2%	$4.8 \times 46.2 \div 100 = 2.2$							
	ブロック積擁壁	(m式) ₁	(528)	9,880			5.4	(85) 16.1%		16.1%	$5.4 \times 16.1 \div 100 = 0.9$							
函渠工					19,010	10.3										$4.0+1.0=5.0$	$5.0 \div 10.3 \times 100 = 48.5\%$	
1函渠工号		式	1	12,080			6.5		62.2%	62.2%			$6.5 \times 62.2 \div 100 = 4.0$					
	2函渠工号	式	1	6,930			3.8		25.4%	25.4%			$3.8 \times 25.4 \div 100 = 1.0$					

工事月報

工事名		○○地区○○工事			請負者名		○○建設㈱		平成○年○月○日
工種	種別	細別	単位	契約数量	出来高数量			累計	記事
					前期迄	今期	累計		
直接工事費								24.7	
土工								26.7	
	切 土							7.3	
		砂質工	(m) 式	(14,268) 1	(800) 5.6%	(1,850) 13.0%	(2,650) 18.6%	18.6	
		軟岩(1)	(m) 式	(11,023) 1	0	(200) 1.8%	(200) 1.8%	1.8	
	盛 土							36.5	
		自 工 区 流 用 土	(m) 式	(24,415) 1	(700) 2.9%	(1,400) 5.7%	(2,100) 8.6%	8.6	
		発 生 土	(m) 式	(1,951) 1	(950) 48.7%	(300) 15.4%	(1,250) 64.1%	64.1	
		探 取 土	(m) 式	(32,758) 1	(4,600) 14.0%	(8,300) 25.4%	(12,900) 39.4%	39.4	
法面工								21.4	
	切 土 法面整形工		(m) 式	(1,865) 1	0	(280) 15.0%	(280) 15.0%	15.0	
	盛 土 法面整形工		(m) 式	(4,256) 1	(300) 7.0%	(1,080) 25.4%	(1,380) 32.4%	32.4	
		人工張芝工	m ²	4,256	0	700	700	16.4	
擁壁工								20.1	
	逆 T 拥壁		(m) 式	(151) 1	(0) 4.5%	(0) 9.7%	(0) 14.2%	14.2	
	重力式擁壁							53.5	
		1号 重力式擁壁	(m) 式	(45) 1	0	(32) 71.1%	(32) 71.1%	71.1	
		2号 重力式擁壁	(m) 式	(65) 1	0	(30) 46.2%	(30) 46.2%	46.2	
	ブロック積 擁壁		(m) 式	(528) 1	0	(85) 16.1%	(85) 16.1%	16.1	
函渠工								48.5	
	1号函渠工		式	1	13.3%	48.9%	62.2%	62.2	
	2号函渠工		式	1	6.1%	19.3%	25.4%	25.4	

出来高進捗率の算出例

工種	種別	細別	単位	契約数量 (1)	見積額 (千円)	構成率			累計出来高		細別	種別		工種		費目
						工種 (2)	種別 (3)	細別 (4)	数量 (5)	進捗率(6)= (5)÷(1)×100 又は(5)	出来高構成率(7) =(4)×(6) ÷100	出来高構成率(8) =Σ(7)又は (3)×(6)÷100	累計出来高進捗率(9) (8)÷(3)×100 又は(5)	出来高構成率 (10) =Σ(8)	累計出来高進捗率 (11) =Σ(10)	累計出来高進捗率 (12) Σ(9)
直接工事費					190,270	100										16.2+1.4+36.5+8.8+..... =69.4%
土工					56,300	29.6									2.3+13.9=	16.2÷29.6× 100=54.7%
盛土工	切土				17,800		9.4					1.9+0.4=	2.3÷9.4× 2.3=24.5%			
	砂質土	式	(回)	(16,976) 1	7,850		4.1	(7,850) 46.2%		46.2%	4.1×46.2÷ 100=1.9					
	軟岩(I)	式	(回)	(9,604) 1	9,950		5.3	(690) 7.2%		7.2%	5.3×7.2÷ 100=0.4					
	盛土				38,500		20.2					0.5+0.1+	13.9+20.2× 13.3=13.9	13.9=68.8%		
	自工区流用土	式	(回)	(25,366) 1	3,350		1.7	(7,560) 29.8%		29.8%	1.7×29.8÷ 100=0.5					
	発生土	式	(回)	(2,138) 1	350		0.2	(1,500) 70.2%		70.2%	0.2×70.2÷ 100=0.1					
	採取土	式	(回)	(36,514) 1	34,800		18.3	(26,600) 72.8%		72.8%	18.3×72.8÷ 100=13.3					
法面工					6,060	3.2								0.2+0.8+0.4=	1.4÷3.2×100 =43.8%	
盛土工	切土法面整形工	式	(回)	(2,126) 1	1,590		0.8	(630) 29.6%		29.6%	0.8×29.6÷ 100=0.2					
	盛土法面整形工	式	(回)	(4,988) 1	2,775		1.5	(2,700) 54.1%		54.1%	1.5×54.1÷ 100=0.8					
	人芝工	m		4,988	1,695		0.9	2,300	2,300÷4,988 ×100=46.1%		0.9×46.1÷ 100=0.4					
擁壁工					92,300	48.5								26.0+5.8+	36.5÷48.5× 4.7=36.5	100=75.3%
重力式擁壁	逆T擁壁	式	(回)	(151) 1	67,800		35.6	(60) 73.0%		73.0%	35.6×73.0÷ 100=26.0					
	重力式擁壁				13,060		6.9					2.2+3.6=	5.8÷6.9× 5.8=84.1%			
	1重力式擁壁	式	(回)	(45) 1	4,230		2.2	(45) 100%		100%	2.2×100÷ 100=2.2					
	2重力式擁壁	式	(回)	(65) 1	8,830		4.7	(50) 76.9%		76.9%	4.7×76.9÷ 100=3.6					
	ブロック積擁壁	式	(回)	(609) 1	11,390		6.0	(480) 78.8%		78.8%	6.0×78.8÷ 100=4.7					
函渠工					19,010	10.0								6.0+2.8=8.8	8.8+10.0× 100=88.0%	
1号函渠工	1号函渠工	式		1	12,080		6.3		95.8%	95.8%		6.3×95.8÷ 100=6.0				
	2号函渠工	式		1	6,930		3.7		75.3%	75.3%		3.7×75.3÷ 100=2.8				

出来高延長は60mで、その進捗率は40%であるが
床版及び基礎工が完了したため積上げ計算の結果
73%となった。

工事月報

工事名		〇〇地区〇〇工事			請負者名		〇〇建設機		平成〇年〇月〇日	
工種	種別	細別	単位	契約数量	出来高数量			累計出来高%	記事	
					前期迄	今期	累計			
直接工事費								69.4	〇月〇日 第〇号監督員指示	
土工								54.7		
	切土							24.5		
	砂質工	(m) 式	(16,979) 1 (14,268)	(2,650) 18.6%	(5,200) 30.6%	(7,850) 46.2%		46.2		
	軟岩(I)	(m) 式	(9,604) 1 (14,268)	(200) %	(490) 5.1%	(690) 7.2%		7.2		
	盛土							68.8		
	自工区 流用土	(m) 式	(25,366) 1 (24,415)	(2,100) 8.6%	(5,460) 21.5%	(7,560) 29.8%		29.8		
	発生土	(m) 式	(2,138) 1 (1,951)	(1,250) 64.1%	(250) 11.7%	(1,500) 70.2%		70.2		
	採取土	(m) 式	(36,514) 1 (32,758)	(12,900) 39.4%	(13,700) 37.5%	(26,600) 72.8%		72.8		
法面工								43.8		
	切土 法面整形工	(m) 式	(2,126) 1 (1,865)	(280) 15.0%	(350) 16.5%	(630) 29.6%		26.9	〇月〇日 第〇号監督員指示	
	盛土 法面整形工	(m) 式	(4,988) 1 (4,256)	(1,380) 32.4%	(1,320) 26.5%	(2,700) 54.1%		54.1		
	人工張芝工	m ²	(4,988) 4,256	700	1,600	2,300		46.1		
擁壁工								75.3		
	逆T擁壁	(m) 式	(151) 1	(0) 14.2%	(60) 58.8%	(60) 73.0%		73.0		
	重力式擁壁							84.1		
	1号 重力式擁壁	(m) 式	(45) 1	(32) 71.1%	(13) 28.9%	(45) 100%		100		
	2号 重力式擁壁	(m) 式	(65) 1	(30) 46.2%	(20) 30.7%	(50) 76.9%		76.9		
	ブロック 横擁壁	(m) 式	(609) 1 (528)	(85) 16.1%	(395) 64.9%	(480) 78.8%		78.8		
函渠工								88.0		
	1号函渠工	式	1	62.2%	33.6%	95.8%		95.8		
	2号函渠工	式	1	25.4%	49.9%	75.3%		75.3		

工事履行報告書

工事名	○○地区○○工事		
工期	平成7年5月7日～平成8年3月30日		
日付	平成8年3月1日（2月分）		
月別	予定工程% ()は工程変更後	実施工%	備考
7年5月		2.2	
6月		9.1	
7月		17.4	
8月		24.7	
9月		38.7	
10月	58(55)	54.9	工程変更
11月	73(69)	69.4	
12月	82(79)	78.3	
8年1月	90(88)	88.5	
2月	96(96)	96.2	
3月	100(100)		
(記事欄)			

監督員	副監督員	

現場代理人	主任(監理)技術者

2. 出來形管理

令和4年10月

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工						
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土	2-3-2	1	掘削工			2-1
	2-3-2	2	掘削工 (面管理の場合)			2-1
	2-3-2	3	掘削工(水中部) (面管理の場合)			2-2
	2-3-3	1	盛土工			2-2
	2-3-3	2	盛土工 (面管理の場合)			2-3
	2-3-4		盛土補強工	補強土(テールアルメ) 壁工法		2-4
				多数アンカー式補強土工		2-4
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		2-4
	2-3-5		法面整形工	盛土部		2-4
	2-3-6		堤防天端工			2-4
第4節 道路土工	2-4-2	1	掘削工			2-5
	2-4-2	2	掘削工 (面管理の場合)			2-5
	2-4-3	1	路床盛土工			2-6
	2-4-3	2	路床盛土工 (面管理の場合)			2-6
	2-4-4	1	路床盛土工			2-6
	2-4-4	2	路床盛土工 (面管理の場合)			2-6
	2-4-5		法面整形工	盛土部		2-7
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
第7節 鉄筋工	3-7-4		組立て			2-7

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種	2-3-4		矢板工	鋼矢板 軽量鋼矢板 コンクリート矢板 広幅鋼矢板 可とう鋼矢板		2-8
	2-3-5		縁石工	縁石・アスカーブ		2-8
	2-3-6		小型標識工			2-8
	2-3-7		防止柵工	立入防止柵 転落(横断)防止柵 車止めポスト		2-9
	2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		2-9
	2-3-8	2		ガードケーブル		2-9
	2-3-9		区画線工			2-10
	2-3-10		道路付属物工	視線誘導標 距離標		2-10
	2-3-11		コンクリート面塗装工			2-10
	2-3-12	1	アーチ型橋製作工 (購入工)	けた橋 スラブ橋		2-11
	2-3-12	2				2-11
	2-3-13	1	ボルト式伸縮装置製作工	桁製作工		2-11
	2-3-13	2	アーチ型橋製作工 (購入工)			2-12
	2-3-14		アーチ型橋製作工 (購入工)	主桁組		2-12
	2-3-15		PCかくらべ工			2-12
	2-3-16	1	PC箱桁製作工	箱桁		2-13
	2-3-16	2		押出し箱桁		2-13
	2-3-17		根固工			2-13
	2-3-18		沈床工			2-14
	2-3-19		捨石工			2-14
	2-3-22		階段工			2-14
	2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント 鋼製フィンガージョイント 埋設型ジョイント		2-14 2-15 2-15
	2-3-24	2				
	2-3-24	3				
	2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み かごマット		2-15 2-15
	2-3-26	2				
	2-3-27	1	羽口工	じやかご ふとんかご、かご枠		2-16
	2-3-27	2				2-16

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条 枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通的工種	2-3-28	プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工 プレキャストバーフ工		2-16 2-16
	2-3-29	側溝工	側溝工		2-17
			場所打水路工		2-17
			暗渠工		2-17
	2-3-30	集水樹工			2-18
	2-3-31	現場塗装工			2-18
第4節 基礎工	2-4-1	一般事項	切込砂利		2-19
			碎石基礎工		2-19
			割ぐり石基礎工		2-19
			均しコンクリート		2-19
	2-4-3	基礎工（護岸）	現場打		2-19
			プレキャスト		2-20
	2-4-4	既製杭工	既製コンクリート杭		2-20
			鋼管杭		2-20
			H鋼杭		2-20
			鋼管ソイルセメント杭		2-20
	2-4-5	場所打杭工			2-20
	2-4-6	深礎工			2-21
	2-4-7	オープケーン基礎工			2-21
	2-4-8	ニューマチックケーン基礎工			2-21
	2-4-9	鋼管矢板基礎工			2-22
第5節 石・ブロック積（張）工	2-5-3	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		2-22
			コンクリートブロック張		2-22
			連節ブロック張り		2-22
	2-5-4	緑化ブロック工	天端保護ブロック		2-23
	2-5-5	石積（張）工			2-23
第6節 一般舗装工	2-6-6	4 橋面防水工	シート系 新規設定床版 防水層		2-24
	2-6-7	アスファルト舗装工	下層路盤工		2-25
	1		下層路盤工 (面管理の場合)		2-25
	2		上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-26
	3		上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-26
	4		上層路盤工（セメント (石灰) 安定処理工）		2-27
	5		上層路盤工（セメント (石灰) 安定処理工) (面管理の場合)		2-27
	6		加熱アスファルト安定処理工		2-28
	7		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-28
	8		基層工		2-29
	9		基層工（面管理の場合）		2-29
	10		表層工		2-30
	11		表層工（面管理の場合）		2-30
	12				
	2-6-8	半たわみ性舗装工	下層路盤工		2-31
	1		下層路盤工 (面管理の場合)		2-31
	2		上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-32
	3		上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-32
	4		上層路盤工（セメント (石灰) 安定処理工）		2-33
	5		上層路盤工（セメント (石灰) 安定処理工) (面管理の場合)		2-33
	6		加熱アスファルト安定処理工		2-34
	7		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-34
	8		基層工		2-35
	9		基層工（面管理の場合）		2-35
	10		表層工		2-36
	11		表層工（面管理の場合）		2-36
	12				
	2-6-9	排水性舗装工	下層路盤工		2-37
	1		下層路盤工 (面管理の場合)		2-37

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	2-6-9	3 5 6 7 8 9 10 11 12	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工） 上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合） 上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工） 上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合） 加熱アスファルト安定処理工 加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合） 基層工 基層工（面管理の場合） 表層工 表層工（面管理の場合）		2-38 2-38 2-39 2-39 2-40 2-40 2-41 2-41 2-42 2-42
	2-6-10	1 2 3 4	透水性舗装工	路盤工 路盤工（面管理の場合） 表層工 表層工（面管理の場合）		2-43 2-43 2-44 2-44
	2-6-11	1 2 3 4 5 6	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工 加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合） 基層工 基層工（面管理の場合） 表層工 表層工（面管理の場合）		2-45 2-45 2-46 2-46 2-47 2-47
	2-6-12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	コンクリート舗装工	下層路盤工 下層路盤工（面管理の場合） 粒度調整路盤工 粒度調整路盤工（面管理の場合） セメント（石灰・瀝青）安定処理工 セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合） アスファルト中間層 アスファルト中間層（面管理の場合） コンクリート舗装版工 コンクリート舗装版工（面管理の場合） 転圧コンクリート版工（下層路盤工） 転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合） 転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工） 転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理の場合） 転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工） 転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管） 転圧コンクリート版工（アスファルト中間層） 転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）（面管理の場合） 転圧コンクリート版工 転圧コンクリート版工（面管理の場合）		2-48 2-48 2-49 2-49 2-50 2-50 2-51 2-51 2-52 2-52 2-53 2-53 2-54 2-54 2-55 2-55 2-56 2-56 2-57 2-57
	2-6-13	1 2 3 4 5	薄層カラー舗装工	下層路盤工 上層路盤工（粒度調整路盤工） 上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工） 加熱アスファルト安定処理工 基層工		2-58 2-58 2-59 2-59 2-59

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		2-60
		2		上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-60
		3		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-61
		4		加熱アスファルト安定処理工		2-61
		5		基層工		2-61
	2-6-15	1	路面切削工			2-62
		2	路面切削工（面管理の場合）			2-62
	2-6-16		舗装打換え工			2-62
	2-6-17	1	オーバーレイ工			2-63
		2	オーバーレイ工（面管理の場合）			2-63
第7節 地盤改良工	2-7-2		路床安定処理工			2-64
	2-7-3		置換工			2-64
	2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上		2-65
		2	表層安定処理工（ICT施工の場合）	サンドマット海上		2-65
	2-7-5		パイルネット工			2-66
	2-7-6		サンドマット工			2-66
	2-7-7		バーチカルドレーン	サンドドレーン工		2-67
				ペーパードレーン工		2-67
				袋詰式サンドドレーン工		2-67
	2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		2-67
	2-7-9	1	固結工	粉末噴射搅拌工		2-67
		1		高圧噴射搅拌工		2-67
		1		スラリー搅拌工		2-67
		1		生石灰パイル工		2-67
		2		スラリー搅拌工（施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー搅拌工）編）（案）による管理の場合）		2-68
		3		中層混合処理		2-68
第10節 仮設工	2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		2-69
		1		鋼矢板		2-69
		2		アンカーア		2-69
		3		連節ブロック張り工		2-69
		4		締切盛土		2-69
		5		中詰盛土		2-70
第11節 軽量盛土工	2-10-9		地中連続壁工（壁			2-70
	2-10-10		地中連続壁工（柱列式）			2-70
	2-10-22		法面吹付工		第3編 2-14-3 吹付工	2-84
第12節 工場製作工(共通)	2-11-2		軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-6
	2-12-1	1	一般事項	鋳造費（金属支承工）		2-71
		1		鋳造費（大型ゴム支承		2-72
		2		仮設材製作工		2-72
		3		刃口金物製作工		2-73
	2-12-3	1	桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		2-74
		1		ミュレーション仮組立検査を行う場合		2-75
		2		仮組立検査を実施しない場合		2-76
		3		鋼製堰堤製作工（仮組立時）		2-77
	2-12-4		検査路製作工			2-78
	2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			2-78
	2-12-6		落橋防止装置製作工			2-79
	2-12-7		橋梁用防護柵製作工			2-79
	2-12-8		アンカーフレーム製作工			2-79
	2-12-9		プレビーム用桁製作			2-80
	2-12-10		鋼製排水管製作工			2-80
	2-12-11		工場塗装工			2-81
第13節 橋梁仮設工	2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		2-82
				ケーブルクレーン架設		2-82
				ケーブルエレクション架		2-82
				架設桁架設		2-82
				送出し架設		2-82
				トラベラークレーン架設		2-82

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 橋梁仮設工	2-13		架設工 (コンクリート)	クレーン架設 架設桁架設		2-83 2-83
第13節 橋梁仮設工	2-13		架設工支保工	固定		2-83
				移動		2-83
第14節 法面工(共通)	2-14-2	1	植生工	種子散布工		2-84
		1		張芝工		2-84
		1		筋芝工		2-84
		1		市松芝工		2-84
		1		植生シート工		2-84
		1		植生マット工		2-84
		1		植生筋工		2-84
		1		人工張芝工		2-84
		2		植生穴工		2-84
		2		植生基材吹付工		2-84
第14節 法面工(共通)	2-14-3	吹付工（仮設を含む）	吹付工（仮設を含む）	客土吹付工		2-84
				コンクリート		2-85
				モルタル		2-85
		法枠工	法枠工	簡易法枠工		2-85
				現場打法枠工		2-86
				現場吹付法枠工		2-86
		アンカー工	アンカー工	プレキャスト法枠工		2-87
						2-87
						2-87
第15節 摊壁工(共通)	2-15-1	補強土壁工	一般事項 プレキャスト擁壁工	場所打擁壁工		2-88
	2-15-2					2-88
	2-15-3			補強土壁工	補強土（テールアルメ） 壁工法	2-89
	2-15-4			多数アンカー式補強土工 ジオテキスタイルを用いた補強土工法		2-89 2-89
				井桁ブロック工		2-89
第16節 浚渫工(共通)	2-16-3		浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		2-90
				グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		2-90
				バックホウ浚渫船（面管理の場合）		2-91
第18設 床版工	2-18-2		床版工			2-91

【第4編 港湾編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3章 一般施工						
第3節 共通的工種	3-3-2		共通事項	ポンプ浚渫 グラブ浚渫 硬土盤浚渫 碎岩浚渫 バックホウ浚渫		2-92
	3-3-6	1 2 4 5	圧密・排水工	サンドドレーン 敷砂 敷砂均し 載荷土砂 ペーパードレーン		2-92 2-92 2-92 2-92 2-92
	3-3-7	2	締固工	サンドコンパクションパイル 敷砂 敷砂均し	第4編3-3-6圧密・排水工 第4編3-3-6圧密・排水工	2-92 2-92 2-92
	3-3-8	1	固化工	深層混合処理杭 敷砂 敷砂均し	第4編3-3-6圧密・排水工 第4編3-3-6圧密・排水工	2-92 2-92 2-92
	3-3-9		洗掘防止工	吸出し防止材		2-93
	3-3-10		中詰工			2-93
	3-3-11		蓋コンクリート工			2-93
	3-3-13		鋼矢板工			2-93
	3-3-14	4 5	控工	腹起 タイ材		2-93 2-94
	3-3-15		鋼杭工			2-94
	3-3-16		コンクリート杭			2-94
	3-3-17		防食工			2-94
第5節 海上地盤改良工	3-5-2		床堀工	ポンプ浚渫 グラブ浚渫 硬土盤浚渫 碎岩浚渫 バックホウ浚渫	第4編3-3-2共通事項 第4編3-3-2共通事項 第4編3-3-2共通事項 第4編3-3-2共通事項 第4編3-3-2共通事項	2-95 2-92 2-92 2-92 2-92
	3-5-6		置換工			2-95
	3-5-7		圧密・排水工		第4編3-3-6圧密・排水工	2-92
	3-5-8		締固工		第4編3-3-7締固工	2-92
	3-5-9		固化工		第4編3-3-8固化工	2-92
第6節 基礎工	3-6-3		洗掘防止工		第4編3-3-9洗掘防止工	2-93
	3-6-4		基礎捨石工			2-95
	3-6-6		基礎ブロック工	基礎ブロック製作 基礎ブロック据付	第4編3-18-3消波ブロック工 第4編3-9基础工	2-99 2-95
第7節 本体工(ケーソン式)	3-7-2		ケーソン製作工			2-96
	3-7-3		ケーソン進水据付工			2-96
	3-7-4		中詰工		第4編3-3-10中詰工	2-93
	3-7-5		蓋コンクリート工		第4編3-3-11蓋コンクリート工	2-93
第8節 本体工(ブロック式)	3-8-2		本体ブロック製作工			2-97
	3-8-3		本体ブロック据付工			2-97
	3-8-4		中詰工		第4編3-3-10中詰工	2-93
	3-8-5		蓋コンクリート工		第4編3-3-11蓋コンクリート工	2-93

【第4編 港湾編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)	3-10-2		掘防止工		第4編3-3-9洗掘防止工	2-93
	3-10-3		本体捨石工		第4編3-6-4基礎捨石工	2-95
	3-10-4		捨ブロック工	捨ブロック製作 捨ブロック据付	第4編3-18-3消波ブロック工 第4編3-6-6基礎ブロック工	2-99 2-95
第11節 本体工(鋼矢板式)	3-11-2		鋼矢板工		第4編3-3-13鋼矢板工	2-93
	3-11-3		控工		第4編3-3-14控工	2-93
第12節 本体工(コンクリート矢板式)	3-12-2		コンクリート矢板工			2-97
	3-12-3		控工		第4編3-3-14控工	2-93
第13節 本体工(鋼杭式)	3-13-2		鋼杭工		第4編3-3-15鋼杭工	2-94
第14節 本体工(コンクリート杭式)	3-14-2		コンクリート杭工		第4編3-3-16コンクリート杭工	2-94
第15節 被覆・根固工	3-15-2		被覆石工			2-97
	3-15-4		被覆ブロック工	被覆ブロック製作 被覆ブロック据付	第4編3-18-3消波ブロック工 2-99 2-97	
	3-15-5		根固ブロック工	根固ブロック製作 根固ブロック据付	第4編3-18-3消波ブロック工 第4編3-15-4被覆ブロック工	2-99 2-97
第16節 上部工	3-16-2		上部コンクリート工			2-98
	3-16-3		上部ブロック工	上部ブロック製作	第4編3-18-3消波ブロック工	2-99
				上部ブロック据付		2-98
第17節 付属工	3-17-2		係船柱工			2-98
	3-17-3		防舷材工			2-99
	3-17-4		車止・縁金物工			2-99
	3-17-5		防食工		第4編3-3-17防食工	2-94
第18節 消波工	3-18-2		洗掘防止工		第4編3-3-9洗掘防止工	2-93
	3-18-3	1	消波ブロック工	消波ブロック製作		2-99
		2		消波ブロック据付		2-99
第19節 裏込・裏埋工	3-19-2		裏込工			2-99
	3-19-4		裏埋工			2-100
第20節 維持補修工	3-20-3		防食工		第4編3-3-17防食工	2-94
第21節 仮設工	3-21-2		仮設鋼矢板工		第4編3-3-13鋼矢板工 3-3-15鋼杭工	2-93 2-94
	3-21-3		仮設钢管杭・钢管矢板工		第4編3-3-13鋼矢板工 3-3-15鋼杭工	2-93 2-94

【第5編 港湾海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防、防潮堤、護岸						
第3節 海上地盤改良工					第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-95
第4節 基礎工					第4編第3章第6節基礎工	2-95
第5節 本体工(ケーソン式)					第4編第3章第7節本体工(ケーソン式)	2-96
第6節 本体工(ブロック式)					第4編第3章第8節本体工(ブロック式)	2-97
第8節 本体工(鋼矢板式)					第4編第3章第13節本体工(鋼矢板式)	
第9節 本体工(コンクリート矢板式)					第4編第3章第12節本体工(コンクリート矢板式)	2-97
第10節 被覆・根固工					第4編第3章第15節被覆・根固工	2-97
第11節 上部工					第4編第3章第16節上部工	2-98
第12節 消波工					第4編第3章第18節消波工	2-99
第13節 裏込・裏埋工					第4編第3章第19節裏込・裏埋工	2-99
第14節 維持補修工					第4編第3章第20節維持補修工	
第15節 仮設工					第4編第3章第21節仮設工	
第2章 突堤						
第3節 海上地盤改良工					第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-95
第4節 基礎工					第4編第3章第6節基礎工	2-95
第5節 本体工(ケーソン式)					第4編第3章第7節本体工(ケーソン式)	2-96
第6節 本体工(ブロック式)					第4編第3章第8節本体工(ブロック式)	2-97
第8節 本体工(捨石・捨ブロック式)					第4編第3章第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)	
第9節 本体工(鋼矢板式)					第4編第3章第11節本体工(鋼矢板式)	
第10節 本体工(コンクリート矢板式)					第4編第3章第12節本体工(コンクリート矢板式)	2-97
第11節 本体工(鋼杭式)					第4編第3章第13節本体工(鋼杭式)	
第12節 本体工(コンクリート杭工)					第4編第3章第14節本体工(コンクリート杭工)	
第13節 被覆・根固工					第4編第3章第15節被覆・根固工	2-97
第14節 上部工					第4編第3章第16節上部工	2-98
第15節 消波工					第4編第3章第18節消波工	2-99
第16節 維持補修工					第4編第3章第20節維持補修工	
第17節 仮設工					第4編第3章第21節仮設工	
第3章 離岸堤						
第3節 海上地盤改良工					第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-95
第4節 基礎工					第4編第3章第6節基礎工	2-95
第5節 本体工(ケーソン式)					第4編第3章第7節本体工(ケーソン式)	2-96
第6節 本体工(ブロック式)					第4編第3章第8節本体工(ブロック式)	2-97
第8節 本体工(捨石・捨ブロック式)					第4編第3章第10節本体工(捨石・捨ブロック式)	
第13節 被覆・根固工					第4編第3章第15節被覆・根固工	2-97
第14節 上部工					第4編第3章第16節上部工	2-98
第15節 消波工					第4編第3章第18節消波工	2-99
第4章 樋門・水門						
第3節 海上地盤改良工					第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-95
第4節 基礎工					第4編第3章第6節基礎工	2-95
第16節 維持補修工					第4編第3章第20節維持補修工	
第17節 仮設工					第4編第3章第21節仮設工	
第5章 養砂						
第3節 海上地盤改良工					第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-95

【第6編 河川編】

章、節	条 枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 築堤・護岸					
第3節 軽量盛土工	1-3-1	軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第4節 地盤改良工	1-4-2	表層安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理工	2-65
	1-4-3	パイアルネット工		第3編2-7-5パイアルネット工	2-66
	1-4-4	バーチカルドレーン工		第3編2-7-7バーチカルドレーン工	2-67
	1-4-5	締固改良工		第3編2-7-8締固改良工	2-67
	1-4-6	固結工		第3編2-7-9固結工	2-67
第5節 護岸基礎工	1-5-3	基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-19
	1-5-4	矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
第6節 矢板護岸工	1-6-3	笠コンクリート工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-19
	1-6-4	矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
第7節 法覆護岸工	1-7-3	コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	1-7-4	護岸付属物工			2-101
	1-7-5	緑化ブロック工		第3編2-5-4緑化ブロック工	2-23
	1-7-6	環境護岸ブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	1-7-7	石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
	1-7-8	法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
	1-7-9	多自然型護岸工	巨石張り	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15
	1-7-10		巨石積み	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15
	1-7-11		かごマット	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15
	1-7-12	覆土工		第1編2-3-5法面整形工	2-4
	1-7-13	羽口工	じやかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
			ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
			かご枠	第3編2-3-27羽口工	2-16
			連節ブロック張り	第3編2-5-3-2連節ブロック張り	2-22
第8節 擁壁護岸工	1-8-3	場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	1-8-4	プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	2-88
第9節 根固め工	1-9-3	根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13
	1-9-5	沈床工		第3編2-3-18沈床工	2-14
	1-9-6	捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14
	1-9-7	かご工	じやかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
			ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
第10節 水制工	1-10-3	沈床工		第3編2-3-18沈床工	2-14
	1-10-4	捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14
	1-10-5	かご工	じやかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
	1-10-8		ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
		杭出し水制工			2-101
第11節 付帯道路工	1-11-3	路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	1-11-5	アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	2-25
	1-11-6	コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	2-48
	1-11-7	薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-58
	1-11-8	ブロック舗装工		第3編2-6-14ブロック舗装工	2-60
	1-11-9	側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	1-11-10	集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	2-18
	1-11-11	縁石工		第3編2-3-5縁石工	2-8
	1-11-12	区画線工		第3編2-3-9区画線工	2-10
第12節 付帯道路施設工	1-12-3	道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
	1-12-4	標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-8
第13節 光ケーブル配管工	1-13-3	配管工			2-101
	1-13-4	ハンドホール工			2-102

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 浚渫(川)						
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2-2-2		浚渫船運転工（民船・官船）		第3編2-16-3 浚渫船運転工	2-90
第3節 浚渫工(グラフ浚渫船)	2-3-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3 浚渫船運転工	2-90
第4節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	2-4-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3 浚渫船運転工	2-90
	2-4-2		浚渫船運転工 (面管理の場合)		第3編2-16-3 浚渫船運転工	2-90
第3章 橋門・樋管						
第3節 軽量盛土工	3-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	2-6
第4節 地盤改良工	3-4-2		固結工		第3編2-7-9 固結工	2-67
第5節 橋門・樋管本体工	3-5-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-20
	3-5-4		場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-20
	3-5-5		矢板工		第3編2-3-4 矢板工	2-8
	3-5-6	函渠工	本体工			2-102
			ヒューム管			2-102
			P C管			2-102
			コルゲートパイプ			2-102
			ダクタイル鉄管			2-102
	3-5-6		P C函渠	第3編2-3-28 プレキャストカルバート工	2-16	
	3-5-7		翼壁工			2-103
	3-5-8		水叩工			2-103
第6節 護床工	3-6-3		根固めブロック工		第3編2-3-17 根固めブロック	2-13
	3-6-5		沈床工		第3編2-3-18 沈床工	2-14
	3-6-6		捨石工		第3編2-3-19 捨石工	2-14
	3-6-7	かご工	じゃかご		第3編2-3-27 羽口工	2-16
			ふとんかご		第3編2-3-27 羽口工	2-16
第7節 水路工	3-7-3		側溝工		第3編2-3-29 側溝工	2-17
	3-7-4		集水樹工		第3編2-3-30 集水樹工	2-18
	3-7-5		暗渠工		第3編2-3-29 暗渠工	2-17
	3-7-6		樋門接続暗渠工	第3編2-3-28 プレキャストカルバート工	2-16	
第8節 付属物設置工	3-8-3		防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	2-9
	3-8-7		階段工		第3編2-3-22 階段工	2-14
第4章 水門						
第3節 工場製作工	4-3-3		桁製作工		第3編2-12-3 桁製作工	2-74
	4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	2-78
	4-3-5		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6 落橋防止装置製作工	2-79
	4-3-6		鋼製排水管製作工		第3編2-12-10 鋼製排水管製作工	2-80
	4-3-7		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工	2-79
	4-3-8		鋸造費		第3編2-12-1 鋸造費	2-71
	4-3-9		仮設材製作工		第3編2-12-1 仮設材製作工	2-73
	4-3-10		工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	2-81
第5節 軽量盛土工	4-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	2-6
第6節 水門本体工	4-6-4		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-20
	4-6-5		場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-20
	4-6-6		矢板工(遮水矢板)		第3編2-3-4 矢板工	2-8
	4-6-7		床版工			2-103
	4-6-8		堰柱工			2-103
	4-6-9		門柱工			2-103
	4-6-10		ゲート操作台工			2-103
	4-6-11		胸壁工			2-103
	4-6-12		翼壁工		第6編3-5-7 翼壁工	2-103
	4-6-13		水叩工		第6編3-5-8 水叩工	2-103

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 護床工	4-7-3		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13
	4-7-5		沈床工		第3編2-3-18沈床工	2-14
	4-7-6		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14
	4-7-7	かご工	じゃかご ふとんかご	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
				ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
第8節 付属物設置工	4-8-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	4-8-8		階段工		第3編2-3-22階段工	2-14
第9節 鋼管理橋上部工	4-9-4		架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-7		架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-8		架設工(送出し架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-9		架設工(トラベラーケーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-10		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
第10節 橋梁現場塗装工	4-10-2		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18
第11節 床版工	4-11-2		床版工		第3編2-18-2床版工	2-91
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4-12-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	4-12-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	4-12-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	4-12-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	4-12-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第14節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	2-11
	4-14-3		ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13ポストテンション桁製作工	2-11
	4-14-4		プレキャストセグメント製作工(購入)		第3編2-3-13プレキャストセグメント製作工(購入工)	2-12
	4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	2-12
	4-14-6		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
	4-14-7		架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート)	2-83
	4-14-8		架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート)	2-83
	4-14-9		床版・横組工		第3編2-18-2床版工	2-91
	4-14-10		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋)	4-15-2		架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工	2-83
	4-15-3		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
	4-15-4		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
	4-15-5		PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15PCホロースラブ製作工	2-12
第16節 橋梁付属物工(コンクリート 管理橋)	4-16-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	4-16-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	4-16-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	4-16-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	4-16-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第18節 補装工	4-18-5		アスファルト補装工		第3編2-6-7アスファルト補装工	2-25
	4-18-6		半たわみ性補装工		第3編2-6-8半たわみ性補装工	2-31
	4-18-7		排水性補装工		第3編2-6-9排水性補装工	2-37
	4-18-8		透水性補装工		第3編2-6-10透水性補装工	2-43
	4-18-9		グースアスファルト 補装工		第3編2-6-11グースアスファルト補装工	2-45
	4-18-10		コンクリート補装工		第3編2-6-12コンクリート補装工	2-48
	4-18-11		薄層カラー補装工		第3編2-6-13薄層カラー補装工	2-58
	4-18-12		ブロック補装工		第3編2-6-14ブロック補装工	2-60

【第6編 河川編】

章、節	条 枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章 堀					
第3節 工場製作工	5-3-3	刃口金物製作工		第3編2-12-1 刃口金物製作工	2-73
	5-3-4	桁製作工		第3編2-12-3 桁製作工	2-74
	5-3-5	検査路製作工		第3編2-12-4 検査路製作工	2-78
	5-3-6	鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	2-78
	5-3-7	落橋防止装置製作工		第3編2-12-6 落橋防止装置製作工	2-79
	5-3-8	鋼製排水管製作工		第3編2-12-10 鋼製排水管製作工	2-80
	5-3-9	プレビーム用桁製作工		第3編2-12-9 プレビーム用桁製作工	2-80
第3節 工場製作工	5-3-10	橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工	2-79
	5-3-11	鋳造費		第3編2-12-1 鋳造費	2-71
	5-3-12	アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8 アンカーフレーム製作工	2-79
	5-3-13	仮設材製作工		第3編2-12-1 仮設材製作工	2-73
	5-3-14	工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	2-81
第5節 軽量盛土工	5-5-2	軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	2-6
第6節 可動堰本体工	5-6-3	既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-20
	5-6-4	場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-20
	5-6-5	オープケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープケーソン基礎工	2-21
	5-6-6	ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	2-21
	5-6-7	矢板工		第3編2-3-4 矢板工	2-8
	5-6-8	床版工		第3編2-18-2 床版工	2-91
	5-6-9	堰柱工		第6編4-6-8 堰柱工	2-103
	5-6-10	門柱工		第6編4-6-9 門柱工	2-103
	5-6-11	ゲート操作台工		第6編4-6-10 ゲート操作台工	2-103
	5-6-12	水叩工		第6編3-5-8 水叩工	2-103
	5-6-13	閘門工			2-103
	5-6-14	土砂吐工			2-103
	5-6-15	[取付擁壁工]		第3編2-15-1 場所打擁壁工	2-88
第7節 固定堰本体工	5-7-3	既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-20
	5-7-4	場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-20
	5-7-5	オープケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープケーソン基礎工	2-21
	5-7-6	ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	2-21
	5-7-7	矢板工		第3編2-3-4 矢板工	2-8
	5-7-8	堰本体工			2-103
	5-7-9	水叩工			2-103
	5-7-10	土砂吐工			2-103
	5-7-11	取付擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	2-88
第8節 魚道工	5-8-3	魚道本体工			2-104
第9節 管理橋下部工	5-9-2	管理橋橋台工			2-104
第10節 鋼管理橋上部工	5-10-4	架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	5-10-5	架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	5-10-6	架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	5-10-7	架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	5-10-8	架設工(送出し架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	5-10-9	架設工(トラベラークレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	5-10-10	支承工		第10編4-5-10 支承工	2-138
第11節 橋梁現場塗装工	5-11-2	現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	2-18
第12節 床版工	5-12-2	床版工		第3編2-18-2 床版工	2-91

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	5-13-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	5-13-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	5-13-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	5-13-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	5-13-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	5-15-2		プレテンション桁製作工(購入工)		第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	2-11
	5-15-3		ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13ポストテンション桁製作工	2-11
	5-15-4		プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編2-3-13プレキャストセグメント製作工(購入工)	2-12
	5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	2-12
	5-15-6		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	5-15-7		架設工(クレーン架設)		第3編2-13架設工(コンクリート)	2-83
	5-15-8		架設工(架設桁架設)		第3編2-13架設工(コンクリート)	2-83
	5-15-9		床版・横組工		第3編2-18-2床版工	2-91
	5-15-10		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
第16節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋ホロースラブ橋)	5-16-2		架設支保工(固定)		第3編2-13架設工	2-83
	5-16-3		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
	5-16-4		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
	5-16-5		PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15PCホロースラブ製作工	2-12
第17節 コンクリート管理橋上部工 (PC箱桁橋)	5-17-2		架設支保工(固定)		第3編2-13架設工	2-83
	5-17-3		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
	5-17-4		PC箱桁製作工		第3編2-3-16PC箱桁製作工	2-13
	5-17-5		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
第18節 橋梁付属物工(コンクリート 管理橋)	5-18-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	5-18-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	5-18-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	5-18-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	5-18-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第20節 付属物設置工	5-20-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	5-20-7		階段工		第3編2-3-22階段工	2-14
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第4節 機場本体工	6-4-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	6-4-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	6-4-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
	6-4-6		本体工			2-105
	6-4-7		燃料貯油槽工			2-105
第5節 沈砂池工	6-5-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	6-5-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	6-5-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
	6-5-6		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	6-5-7		コンクリート床版工			2-105
	6-5-8		ブロック床版工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13
	6-5-9		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
第6節 吐出水槽工	6-6-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	6-6-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	6-6-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
	6-6-6		本体工		第6編6-4-6本体工	2-105

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	7-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第4節 床止め工	7-4-4		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	7-4-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
	7-4-6		本体工	床固め本体工		2-106
				巨石張り	第3編2-5-5石積(張)工	2-23
				根固めブロック	第3編2-3-17根固めブロック	2-13
	7-4-7		取付擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	7-4-8		水叩工			2-106
				巨石張り	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15
				根固めブロック	第3編2-3-17根固めブロック	2-13
第5節 床固め工	7-5-4		本堤工		第6編7-4-6本体工	2-106
	7-5-5		垂直壁工		第6編7-4-6本体工	2-106
	7-5-6		側壁工			2-106
	7-5-7		水叩工		第6編7-4-8水叩工	2-106
第6節 山留擁壁工	7-6-3		コンクリート擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	7-6-4		ブロック積擁壁工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	7-6-5		石積擁壁工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
	7-6-6		山留擁壁基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-19
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	8-7-3		不陸整正工		第1編2-3-6堤防天端工	2-4
	8-7-4		コンクリート舗装補修工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	2-48
	8-7-5		アスファルト舗装補修工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	2-25
第8節 付属物復旧工	8-8-2		付属物復旧工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
第9節 付属物設置工	8-9-3		防護柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	8-9-5		付属物設置工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
第10節 光ケーブル配管工	8-10-3		配管工		第6編1-13-3配管工	2-101
	8-10-4		ハンドホール工		第6編1-13-4ハンドホール工	2-102
第12節 植栽維持工	8-12-3		樹木・芝生管理工		第3編2-14-2植生工	2-84
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	9-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第4節 腹付工	9-4-2		覆土工		第1編2-3-5法面整形工	2-4
	9-4-3		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84
第5節 側帯工	9-5-2	縁切工	じゃかご工		第3編2-3-27羽口工	2-16
			連節ブロック張り		第3編2-5-3コンクリートブロック工(連結ブロック張り)	2-22
			コンクリートブロック張り		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
			石張工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
	9-5-3		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84
第6節 堤脚保護工	9-6-3		石積工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
	9-6-4		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
第7節 管理用通路工	9-7-2		防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	9-7-4		路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	2-62
	9-7-5		舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	2-62
	9-7-6		オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	2-63
	9-7-7	排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠		第3編2-3-29側溝工	2-17
			集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	2-18
	9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	第3編2-3-5縁石工	2-8
第8節 現場塗装工	9-8-3		付属物塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18
	9-8-4		コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	2-10

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防・護岸						
第3節 軽量盛土工	1-3-1		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第4節 地盤改良工	1-4-2		表層安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理工	2-65
	1-4-3		パイアルネット工		第3編2-7-5パイアルネット工	2-66
	1-4-4		バーチカルドレーン工		第3編2-7-7バーチカルドレーン工	2-67
	1-4-5		締固改良工		第3編2-7-8締固改良工	2-67
	1-4-6		固結工		第3編2-7-9固結工	2-67
	1-5-4		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14
第5節 護岸基礎工	1-5-5		場所打コンクリート工			2-107
	1-5-6		海岸コンクリートブロック工			2-107
	1-5-7		笠コンクリート工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-19
	1-5-8		基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-19
	1-5-9		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
	1-6-3		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
第6節 護岸工	1-6-4		海岸コンクリートブロック工			2-107
	1-6-5		コンクリート被覆工			2-108
	1-7-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
第8節 天端被覆工	1-8-2		コンクリート被覆工			2-108
第9節 波返工	1-9-3		波返工			2-108
第10節 裏法被覆工	1-10-2		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
	1-10-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	1-10-4		コンクリート被覆工		第7編1-6-5コンクリート被覆工	2-108
	1-10-5		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
第11節 カルバート工	1-11-3		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	2-16
第12節 排水構造物工	1-12-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	1-12-4		集水桿工		第3編2-3-30集水桿工	2-18
	1-12-5	管渠工	プレキャストパイプ		第3編2-3-29暗渠工	2-17
			プレキャストボックス		第3編2-3-29暗渠工	2-17
			コルゲートパイプ		第3編2-3-29暗渠工	2-17
			タグタイル鉄管		第3編2-3-29暗渠工	2-17
	1-12-6		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
第13節 付属物設置工	1-13-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	1-13-6		階段工		第3編2-3-22階段工	2-14
第14節 付帯道路工	1-14-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	1-14-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	2-25
	1-14-6		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	2-48
	1-14-7		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-58
	1-14-8		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	1-14-9		集水桿工		第3編2-3-30集水桿工	2-18
	1-14-10		縁石工		第3編2-3-5縁石工	2-8
	1-14-11		区画線工		第3編2-3-9区画線工	2-10
	1-15-3		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
第15節 付帯道路施設工	1-15-4		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-8

【第7編 河川海岸編】

章、節	条 枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 突堤・人工岬					
第3節 軽量盛土工	2-3-2	軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-6
第4節 突堤基礎工	2-4-4	捨石工			2-109
	2-4-5	吸出し防止工			2-109
第5節 突堤本体工	2-5-2	捨石工			2-109
	2-5-5	海岸コンクリートブロック工			2-110
	2-5-6	既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	2-20
	2-5-7	詰杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	2-20
	2-5-8	矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	2-8
	2-5-9	石柱工			2-110
	2-5-10	場所打コンクリート工			2-110
	2-5-11	ケーソン工	ケーソン工製作		2-111
			ケーソン工据付		2-111
			突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		2-111
	2-5-12	セルラー工	セルラー工製作		2-112
			セルラー工据付		2-112
			突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		2-112
第6節 根固め工	2-6-2	捨石工			2-112
	2-6-3	根固めブロック工			2-113
第7節 消波工	2-7-2	捨石工		第3編 2-3-19 捨石工	2-14
	2-7-3	消波ブロック工			2-113
第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)					
第3節 海域堤基礎工	3-3-3	捨石工			2-113
	3-3-4	吸出し防止工		第7編 2-4-5 吸出し防止工	2-109
第4節 海域堤本体工	3-4-2	捨石工		第3編 2-3-19 捨石工	2-14
	3-4-3	海岸コンクリートブロック工		第7編 2-5-5 海岸コンクリートブロック工	2-110
	3-4-4	ケーソン工		第7編 2-5-11 ケーソン工	2-111
	3-4-5	セルラー工		第7編 2-5-12 セルラー工	2-112
	3-4-6	場所打コンクリート工		第7編 2-5-10 場所打ちコンクリート工	2-110
第4章 浚渫(海岸)					
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	4-2-2	浚渫船運転工		第3編 2-16-3 浚渫船運転工	2-90
第3節 浚渫工(グラフ船)	4-3-2	浚渫船運転工		第3編 2-16-3 浚渫船運転工	2-90
第5章 養浜					
第2節 軽量盛土工	5-2-2	軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-6
第3節 砂止工	5-3-2	根固めブロック工		第3編 2-3-17 根固めブロック	2-13

【第8編 砂防編】

章、節	条 枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防堰堤					
第3節 工場製作工	1-3-3	鋼製堰堤製作工		第3編2-12-3-3桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	2-77
	1-3-4	鋼製堰堤仮設材製作工			2-114
	1-3-5	工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-81
第5節 軽量盛土工	1-5-2	軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第6節 法面工	1-6-2	植生工		第3編2-14-2植生工	2-84
	1-6-3	法面吹付け工		第3編2-14-3吹付工	2-85
	1-6-4	法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
	1-6-6	アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	2-87
	1-6-7	かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工	2-16 2-16
第8節 コンクリート堰堤工	1-8-4	コンクリート堰堤本体工			2-114
	1-8-5	コンクリート副堰堤工		第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工	2-114
	1-8-6	コンクリート側壁工			2-114
	1-8-8	水叩工			2-115
第9節 鋼製堰堤工	1-9-5	鋼製堰堤本体工	不透過型 透過型		2-115 2-115
	1-9-6	鋼製側壁工			2-117
	1-9-7	コンクリート側壁工		第8編1-8-6コンクリート側壁工	2-114
	1-9-9	水叩工		第8編1-8-8水叩工	2-115
	1-9-10	現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18
第10節 護床工・根固め工	1-10-4	根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13
	1-10-6	沈床工		第3編2-3-18沈床工	2-14
	1-10-7	かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工	2-16 2-16
第11節 砂防堰堤付属物設置工	1-11-3	防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
第12節 付帯道路工	1-12-3	路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	1-12-5	アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	2-25
	1-12-6	コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	2-48
	1-12-7	薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-58
	1-12-8	側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	1-12-9	集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	2-18
	1-12-10	縁石工		第3編2-3-5縁石工	2-8
	1-12-11	区画線工		第3編2-3-9区画線工	2-10
第13節 付帯道路施設工	1-13-3	道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
	1-13-4	小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-8
第2章 流路					
第3節 軽量盛土工	2-3-2	軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第4節 流路護岸工	2-4-4	基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-19
	2-4-5	コンクリート擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	2-4-6	ブロック積擁壁工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	2-4-7	石積擁壁工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
	2-4-8	護岸付属物工		第6編1-7-4護岸付属物工	2-101
	2-4-9	植生工		第3編2-14-2植生工	2-84

【第8編 砂防編】

章、節	条 枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 床固め工	2-5-4	床固め本体工		第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工	2-114
	2-5-5	垂直壁工		第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工	2-114
	2-5-6	側壁工		第8編1-8-6コンクリート側壁工	2-114
	2-5-7	水叩工		第8編1-8-8水叩工	2-115
	2-5-8	魚道工			2-117
第6節 根固め・水制工	2-6-4	根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13
	2-6-6	捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14
	2-6-7	かご工	じやかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
			ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
			かごマット	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15
第7節 流路付属物設置工	2-7-2	階段工		第3編2-3-22階段工	2-14
	2-7-3	防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
第3章 斜面対策					
第3節 軽量盛土工	3-3-2	軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第4節 法面工	3-4-2	植生工		第3編2-14-2植生工	2-84
	3-4-3	吹付工		第3編2-14-3吹付工	2-85
	3-4-4	法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
	3-4-5	かご工	じやかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
			ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
	3-4-6	アンカー工(プレキャストコンクリート板)		第3編2-14-6アンカー工	2-87
	3-4-7	抑止アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	2-87
第5節 擁壁工	3-5-3	既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	3-5-4	場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	3-5-5	プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	2-88
	3-5-6	補強土壁工		第3編2-15-3補強土壁工	2-89
	3-5-7	井桁ブロック工		第3編2-15-4井桁ブロック工	2-89
	3-5-8	落石防護工		第10編1-11-5落石防護柵工	2-124
第6節 山腹水路工	3-6-3	山腹集水路・排水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	3-6-4	山腹明暗渠工			2-117
	3-6-5	山腹暗渠工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
	3-6-6	現場打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	3-6-7	集水柵工		第3編2-3-30集水柵工	2-18
第7節 地下水排除工	3-7-4	集排水ボーリング工			2-118
	3-7-5	集水井工			2-118
第8節 地下水遮断工	3-8-3	場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	3-8-4	固結工		第3編2-7-9固結工	2-67
	3-8-5	矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
第9節 抑止杭工	3-9-3	既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	3-9-4	場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	3-9-5	シャフト工(深基礎工)		第3編2-4-6深基礎工	2-21
	3-9-6	合成杭工			2-118

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	1-4		コンクリートダム工 (本体)			2-119
	1-4		コンクリートダム工 (水叩)			2-119
	1-4		コンクリートダム工 (副ダム)			2-120
	1-4		コンクリーダム工 (導流壁)			2-121

第2章 フィルダム

第4節 盛立工	2-4-5		コアの盛立			2-122
	2-4-6		フィルターの盛立			2-122
	2-4-7		ロックの盛立			2-122
	2		フィルダム(洪水吐)			2-123

第3章 基礎グラウチング

第3節 ボーリング工	3-3		ボーリング工			2-123
------------	-----	--	--------	--	--	-------

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		2-124
				工場塗装工	第3編2-12-11工場塗装工	2-81
第4節 地盤改良工						
第4節 地盤改良工	1-4-2		表層安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理工	2-65
	1-4-3		置換工		第3編2-7-3置換工	2-64
	1-4-4		サンドマット工		第3編2-7-6サンドマット工	2-66
	1-4-5		バーチカルドレーン工		第3編2-7-7バーチカルドレーン工	2-67
	1-4-6		締固改良工		第3編2-7-8締固改良工	2-67
	1-4-7		固結工		第3編2-7-9固結工	2-67
第5節 法面工	1-5-2		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84
	1-5-3		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	2-85
	1-5-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
	1-5-6		アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	2-87
	1-5-7		かご工	じやかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
				ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
第6節 軽量盛土工	1-6-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第7節 摊壁工	1-7-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	1-7-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	1-7-5		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	1-7-6		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	2-88
	1-7-7		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法	第3編2-15-3補強土壁工	2-89
				多数アンカー式補強土工法	第3編2-15-3補強土壁工	2-89
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第3編2-15-3補強土壁工	2-89
	1-7-8		井桁ブロック工		第3編2-15-4井桁ブロック工	2-89
第8節 石・ブロック積(張)工	1-8-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	1-8-4		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
第9節 カルバート工	1-9-4		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	1-9-5		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	1-9-6		場所打箇渠工			2-124
	1-9-7		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	2-16

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 排水構造物工(小型水路工)	1-10-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	1-10-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	1-10-5		集水樹・マンホール工		第3編2-3-30集水樹工	2-18
	1-10-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
	1-10-7		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	1-10-8		排水工(小段排水・縦排水)		第3編2-3-29側溝工	2-17
第11節 落石雪害防止工	1-11-4		落石防止網工			2-124
	1-11-5		落石防護柵工			2-124
	1-11-6		防雪柵工			2-125
	1-11-7		雪崩予防柵工			2-125
第12節 遮音壁工	1-12-4		遮音壁基礎工			2-125
	1-12-5		遮音壁本体工			2-125
第2章 補装						
第3節 地盤改良工	2-3-2		表層安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理工	2-65
	2-3-3		置換工		第3編2-7-3置換工	2-64
第4節 補装工	2-4-5		アスファルト補装工		第3編2-6-7アスファルト補装工	2-25
	2-4-6		半たわみ性補装工		第3編2-6-8半たわみ性補装工	2-31
	2-4-7		排水性補装工		第3編2-6-9排水性補装工	2-37
	2-4-8		透水性補装工		第3編2-6-10透水性補装工	2-43
	2-4-9		グースアスファルト補装工		第3編2-6-11グースアスファルト補装工	2-45
	2-4-10		コンクリート補装工		第3編2-6-12コンクリート補装工	2-48
	2-4-11		薄層カラー補装工		第3編2-6-13薄層カラー補装工	2-58
	2-4-12		ブロック補装工		第3編2-6-14ブロック補装工	2-60
	2-4		歩道路盤工			2-126
	2-4		取合補装路盤工			2-126
	2-4		路肩補装路盤工			2-126
	2-4		歩道補装工			2-126
	2-4		取合補装工			2-126
	2-4		路肩補装工			2-126
	2-4		表層工			2-126
第5節 排水構造物工(路面排水工)	2-5-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	2-5-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	2-5-5		集水樹(街渠樹)・マンホール工		第3編2-3-30集水樹工	2-18
	2-5-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
	2-5-7		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	2-5-8		排水工(小段排水・縦排水)		第3編2-3-29側溝工	2-17
	2-5-9		排水性補装用路肩排水工			2-127
第6節 縁石工	2-6-3		縁石工		第3編2-3-5縁石工	2-8
第7節 踏掛版工	2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		2-127
				ラバーシュ		2-127
				アンカーボルト		2-127
第8節 防護柵工	2-8-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	2-8-4		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	2-8-5		ボックスビーム工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	2-8-6		車止めボスト工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
第9節 標識工	2-9-3		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-8
	2-9-4		大型標識工	標識基礎工 標識柱工		2-127 2-127
第10節 区画線工	2-10-2		区画線工		第3編2-3-9区画線工	2-10

【第10編 道路編】

章、節	条 枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 道路付属施設工	2-12-4	道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
	2-12-5	ケーブル配管工			2-128
			ハンドホール		2-128
	2-12-6	照明工	照明柱基礎工		2-128
第13節 橋梁付属物工	2-13-2	伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
第3章 橋梁下部					
第3節 工場製作工	3-3-2	刃口金物製作工		第3編2-12-1刃口金物製作工	2-73
	3-3-3	鋼製橋脚製作工			2-129
	3-3-4	アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8アンカーフレーム製作工	2-79
	3-3-5	工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-81
第5節 軽量盛土工	3-5-2	軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第6節 橋台工	3-6-3	既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	3-6-4	場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	3-6-5	深礎工		第3編2-4-6深礎工	2-21
	3-6-6	オープニング基礎工		第3編2-4-7オープニング基礎工	2-21
	3-6-7	ニューマチックケーン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーン基礎工	2-21
	3-6-8	橋台躯体工			2-130
第7節 RC橋脚工	3-7-3	既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	3-7-4	場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	3-7-5	深礎工		第3編2-4-6深礎工	2-21
	3-7-6	オープニング基礎工		第3編2-4-7オープニング基礎工	2-21
	3-7-7	ニューマチックケーン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーン基礎工	2-21
	3-7-8	鋼管矢板基礎工		第3編2-4-9鋼管矢板基礎工	2-22
	3-7-9	橋脚躯体工	張出式		2-132
			重力式	第10編3-7-9橋脚躯体工	2-132
			半重力式	第10編3-7-9橋脚躯体工	2-132
			ラーメン式		2-134
第8節 鋼製橋脚工	3-8-3	既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	3-8-4	場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	3-8-5	深礎工		第3編2-4-6深礎工	2-21
	3-8-6	オープニング基礎工		第3編2-4-7オープニング基礎工	2-21
	3-8-7	ニューマチックケーン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーン基礎工	2-21
	3-8-8	鋼管矢板基礎工		第3編2-4-9鋼管矢板基礎工	2-22
	3-8-9	橋脚フーチング工	I型・T型		2-136
			門型		2-136
	3-8-10	橋脚架設工	I型・T型		2-136
			門型		2-137
	3-8-11	現場継手工			2-137
	3-8-12	現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18
第9節 護岸基礎工	3-9-3	基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-19
	3-9-4	矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
第10節 矢板護岸工	3-10-3	笠コンクリート工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-19
	3-10-4	矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
第11節 法覆護岸工	3-11-2	コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	3-11-3	護岸付属物工		第6編1-7-4護岸付属物工	2-101
	3-11-4	緑化ブロック工		第3編2-5-4緑化ブロック工	2-23
	3-11-5	環境護岸ブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	3-11-6	石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
	3-11-7	法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 法覆護岸工	3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15
				巨石積み	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15
				かごマット	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15
	3-11-9		吹付工		第3編2-14-3吹付工	2-85
	3-11-10		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84
	3-11-11		覆土工		第1編2-3-5法面整形工	2-4
	3-11-12	羽口工		じやかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
				ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
	3-11-12	羽口工		かご枠	第3編2-3-27羽口工	2-16
				連筋ブロック張り	第3編2-5-3-2連筋ブロック張り	2-22
第12節 摊壁護岸工	3-12-3		場所打摊壁工		第3編2-15-1場所打摊壁工	2-88
	3-12-4		プレキヤスト摊壁工		第3編2-15-2プレキヤスト摊壁工	2-88
第4章 鋼橋上部						
第3節 工場製作工	4-3-3		桁製作工		第3編2-12-3桁製作工	2-74
	4-3-4		検査路製作工		第3編2-12-4検査路製作工	2-78
	4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	2-78
	4-3-6		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	2-79
	4-3-7		鋼製排水管製作工		第3編2-12-10鋼製排水管製作工	2-80
	4-3-8		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-79
	4-3-9		橋梁用高欄製作工			2-137
	4-3-10		横断歩道橋製作工		第3編2-12-3桁製作工	2-74
	4-3-11		鋳造費		第3編2-12-1鋳造費	2-71
	4-3-12		アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8アンカーフレーム製作工	2-79
	4-3-13		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-81
第5節 鋼橋架設工	4-5-4		架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(クレーン架設)	2-82
	4-5-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13 架設工(ケーブルクレーン架設)	2-82
	4-5-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編2-13 架設工(ケーブルエレクション架設)	2-82
	4-5-7		架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(架設桁架設)	2-82
	4-5-8		架設工(送出し架設)		第3編2-13 架設工(送出し架設)	2-82
	4-5-9		架設工(トラベラークレーン架設)		第3編2-13 架設工(トラベラーケーン架設)	2-82
	4-5-10		支承工			2-138
	4-6-3		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18
第6節 橋梁現場塗装工						
第7節 床版工	4-7-2		床版工		第3編2-18-2床版工	2-91
第8節 橋梁付属物工	4-8-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	4-8-3		落橋防止措置工			2-139
	4-8-5		地覆工			2-139
	4-8-6		橋梁用防護柵工			2-139
	4-8-7		橋梁用高欄工			2-139
	4-8-8		検査路工			2-139

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9節 歩道橋本体工	4-9-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	4-9-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	4-9-5		橋脚フーチング工	I型	第10編3-8-9橋脚フーチング工	2-136
	4-9-5		橋脚フーチング工	T型	第10編3-8-9橋脚フーチング工	2-136
	4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		第3編2-13 橋梁架設工	2-82
	4-9-7		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	5-3-2		プレビーム用桁製作工		第3編2-12-9プレビーム用桁製作工	2-80
	5-3-3		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-79
	5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	2-78
	5-3-5		検査路製作工		第3編2-12-4検査路製作工	2-78
	5-3-6		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-81
	5-3-7		鋳造費		第3編2-12-1鋳造費	2-71
第5節 PC橋工	5-5-2	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	けた橋	第3編2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	2-11
			スラブ橋	スラブ橋	第3編2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	2-11
	5-5-3	ポストテンション桁製作工			第3編2-3-13ポストテンション桁製作工	2-11
	5-5-4	プレキャストセグメント製作工（購入工）			第3編2-3-14プレキャストセグメント製作工（購入工）	2-12
	5-5-5	プレキャストセグメント主桁組立工			第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	2-12
	5-5-6	支承工			第10編4-5-10支承工	2-138
	5-5-7	架設工（クレーン架設）			第3編2-13 架設工（クレーン架設）	2-82
	5-5-8	架設工（架設桁架設）			第3編2-13 架設工（架設桁架設）	2-83
	5-5-9	床版・横組工			第3編2-18-2床版工	2-91
	5-5-10	落橋防止装置工			第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
第6節 プレビーム桁橋工	5-6-2	プレビーム桁製作工（現場）				2-140
	5-6-3	支承工			第10編4-5-10支承工	2-138
	5-6-4	架設工（クレーン架設）			第3編2-13 架設工（クレーン架設）	2-82
	5-6-5	架設工（架設桁架設）			第3編2-13 架設工（架設桁架設）	2-83
	5-6-6	床版・横組工			第3編2-18-2床版工	2-91
	5-6-9	落橋防止装置工			第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
第7節 PCホロースラブ橋工	5-7-2	架設支保工（固定）			第3編2-13 架設工	2-83
	5-7-3	支承工			第10編4-5-10支承工	2-138
	5-7-4	P Cホロースラブ製作工			第3編2-3-15P Cホロースラブ製作工	2-12
	5-7-5	落橋防止装置工			第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
第8節 RCホロースラブ橋工	5-8-2	架設支保工（固定）			第3編2-13 架設工	2-83
	5-8-3	支承工			第10編4-5-10支承工	2-138
	5-8-4	R C場所打ホロースラブ製作工			第3編2-3-15P Cホロースラブ製作工	2-12
	5-8-5	落橋防止装置工			第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
第9節 PC版桁橋工	5-9-2	P C版桁製作工			第3編2-3-15P Cホロースラブ製作工	2-12
第10節 PC箱桁橋工	5-10-2	架設支保工（固定）			第3編2-13 架設工	2-83
	5-10-3	支承工			第10編4-5-10支承工	2-138
	5-10-4	P C箱桁製作工			第3編2-3-16P C箱桁製作工	2-13
	5-10-5	落橋防止装置工			第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 PC片持箱桁橋工	5-11-2		PC片持箱桁製作工		第3編2-3-16PC箱桁製作工	2-13
	5-11-3		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
	5-11-4		架設工(片持架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート橋)	2-83
第12節 PC押出し箱桁橋工	5-12-2		PC押出し箱桁製作工		第3編2-3-16PC押出し箱桁製作工	2-13
	5-12-3		架設工(押出し架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート橋)	2-83
第13節 橋梁付属物工	5-13-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	5-13-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	5-13-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	5-13-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	5-13-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第6章 トンネル(NATM)						
第4節 支保工	6-4-3		吹付工			2-140
	6-4-4		ロックボルト工			2-140
第5節 覆工	6-5-3		覆工コンクリート工			2-141
	6-5-4		側壁コンクリート工		第10編6-5-3覆工コンクリート工	2-141
	6-5-5		床版コンクリート工			2-141
第6節 インバート工	6-6-4		インバート本体工			2-142
第7節 坑内付帯工	6-7-5		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
第8節 坑門工	6-8-4		坑門本体工			2-142
	6-8-5		明り巻工			2-143
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	11-3-3		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-81
第6節 現場打構築工	11-6-2		現場打躯体工			2-144
	11-6-4		カラー縫手工			2-144
	11-6-5	防水工	防水			2-144
			防水保護工			2-144
			防水壁			2-145
第7節 プレキャスト構築工	11-7-2		プレキャスト躯体工			2-145
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	12-5-2		管路工(管路部)			2-145
	12-5-3		プレキャストボックス工(特殊部)			2-146
	12-5-4		現場打ちボックス工(特殊部)		第10編11-6-2現場打躯体工	2-144
第6節 付帯設備工	12-6-2		ハンドホール工			2-146
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	13-3-3		管路工(管路部)		第10編12-5-2管路工(管路部)	2-145
第4節 付帯設備工	13-4-2		ハンドホール工		第10編12-6-2ハンドホール工	2-146
第14章 道路維持						
第4節 補装工	14-4-3		路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	2-62
	14-4-4		補装打換え工		第3編2-6-16補装打換え工	2-62
	14-4-5		切削オーバーレイ工			2-147
	14-4-6		オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	2-63
	14-4-7		路上再生工			2-148
	14-4-8		薄層カラー補装工		第3編2-6-13薄層カラー補装工	2-58

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 排水構造物工	14-5-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	14-5-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	14-5-5		集水桿・マンホール工		第3編2-3-30集水桿工	2-18
	14-5-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
	14-5-7		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	14-5-8		排水工		第3編2-3-29側溝工	2-17
第6節 防護柵工	14-6-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	14-6-4		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	14-6-5		ボックスピーム工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	14-6-6		車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
第7節 標識工	14-7-3		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-8
	14-7-4		大型標識工		第10編2-9-4大型標識工	2-127
第8節 道路付属施設工	14-8-4		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
	14-8-5		ケーブル配管工		第10編2-12-5ケーブル配管工	2-128
	14-8-6		照明工		第10編2-12-6照明工	2-128
第9節 軽量盛土工	14-9-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第10節 摊壁工	14-10-3		場所打摊壁工		第3編2-15-1場所打摊壁工	2-88
	14-10-4		プレキャスト摊壁工		第3編2-15-2プレキャスト摊壁工	2-88
第11節 石・ブロック積(張)工	14-11-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	14-11-4		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
第12節 カルバート工	14-12-4		場所打函渠工		第10編1-9-6場所打函渠工	2-124
	14-12-5		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	2-16
第13節 法面工	14-13-2		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84
	14-13-3		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	2-85
	14-13-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
	14-13-6		アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	2-87
	14-13-7		かご工	じやかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工	2-16 2-16
	14-15-2		伸縮継手工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
第15節 橋梁付属物工	14-15-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	14-15-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	14-15-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	14-15-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第17節 現場塗装工	14-17-6		コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	2-10
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	16-3-4		桁補強材製作工			2-149
	16-3-5		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	2-79
第5節 舗装工	16-5-3		路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	2-62
	16-5-4		舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	2-62
	16-5-5		切削オーバーレイ工		第10編14-4-5切削オーバーレイ工	2-147
	16-5-6		オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	2-63
	16-5-7		路上再生工		第10編14-4-7路上再生工	2-148
	16-5-8		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-58
第6節 排水構造物工	16-6-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	16-6-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	16-6-5		集水桿・マンホール工		第3編2-3-30集水桿工	2-18
	16-6-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
	16-6-7		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	16-6-8		排水工		第3編2-3-29側溝工	2-17
第7節 縁石工	17-7-3		縁石工		第3編2-3-5縁石工	2-8

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 防護柵工	16-8-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	16-8-4		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	16-8-5		ボックスピーム工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	16-8-6		車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
第9節 標識工	16-9-3		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-8
	16-9-4		大型標識工		第10編2-9-4大型標識工	2-127
第10節 区画線工	16-10-2		区画線工		第3編2-3-9区画線工	2-10
第12節 道路付属施設工	16-12-4		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
	16-12-5		ケーブル配管工		第10編2-12-5ケーブル配管工	2-128
	16-12-6		照明工		第10編2-12-6照明工	2-128
第13節 軽量盛土工	16-13-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第14節 摊壁工	16-14-3		場所打摊壁工		第3編2-15-1場所打摊壁工	2-88
	16-14-4		プレキャスト摊壁工		第3編2-15-2プレキャスト摊壁工	2-88
第15節 石・ブロック積(張)工	16-15-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	16-15-4		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
第16節 カルバート工	16-16-4		場所打函渠工		第10編1-9-6場所打函渠工	2-124
	16-16-5		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	2-16
第17節 法面工	16-17-2		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84
	16-17-3		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	2-85
	16-17-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
	16-17-6		アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	2-87
	16-17-7		かご工	じやかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工	2-16 2-16
第18節 落石雪害防止工	18-18-4		落石防止網工		第10編1-11-4落石防止網工	2-124
	18-18-5		落石防護柵工		第10編1-11-5落石防護柵工	2-124
	18-18-6		防雪柵工		第10編1-11-6防雪柵工	2-125
	18-18-7		雪崩予防柵工		第10編1-11-7雪崩予防柵工	2-125
第20節 鋼桁工	16-20-3		鋼桁補強工		第10編16-3-4桁補強材製作工	2-149
第21節 橋梁支承工	16-21-3		鋼橋支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
	16-21-4		P C橋支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
第22節 橋梁付属物工	16-22-3		伸縮継手工		第3編2-3-24伸縮措置工	2-14
	16-22-4		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
	16-22-6		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	16-22-7		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	16-22-8		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	16-22-9		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第25節 現場塗装工	16-25-3		橋梁塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18
	16-25-6		コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	2-10

【第11編 農業農村整備編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条 枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 ほ場整備工事					
第3節 整地工	2-3-1	整地工	表土扱い		2-150
			基盤造成		2-150
			表土整地		2-151
			畦畔復旧		2-151
	2-3-4	暗渠排水工	吸水渠		2-151
			集水渠（支線）		2-151
			導水渠（本線）		2-151
第7節 道路工	2-7-11	砂利舗装工	道路工（砂利道）		2-151
第3章 農用地造成工事					
第5節 畑面工	3-5-1	畑面工	耕起深耕		2-152
			テラス（階段畑）		2-152
			土壤改良		2-152
			改良山成		2-152
第6節 道路工	3-6	道路工	耕作道		2-152
第5章 水路トンネル工事					
第5節 トンネル工	5-5-1	トンネル掘削工	支保工		2-153
			コンクリート覆工		2-153
第6章 水路工事					
第6節 開渠工	6-6-2	現場打ち開渠工	現場打開水路		2-154
	6-6-3	プレキャスト開渠工	鉄筋コンクリート大型 フリューム		2-154
			鉄筋コンクリートL型 水路		2-154
第7節 暗渠工	6-7-2	現場打ち暗渠工	現場打サイホン		2-154
	6-7-3	プレキャスト暗渠工	現場打暗渠		2-155
			ボックスカルバート水 路		2-155
第8章 管水路工事					
第5節 管体基礎工	8-5-1		砂砂利等		2-156
第6節 管体工	8-6	管水路	遠心力鉄筋コンクリー ト管		2-156
			ダクトタイル鉄管		2-156
			強化プラスチック複合 管		2-156
			硬質塩化ビニル管		2-157
			鋼管		2-158
			管敷設		2-158
			V型開先（両面溶接）		2-159
			V型開先テープ付き直 管（両面溶接）		2-159
			V型開先（片面溶接）		2-160
			V型開先（片面裏当溶 接）		2-160
			X型開先（両面溶接）		2-160
			X型開先テープ付き直 管（両面溶接）		2-161
			周縫手溶接		2-161

【第11編 農業農村整備編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁			
第6節 管体工	8－6	管水路	周縫手溶接テープ付き直管			2-163			
			すみ肉溶接			2-163			
			放射線透過試験			2-164			
			素地調整			2-165			
			エポキシ樹脂塗装			2-165			
			ジョイントコート			2-166			
			たわみ率			2-167			
			シールド工事 (一次覆工)			2-168			
			シールド工事 (二次覆工)			2-168			
第9章 畑かん施設工事									
第2節 末端工	9－2－2		散水支管設置工	スプリンクラー		2-169			
第18章 ため池改修工事									
第3節 堤体工	18－3		堤体工	堤体工		2-170			
第5節 洪水吐工	18－5－1		洪水吐工	洪水吐工		2-170			
第6節 取水施設工	18－6		取水施設工	樋管工		2-171			
				同上付帶構造物		2-171			
参考資料									
管水路（コンクリート二次製品）のジョイント間隔						2-172			
管水路（ダクタイル鋳鉄管）ジョイント間隔						2-173			
管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔						2-174			
放射線透過試験による点検の項目と判断基準						2-175			
塗覆装の方式及びその厚さ						2-176			
管水路ジョイント間隔測定結果一覧表						2-177			

【第12編 森林土木編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁			
※第3編 土木工事共通編									
第2章 一般施工									
第3節 共通的工種	2-3-29		側溝工	コルゲートパイプ工	第3編 2-3-29側溝工（暗渠工）	2-17			
				合成樹脂管		2-17			
	2-5-3		コンクリートブロック工	コンクリートブロック積	第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-22			
				コンクリートブロック張り	第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-22			
				転石積	第3編 2-5-5 石積（張）工	2-23			
	2-5-5		石積（張）工	雑石積	第3編 2-5-5 石積（張）工	2-23			
				巨石積等	第3編 2-5-5 石積（張）工	2-23			
第10節 仮設工	2-10-2		仮設道路工	開設、補修工		2-178			
	2-10-19		仮設防護柵						
第15節 擁壁工 共通	2-15-1		現場打擁壁工		第3編 2-15-1 現場打擁壁工	2-88			
	2-15-2		プレキャスト擁壁工		第3編 2-15-1 プレキャスト擁壁工	2-88			
	2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	第3編 2-15-3 補強土壁工	2-89			
				多数アンカ-式補強土壁工法	第3編 2-15-3 補強土壁工	2-89			
				ジオテクスチルを用いた補強土壁工法	第3編 2-15-3 補強土壁工	2-89			
第12編 森林土木編									
第2章 林道工事									
第3節 道路土工	2-3		道路土工	中心線		2-179			
				横断線		2-179			
				路盤工		2-179			
				コンクリート路面工		2-179			
第4節 排水施設工	2-4-2		洗越工	流末工		2-180			
				洗越工		2-180			
	2-4-3		呑口工及び吐口工	現場打擁壁工	第3編 2-15-1 場所打擁壁工	2-88			
				コンクリートブロック工	第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-22			
				石積（張）工	第3編 2-5-5 石積（張）工	2-23			
				ふとんかご、かご枠	第3編 2-3-27 羽口工	2-16			
	2-4-4		流木除け工及び土砂止め工	ふとんかご、かご枠	第3編 2-3-27 羽口工	2-16			
	2-4-5		流末工			2-180			
	2-4-6		側溝工	素堀、植生工		2-180			
第7節 植生工					第3編 2-14-2 植生工	2-84			
					第3編 2-14-3 吹付工	2-85			

【第12編 森林土木編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3章 溝間工事						
第1節 コンクリートダム工	3－1	コンクリートダム本体工	コンクリートダム本体工			2-181
			コンクリート副ダム工			2-181
			護岸工・水制工	各種の工法により、該当する規格、基準を適用する。		—
	3－1	側壁工				2-181
	3－1	水叩工・底張り工 (底版及び基礎工)				2-181
	3－1	鋼製ダム工				2-182
第4節 緑化工	2－4－1	一般事項		第12編 4－8 櫃工		2-183
				第12編 4－9－5 筋工		2-183
第4章 山腹工事						
第3節 法切工						
第4節 土留工	4－4－1	土留工	石積(張)工	第3編 2－5－5 石積(張)工		2-23
			コンクリートブロック工	第3編 2－5－3 コンクリートブロック工		2-22
			現場打擁壁工	第3編 2－15擁壁工		2-88
	4－4－2	丸太積土留工				
	4－4－3	土のう積土留工				
第5節 埋設工	4－5－2	土留工	石積(張)工	第3編 2－5－5 石積(張)工		2-23
			現場打擁壁工	第3編 2－15－1 場所打擁壁工		2-88
	4－5－3	柵工		第12編 4－8 櫃工		2-183
第6節 暗渠工	4－6－2	礫暗渠工		第3編 2－3－29 側溝工(暗渠工)		2-17
	4－6－3	鉄線籠暗渠工		第3編 2－3－27 羽口工(じやかご)		2-16
	4－6－4	その他二次製品を用いた暗渠工		第3編 2－3－29 側溝工(暗渠工)		2-17
	4－6－5	ボーリング暗渠工		第8編 3－7 地下水排除工		2-118
第7節 水路工	4－7－2	張芝水路工				2-183
	4－7－3	練張及び空張水路工		第12編 4－7－2 張芝水路工		2-183
	4－7－4	鋼製及びコンクリート二次製品水路工		第12編 4－7－2 張芝水路工		2-183
	4－7－5	丸太柵及び網柵水路工		第12編 4－8－2 櫃工		2-183
	4－7－6	土のう等緑化二次製品水路工		第12編 4－7－2 張芝水路工		2-183
第8節 櫃工	4－8－2	編柵工				2-183
	4－8－3	木柵及び丸太柵工		第12編 4－8－2 櫃工		2-183
	4－8－4	コンクリート板柵工		第12編 4－8－2 櫃工		2-183
	4－8－5	鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工		第12編 4－8－2 櫃工		2-183
第9節 筋工	4－9－2	石筋工		第12編 4－8－2 櫃工		2-183
	4－9－3	萱筋工		第12編 4－9－5 その他二次製品を用いた筋工		2-183
	4－9－4	丸太筋工		第12編 4－8－2 櫃工		2-183
	4－9－5	その他二次製品を用いた筋工				2-183
第11節 吹付工				第3編 2－14－3 吹付工		2-84
第12節 法枠工				第3編 2－14－4 法枠工		2-86

【第12編 森林土木編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 植栽工					第12編第5章森林整備工事	2-185
第14節 落石防止工	4-14-2		鋼製落石防止壁工			2-184
	4-14-3		落石防止網工			2-184
第15節 地すべり防止工					第3編2-14法面工	2-86
					第8編3斜面対策	-
第5章 森林整備工事						
第2節 植栽工	5-2-4		地拵え工			2-185
	5-2-5		植え付け工			2-185
	5-2-6		施肥工		第12編5-2植栽工	2-185
	5-2-7		支保(支柱工)工		第12編5-2植栽工	2-185
	5-2-8		補植工		第12編5-2植栽工	2-185
	5-2-9		追肥工		第12編5-2植栽工	2-185
第3節 風倒木整理工						
第4節 保育	5-4-1		下刈り工			2-186
	5-4-2		つる切り工			2-186
	5-4-3		受光伐工、除伐工			2-186
	5-4-3		本数調整伐工			2-187
	5-4-4		枝落とし工			2-187
	5-4-5		追肥工			2-187
	5-4-6		雪起こし工(倒木起こし)			2-188
	5-4-7 病		病虫獣害防除工			2-188
	5-4-8		除草剤散布工			2-188
第5節 簡易治山施設工						
第6節 作業歩道整備工	5-6-1		作業歩道作設工			2-188
	5-6-2		作業歩道補修工		第12編5-6-1作業歩道作設工	2-188
第6章 海岸防災林造成(森林造成)工						
第2節 森林造成工	6-2-1	盛土工		第1編2-3-3盛土工	2-2	
				第3編2-14-2植生工	2-84	
	6-2-2	覆砂工(伏工、砂草植栽)		第3編2-14-2植生工	2-84	
	6-2-3	実播工		第3編2-14-2植生工	2-84	
	6-2-4	防風工			2-188	
	6-2-5	排水工		第12編2-4-6側溝工	2-17	
	6-2-6	静砂工(静砂垣)		第12編6-2-4防風工	2-188	
	6-2-7	植栽工		第12編5-2-5植付け工	2-185	
第7章 保安林管理道工事						
第1節 適用	7-1-1	開設工		第12編2林道工事	2-179	
	7-1-1	舗装工		第3編2-6アスファルト舗装工	2-30	
参考資料						
森林整備工事における標準地の取扱いについて						

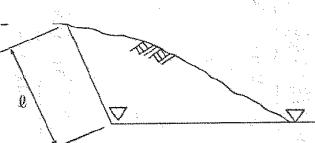
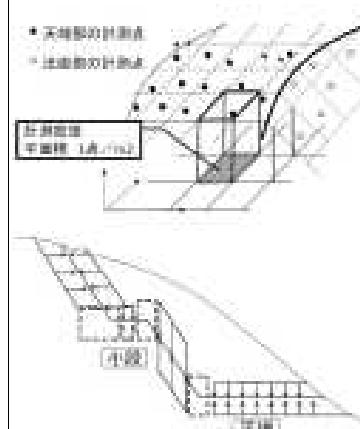
【第13編 漁港漁場編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章 一般施工						
第3節 共通の工種	5-3-2		共通事項	ポンプ浚渫 グラブ浚渫 硬土盤浚渫 碎岩浚渫 バックホウ浚渫		2-190 2-190 2-190 2-190 2-190
	5-3-6		圧密・排水工	サンドドレーン 敷砂 敷砂均し 載荷土砂 ペーパードレン		2-190 2-190 2-190 2-190 2-190
	5-3-7		締固工	サンドコンパクション パイル 敷砂 敷砂均し	第13編 5-3-6 圧密・排水工 第13編 5-3-6 圧密・排水工	2-190 2-190 2-190
	5-3-8		固化工	深層混合処理杭 敷砂 敷砂均し	第13編 5-3-6 圧密・排水工 第13編 3-3-6 圧密・排水工	2-190 2-190 2-190
	5-3-9		洗掘防止工			2-191
	5-3-10		中詰工			2-191
	5-3-11		蓋コンクリート工			2-191
	5-3-13		鋼矢板工			2-191
	5-3-14		控工	腹起 タイ材		2-191 2-192
	5-3-15		鋼杭工			2-192
	5-3-16		コンクリート杭			2-192
	5-3-17		防食工			2-192
第5節 海上地盤改良工	5-5-2		床堀工	ポンプ浚渫 グラブ浚渫 硬土盤浚渫 碎岩浚渫 バックホウ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項 第13編 5-3-2 共通事項 第13編 5-3-2 共通事項 第13編 5-3-2 共通事項 第13編 5-3-2 共通事項	2-193 2-190 2-190 2-190 2-190
	5-5-6		置換工			2-193
	5-5-7		圧密・排水工		第13編 5-3-6 圧密・排水工	2-190
	5-5-8		締固工		第13編 5-3-7 締固工	2-190
	5-5-9		固化工		第13編 5-3-8 固化工	2-190
第6節 基礎工	5-6-3		洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	2-191
	5-6-4		基礎捨石工			2-193
	5-6-6		基礎ブロック工	基礎ブロック製作 基礎ブロック据付	第13編 5-18-3 消波ブロック工 第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-197 2-193
第7節 本体工(ケーソン式)	5-7-2		ケーソン製作工			2-194
	5-7-3		ケーソン進水据付工			2-194
	5-7-4		中詰工		第13編 5-3-10 中詰工	2-191
	5-7-5		蓋コンクリート工		第13編 5-3-11 蓋コンクリート	2-191
第8節 本体工(ブロック式)	5-8-2		本体ブロック製作工			2-195
	5-8-3		本体ブロック据付工			2-195
	5-8-4		中詰工		第13編 5-3-10 中詰工	2-191
	5-8-5		蓋コンクリート工		第13編 5-3-11 蓋コンクリート	2-191
第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)	5-10-2		洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	2-191
	5-10-3		本体捨石工		第13編 5-6-4 基礎捨石工	2-193
	5-10-4		捨ブロック工	捨ブロック製作 捨ブロック据付	第13編 5-18-3 消波ブロック工 第13編 5-6-6 基礎ブロック工	2-197 2-193
第11節 本体工(鋼矢板式)	5-11-2		鋼矢板工		第13編 5-3-13 鋼矢板工	2-191
	5-11-3		控工		第13編 5-3-14 控工	2-191
第12節 本体工(コンクリート矢板式)	5-12-2		コンクリート矢板工			2-195
	5-12-3		控工		第13編 5-3-14 控工	2-191
第13節 本体工(鋼杭式)	5-13-2		鋼杭工		第13編 5-3-15 鋼杭工	2-192
第14節 本体工(コンクリート杭式)	5-14-2		コンクリート杭工		第13編 5-3-16 コンクリート杭	2-192
第15節 被覆・根固工	5-15-2		被覆石工			2-195
	5-15-4		被覆ブロック工	被覆ブロック製作 被覆ブロック据付	第13編 5-18-3 消波ブロック工 第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-197 2-195
	5-15-5		根固ブロック工	根固ブロック製作 根固ブロック据付	第13編 5-18-3 消波ブロック工 第13編 5-15-4 被覆ブロック工	2-197 2-195
第16節 上部工	5-16-2		上部コンクリート工			2-196
	5-16-3		上部ブロック工	上部ブロック製作 上部ブロック据付	第13編 5-18-3 消波ブロック工 第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-197 2-196
第17節 付属工	5-17-2		係船柱工			2-196
	5-17-3		防舷材工			2-197
	5-17-4		車止・錆金物工			2-197
	5-17-5		防食工		第13編 5-3-17 防食工	2-192
第18節 消波工	5-18-2		洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	2-191
	5-18-3		消波ブロック工	消波ブロック製作 消波ブロック据付		2-197 2-197

【第13編 漁港漁場編】

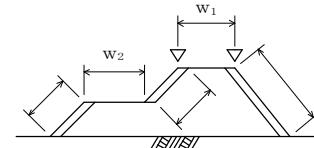
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第19節 裹込・裏埋工	5-19-2		裹込工			2-197
	5-19-4		裏埋工			2-198
第23節 維持補修工	5-23-3		防食工		第13編 5-3-17防食工	2-192
第27節 仮設工	5-27-2		仮設鋼矢板工		第13編 5-3-13鋼矢板工 第13編 5-3-15鋼杭工	2-191 2-192
	5-27-3		仮設钢管杭・钢管矢板工		第13編 5-3-13鋼矢板工 第13編 5-3-15鋼杭工	2-191 2-192
	5-24-2		單体魚礁製作工			2-199
第24節 魚礁工	5-24-4		魚礁沈設工			2-199
	5-24-3	組立魚礁製作工		コンクリート部材組立		2-199
				鋼製部材組立		2-200
				科学系(FRP等)部材組立		2-200
				現場鋼材溶接		2-200
				被覆溶接(水中) スタッド溶接(水中)		2-200
				現場鋼材切断 (陸上現場切断)		2-200
				現場鋼材切断		2-201
第25節 着定基質工	5-25-2		着定基質製作工			2-201
	5-25-3		着定基質組立工		5-24-3 組立魚礁製作工	2-201
	5-25-4		着定基質設置工			2-201
	5-25-5		石材着定基質工			2-201

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の既定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、掘削部の両端で測定。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。		
幅	-100									
法長	$\ell < 5\text{ m}$	-200								
$\ell \geq 5\text{ m}$	法長 -4%									
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	延 長 L		-200		
							平均値	個々の計測値		
						平場	標高較差	±50		
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70		

単位: mm

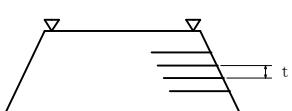
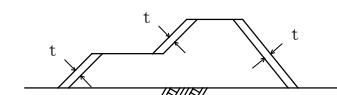
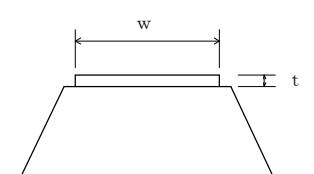
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)		平均値 平場 法面 (小段含む)	個々の 計測値 +300 以下 ±70	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。			
						法長 幅 w ₁ , w ₂	-100				
						延長 L	-200				



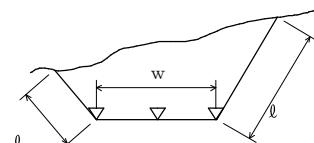
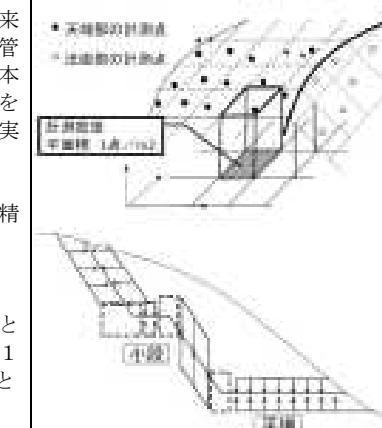
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3 2	盛土工 (面管理の場合)			平均値 個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/ m^2 (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアル メ)壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	基 準 高 ▽	-50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。		
						厚 さ t	-50			
						控 え 長 さ	設計値以上			
						鉛 直 度 △	±0.03 hかつ ±300 以内			
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工(盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	6		堤防天端工	厚さ t < 15cm	-25	幅は、施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施 工箇所につき 2 箇所。 厚さは、施工延長 200m につき 1 箇 所、200m 以下は 2ヶ所、中央で測 定。		
						t ≥ 15cm	-50			
						幅 w	-100			

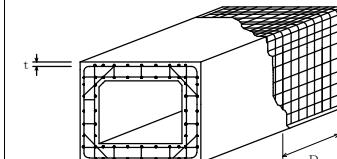
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工	基準高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。			
						法長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$	-200			
							$\ell \geq 5\text{ m}$	法長 -4%			
						幅 w		-100			
						延長 L		-200			
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として $\pm 50\text{mm}$ が含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1 点/ m^2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に $\pm 5\text{ cm}$ 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						平場	標高較差	± 50			
						法面(小段含む)	水平または標高較差	± 70			
						法面(軟岩 I)(小段含む)	水平または標高較差	± 70			
								± 330			

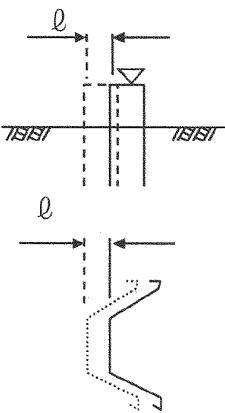
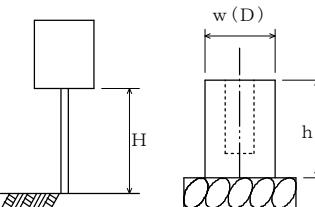
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は、道路中心線及び端部で測定			
法長 l	$l < 5\text{ m}$										
$l \geq 5\text{ m}$	法長-2%										
幅	w_1, w_2	-100									
延長 L		-200									
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	2	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/ m^2 （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
天端	標高較差	±50									
法面 (小段含む)	標高較差	±80									

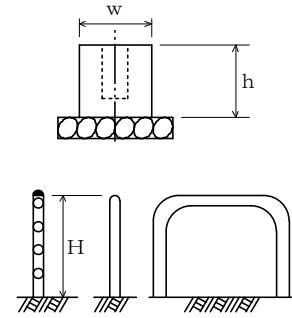
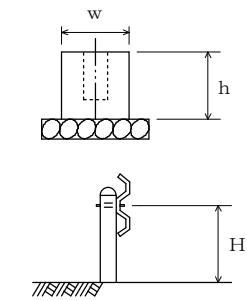
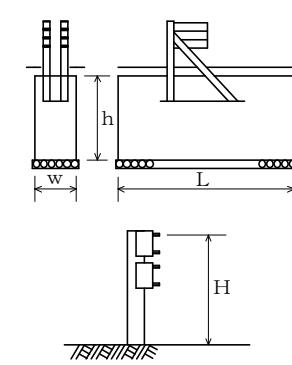
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工(盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長 40mにつき 1ヶ所、延長 40m以下のものは 1施工箇所につき 2箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
1 共 通 編	3 無 筋 、 鉄 筋 コ ン クリ ート	7 鉄 筋 工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D : n本間の延長 n : 10本程度とする φ : 鉄筋径		(平均間隔) 1面当たり 10本程度の間隔を測定する。 測定箇所はスパン毎同じ位置とならないように測定する。
						かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上			(かぶり) 1当たり 4箇所程度。同一鉄筋上での測定は行わない。

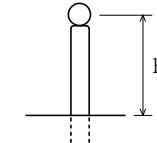
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工 (指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽ 根入長 変位ℓ 延長L	±50 設計値以上 100 -200	基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2箇所。 変位は、施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1箇所、延長 20m (または 25m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	設置高さH 基礎 幅w(D) 高さh 根入れ長	設計値以上 -30 -30 設計値以上	1ヶ所/1基 基礎 1基毎		

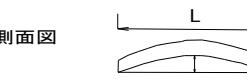
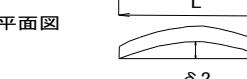
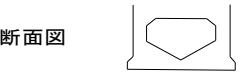
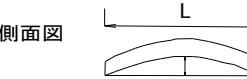
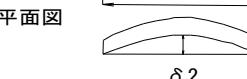
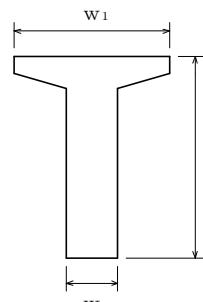
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎 幅 w 基礎 高さ h パイプ取付高 H	-30 -30 +30 -20	単独基礎 10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1箇所測定。 1ヶ所／1施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎 幅 w 基礎 高さ h ビーム取付高 H	-30 -30 +30 -20	1ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所／1施工箇所。 1ヶ所／1施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎 幅 w 基礎 高さ h 基礎 延長 L ケーブル取付高 H	-30 -30 -100 +30 -20	1ヶ所／1基礎毎 1ヶ所／1施工箇所		※ワイヤーロープ式防護柵にも適用する。

単位: mm

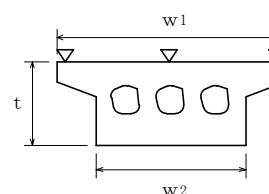
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		
						幅 w	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧 II-82 「表-II.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは 500 m ² とする。		

単位: mm

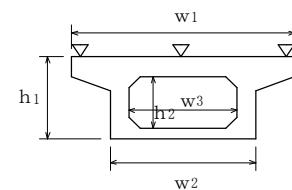
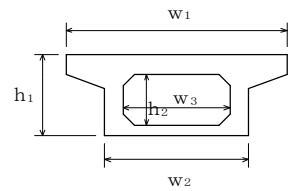
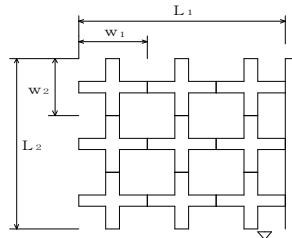
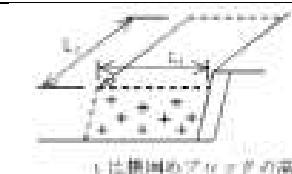
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m) 断面の外形寸法 橋桁のそり δ_1 横方向の曲がり δ_2	$\pm L/1000$ ± 5 ± 8 ± 10	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	  	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m) 断面の外形寸法 橋桁のそり δ_1 横方向の曲がり δ_2	$\pm 10 \cdots$ $L \leq 10m$ $\pm L/1000 \cdots$ $L > 10m$ ± 5 ± 8 ± 10	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	  	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13	1	ポストテンション桁製作工	幅(上) w ₁ 幅(下) w ₂ 高さ h 桁長 ℓ 支間長	+10 -5 ± 5 ± 10 ± 5 $\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ : 支間長 (m)		

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13	2	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	桁長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		
						断面の外形寸法 (mm)	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm$ ($\ell - 5$) かつ -30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。	ℓ : 支間長 (m)	
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		PCホロースラブ製作工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。		
						幅 w_1, w_2	-5 ~ +30	※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。		
						厚さ t	-10 ~ +20			
						桁長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm$ ($\ell - 5$) かつ -30mm 以内	ℓ : 桁長 (m)		



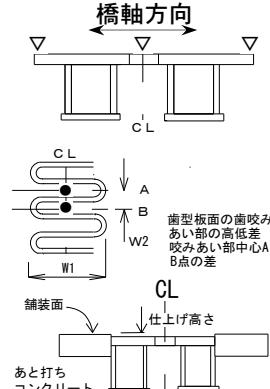
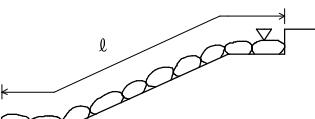
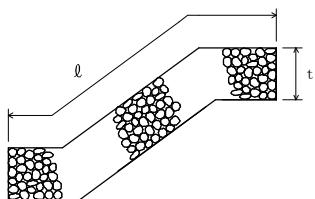
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	1	PC箱桁製作工	基準高	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。		
						幅(上) w ₁	-5 ~ +30			
						幅(下) w ₂	-5 ~ +30			
						内空幅 w ₃	±5			
						高さ h ₁	+10 -5			
						内空高さ h ₂	+10 -5			
						桁長 l	l < 15 ± 10 l ≥ 15 ± (l - 5) かつ -30 mm以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	2	PC押出し箱桁製作工	幅(上) w ₁	-5 ~ +30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。		
						幅(下) w ₂	-5 ~ +30			
						内空幅 w ₃	±5			
						高さ h ₁	+10 -5			
						内空高さ h ₂	+10 -5			
						桁長 l	l < 15 ± 10 l ≥ 15 ± (l - 5) かつ -30 mm以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17	根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所。延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 幅、厚さは 40 個につき 1ヶ所測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w ₁ w ₂	-20			
						延長 L ₁ L ₂	-200			
					乱積	基準高▽	±t/2	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所。延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所 1 施工箇所毎		
						延長 L ₁ L ₂	-t/2			

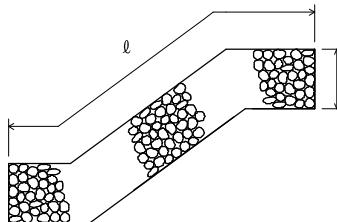
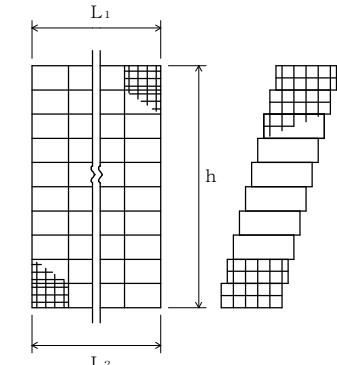
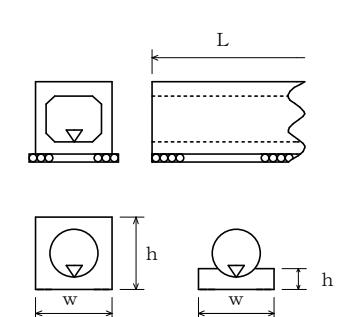
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	基 準 高 ▽	±150	1組毎		
						幅 w	±300			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	基 準 高 ▽	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅 w	-30	1回／1施工箇所		
						高さ h	-30			
						長さ L	-30			
						段数	±0段			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては、車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測つて凹凸が3mm以下		
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~ -2			

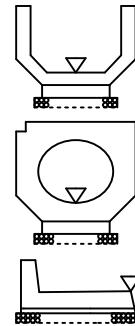
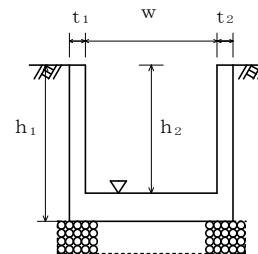
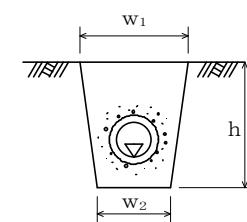
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	(鋼製フィンガージョイント)	高さ 据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		
						橋軸方向各点誤差の相対差	3			
						表面の凹凸	3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔 W ₁	±2			
						歯咬み合い部の横方向間隔 W ₂	±5			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2			
						3 伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3		
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		1 施工箇所毎
						法長 l	-200			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長 l	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1箇所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		1 施工箇所毎
						厚さ t	-0.2t			
						延長 L	-200			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工 (じやかご)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$	-50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。		
							$\ell \geq 3\text{ m}$	-100			
						厚さ t	-50				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ h	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。			
						延長 L_1, L_2	-200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	28	プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高 ∇	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。	1 施工箇所毎			
						※幅 w	-50				
					※高さ h	-30					
						延長 L	-200				

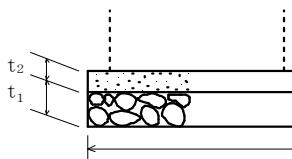
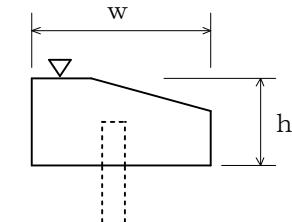
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	(側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	2	側溝工 (現場打水路工)	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						厚さ t ₁ , t ₂	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所。 延長 40m (または 50m) 以下のものは 1施工につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 (なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。)		
						幅 w ₁ , w ₂	-50			
						深さ h	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

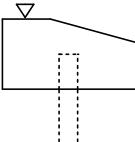
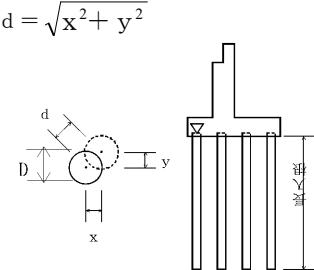
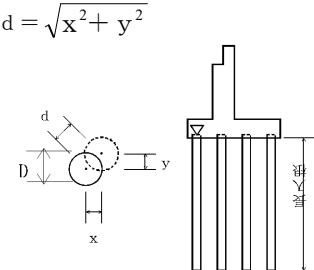
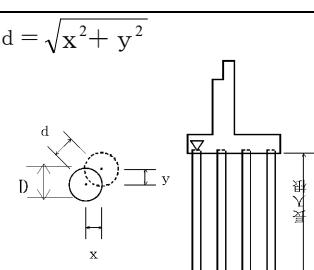
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水樹工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		
						※厚さ t ₁ ~t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500 m ² とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 箇所単位の物については適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基準高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

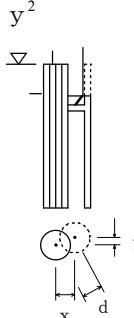
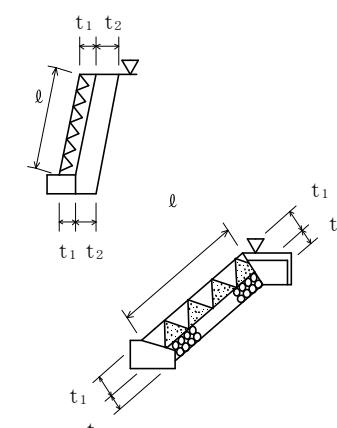
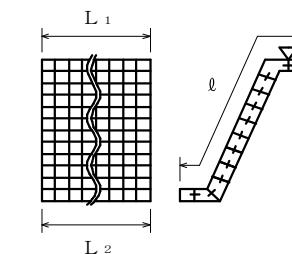
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工(護岸) (プレキヤスト)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径D	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5	場所打杭工		基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径D	{設計径(公称径)-30}以上			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6	深基礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライアーブレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
					根入長	設計値以上				
					偏心量 d	150 以内				
					傾斜	1/50 以内				
					基礎径 D	設計径(公称径)以上※				
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7	オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
					ケーソンの長さ l	-50				
					ケーソンの幅 w	-50				
					ケーソンの高さ h	-100				
					ケーソンの壁厚 t	-20				
					偏心量 d	300 以内				
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8	ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
					ケーソンの長さ l	-50				
					ケーソンの幅 w	-50				
					ケーソンの高さ h	-100				
					ケーソンの壁厚 t	-20				
					偏心量 d	300 以内				

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	300 以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。 ※舗装に接する場合の規準高は ±30 とする。		
						法長 ℓ ℓ < 3 m	-50			
						法長 ℓ ℓ ≥ 3 m	-100			
						厚さ(ブロック積張) t1	-50			
						厚さ(裏込) t2	-50			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)	3	2	コンクリートブロック工 (連筋ブロック張り)	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		
						法長 ℓ	-100			
						延長 L1, L2	-200			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積 (張)工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 W	-100			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積 (張)工	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※舗装に接する場合の規準高は±30とする。			
						法長 l < 3m	-50			
					法長 l \geq 3m	-100				
						厚さ(ブロック) t1	-50			
					厚さ(裏込) t2	-50				
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積 (張)工	5	石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※舗装に接する場合の規準高は±30とする。			
						法長 l < 3m	-50			
					法長 l \geq 3m	-100				
						厚さ(石積・張) t1	-50			
					厚さ(裏込) t2	-50				
						延長 L	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）	シートの重ね幅	-20～+50	標準重ね幅 100 mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	<p>基準高は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線（40m毎に右、中、左、を交互に）1ヶ所を掘り起こし測定。</p> <p>幅、中心線偏心量(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要)は、延長 40m毎に 1ヶ所の割に測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>			
						厚さ	-45	-45	-15	-15				
						幅	-50	-50	—	—				
						中心線偏心量	± 100							
						延長 L	— 200							
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>			
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7 3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		厚さ	-25	-30	-8	-10	幅、中心線偏心量(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要)は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線(40m毎に右、中、左、を交互に)に 1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層当たりの施工面積が 1,000 m ² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m ² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						幅	-50	-50	—	—				
						中心線偏心量	± 100							
						延長 L	— 200							
						厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7 4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)								工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 层当たりの施工面積が 1,000 m ² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m ² 未満とする。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要		
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ 幅	-25 -50	-30 -50	-8 —	-10 —	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー ¹ を採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層当たりの施工面積が 1,000 m ² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m ² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個以上 の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければなら ない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未 満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他の 方法によることが出来る。	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 层当たりの施工面積が 1,000 m ² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m ² 未満とする。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要				
							個々の測定値(X)								
							10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均								
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)		厚さ	-15	-20	-5	-7				
							幅	-50	-50	—	—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000m ² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000m ² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000m ² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000m ² 未満とする。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを 採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要 領（案）」の規定による測点の管理方法 を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの 施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければな らないとともに、10個の測定値の平均 値 (X_{10})について満足しなければなら ない。ただし、厚さのデータ数が10個 未満の場合は測定値の平均値は適用しな い。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他の 方法によることが出来る。			
							幅	-25	-25	-	-					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理にお いて「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領（案）」に基づき出来形管理を実 施する場合、その他本基準に規定する計 測精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度 として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全 ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上と する。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の 標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較 差平均値+設計厚さから求まる高さとの 差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの 施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満 とする。			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下						
3 土木工事共通編通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)		厚さ	-7	-9	-2	-3			
							幅	-25	-25	—	—			
							平坦性	3mプロフィル メーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。				
							中心線 偏心量	±100			工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000m ² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000m ² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以下の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X_{10})について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
							延長L	-200						
3 土木工事共通編通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3			
							平坦性	3mプロフィル メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。				

単位：mm

編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
					個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均							
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模以 下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8 1 (下層路盤工)	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。			
					厚さ	-45	-45	-15	-15					
					幅	-50	-50	—	—					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8 2 (下層路盤工) (面管理の場合)	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。			
					厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模以 下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線（毎に右、中、左、を 交互に）1箇所を掘り起こし測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要 領（案）」の規定による測点の管理方法 を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たり の施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の 施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平均 値 (X_{10}) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。			
							幅	-50	-50	—	—					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理にお いて「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領（案）」に基づき出来形管理を実 施する場合、その他本基準に規定する計 測精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度 として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全 ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上と する。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の 標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較 差平均値+設計厚さから求まる高さとの 差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たり の施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工		厚さ	-25	-30	-8	-10	<p>幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>			
							幅	-50	-50	—	—					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mm が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点 / m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満とする。</p>				

編 章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
						個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均							
						中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模以 下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8 半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)		厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X_{10})について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。				
					幅	-50	-50	—	—						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8 半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X_{10})について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							幅	-25	-25	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値(X)							
							10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均							
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² 毎に 1個の割でコア ーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。			
						幅	-25	-25	—	—				
						平坦性	—	3mプロフィル メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以 下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの 施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければな らないとともに、10 個の測定値の平均 値 (X_{10}) について満足しなければな らない。ただし、厚さのデータ数が 10 個 未満の場合は測定値の平均値は適用しな い。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他の 方法によることが出来る。 延長が 100m未満の舗装、または維持 工事においては、平坦性の項目を省略す ることが出来る。		
						平坦性	—	3mプロフィル メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き)(σ)1.75mm以 下						

単位：mm

編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
					個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均							
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	9 1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線（40m毎に右、中、左、を交互に）1箇所を掘り起こし測定。幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m ² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m ² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。			
					厚 さ	-45	-45	-15	-15					
					幅	-50	-50	—	—					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	9 2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m ² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m ² 未満とする。			
					厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15					

単位：mm

編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
					個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 (X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均							
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模以 下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	9 3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線 (40m 毎に 右、中、左、を交互に) 1箇所を掘り起こし測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。			
					幅	-50	-50	—	—					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	9 4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 层当たりの施工面積が 1,000 m²以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満とする。			

編 章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
						個々の測定値 (X)	10個の測定値の 平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均						
						中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	5	(上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X_{10})について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	(上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。 計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。	

編 章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
						個々の測定値 (X)	10個の測定値の 平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均			
						中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9 7	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)		厚さ	-15 -20 -5 -7	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50 -50 — —			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9 8	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36 -45 -5 -7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。		

編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
					個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均							
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9 9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	- 9	- 12	- 3	- 4	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m^2 に 1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m^2 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m^2未満 とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。			
					幅	- 25	- 25	—	—					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9 10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	- 20	- 26	- 3	- 4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／ m^2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m^2 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m^2未満 とする。			

単位：mm

編 章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
						個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均							
						中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模以 下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² 毎に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X_{10})について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が 100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
						幅	-25	-25	—	—					
						平 坦 性	—	—	3m プロフィル メーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下	—					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。 延長が 100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
						平 坦 性	—	—	3m プロフィル メーター (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下	—					

編 章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 範 所	摘要			
						個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均							
						中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	10	1	(路盤工)	基準高▽	± 50		—		<p>基準高は片側延長 40m毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 40m毎に 1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 40m毎に 1箇所測定。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m²以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>			
						厚さ	$t < 15\text{cm}$	-30	-10						
							$t \geq 15\text{cm}$	-45	-15						
						幅	-100		—						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	10	2	(路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	$t < 15\text{cm}$	+90 -70	+50 -10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として $\pm 10\text{mm}$が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m^2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m²以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満とする。</p>				
							$t \geq 15\text{cm}$	± 90	+50 -15						
						厚さあるいは標高較差	$t < 15\text{cm}$	+90 -70	+50 -10						
							$t \geq 15\text{cm}$	± 90	+50 -15						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	<p>幅は、片側延長 40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 80m毎に1ヶ所コアを採取して測定。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m²以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満とする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
						幅	-25	-			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m²以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満とする。</p>	

単位：mm

編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均							
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11 1 グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X_{10})について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。				
					-36	-45	-5	-7						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11 2 グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m²以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満とする。								

単位：mm

編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均							
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模以 下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11 3 (基層工)	グースアスファルト 舗装工	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割と し、厚さは、1,000 m ² に1個の割で コアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領（案）」に基づき出来形管 理を実施する場合は、同要領に規 定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を実 施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの 施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の 施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平 均値 (X_{10})について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。			
					幅	-25	-25	—	—					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11 4 (面管理の場合)	グースアスファルト 舗装工	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管 理において「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、そ の他本基準に規定する計測精度・ 計測密度を満たす計測方法により 出来形管理を実施する場合に適用 する。 2. 個々の計測値の規格値には計 測精度として±10mmが含まれてい る。 3. 計測は設計幅員の内側全面と し、全ての点で標高値を算出する。 計測密度は1点/m ² （平面投 影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当 該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価す る場合は、直下層の目標高さ+直 下層の標高較差平均値+設計厚さ から求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの 施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	5 グースアスファルト舗装工 (表層工)		厚さ	-7	-9	-2	-3	<p>幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m²に1個の割でコアを採取して測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m²以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X_{10})について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が 100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>				
							幅	-25	-25	—						
						平坦性	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下									
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	6 グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m² (平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m²以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満とする。</p> <p>延長が 100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>				
							平坦性	—	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下							

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)		基準高▽	±40	±50	—	<p>基準高は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線（40m毎に右、中、左、を交互に）1ヶ所を掘り起こし測定。</p> <p>幅、中心線偏心量(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要)は、延長 40m毎に 1ヶ所の割に測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m²以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満とする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>				
							厚さ	-45		-15						
							幅	-50		—						
							中心線偏心量	± 100								
							延長 L	- 200								
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)		基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m²以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満とする。</p>			
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)		厚さ	-25	-30	-8	幅、中心線偏心量(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要)は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 (40m 每に右、中、左、を交互に) 1箇所を掘り起こし測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m ² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m ² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。				
							幅	-50		-						
							中心線 偏心量	± 100								
							延長 L	- 200								
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m ² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m ² 未満とする。					

単位：mm

編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所		
					個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均					
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12 5 コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚さ	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10})について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
					幅	-50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12 6 コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)		厚さ	-9	-12	-3						
							幅	-25		—						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000m ² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000m ² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X_{10})について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	-10	-3.5	<p>厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 40m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定。幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割で測定。平坦性はコンクリート舗装要綱による。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 40m毎に水糸又はレベルにより 1 側線当たり横断方向に 3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 40m毎に両端の版端を測定する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層当たりの施工面積が 1,000 m²以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 延長が 100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>				
						幅	-25	—						
						平坦性	—	コンクリートの硬化後 3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下						
						目地段差	± 2							
						中心線偏心量	± 100							
						延長 L	— 200							
						厚さあるいは標高較差	-22	-3.5						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m^2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層当たりの施工面積が 1,000 m²以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満とする。 延長が 100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略出来る。</p>				
						平坦性	—	コンクリートの硬化後 3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下						
						目地段差	± 2							

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値(X)							
							中規模以上	小規模以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工		基準高▽	±40	±50	—	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X_{10})について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。			
							厚さ	—45		—15				
							幅	—50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)		基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。 計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
							厚さある いは標高 較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工		厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 (40m 每に右、中、左を交互に) 1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
							幅	-50		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	厚さ	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。 計測密度は 1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚さ	幅	-25	-30	-8	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X_{10})について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							幅	-50	—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー ¹ を採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層当たりの施工面積が 1,000 m ² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m ² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。				
							幅	-25							
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さ厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点 / m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層当たりの施工面積が 1,000 m ² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m ² 未満とする。				

単位：mm

編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
					個々の測定値 (X)							
					中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12 19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工)	厚さ	-15	-4.5	<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 40m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定。</p> <p>幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から 1m の線上、全延長とする。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理办法を用いることができる。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m²以上とする。</p> <p>小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満とする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>延長が 100m 未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>			
					幅	-35	—					
					平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより (σ) 2.4mm 以下。					
					目地段差	± 2						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12 20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として $\pm 10\text{mm}$が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m^2 (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m²以上とする。</p> <p>小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満とする。</p> <p>延長が 100m 未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>			
					平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより (σ) 2.4mm 以下。					
					目地段差	± 2						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀)							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)		基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線（40m毎に右、中、左を交互に）1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m ² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m ² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。				
							厚さ	-45		-15						
							幅	-50		—						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線（40m毎に右、中、左を交互に）1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。					
							幅	-50		—						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀)							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工		厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割で コアを採取もしくは掘り起こして 測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層当たりの 施工面積が 1,000 m ² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m ² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければな らないとともに、10 個の測定値の平均 値 (X ₁₀) について満足しなければなら ない。ただし、厚さのデータ数が 10 個 未満の場合は測定値の平均値は適用しな い。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他の 方法によることが出来る。				
							幅	-50		-						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト) 安定処理工		厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割で コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。					
							幅	-50		-						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長 40m 每に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割で コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。					
							幅	-25		-						

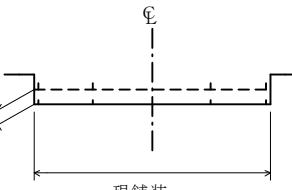
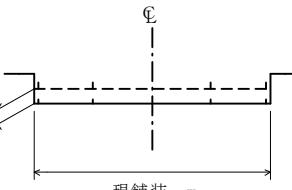
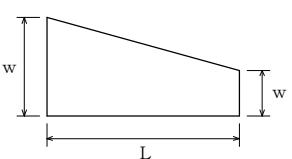
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀)							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)		基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線（40m毎に右、中、左を交互に）1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m ² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m ² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。				
							厚さ	—45		—15						
							幅	—50		—						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		厚さ	—25	—30	—8	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線（40m毎に右、中、左を交互に）1ヶ所を掘り起こして測定。					
							幅	—50		—						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀)							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工		厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に1個の割で コアを採取もしくは掘り起こして 測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの 施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平 均値(X ₁₀)について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。				
							幅	-50		—						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト) 安定処理工		厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に1個の割で コアを採取して測定。					
							幅	-50		—						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に1個の割で コアを採取して測定。					
							幅	-25		—						

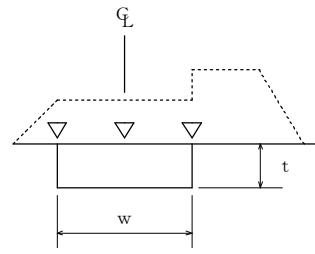
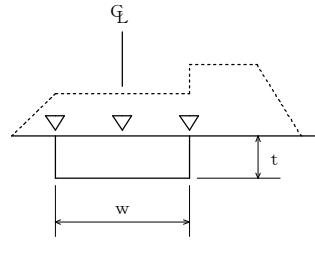
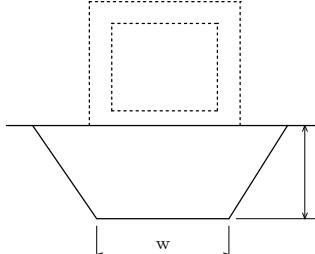
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (\bar{X})			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは 40m 毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点(5 点)は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長 40m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		
						幅 w	-25	-			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は 1 点 / m^2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長 40m 每に測定するものとし、延長 40m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。		
						幅 w	-25	-			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎 1 箇所 / 1 施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		
						舗設工	延長 L	-100			
						舗設工	厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 w	-25			
						舗設工	延長 L	-100			
						舗設工	厚さ t	該当工種			

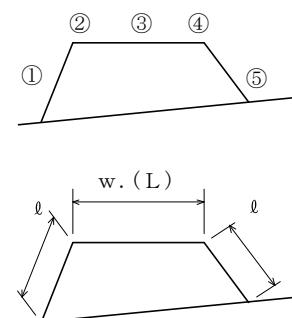
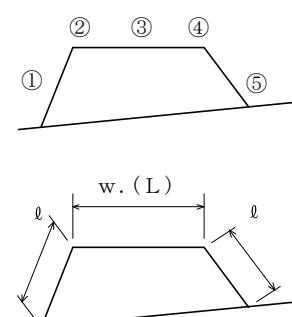
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	測定値の平均(\bar{X})			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9		<p>厚さは 40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>幅は、延長 80m毎に 1箇所の割とし、延長 80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理办法を用いることができる。</p>		
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	<ol style="list-style-type: none"> 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m²（平面投影面積当たり）以上とする。 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 		
						平坦性	—	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

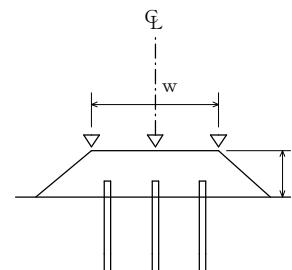
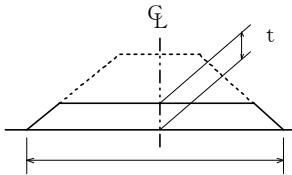
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。	 	
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

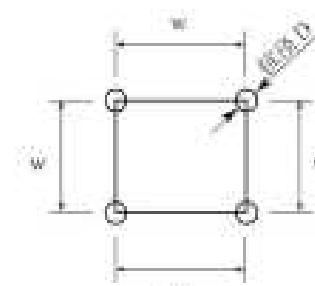
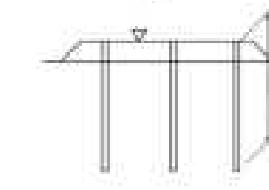
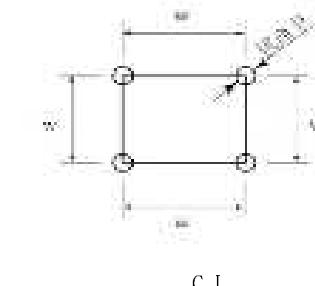
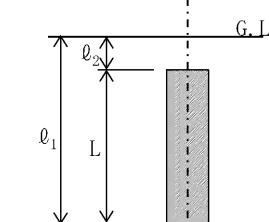
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
						法 長 ℓ	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 (サンドマット海上) (IC-T施工の場合)	基 準 高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
						法 長 ℓ	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			

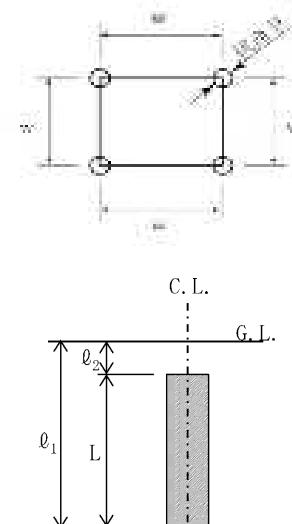
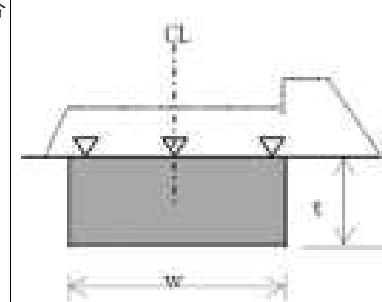
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		
						厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7	8	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	位置・間隔w	±100	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 全本数 サンドドレーン、袋詰式 サンドドレーン、サンド コンパクションパイルの 砂投入量	 	
						杭径 D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上			
							—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉体噴射搅拌工) (高圧噴射搅拌工) (スラリー搅拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。 1ヶ所に4本測定。	 	
						位置・間隔w	D/4以内			
						杭径 D	設計値以上			
						深度 L	設計値以上			

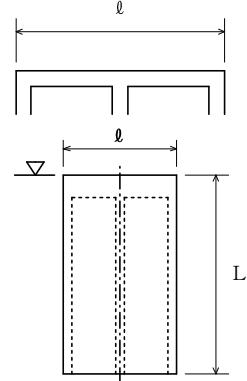
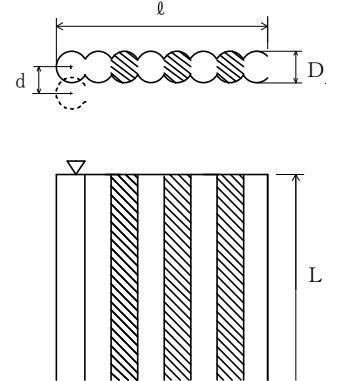
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (スラリー搅拌工) 「施工履歴データを用いた出来形管理用要領(固結工(スラリー搅拌工)編)(案)」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		
						位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置を施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の搅拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000 m ³ ～4,000 m ³ につき1ヶ所、または施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000 m ³ 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		
						施工厚さt	設計値以上			
						幅w	設計値以上			
						延長L	設計値以上			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100	基準高は施工延長 40m(測点間隔 25m の場合は 50m)につき 1ヶ所。延長 40 m(又は 50m)以下のものは、1施工箇所につき 2ヶ所。 (任意仮設は除く)		
						根 入 長	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカーワーク)	削孔深さ ℓ	設計深さ以上	全数 (任意仮設は除く)		
						配置誤差 d	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	-100	施工延長 40m(測点間隔 25m の場合は 50m)につき 1ヶ所、延長 40m(または 50m)以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。		
						延長 $L_1 - L_2$	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ▽	-50	施工延長 50mにつき 1ヶ所。 延長 50m以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。 (任意仮設は除く)		
						天 端 幅 w	-100			
						法 長 ℓ	-100			

単位: mm

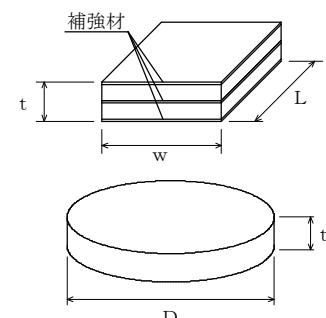
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ▽	-50	施工延長 50mにつき 1ヶ所。 延長 50m以下のものは、1施工箇所につき 2ヶ所。 (任意仮設は除く)		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工(壁式)	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長 40m(測点間隔 25m の場合は 50m)につき 1ヶ所。 延長 40m(又は 50m)以下のものについては 1施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 20m(測点間隔 25m の場合は 25m)につき 1ヶ所。 延長 20m(又は 25m)以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工(柱列式)	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長 40m(測点間隔 25m の場合は 50m)につき 1ヶ所。 延長 40m(又は 50m)以下のものについては 1施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 20m(測点間隔 25m の場合は 25m)につき 1ヶ所。 延長 20m(又は 25m)以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。		D : 杣径

単位: mm

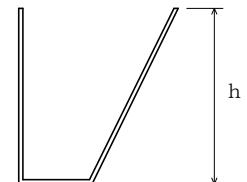
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 中心距離 アンカーボルト(鋸放アンカーバー) センターポス ポス※5	孔の直径差 +2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		

(次頁に続く)

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上杏の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403 -1995 CT13	製品全数を測定。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては CT13 を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 詳細は道路橋支承便覧参照			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費 (大型ゴム支承工)	幅w 長さL 直径D	w, L, D ≤ 500 500 < w, L, D ≤ 1500mm 1500 < w, L, D t ≤ 20mm 20 < t ≤ 160 160 < t w, L, D ≤ 1000mm 1000mm < w, L, D	0 ~ + 5 0 ~ + 1 % 0 ~ + 15 ± 0.5 ± 2.5% ± 4 1 (w, L, D) / 1000	製品全数を測定。 平面度: 1 個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		

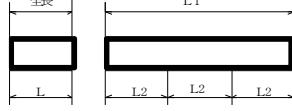
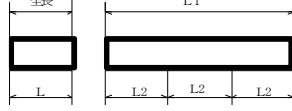
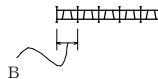
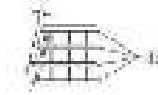
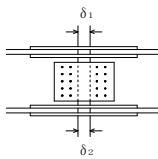
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	$\pm 2 \dots \dots$ $h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots \dots$ $0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots \dots$ $1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所で測定。	 A diagram showing a triangular blade profile. It has a vertical height labeled 'h' and a horizontal base. The top edge of the triangle is straight.	

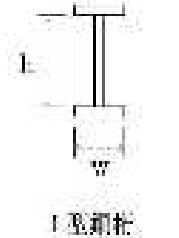
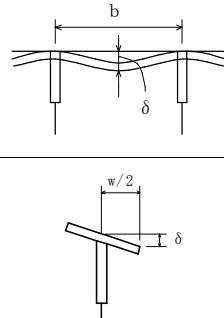
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要			
								鋼桁等	トラス・アーチ等					
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	3 1	(仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部材 精度 度 (m)	法兰ジ幅w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots\dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots\dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots\dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2)$ $\dots 2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 J I S 製品を使用する場合は J I S 認定工場の成績表にかえることができる。				I型鋼 トラス等		
								板の平面度 δ (mm)	$h / 250$					
								箱桁及びトラス等の法兰ジ鋼床版のデッキプレート	$b / 150$					
						法兰ジの直角度 δ (mm)	$w / 200$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)						
								部材長度 ℓ (m)		I型鋼 トラス等				
						鋼桁	$\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。						
								トラス、アーチなど	$\pm 2 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 3 \dots\dots$ $\ell > 10$					
						圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell / 1000$	—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)	I型鋼 トラス等				
						※規格値のw, ℓに代入する数値はmm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ, フランジの直角度 δ, 圧縮材の曲り δ」の規格値の h, b, w, ℓ に代入する数値はmm単位の数値とする。								
(次頁に続く)														

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	3 1	(仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)		全長 L_1 (m)	$\pm(10+L_1/10)$	各桁毎に全数測定。 L : 主げた・主構の支間長(m)		・ 単径間の場合 	・ 多径間の場合 
						支間長 L_2 (m)	$\pm(10+L_2/10)$				
						主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots \dots B \leq 2$ $\pm(3+B/2) \dots \dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			
						主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots \dots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2) \dots \dots h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。		
						主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \dots \dots L \leq 100$ $25 \dots \dots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L : 測線上 (m)			
						主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \dots \dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots \dots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots \dots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots \dots 80 < L \leq 200$	各主桁について 10 ~ 12 m 間隔を測定。	各主構の各格点を測定。 L : 主桁の支間長 (m) L : 主構の支間長 (m)		
						主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			
						主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を測定。	支点及び支間中央付近を測定。 h : 主桁の高さ (mm) h : 主構の高さ (mm)		
						現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の $1/2$ を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの なお、設計値が 5 mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0 mm とする。(例: 設計値が 3 mm の場合、すき間の許容範囲は 0 mm ~ 8 mm)			
※規格値の L, B, h に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ 」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。											

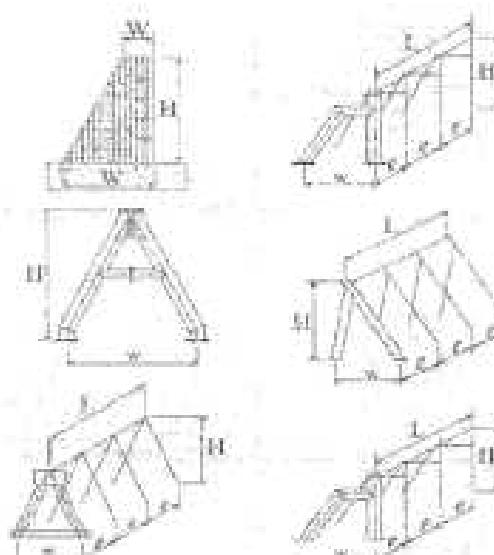
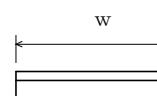
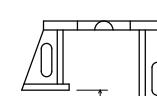
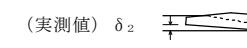
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部 材 精 度	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2)$ $\dots 2.0 < w$	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など構造別に、5部材につき1 個抜き取った部材の中央付近を測定。	 主構 各支点及び各支間中央付近を測定。		
※規格値の w , l に代入する数値はmm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ , フランジの直角度 δ 」の規格値の h , b , w に代入する数値はmm単位の数値とする。												

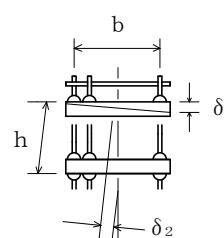
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3 3	(鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。			
					堤長 L	±30				
					堤長 ℓ	±10				
					堤幅 W	±30				
					堤幅 w	±10				
					高さ H	±10				
					ベースプレートの高さ	±10				
					本体の傾き	±H/500				
(次頁に続く)										

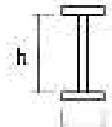
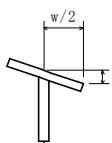
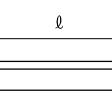
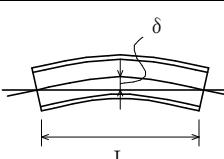
単位: mm

								
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工	4	検査路製作工	部材	部材長 ℓ (m)	図面の寸法表示箇所で測定。 $\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	
			5	鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	製品全数を測定。 $0 \sim +30$	  (実測値) δ_2 

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 ℓ (m) $\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 ℓ (m) $\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		
土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1 (mm) $b / 500$ 鉛直度 δ_2 (mm) $h / 500$ 高さ h (mm) ± 5	軸心上全数測定。		

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w / 2) \cdots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 図解説	
						部材	フランジの直角度 δ (mm)	$w / 200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						仮組立時	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
						仮組立時	主桁のそり δ	$-5 \sim +5$ $\cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\cdots 20 < L \leq 40$	各主桁について 10~12m 間隔を測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	11		工場塗装工	塗膜厚	a . ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の 90%以上。 b . 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上。 c . 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外表面塗装では、無機ジンクリッヂペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500 m ² とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。 ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長 L_1 (m) 支間長 L_2 (m)	$\pm (20+L_1/5)$ $\pm (20+L_2/5)$	各桁毎に全数測定。 L: 主げた・主構の支間長(m)	・ 単径間の場合 ・ 多径間の場合 	
					通り δ (mm)	$\pm (10+2L/5)$	L: 主桁・主構の支間長(m)			
					そり δ (mm)	$\pm (25+L/2)$	主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長(m)			
					※主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots \dots \dots B \leq 2$ $\pm (3+B/2)$...B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。		B	
					※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。			
					※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁・主構の高さ(mm)			
					※現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の $1/2$ を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの なお、設計値が 5 mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0 mmとする。(例: 設計値が 3 mmの場合、すき間の許容範囲は 0 mm~8 mm)			
							※規格値の L, B に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ 」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。			

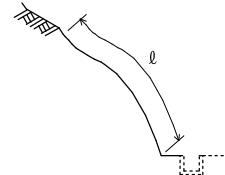
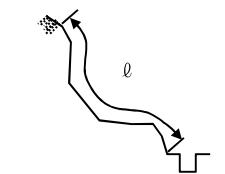
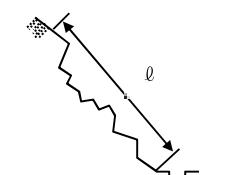
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工 (コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。		
					架設工支保工 (固定) (移動)	桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
					架設桁架設 (片持架設) (押出し架設)	そ り	—	主桁を全数測定。		

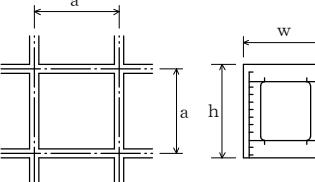
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切 土 法 長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$ $\ell \geq 5\text{ m}$	-200 法長の-4%	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2箇所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$ $\ell \geq 5\text{ m}$	-200 法長の-4%	施工延長 40m につき 1ヶ所、40m 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						厚 さ t	$t < 5\text{ cm}$ $t \geq 5\text{ cm}$	-10 -20	施工面積 200 m^2 につき 1ヶ所、面積 200 m^2 以下のものは、1施工箇所につき 2ヶ所。 検査孔により測定。 ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50% 以上とし、平均厚は設計厚以上。		
							延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工（仮設を含む） (コンクリート) (モルタル) (簡易法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$	-50	<p>施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。</p> <p>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>200 m^2につき 1ヶ所以上、200 m^2以下は 2ヶ所をせん孔により測定。</p> <p>但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上</p> <p>1 施工箇所毎</p> <p>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>※簡易法枠工 測定基準は法枠工に基づき測定。</p>	  		
						$\ell \geq 3\text{ m}$	-100					
						厚さ t	$t < 5\text{ cm}$	-10				
							$t \geq 5\text{ cm}$	-20				
						延長 L	-200					
						高さ h	-30					
						柱中心間隔	±100					

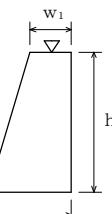
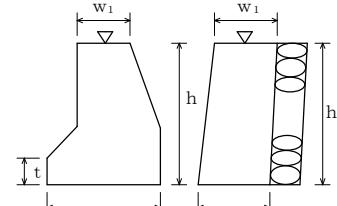
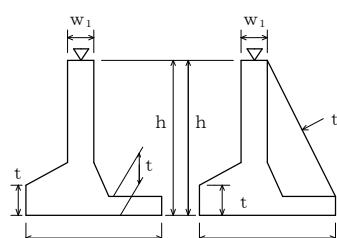
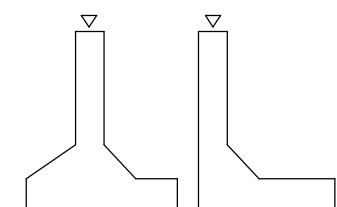
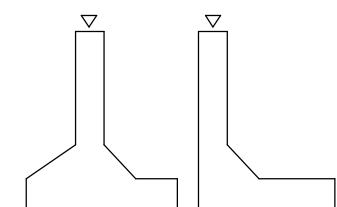
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4 1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 l	$l < 10m$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		曲線部は設計図書による		
						$l \geq 10m$	-200					
					幅 w	-30	柱延長 100m につき 1ヶ所、柱延長 100m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ※施工延長での測定が困難な場合は、200m ² につき 1ヶ所の割合で測定する。					
					高さ h	-30						
					柱中心間隔 a	± 100	計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。					
					延長(柱長) L	-200						

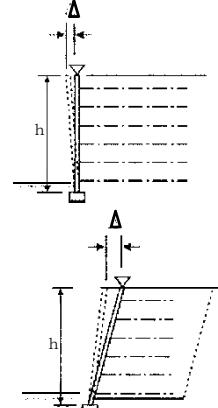
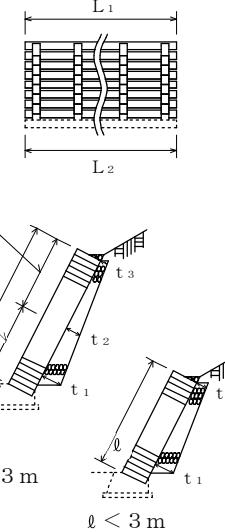
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 10m$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。	
						$\ell \geq 10m$	-200			
						延長 L	-200	1 施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	6		アンカーワーク	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数 (任意仮設は除く)	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	※鉄筋挿入工にも適用する。
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	± 2.5 度			

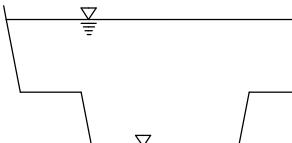
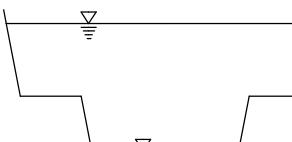
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1	(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 ▽	±50	<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>※舗装に接する場合の規準高は ±30 とする。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>				
					厚さ t	-20					
					裏込厚さ	-50					
					幅 w ₁ , w ₂	-30					
					高さ h h < 3 m	-50					
					h ≥ 3 m	-100					
					延長 L	-200					
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	2	プレキャスト擁壁工	基 準 高 ▽	±50	<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>				
					延長 L	-200					

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 共通的工種	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						高さ h h < 3 m	-50			
						h ≥ 3 m	-100			
						鉛直度△	±0.03 h かつ ±300 以内			
						控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						法長 l l < 3 m	-50			
						l ≥ 3 m	-100			
						厚さ t1, t2, t3	-50			
						延長 L1, L2	-200	1 施工箇所毎		

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	電気船 基準高▽ デイーゼル船	200ps 500ps 1000ps 250ps 420ps 600ps 1350ps	- 800 ~ +200 - 1000 ~ +200 - 1200 ~ +200 - 800 ~ +200 - 1000 ~ +200 - 1200 ~ +200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽	+200 以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。			

単位：mm

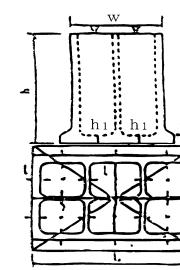
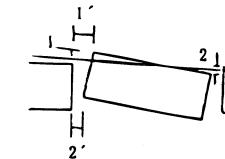
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	3	(バックホウ浚渫船) (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。			
						標高較差	0以下	+400 以下				
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2	床版工		基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におむね10m ² に1箇所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)				
						幅w	0~+30					
						厚さt	-10~+20					
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。 1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。				
						鉄筋の有効高さ	±10					
						鉄筋間隔	±20	1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。				
						上記鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4	3	3	2		浚渫	測深	計画水深の場合 水深及び法面 + 0 - 規定しない 暫定水深の場合 水面及び法面 + それぞれの 余堀厚の数値 - 規定しない	設計図書の測点ごとに測定する		(1) 底底が岩塊(転石)、灰岩(栗石を含む)砂利の場合は岩盤と同一とする。 (2) 音響測深機、レッド又はレベル等により測定。 + : 設計値より浅い(高い)ことを言う。 - : 設計値より深い(低い)ことを言う。
4	3	3	6	1 2 5	サンドドレーン サンドコンパクション ペーパードレーン	天端高 先端深度 天端幅	+ 規定しない - 0 + 0 - 規定しない + 規定しない - 0	全数		+ : 設計値より浅い(高い)ことを言う。 - : 設計値より深い(低い)ことを言う。 ()は陸上。
4	3	3	6	2 3	敷砂	延長 天端高 天端幅	+ 規定しない - 0 (陸上部) ± 300 + 規定しない - 0	施工完了後 測線間隔20m以下 測点間隔10m以下		管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅および法面勾配を記入し、提出。
4	3	3	6	4	載荷 載荷 (プレローディング)	延長 天端高 天端幅	+ 規定しない - 0 (陸上部) ± 500 + 規定しない - 0	施工完了後 測線間隔20m以下 測点間隔10m以下		
4	3	3	8	1	深層混合処理杭	位置 鉛直度接合 天端高 先端深度 固化材吐出量 盛上り量	トランシット及び光波測距儀により測定する場合は(特)による。 改良杭全数 深度方向 2 m ~ 5 m 程度毎に測定。 (引き抜きと貫入時) + 規定しない - 0 + 0 - 規定しない 改良杭全数 改良杭全数 改良前、改良後	改良杭全数。		管理図に測定結果を記入し提出。 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば管理不要。
										改良杭先端部の軌跡図を作成し提出。 陸上施工は除く。
										打込記録紙または打込記録データに天端高、先端深度を記入し、管理表を提出。 + : 設計値より浅い(高い)ことを言う。 - : 設計値より深い(低い)ことを言う。 ()は陸上。
										打込記録紙または打込記録データに固化材吐出量を記入。
										盛上り量の図面を作成し提出。

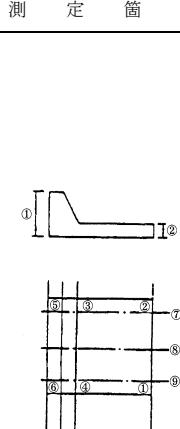
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
港湾編	一般施工	共通的施工	9	洗堀防止工	敷設位置		始、終端及び変化する箇所毎、並びに20mに1ヶ所以上			測定表及び敷設図を作成し提出
					重ね幅	アスファルトマット 繊維系マット ゴムマット 500以上 合成樹脂系マット 300以上	1枚に2点			
					延長	+ : 規定しない - : 100	マットの中心を区間毎及び全長			
港湾編	一般施工	共通的工種	10	中詰工	天端高(砂、石材)	± 50 (陸上) ± 100 (水中)	1室につき1ヶ所(中心)			管理表を作成し提出。
					天端高(コンクリート、 プレバックドコンクリー ト)	± 30 (陸上) ± 50 (水中)				管理表を作成し提出。
			11	蓋コンクリート	天端高	± 30 (陸上) ± 50 (水中)	1室につき1ヶ所(中心)			管理表を作成し提出。
			13	鋼矢板	矢板壁延長	+ 矢板1枚幅 - 0	施工中適宜。打込み完了時			管理表を作成し提出。 観察結果を報告
					矢板法線に対する出入	± 100	打込み完了時20枚に1枚 及び計画法線の変化点			
					矢板法線に対する傾斜	10/1000以下	打込み完了時20枚に1枚 及び計画法線の変化点			
					矢板法線方向の傾斜 (両端部)	上下の差が矢板1枚幅 未満10/1000以下	施工中適宜。打込み完了時(両端部)			
					矢板天端高	± 100	打込み完了時20枚に1枚			
					矢板継手部の離脱		全数			
港湾編	一般施工	共通的工種	13	鋼管矢板	矢板壁延長	+ 規定しない - 0	施工中適宜。打込み完了時			管理表を作成し提出。 観察結果を報告
					矢板法線に対する出入	± 100	打込み完了時10本に1本 及び計画法線の変化点			
					矢板法線に対する傾斜	10/1000以下	打込み完了時、全数確認後、 10本に1本及び変化点			
					矢板法線方向の傾斜 (両端部)	上下の差が矢板1枚幅 未満10/1000以下	施工中適宜。打込み完了時(両端部)			
					矢板天端高	± 100	打込み完了時10本に1本			
					矢板継手部の離脱		全数			
港湾編	一般施工	共通的工種	14	腹起	取付高さ		取付完了時 両端(継手毎)全数			管理表を作成し提出 観察結果を報告
					継手位置					
					ボルトの取付					
					矢板と腹起しとの密着度					

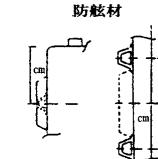
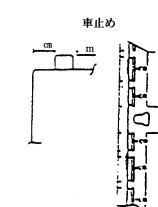
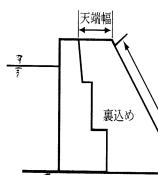
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
4 港湾編	3 一般施工	3 共通的工種	14	5 タイ材 (タイロッド取付け)	取付高及び水平度		締付後両端、全数			管理表を作成し提出 腹起しに取付ける場合は不要		
					矢板法線に対する取付角度及び取付間隔		締付後両端、全数			管理表を作成し提出		
					定着ナットの締付	ねじ山が3つ山以上突き出していること。	全数			観察結果を報告		
					ターンバッカルのねじ込み長さ	定着ナットの高さ以上	全数			管理表を作成し提出		
					リングジョイントのコンクリートへの埋込み		全数			管理表を作成し提出		
					支保材の天端高さ		適宜			管理表を作成し提出		
4 港湾編	3 一般施工	3 共通的工種	14	5 タイ材 (タイワイヤー取付け)	取付高さ		締付後両端、全数			管理表を作成し提出。 腹起しに取付ける場合は不要。		
					矢板法線に対する取付角度および取付間隔		締付後両端、全数			管理表を作成し提出		
					定着ナットの締付	ねじ山が3つ山以上突き出していること	全数			観察結果を報告		
					定着具端部栓の取付		全数			管理表を作成し提出		
					トランペットシースの取付		全数			打込工法記録を提出		
4 港湾編	3 一般施工	3 共通的工種	15 16	杭打工 (棊橋ドルフィンの脚柱) (鋼杭H形鋼) (コンクリート杭)	打込記録		支持杭は全数 その他は20本に1本			打込工法記録を提出		
					杭天端高	± 50	打込完了時、全数			管理表を作成し提出		
					杭頭中心位置	100 以下				確認結果を報告		
					杭の傾斜	直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下				測定表を作成し提出		
4 港湾編	3 一般施工	3 共通的工種	17	(防食) 電気防食	取付位置		取付完了後、全数			確認結果を報告		
					電位測定	飽和かんこう電極 基準 - 770 mV 海水塩化銀電極 基準 - 780 mV 又は飽和硫酸銅電極 基準 - 850 mV	取付完了後、測定端子取付箇所毎			測定表を作成し提出		
					(被覆防食) FRPモルタル	取付高さ (被覆範囲)	鋼管杭：全数 矢板：1打設 3箇所以上 完了後、保護カバーの上端又は下端高さ (被覆範囲の確認)			測定表を作成し提出。 測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合 1回当たりの打設を示す。		
					(被覆防食) ペトロラタム		鋼管杭：全数 矢板：監督職員の指示による。 完了後、保護カバーの上端又は下端高さ (被覆範囲の確認)			測定表を作成し提出。		
					(被覆防食) コンクリート	高さ (被覆範囲)	鋼管杭：全数 矢板：1打設3ヶ所以上 完了後、上端・下端高さ (被覆範囲の確認)			測定表を作成し提出。 測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合 1回当たりの打設を示す。		
					防食塗装		鋼管杭：全数 矢板：50m2に1ヶ所以上 完了後、上端・下端高さ (被覆範囲の確認)			測定表を作成し提出。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4	3	5	2		床堀	測深	法部(外測) 2,000 法部(内測) 300 底面 ± 300	設計図書の測点ごとに測定する。	床堀底面説明図 床堀斜面説明図	平面図に実測を記入し提出。 断面図は監督員が指示したとき作成し提出。 『音響測深機、レッド又はレベル等により測定』
4	3	5	6		置換(置換材均し)	延長	+ 規定しない - 0	施工完了後。	▽ 基準高	管理図に延長を記入し提出。
						天端高	± 500	設計図書の測点ごとに測定する。		管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出。
						天端幅	+ 規定しない - 0			
						法面				
4	3	6	4		基礎 (基礎捨石工)	本均し 天端幅	+ 規定しない - 100	設計図書の測点ごとに測定する。	『音響測深機、レッド又はレベル等により測定』	出来形図を作成し提出。
						天端高	± 50			注1) 係留施設、護岸、土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。 出来形図を作成し提出。
						天端高	± 500 岸壁前面 + 0 - 200			
						法面	法部 (法面に直角) ± 500			
						天端幅	+ 規定しない - 100			
						延長	+ 規定しない - 100			
			6		基礎 (基礎ブロック)	異形ブロック 据付面の高さ	異形ブロック 据付面の高さ (層積) ± 300 据付面の高さ (乱積) ± 500			出来形図を作成し提出。
						天端幅	+ 規定しない - 100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 港湾編 一般施工 (ケーソン式)	3 港湾編 一般施工	7 港湾編 一般施工	2 港湾編 一般施工	ケーソン製作工	壁厚	± 10	各層完成時 各壁 1箇所			管理表を作成し提出。
					高さ	+ 30 - 10	完成時、四隅			管理表を作成し提出。
					幅長さ	+ 30 - 10	各層完成時に中央部及び 底版と天端は両端			管理表を作成し提出。
					底版厚さ	+ 30 - 10	底版完成時 各室中央部 1ヶ所			投入量管理
					フーチング高さ	+ 30 - 10	底版完成時、四隅			
					対角線	± 50	底版完成時及び完成時			
					バラスト	碎石・砂 ± 100 コンクリート ± 50	各室中央部 1ヶ所			
4 港湾編 一般施工 ケーソン進水据付工	3 港湾編 一般施工	7 港湾編 一般施工	3 港湾編 一般施工	ケーソン据付 (岸壁)	目地 間隔	(2000 t 未満) (2000 t 以上)	100 以下 200 以下	据付完了後、天端 2ヶ所		管理表を作成し提出
					法線 の 出 入	(2000 t 未満) (2000 t 以上)	± 100 ± 150	据付完了後、両端 2ヶ所		管理表を作成し提出
					天端高			据付完了後、中詰完了後、四隅		
					延長			据付完了後、法線上		
					ケーソン据付 (防波堤)	目地 間隔	(2000 t 未満) (2000 t 以上)	200 以下 300 以下		管理表を作成し提出
					法線 の 出 入	(2000 t 未満) (2000 t 以上)	± 200 ± 300	据付完了後、両端 2ヶ所		
					天端高			据付完了後、中詰完了後、四隅		
					延長			据付完了後、法線上		

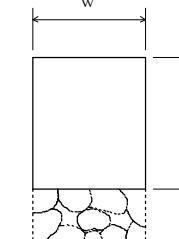
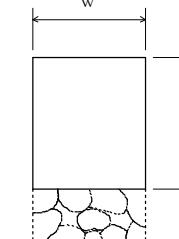
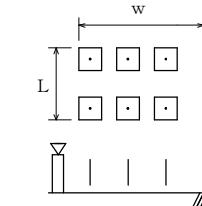
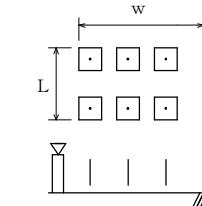
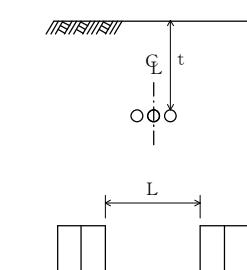
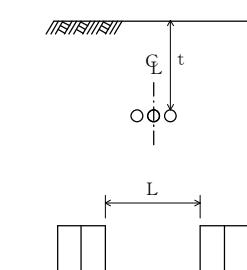
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 港湾編	3 一般施工	8 本体工 (ブロック式)	2	ブロック製作 (L型、セルラー、方塊、直立消波)	幅	+ 20 - 10	幅、長さは両端部の上面、下面 高さは、四隅、壁厚は各壁2ヶ所 L型、セルラーは全数。 直立消波、方塊は10個に1個以上 (但し、最低3個、3個未満は全数)			管理表を作成し提出
					高さ	+ 20 - 10				管理表を作成し提出。
					長さ	+ 20 - 10				管理表を作成し提出。
					壁厚	± 10				管理表を作成し提出。
					対角線	± 30				セルラー、方塊
4 港湾編	3 一般施工	8 本体工 (ブロック式)	3	ブロック据付 (L型、セルラー、方塊、直立消波)	法線に対する出入り	± 50	据付後ブロック1個につき2ヶ所 (最下段、最上段)		管理表を作成し提出。	
					隣接ブロックとの間隔	L型、セルラー 50以下 直消、方塊 30以下				
					天端高					
					延長					
4 港湾編	3 一般施工	12 本体工 (コンクリート矢板式)	2	コンクリート矢板	矢板壁延長	+ 矢板1枚幅 - 0	施工中適宜、打込完了時		管理表を作成し提出。	
					矢板法線に対する出入	± 100	打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点			
					矢板法線に対する傾斜	2/100以下	打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点			
					矢板法線方向の傾斜 (両端部)	上下の差が矢板 1枚幅未満 2/100以下	施工中適宜 打込完了時(両端部)			
					矢板天端高	± 50	打込完了時、20枚に1枚			
					矢板継手部の離脱		全数			観察結果を報告
4 港湾編	3 一般施工	15 被覆・根固工	2	被覆及び根固め (被覆石工)	延長	+ 規定しない - 200	設計図書の測点ごとに測定する。		出来形図を作成し提出	
					天端均し	± 500 岸壁前面 + 0 - 200				
					天端幅	+ 規定しない - 200				
					法部均し	(斜面に直角) ± 500				
		4 被覆及び根固め (被覆ブロック工)		異形ブロック 据付面の高さ(層積) 異形ブロック 据付面の高さ(乱積) 天端幅	(斜面に直角) ± 300					
					± 500					
					± 規定しない - 200					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 港湾編	3 一般施工	16 上部工	2 3	防波堤上部工	(天端幅10m以下)					測定表を作成し提出 天端高又は厚さの管理項目の選定は(特)による。 梁(高さ、幅)床版厚は型枠検査による
					延長	+ 規定しない - 0	法線上			
					天端幅	± 30	1スパン3ヶ所			
					法線に対する出入	± 50	1スパン2ヶ所			
					天端高 厚さ	± 20	天端面は1スパン4ヶ所以上 パラベット頂部は1スパン2ヶ所以上			
					(天端幅10mを超える)					
					延長	+ 規定しない - 0	法線上			
					天端幅	+ 50 - 30	1スパン3ヶ所			
					法線に対する出入	± 50	1スパン2ヶ所			
					天端高 厚さ	+ 50 - 20	天端面は1スパン4ヶ所以上 パラベット頂部は1スパン2ヶ所以上			
4 港湾編	3 一般施工	16 上部工	2	岸壁	延長	+ 規定しない - 0	法線上		測定表を作成し提出 天端高又は厚さの管理項目の選定は(特)による。 梁(高さ、幅)床版厚は型枠検査による	
					法線に対する出入	± 30	1スパン2ヶ所			
					天端高 厚さ 天端幅	± 20	1スパン3ヶ所			
					防舷材ベッド		スパン毎			
					桟橋上部コンクリート	岸壁に同じ	岸壁に同じ			
4 港湾編	3 一般施工	17 付属工	2	係船柱 (直柱、曲柱)	天端高	± 20	据付完了時、中心部、全数		管理表を作成し提出	
					岸壁前面に対する出入		据付完了時、全数			
					中心間隔		据付完了時、各スパン毎中心部、各基			
					基礎コンクリート幅 (直柱)		完了時、全数、天端両端			
					基礎コンクリート長さ (直柱)		完了時、全数、前後面			
					基礎コンクリート高さ (直柱)		完了時、全数、中心点			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 港湾編	3 一般施工	17 付属工	3	防舷材	取付高さ		取付完了時、中心部、全数			管理表を作成し提出
					中心間隔					
4 港湾編	3 一般施工	17 付属工	4	車止め	天端高		取付完了時、中心部、全数			管理表を作成し提出 観察結果を報告 確認結果を報告
					岸壁前面に対する出入	± 30	取付完了後中心部を1点			
					取付間隔		上部工1スパンに2ヶ所			
					塗装					
					警戒色 (シマ模様)		完了時適宜			
4 港湾編	3 一般施工	18 消波工	3	1	異形ブロック製作	形状寸法	+ 20 - 10	異形ブロック及び根固ブロック準用する出来形・シュミット管理	ブロックの天端、肩、法コンクリート打設毎の10%を測定する。	形状寸法、ブロック諸元による。
4 港湾編	3 一般施工	18 消波工	3	2	異形ブロック据付	延長	+ 規定しない - 100	設計図書の測点毎に測定する。	この基準によりがたい場合は特記仕様書による。	2層以下の災害復旧、維持工事等は適用除外。
						天端高(層積)	+ 規定しない - 300			
						天端高(乱積)	+ 規定しない - ブロック高の1/3			
4 港湾編	3 一般施工	19 裏込・裏埋工	2	裏込め均し	天端高	± 200	設計図書の測点毎に測定する。		出来形図を作成し提出。 マットを使用する場合を含む。出来形図を作成し提出。 出来形図を作成し提出。	出来形図を作成し提出。
					天端幅	+ 規定しない - 100				
					法面(斜面に直角に測定)	± 200				
					延長	+ 規定しない - 100				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 港湾編	3 一般施工	19 裏込・裏埋工	4		埋立 裏埋	区域		設計図書の測点毎に測定する。	この基準によりがたい場合、特記仕様書による。	

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
6 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	7 法 覆 護 岸 工	4	護岸付属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部1ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。						
					高さ h	-30							
6 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	10 水 制 工	8	杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1組毎						
					幅 w	±300							
					方向	±7°							
					延長 L	-200							
6 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	13 光 ケ ー ブル 配 管 工	3	配管工	埋設深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。						
					延長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】						

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	13 光 ケ ー ブル 配 管 工	4		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ t ₁ ~t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			
6 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	5 樋 門 ・ 樋 管 本 体 工	6	1	函渠工 (本体工)	基 準 高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						厚さ t ₁ ~t ₈	-20			
						幅 w ₁ , w ₂	-30			
						内空幅 w ₃	-30			
						内空高 h ₁	±30			
						延 長 L	-200			
6 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	5 樋 門 ・ 樋 管 本 体 工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (P C管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鉄管)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		
						延 長 L	-200			

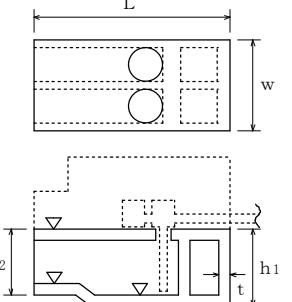
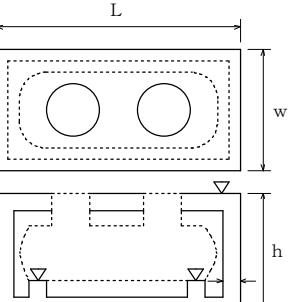
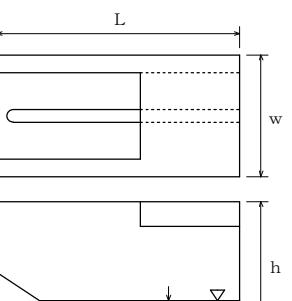
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
6 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	5 樋 門 ・ 樋 管 本 体 工	7 8	翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。							
					厚さ t	-20								
					幅 w	-30								
					高さ h	±30								
					延長 L	-50								
6 河 川 編	4 水 門	6 水 門 本 体 工	7 8 9 10 11	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。							
					厚さ t	-20								
					幅 w	-30								
					高さ h	±30								
					延長 L	-50								
6 河 川 編	5 堰	6 可 動 堰 本 体 工	13 14	閘門工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。							
					厚さ t	-20								
					幅 w	-30								
					高さ h	±30								
					延長 L	-50								
6 河 川 編	5 堰	7 固 定 堰 本 体 工	8 9 10	堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工 継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で 測定。							
					厚さ t	-20								
					幅 w	-30								
					高さ h	±30								
					堰 長 L	L < 20m								

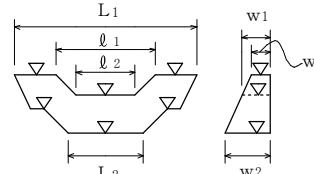
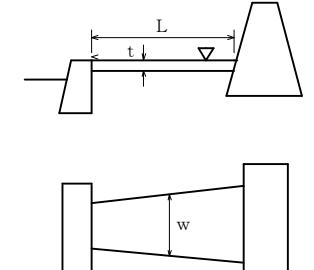
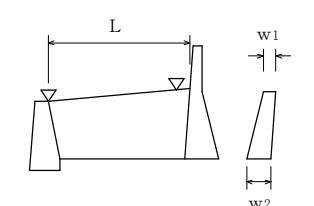
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河 川 編	5 堰	8 魚 道 工	3	魚道本体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。(なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による)			
					厚さ t_1, t_2	-20				
					幅 w	-30				
					高さ h_1, h_2	-30				
					延長 L	-200				
6 河 川 編	5 堰	9 管 理 橋 下 部 工	2	管理橋橋台工	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。			
					厚さ t	-20				
					天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10				
					天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10				
					敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50				
					高さ h_1	-50				
					胸壁の高さ h_2	-30				
					天端長 ℓ_1	-50				
					敷長 ℓ_2	-50				
					胸壁間距離 ℓ	±30				
					支点長及び 中心線の変化	±50				

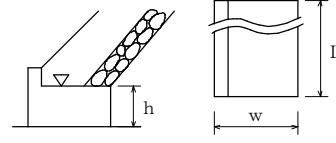
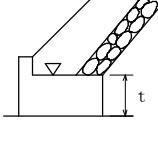
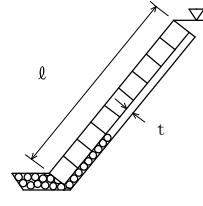
単位 : mm

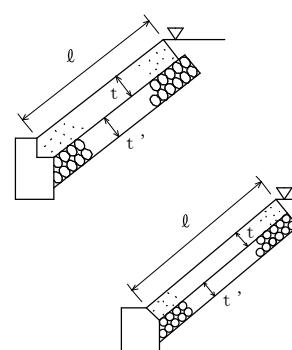
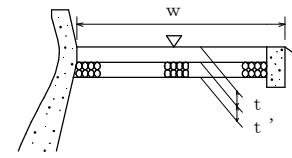
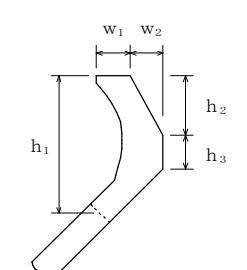
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河 川 編	6 排 水 機 場	4 機 場 本 体 工	6	本体工		基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h ₁ , h ₂	±30			
						延 長 L	-50			
6 河 川 編	6 排 水 機 場	4 機 場 本 体 工	7	燃料貯油槽工		基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			
6 河 川 編	6 排 水 機 場	5 沈 砂 池 工	7	コンクリート床版工		基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			

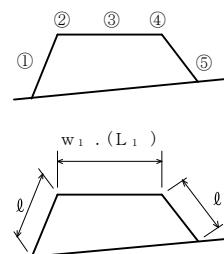
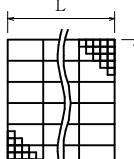
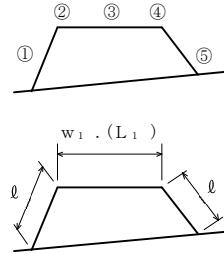
単位: mm

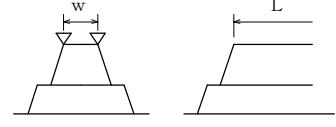
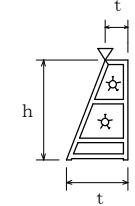
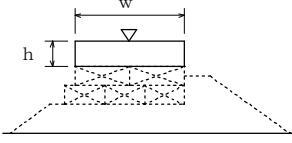
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	6	(床固め本体工)	本体工	基 準 高 ▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。		
						天 端 幅 w ₁ w ₃	-30			
						堤 幅 w ₂	-30			
						堤 長 L ₁ , L ₂	-100			
						水通し幅 l ₁ , l ₂	±50			
6 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	8	水叩工	水叩工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						厚 さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-100			
6 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	5 床 固 め 工	6	側壁工	側壁工	基 準 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天 端 幅 w ₁	-30			
						堤 幅 w ₂	-30			
						長 さ L	-100			

単位: mm

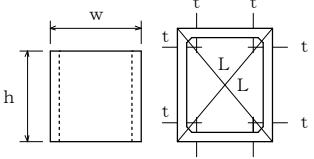
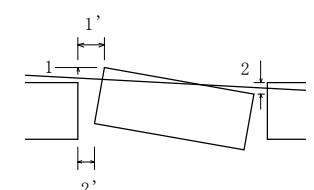
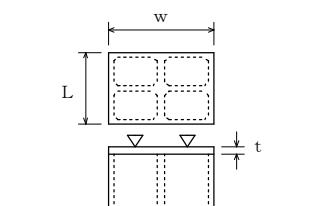
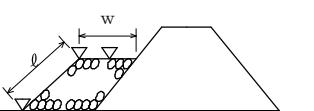
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河 川 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	5 護 岸 基 礎 工	5		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			
7 河 川 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	5 護 岸 基 礎 工	6		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ▽	±50	ブロック個数 40 個につき 1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1箇所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						ブロック厚 t	-20			
						ブロック縦幅 w1	-20			
						ブロック横幅 w2	-20			
						延 長 L	-200			
7 河 川 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	6 護 岸 工	4		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定する測点の管理方法を用いることができる。		
						法長 l	l < 5 m			
							l × (-2%)			
						厚 さ t	-50			
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位mm
7 河川 海岸 編	1 堤防 ・ 護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定する測点の管理方法を用いることができる。		
法 長 l	$l < 3\text{ m}$	-50								
	$l \geq 3\text{ m}$	-100								
厚 さ t	$t < 100$	-20								
	$t \geq 100$	-30								
裏込材厚 t'		-50								
延 長 L		-200								
7 河川 海岸 編	1 堤防 ・ 護岸	8 天端被 覆工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
幅 w		-50								
	厚さ t	-10								
基礎厚 t'		-45								
	延長 L	-200								
7 河川 海岸 編	1 堤防 ・ 護岸	9 波返工	3		波返工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
幅 w_1, w_2		-30								
	高さ $h < 3\text{ m}$ h_1, h_2, h_3	-50								
高さ $h \geq 3\text{ m}$ h_1, h_2, h_3		-100								
	延長 L	-200								

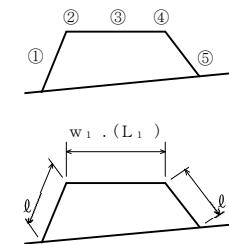
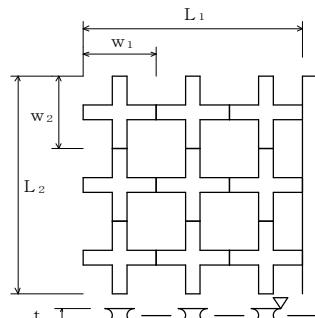
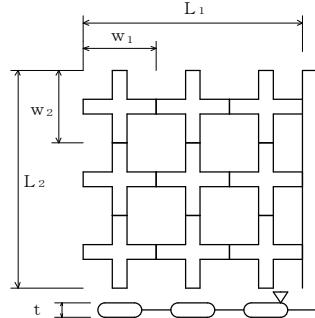
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位 mm
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工岬	4 突堤基礎工	4	捨石工		本均し	±50	施工延長 10mにつき、1測点当たり 5点以上測定。		
						表面均し	±100			
						異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500			
						異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300			
						被覆均し				
						異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500			
						異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300			
						法長 ℓ	-100			
						天端幅 w ₁	-100			
						天端延長 L ₁	-200			
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工岬	4 突堤基礎工	5	吸出し防止工		幅 w	-300	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1箇所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						延長 L	-500			
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工岬	5 突堤本体工	2	捨石工		基準高	±500	施工延長 10mにつき、1測点当たり 5点以上測定。		
						△ 異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300			
						法長 ℓ	-100			
						天端幅 w ₁	-100			
						天端延長 L ₁	-200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位mm				
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・ 人工 岬	5 突堤 本体 工	5		海岸コンクリートブロック工	(層積) ブロック規格 26 t 未満	±300	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。延長は、センターラインで行う。						
					(層積) ブロック規格 26 t 以上	±500								
					(乱積)	±ブロックの高さの 1/2								
					天端幅 w	—ブロックの高さの 1/2								
					天端延長 L	—ブロックの高さの 1/2								
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・ 人工 岬	5 突堤 本体 工	9		石碎工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。						
					厚さ t	-50								
					<table border="1"> <tr> <td>高さ h</td> <td>h < 3 m</td> <td>-50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>h ≥ 3 m</td> <td>-100</td> </tr> </table>				高さ h	h < 3 m	-50		h ≥ 3 m	-100
高さ h	h < 3 m	-50												
	h ≥ 3 m	-100												
					-100									
					延長 L	-200								
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・ 人工 岬	5 突堤 本体 工	10		場所打コンクリート工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。						
					幅 w	-30								
					高さ h	-30								
					延長 L	-200								

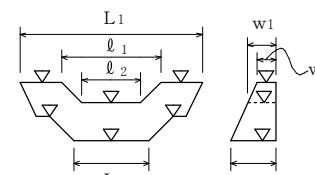
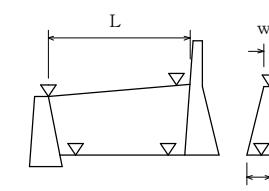
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位 mm		
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・ 人工 岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの基準高▽	碎石、砂	±100	各室中央部1箇所			
						コンクリート	±50					
						壁厚 t_1	±10	底版完成時、各壁1ヶ所				
						幅 w	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端				
						高さ h_1	+30, -10	完成時、四隅				
						長さ L	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端				
						底版厚さ t_2	+30, -10	底版完成時、各室中央部1箇所				
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・ 人工 岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量 2000 t 未満 ±100	据付完了後、両端2ヶ所				
							ケーソン重量 2000 t 以上 ±150					
						据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量 2000 t 未満 100 以下	据付完了後、天端2ヶ所				
							ケーソン重量 2000 t 以上 200 以下					
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・ 人工 岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所(中心)			
						水中	±50					
						厚さ t	±30					
						幅 w	±30					
						長さ L	±30					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位mm		
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・ 人工 岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚t	±10	型枠取外し後全数				
						幅w	+20, -10					
						高さh	+20, -10					
						長さL	+20, -10					
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・ 人工 岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)				
						隣接ブロックと の間隔1'、2'	50以下					
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・ 人工 岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準高▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所(中心)			
						水中	±50					
						厚さt	±30					
						幅w	±30					
						長さL	±30					
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・ 人工 岬	6 根固め工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。			
						異形ブロック据付面 (乱積)以外の高 さ	±300					
						法長l	-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場 合は50m)につき1ヶ所、延長40m(ま たは50m)以下のものは1施工箇所に つき2ヶ所、延長はセンターライン及 び表裏法肩。				
						天端幅w	-100					
						天端延長L	-200					

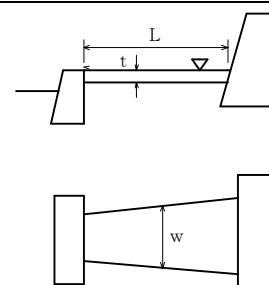
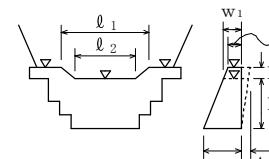
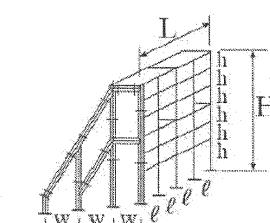
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位 mm
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工岬	6 根固め工	3	根固めブロック工		基準高▽	層積	±300	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。	
						乱積	±t/2			
						厚さ t	-20			
						幅 w ₁ , w ₂	層積	-20		
						乱積	-t/2			
						延長 L ₁ , L ₂	層積	-200		
						乱積	-t/2			
								1施工箇所毎		
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工岬	7 消波工	3	消波ブロック工		基準高▽	層積	±300	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所。延長 40m (または 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。	
						乱積	±t/2			
						厚さ t	-20			
						幅 w ₁ , w ₂	-20			
						延長 L ₁ , L ₂	-200			
7 河川 海岸 編	3 海域堤防 (人工リーフ、離岸堤、潜堤)	3 海域堤基礎工	3	捨石工		基準高▽	本均し	±50	施工延長 10m につき、1測点当たり 5 点以上測定。	
						荒均し	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500		
						異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300			
						被覆均し	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500		
						異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300			
						法長 ℓ	-100			
						天端幅 w ₁	-100			
						天端延長 L ₁	-200			



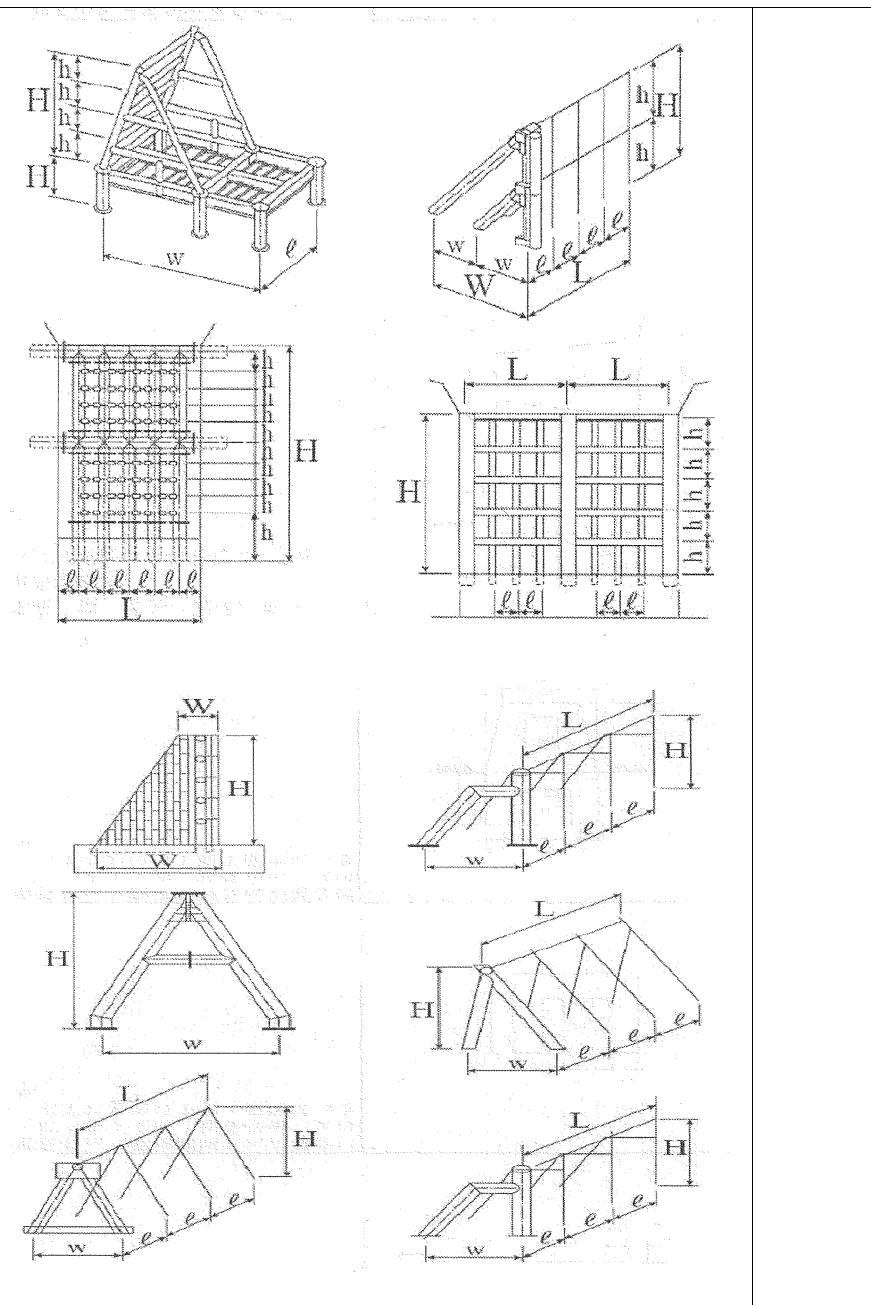
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	3 工 場 製 作 工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材 部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コ ン クリ ート 堰 堤 工	4		コンクリート堰堤本体工	基 準 高 ▽	± 30	図面の表示箇所で測定。		
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コ ン クリ ート 堰 堤 工	6		コンクリート側壁工	幅 w ₁ , w ₂	-30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		

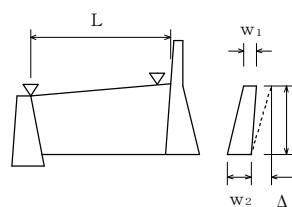
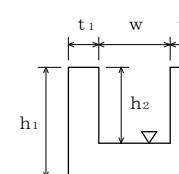
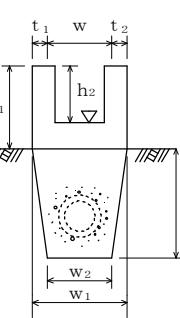
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コ ン クリ ート 堰 堤 工	8	水叩工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。			
					幅 w	-100				
					厚 さ t	-30				
					延 長 L	-100				
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	堤 高 ▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						長 さ ℓ ₁ , ℓ ₂	±100			
						幅 w ₁ , w ₃	±50			
						下流側倒れ Δ	±0.02H ₁			
						袖 高 ▽	±50			
						幅 w ₂	±50			
						下流側倒れ Δ	±0.02H ₂			
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所で測定。		
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						高さ h	±10			

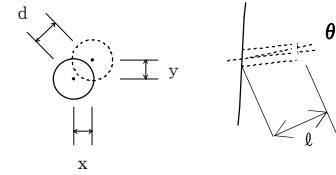
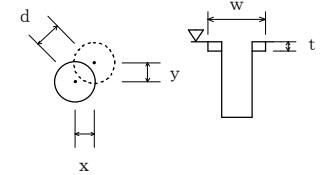
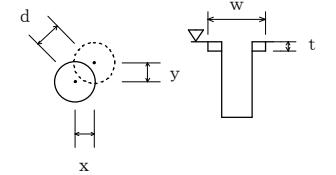
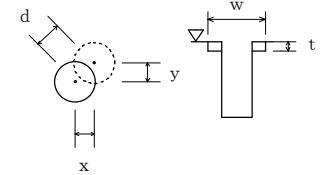
单位 : mm



単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防 編	1 砂防 堰堤	9 鉄製 堰堤工	6		鋼製側壁工	堤高 ▽	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						長さ L	±100			
						幅 w1, w2	±50			
						下流側倒れ Δ	±0.02H			
						高さ h	-50			
						h < 3 m	-50			
8 砂防 編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。(なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。)		
						幅 w	-30			
						高さ h1, h2	-30			
						厚さ t1, t2	-20			
						延長 L	-200			
8 砂防 編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。(なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による)		
						厚さ t1, t2	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w1, w2	-50			
						高さ h1, h2	-30			
						深さ h3	-30			
						延長 L	-200			

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4	集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数			
					配置誤差 d	100				
					せん孔方向 θ	± 2.5 度				
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5	集水井工	基準高 ∇	± 50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。			
					偏心量 d	150				
					長さ L	-100				
					巻立て幅 w	-50				
					巻立て厚さ t	-30				
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6	合成杭工	基準高 ∇	± 50	全数測定。			
					偏心量 d	D/4 以内 かつ 100 以内				

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダ ム 編	1 コ ン クリ ート ダ ム	1 コ ン クリ ート ダ ム	4 ダ ム コ ン クリ ート 工		コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(越流部堤頂高を含む)は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接觸部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔(横継目)は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督員の指示による。		
					コンクリートダム工 (水叩)	天端高▽	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長さ	-100, +60			

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム 編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 (副ダム)	天端高▽ ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	±20 ±30 ±50 -30, +50 ±40	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接觸部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	<p>J : ジョイント</p>	

単位 : mm

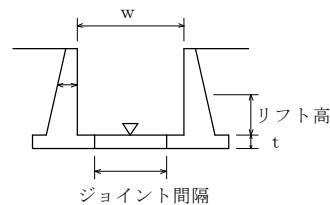
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム 編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 (導流壁)	天端高▽ ジョイント間隔 リフト高 長さ 厚さ	±30 ±20 ±50 ±100 ±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、またはジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、またはジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長または、測点に直角な水平延長を測定。	<p>J : ジョイント</p>	

単位 : mm

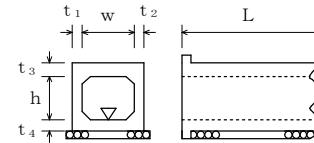
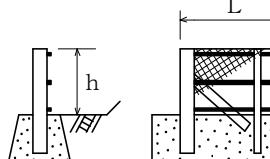
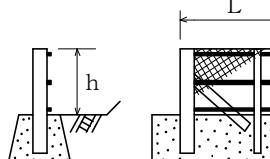
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム 編	2 ダム 編	2 フィルダム	4 盛立工	5	コアの盛立	基 準 高 ▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		
						外 側 境 界 線	- 0, + 500			
9 ダム 編	2 ダム 編	2 フィルダム	4 盛立工	6	フィルターの盛立	基 準 高 ▽	- 0	各測点について5層毎に測定。		
						外 側 境 界 線	- 0, + 1000			
						盛 立 幅	- 0, + 1000			
9 ダム 編	2 ダム 編	2 フィルダム	4 盛立工	7	ロックの盛立	基 準 高 ▽	- 100	各測点について盛立 5 m 毎に測定。		
						外 側 境 界 線	- 0, + 2000			

単位: mm

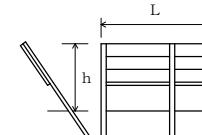
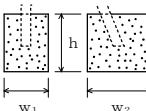
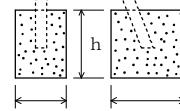
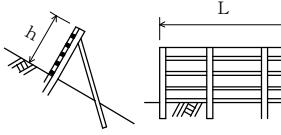
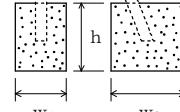
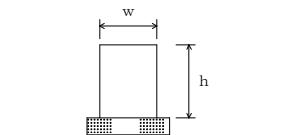
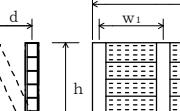
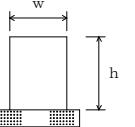
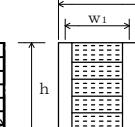
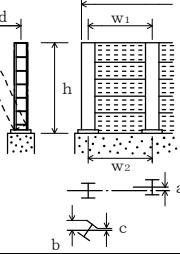
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム 編	2 フィルダム			フィルダム (洪水吐)	基準高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 1回／1施工箇所			
					ジョイント間隔	±30				
					厚さt	±20				
					幅w	±40				
					リフト高さ	±20				
					長さL	±100				
9 ダム 編	3 基礎 グラウチング	3 ボーリング工		ボーリング工	深度L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。			
					配置誤差	100				



単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材 部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		
10 道路 編	1 道路 改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	基 準 高 ▽	± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ $t_1 \sim t_4$	-20			
						幅(内法) w	-30			
						高さ h	± 30			
						延長 L	L < 20m L \geq 20m			
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止工	4		落石防止網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎		
						延長 L	-200			
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止工	5		落石防護柵工	高さ h	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		
						延長 L	-200			

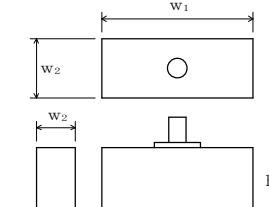
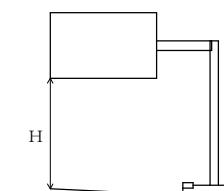
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	6	防雪柵工	高さ h	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。	 	 				
					延長 L	-200	1施工箇所毎						
					基礎 幅 w ₁ , w ₂ 高さ h	-30	基礎 1基毎						
						-30							
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	7	雪崩予防柵工	高さ h	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。	 	 				
					延長 L	-200	1施工箇所毎						
					基礎 幅 w ₁ , w ₂ 高さ h	-30	基礎 1基毎						
						-30							
					アンカーレング ℓ 打込み ℓ	-10%	全数						
						-5 %							
10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音壁 工	4	遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。						
					高さ h	-30							
					延長 L	-200	1施工箇所毎						
10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音壁 工	5	遮音壁本体工	支柱 間隔 w ₁ , w ₂ ずれ a ねじれ b-c 倒れ d 高さ h	± 15	施工延長 5スパンにつき 1ヶ所						
						10							
						5							
						5							
						$h \times 0.5\%$							
						$\pm 30, -20$							
					延長 L	-200	1施工箇所毎						

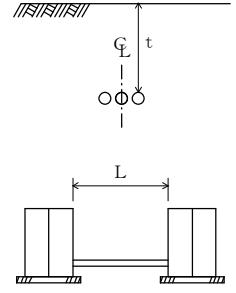
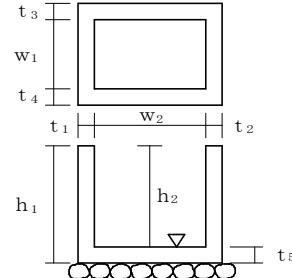
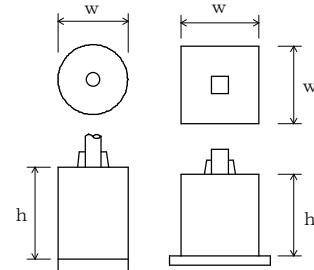
単位：mm

編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
					個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀)						
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上						
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工		歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	± 50		基準高は片側延長 40m毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 40m 毎に 1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 40m 毎に 1箇所測定。 ※両端部 2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。				
					厚 さ	$t < 15\text{cm}$							
						-30							
					$t \geq 15\text{cm}$	-45							
					幅	-100							
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工		歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9		幅は、片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長 200m 毎に 1箇所コアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。					
						-25							

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200	1ヶ所 / 1 施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道路 編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	±20	1ヶ所 / 1 踏掛版		
						各 部 の 厚 さ	±20	1ヶ所 / 1 踏掛版		
						各 部 の 長 さ	±30	1ヶ所 / 1 踏掛版		
						(ラバーシュート)				
						各 部 の 長 さ	±20	全数		
						厚 さ	—			
						(アンカーボルト)				
						中 心 の ず れ	±20	全数		
						ア ン カ ー 長	±20	全数		
10 道路 編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w ₁ , w ₂	-30	基礎一基毎		
						高 さ h	-30			
10 道路 編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所 / 1 基		

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0~+50	接続部間毎に1ヶ所	 <p>接続部 (地上機器部) 接続部 (地上機器部)</p>	
						延長 L	-200	接続部間毎で全数		
10 道路 編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さ t1~t5	-20			
						※幅 w1, w2	-30			
						※高さ h1, h2	-30			
10 道路 編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所		
						高さ h	-30			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。		
						ベースプレート 孔の位置	± 2	全数を測定。		
						孔の径 d	0 ~ 5	全数を測定。		
						柱の中心間隔、 対角長 L (m)	$\pm 5 \cdots$ $L \leq 10\text{m}$ $\pm 10 \cdots$ $10 < L \leq 20\text{m}$ $\pm (10 + (L - 20)/10) \cdots 20\text{m} < L$	両端部及び片持ぱり部を測定。		
						はりのキャンバー 及び柱の曲がり δ (mm)	$L/1,000$	各主構の各格点を測定。		側面図 正面図
						柱の鉛直度 δ (mm)	$10 \cdots H \leq 10$ $H \cdots H > 10$	各柱及び片持ぱり部を測定。 H : 高さ (m)		側面図 正面図

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8	橋台軀体工	基準高▽	±20	<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。</p> <p>なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>				
					厚さt	-20					
					天端幅w ₁ (橋軸方向)	-10					
					天端幅w ₂ (橋軸方向)	-10					
					敷幅w ₃ (橋軸方向)	-50					
					高さh ₁	-50					
					胸壁の高さh ₂	-30					
					天端長l ₁	-50					
					敷長l ₂	-50					
					胸壁間距離l	±30					
					支間長及び 中心線の変位	±50					

(次頁に続く)

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台軀体工	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高 平面位置 アンカーボルト孔の鉛直度	+10~-20 ± 20 1/50 以下	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。		

単位: mm

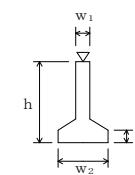
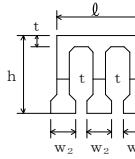
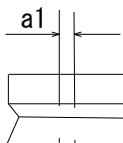
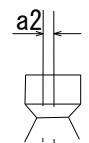
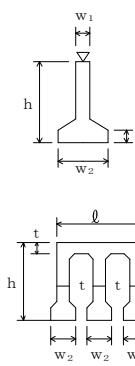
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚軀体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
						厚さt	-20			
						天端幅w ₁ (橋軸方向)	-20			
						敷幅w ₃ (橋軸方向)	-50			
						高さh ₁	-50			
						天端長ℓ ₁	-50			
						敷長ℓ ₂	-50			
						橋脚中心間距離ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

(次頁に続く)

単位: mm

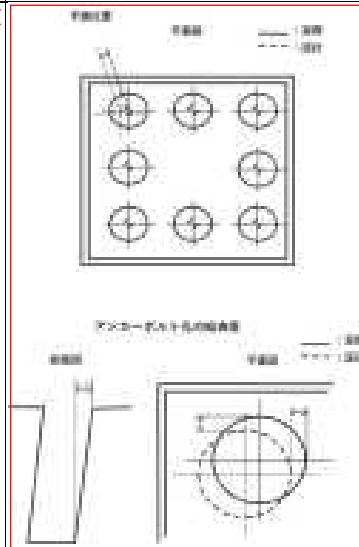
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚軀体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高 平面位置 アンカーボルト孔の鉛直度	+10~-20 ± 20 1/50 以下	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。		

単位: mm

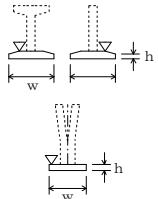
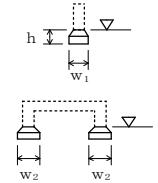
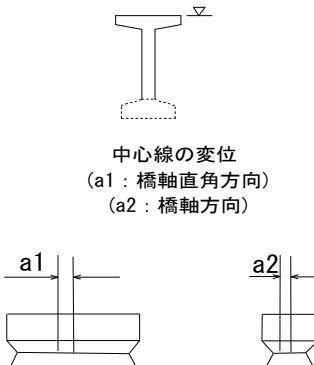
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚軀体工 (ラーメン式)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	   <p style="text-align: center;">中心線の変位 (a1: 橋軸直角方向) (a2: 橋軸方向)</p>  	

(次頁に続く)

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚軀体工 (ラーメン式)	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高 平面位置 アンカーボルト孔の鉛直度	+10~-20 ± 20 1/50 以下	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。		

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w (橋軸方向)	-50			
						高さ h	-50			
						長さ ℓ	-50			
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w1, w2	-50			
						高さ h	-50			
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

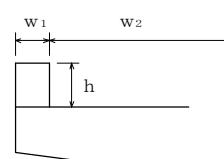
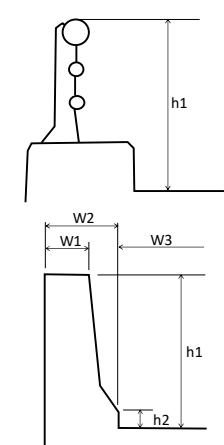
単位: mm

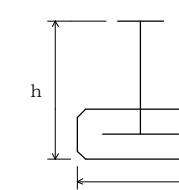
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	  中心線の変位 (a1: 橋軸直角方向) (a2: 橋軸方向)	
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合		
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 ℓ (m)	±3 $\ell \leq 10$ ±4 $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。	

単位：mm

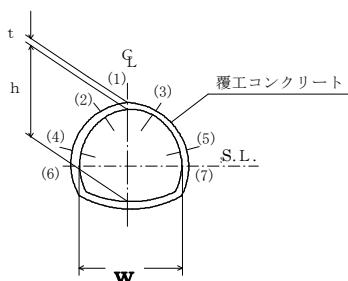
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1) 可動支承の移動 可能量 注2) 支承中心間隔 (橋軸直角方向) 水 平 度	±5 設計移動量以上 コンクリート 橋 鋼橋 ±5 ±(4+0.5× (B-2))	支承全数を測定。 B : 支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、 水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合 を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1) 可動支承の移動 可能量 注2) 支承中心間隔 (橋軸直角方向) 水 平 度	±5 設計移動量以上 コンクリート 橋 鋼橋 ±5 ±(4+0.5× (B-2))	支承全数を測定。 B : 支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、 水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合 を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 屬 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト 孔の 削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト 定着長	-20以内 かつ-1D以内	全数測定 D: アンカーボルト径 (mm)		
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 屬 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w ₁	-10~+20	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
						地覆の高さ h	-10~+20			
						有効幅員 w ₂	0~+30			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 屬 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w ₁	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
						地覆の幅 w ₂	-10~+20			
						高さ h ₁	-20~+30			
						高さ h ₂	-10~+20			
						有効幅員 w ₃	0~+30			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 屬 物	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		
						高さ	±4			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	± 5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ : スパン長		
					高さ h	+10 -5				
					桁長 ℓ スパン長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ ± ($\ell - 5$) かつ -30mm 以内				
					横方向最大タワミ	0.8 ℓ				
10 道路 編	6 トンネル (N A T M)	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好的岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		
10 道路 編	6 トンネル (N A T M)	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		
					角度	—				
					削孔深さ	—				
					孔径	—				
					突出量	プレート下面から10cm以内				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高(拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工 40mにつき 1ヶ所。 (2) 厚さ (i) コンクリート打設前の巻立空間を 1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ii) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (iii) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は 40mに 1ヶ所、(2)～(3)は 100mに 1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m以下のものについては、1トンネル当たり 2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 • 良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の 3分の 1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 • 異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 • 鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						幅 w(全幅)	-50			
						高さ h(内法)	-50			
						厚さ t	設計値以上			
						延長 L	—			
						中心線の偏心量	直線部±100 曲線部±150			
10 道 路 編	(N A T M L)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長 40m(測点間隔 25mの場合は 50m)につき 1ヶ所、延長 40m(または 50m)以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。		
						厚さ t	-30			



単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	6 トンネル (N A T M)	6 インバ ート工	4	インパート本体工		幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工 40mにつき 1ヶ所。 (2) 厚さ (i) コンクリート打設前の巻立空間を 1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ii) コンクリート打設後、インパートコンクリートについて 1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		
						厚さ t	設計値以上			
						延長 L	—			
10 道路 編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	4	坑門本体工		基準高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。		
						幅 w ₁ , w ₂	-30			
						高さ h h < 3 m	-50			
							-100			
						延長 L	-200			

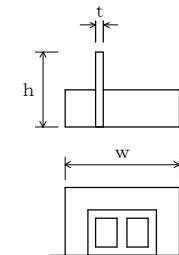
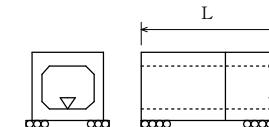
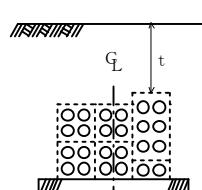
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	5		明り巻工	基準高 (拱頂)	± 50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。	 	
					幅 w (全幅)	-50				
					高さ h (内法)	-50				
					厚さ t	-20				
					延長 L	—				

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2	現場打躯体工		基準高 ∇	± 30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						内空幅 w	-30			
						内空高 h	± 30			
						ブロック長 L	-50			
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4	カラー継手工		厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		
						幅 w	-20			
						長さ L	-20			
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		
						幅 w	±50			
						厚さ t	-20			
10 道 路 編	11 共 同 溝	7 プレ キ ヤ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		
						延長 L	-200			
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工 (管路部)	埋設深 t	0~+50	接続部 (地上機器部) 間毎に 1ヶ所。		
						延長 L	-200			
接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センターで測定】										

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	12 電線 共同 溝	5 電線 共同 溝工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)			接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。		
10 道路 編	12 電線 共同 溝	6 付帶 設備工	2		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値(X)	測定値の平均						
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	<p>厚さは 40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、延長 40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。</p> <p>1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
						厚さ t (オーバーレイ)	-9							
						幅 w	-25							
						延長 L	-100							
						平坦性	—	3m プロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差(切削)のみ	厚さ t (標準較差) (切削)	-17 (17)	-2 (2)	<p>1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>3. 厚さまたは標高較差(切削)は、原舗装高と切削後の基準高との差で算出する。</p> <p>4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>5. 幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、延長 40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。</p>		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
						厚さ t (オーバーレイ)	-9							
						幅 w	-25							
						延長 L	-100							
						平坦性	—	3m プロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	7		路上再生工	厚さ t	-30	幅は延長 40m 毎に 1ヶ所 の割で測定。 厚さは、各車線 40m 毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		
						幅 w	-50			
						延長 L	-100			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
10 道路 編	16 道路 修繕	3 工場 製作工	4	桁補強材製作工				主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。		
								法兰ジ幅 w (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$		
								腹板高 h (m)	$\pm 3 \cdots$		
								腹板間隔 b' (m)	$0.5 < w \leq 1.0$		
								$\pm 4 \cdots$	$1.0 < w \leq 2.0$		
								$\pm (3+w/2) \cdots$	$2.0 < w$		
								床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
								主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		
								$w / 200$			
								主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)			
								$\ell / 1000$			
								—			

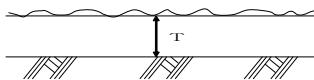
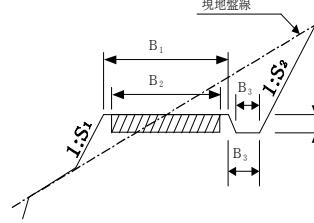
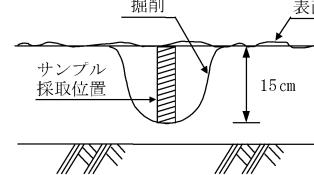
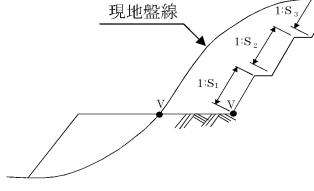
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
農業農村整備編	農場整地工	3	1	表土扱い	厚さ (T)	厚さ (T)	- 20%	10a当たり3点以上。 (標高差測定又はっぽ掘りによる)		1 基準高は基盤面の高さとする。 2 均平度は表土埋戻後に測定する	
					基盤造成 表土整地	基準高 (V)	± 150	10a当たり3点以上。 (標高測定する) 「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						均平度 (◇)	± 50				
	整地工事	3	1	基盤造成 表土整地 (面管理の場合)	標高格差 (平均値)	標高格差 (平均値)	± 50	1. 「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測はほ場面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. ほ場周縁から水平方向に±50mm以内に存在する計測点は、標高格差の評価から除く。 5. 「個々の計測値」は、全ての測定値が規格値を満足しなければならない。規格値を満足するとは、出来形評価用データのうち、99.7%が「個々の計測値」の規格値を満たすものを使う。			
						標高格差 (個々の計測値)	± 150				

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
		3 整地工	1	畔畔復旧	幅 (B)	- 50	施工延長おおむね200mにつき1箇所の割合で測定する。施工延長を示さない場合は、1耕区につき1箇所の割合で測定する。				
					高さ (H)	- 50					
		3 整地工	4 暗渠排水工	吸水渠	布設深 (H)	- 75	上、下流端の2箇所を測定する。ただし、1本の布設長がおおむね100m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。				
					間隔 (B)	± 750					
					延長 L	500m未満					
		3 整地工	4 暗渠排水工	集水渠(支線) 導水渠(幹線)	500m以上	- 1000	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。				
					布設深 (H)	- 75					
					延長 L	500m未満					
	11 農業農村整備工事 編	2 道路	7 道路	11	道路工 (砂利道)	500m以上	- 0.2%	幹線道路は、施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。支線道路は、施工延長おおむね200mにつき1箇所の割合で測定する。		舗装を行うときは、土木工事共通編3-2-6一般舗装工を適用する	
						幅 (B)	- 150				
						厚さ (T)	- 45				
						延長 L	200m未満				
						200m以上	- 400				
						0.2%					

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
農業用面工事 農村造成工事 整備編	3 畑面工事	5 畑	1	耕起深耕	耕起深(T)	果樹	- 75	おおむねha当たり10箇所測定するほか、つぼ掘り2箇所/ha。							
						野菜	- 15								
		1	テラス(階段畑)			幅(B1)	- 150	テラス延長おおむね100m当たり1箇所測定する。							
						耕起幅(B2)	- 150								
						側溝幅(B3)	- 75								
						側溝高さ(H)	- 75								
	1	土壤改良				pH測定	± 0.5	おおむね50a当たり1箇所(深さ15cm)改良材散布後2週間以上経過して測定する。(試験方法…ガラス電極法…46農地C第311号参照)		地表から15cmの土壤を柱状に採取し、良く混合する。					
						基準高(V)	± 300								
	6	道路工(耕作道)				幅(B)	- 150	施工延長おおむね100m当たり1箇所測定する。		切土部のみ対象とする					
						厚さ(T)	- 45								
						側溝幅(b)	- 75								
						側溝高さ(H)	- 75								

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
11 農業農村整備編 5 水路トンネル工事	5 ト ン ネ ル	1	支保工			幅 (b)	(Bタイプ) - 0	幅、間隔は全基数について測定する。支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。		破碎帶等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。吹付ロックbolt工法の吹付及びロックboltは、道路編6章トンネル(NATM)を参考とする。	
						(C, D タイプ)	- 40				
						間隔 (ℓ)	± 75				
	2	コンクリート覆工				基準高 (V)	± 50	1. 基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2. 巷厚 (i) コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ii) コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工縫目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (iii) 削孔による巷厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所の割合で行う。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巷厚測定を行う。 3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。			
						幅 (B)	- 40				
						巻厚 (T)	- 0				
						高さ (H)	- 40				
						中心線のズレ (e)	直線部 ± 100 曲線部 ± 150				
	延長 L					150m未満	- 150				
						150m以上	- 0.1%				

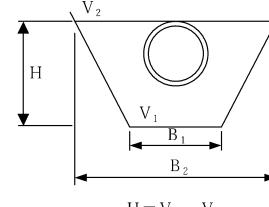
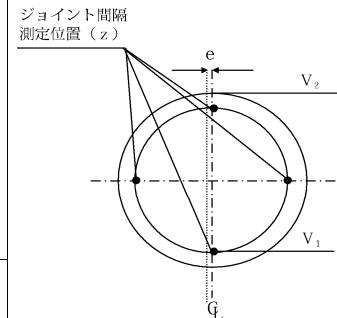
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 農業農村整備編	6 水路工事	6 開渠工	2	現場打開水路	基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		スパン長の標準を9mとした場合	
					幅(B)	- 25				
					厚さ(T)	- 20				
					高さ(H)	- 25				
					中心線のズレ(e)	直線部 ± 50				
					曲線部	± 100				
					スパン長(L)	直線部 ± 20				
					曲線部	± 30				
					延長L	150m未満 - 150				
					150m以上	- 0.1%				
				現場打サイホン	基準高(V)	± 50	上記と同一		スパン長の標準を9mとした場合	
					幅(B)	- 20				
					厚さ(T)	- 20				
					高さ(H)	- 20				
					中心線のズレ(e)	直線部 ± 50				
					曲線部	± 100				
					スパン長(L)	直線部 ± 20				
					曲線部	± 30				
					延長L	150m未満 - 150				
					150m以上	- 0.1%				

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 農業農村整備編	6 水路工事	7 暗渠	2	現場打暗渠		基準高(V)	± 30	<p>基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>上記未満は2箇所測定する。</p>		スパン長の標準を9mとした場合
						幅(B)	- 20			
						厚さ(T)	- 20			
						高さ(H)	- 20			
						中心線のズレ(e)				
						直線部	± 50			
						曲線部	± 100			
						スパン長(L)				
						直線部	± 20			
						曲線部	± 30			
						延長L				
						150m未満	- 150			
						150m以上	- 0.1%			
	6 開渠工	3	鉄筋コンクリート大型フリューム 鉄筋コンクリートL形水路			基準高(V)	± 30	<p>基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>上記未満は2箇所測定する。</p> <p>幅、厚さについては施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>上記未満は2箇所測定する。</p>		幅、厚さはL形水路のみ測定する。
						幅(B)	- 25			
						厚さ(T)	- 20			
						中心線のズレ(e)				
						直線部	± 50			
						曲線部	± 100			
						延長L				
						150m未満	- 150			
						150m以上	- 0.1%			
	7 暗渠工	3	ボックスカルバート水路			基準高(V)	± 30	<p>基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>上記未満は2箇所測定する。</p>		
						中心線のズレ(e)				
						直線部	± 50			
						曲線部	± 100			
						延長L				
						150m未満	- 150			
						150m以上	- 0.1%			

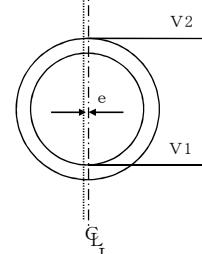
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11	農業農村	管水路工	8	5	管体基礎工 (砂基礎等)	幅(B)	- 100	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。 高さ(H)の管理は、V2-V1で算出するものとする。
						高さ(H)	± 30			
整備編	事務	管体工	管水路 (遠心力鉄筋コンクリート管)	基準高(V)	被圧地下水のない場合	± 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。		Vの測定は管底(V1)を原則とし、測定期は埋戻完了とする。 ただし、Φ1,350mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂(V2)でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。	
					被圧地下水のある場合	± 50				
					中心線のズレ(e)	± 100				
				RC管	ジョイント間隔(z)	別表A参照				
					延長L	200m未満	- 200			
	2	3	管水路 (ダクタイル鉄管) K形、T形、U形	基準高(V)	200m以上	- 0.1%				
					被圧地下水のない場合	± 30				
				(強化プラスチック複合管)	被圧地下水のある場合	± 50				
					中心線のズレ(e)	± 100				
			B形、T形、C形	基準高(V)	ジョイント間隔(z)	別表イ及びウ参照				
					200m未満	- 200				
					200m以上	- 0.1%				

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
農業水路工事整備編	11 農管	8 管	6 管	1 管体工	管水路 (硬質塩化ビニル管)	基準高 (V)	± 50	設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		
						埋設深 (H)	- 50			
						中心線のズレ(e)	± 120			
						延長 L	200m未満			
							- 200			
							200m以上	- 0.1%		

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
11	農業水路工事整備編	8 管體工事	6 管工	4	管水路 (鋼管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。 管種 J I S G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管 - 第1部: 直管) 寸法 W S P A-101-2009 (農業用プラスチック被覆钢管) 塗覆装方法 管外表面 長寿命形プラスチック被覆とする 管内面 エポキシ樹脂塗装とする。 なお、塗覆装方法の詳細は別表才のとおりとする。 接合法 突き合わせ溶接継手とする。 工法 通常の開削による布設工法とする。 管路の範囲 導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接続部までとする。					通常の開削による布設工法とは、矢板土留・建込簡易土留を含むものとする。
					管布設	基準高(V) 被圧地下水のない場合 被圧地下水のある場合 中心線のズレ(e) 延長L 200m未満 200m以上	± 30 ± 50 ± 45 - 200 - 0.1%	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		Vの測定は管底(V1)を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。ただし、Φ1,350mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂(V2)でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。	

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
11 農業水路工事整備編	8 管体工事	6 管工	4	V型開先 (両面溶接)	ルートギャップ(s)	ルートギャップ(s)	0 ~ 3	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。		
						ペベル角度(θ)	30 ~ 35°	現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。				
						ルートフェイス(a)	≤ 2.4					
					V型開先テーパ付き直管 (両面溶接)	ルートギャップ(s)	0 ~ 3	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。		
						ベベル角度(θ)	Y、Y' : 30 ~ 35°					
						X' :	35 ~ 15°					
						X :	30 ~ 50°					
						ルートフェイス(a)	≤ 2.4					

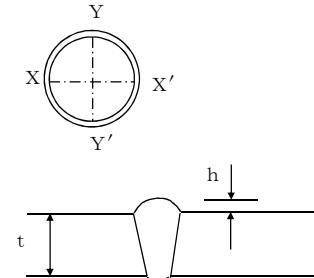
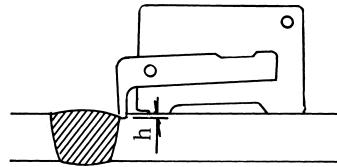
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 農業水路工事整備編	8 管体工事	6 管工	4	V型開先 (片面溶接)	ルートギャップ(s)	1 ~ 4	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。	
					ベベル角度(θ)	30 ~ 35°				
					ルートフェイス(a)	≤ 2.4				
				V型開先 (片面裏当溶接)	ルートギャップ(s)	4 以上	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。	
					ベベル角度(θ)	22.5 ~ 27.5°				
					ルートフェイス(a)	≤ 2.4				
				X型開先 (両面溶接)	ルートギャップ(s)	0 ~ 3	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。	
					ベベル角度	θ 1	30 ~ 35°			
					θ 2	40 ~ 45°				
					ルートフェイス(a)	2 以下				

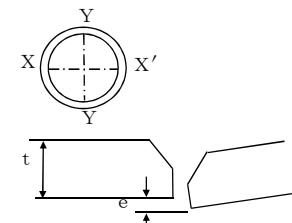
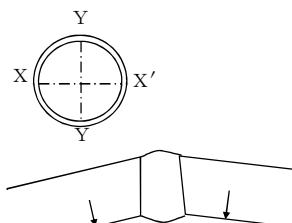
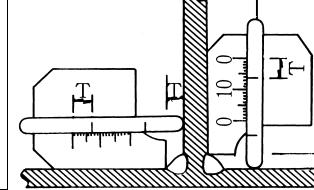
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11	農業水路整備編	8	6	4	X型開先テーパ付き直管 (両面溶接)	ルートギャップ(s)	0 ~ 3	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。	<p>(平面図) ①-① X-Y-X' Y-Y'</p> <p>側面図 Y-Y' X-X'</p> <p>詳細図 (外側) A = 2/3 (t - a) B = 1/3 (t - a)</p>	左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
ベベル角度 θ1	Y、Y' : 30 ~ 35°									
X' :	35 ~ 15°									
X :	30 ~ 50°									
ベベル角度 θ2	Y、Y' : 40 ~ 45°									
X' :	40 ~ 60°									
X :	45 ~ 25°									
ルートフェイス(a)	2 以下									
周縫手溶接	両面溶接 t ≤ 6	e ≤ 1.5	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。	<p>Y X-X' Y-Y'</p> <p>t e</p>	t : 板厚(S63)					
両面溶接 6 < t ≤ 20	e ≤ 0.25t									
両面溶接 20 < t ≤ 38	e ≤ 5.0									
片面溶接 t ≤ 6	e ≤ 1.5									
片面溶接 6 < t ≤ 16	e ≤ 0.25t									
片面溶接 16 < t ≤ 38	e ≤ 4.0									

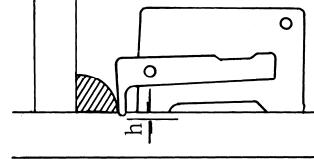
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
11	農業水路工事	整備編	8	6	管体工	周縫手溶接	余盛高(h)	$t \leq 12.7$ $t > 12.7$	$h \leq 3.2$ $h \leq 4.8$	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。		t : 板厚
						アンダカット(h)	$h \geq 0.5$ は不合格。 $0.3 < h \leq 0.5$ は、1個の長さ30mm(内側にあっては50mm)を越えるもの、又は合計長さが管の円周長さの15%を越えるものは不合格。 $h \leq 0.3$ は合格。	1箇所毎に全周を目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。				
						ビード外観	ビード表面に極端な不揃い部分があつてはならない。	1箇所毎に全周を目視により点検する。				
						その他	溶接部及びその付近には、割れ、アーチストライクの跡、有害と認められる程度のオーバラップ、ピット、ジグ跡などの欠陥があつてはならない。					

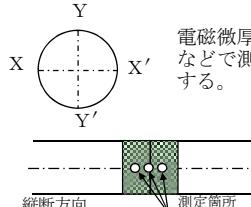
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
農業水路工事整備編	農業水路工事整備編	農業水路工事整備編	農業水路工事整備編	農業水路工事整備編	周縫手溶接テーパ付き直管	目違い(e)	両面溶接 $t \leq 6$	$e \leq 1.5$	テープ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。		t : 板厚
							両面溶接 $6 < t \leq 20$	$e \leq 0.25t$			
							両面溶接 $20 < t \leq 38$	$e \leq 5.0$			
						余盛高(h)	$t \leq 12.7$	$h \leq 3.2$		t : 板厚 ただし $h = (h_1 + h_2) / 2$	
							$t > 12.7$	$h \leq 4.8$			
						すみ肉溶接	脚長(T)	指定脚長を下回ってはならない。ただし、1溶接線の長さの5%以下で-1.0mmまでは認める。	溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。		
							のど厚(L)	指定のど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の長さの5%以下で-0.5mmまでは認める。			

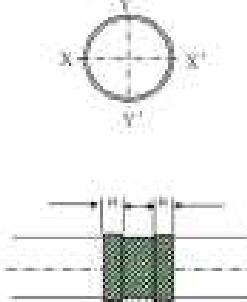
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11	農業水路工事整備編	8 管 水 農 村 整 備	6 管 體 工 事	4	すみ肉溶接	アンダカット(h)	0.5 < h < 1.0 の時アンダカットの長さが板厚よりも大きいものがあつてはならない。 $h \geq 1.0$ のアンダカットはあつてはならない。	溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。		
						ピット	ピットの直径が1mm以下では溶接長さ1mにつき3個までを許容する。しかし直径が1mmを超えるものがあつてはならない。			
						ビード外観	ビード表面に極端な不揃い部分があつてはならない。	溶接線全長にわたって目視により点検する。		
						その他	溶接部及びその付近には、割れ、アークストライクの跡、有害と認められる程度のオーバラップ、ジグ跡などの欠陥があつてはならない。			
					放射線透過試験	別表エ参照		周縫手溶接の場合、全溶接線長の5%を撮影するものとする。 すみ肉溶接の場合は特記仕様書による。		全溶接線長とは、溶接箇所全ての溶接線長の総計をいう。

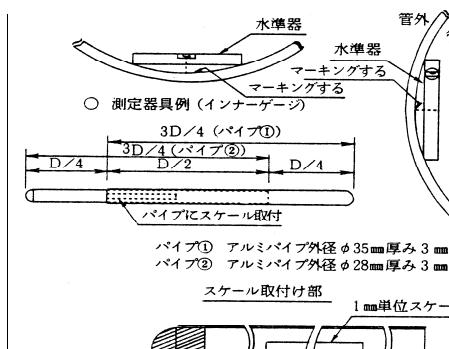
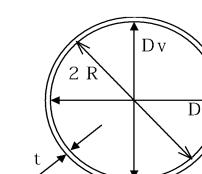
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 農業 農村 整備 編	8 管 水 路 工 事 備	6 管 体 工 事 備	4		素地調整	外観	水分、鏽、油等があつてはならない。	現場塗装全面を点検する。		
					エポキシ樹脂塗装	外観	塗装表面に異物の混入、塗りむら、塗りもれなどがあつてはならない。	現場塗装全面を点検する。		JIS G 3443-4
					膜厚	最低膜厚は別表又は特記仕様書に規定する膜厚を下回ってはならない。	現場塗装箇所10箇所につき1箇所測定するものとし、1箇所につき12点測定する。(天地左右、縦断方向に各3点)		電磁微厚計などで測定する。	
					ピンホール	火花の発生するような欠陥があつてはならない。	現場塗装全面を点検する。	ホリデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。	標準試験電圧 塗膜の厚さ(mm) 0.5以上	
					付着性	付着不良の欠陥があつてはならない。		2,000~2,500	柄のついた鋼製両刃のへら(全長約200mm程度)を用いてはつり、付着の良否を点検する。	

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
農業水路工事整備編	8 農管水路工事	6 管体工	4		ジョイントコート	焼損	あってはならない。	ジョイントコート全数を点検する		
						両端のめくれ	有害な欠陥となる大きめくれがあってはならない。			
						ふくれ	ジョイントコートの両端から50mm以内にふくれがあってはならない。			
						工場被覆部との重ね代(a)	片側50mm以上			
						ピンホール	火花の発生するような欠陥があってはならない。			
						膜厚	別表のとおり1.5mm以上。ただし、加熱収縮後の厚さとする。	ジョイントコート全数全面を点検する	ホリデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。試験電圧は10,000~12,000Vを標準とする。	

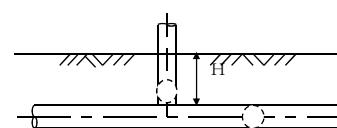
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要										
11	農業水路工整備編	8	6		管水路 (埋設とう性管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。			管据付時の測定の際、以下の手順で天・地・左・右の各測定基準点を固定し、以後同一点でたわみ量を測定する。	<p>管種</p> <p>J I S G 5526(ダクタイル鋳鉄管) J D P A G 1027(農業用水用ダクタイル鋳鉄管)</p> <p>J I S G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) W S P A-101(農業用プラスチック被覆鋼管)</p> <p>J I S A 5350(強化プラスチック複合管) F R P M K 111-2016(強化プラスチック複合管内圧管 フィルトライディング成形法)</p> <p>① 測定しようとする管の管中央位置を管底及び左右管側にペイントでマーキングする。 ② その位置に水準器を下図のように水平におく。その後、水準器の中央点を管にマーキングする ③ ②でマーキングした点に測定棒を立て、測定棒に水準器を添わせて測定棒を垂直にし、その状態で測定棒をスライドさせ測定棒と管の接点をマーキングする(管天測点となる)。 ④ ①でマーキングした位置(左右管側)に下図のように水準器を使って水平点をマーキングする。</p>  <p>○ 測定器具例(インナーゲージ) パイプ① アルミパイプ外径φ35mm厚み3mm パイプ② アルミパイプ外径φ28mm厚み3mm スケール取付け部 1mm単位スケール</p>										
					たわみ率	なし	± 5%	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 測定は定尺管の中央部とする。 測定時期は管据付時(接合完了後)、管頂埋戻時及び埋戻完了時とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。	 <p>たわみ率の計算 $\triangle X / 2R \times 100 (\%)$ $\triangle X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dv + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	管径900mm以上に適用する。矢板施工の場合は管据付時、矢板引抜き時及び埋戻完了時に測定する。										
					締固め程度	I	± 5%			締固め程度は次のとおり。 <table border="1"> <tr> <td>締固めの程度</td> <td>仕上り軽度</td> </tr> <tr> <td>締まつた埋戻を指しやめる程度でなじみ</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>締固めの程度</td> <td>中程度</td> </tr> <tr> <td>締固めの程度</td> <td>85%以上</td> </tr> <tr> <td>締固めの程度</td> <td>90%以上</td> </tr> </table>	締固めの程度	仕上り軽度	締まつた埋戻を指しやめる程度でなじみ	なし	締固めの程度	中程度	締固めの程度	85%以上	締固めの程度	90%以上
締固めの程度	仕上り軽度																			
締まつた埋戻を指しやめる程度でなじみ	なし																			
締固めの程度	中程度																			
締固めの程度	85%以上																			
締固めの程度	90%以上																			
					I 碾質土	± 5%														
					II	± 5%														

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 農業水路工整備編	8 管 体 工 事	6 管 管 鋼製セグメント			シールド工事 (一次覆工) コンクリートセグメント 鋼製セグメント	基準高(V)	± 50	基準高、中心線のズレ(直線部)、たわみ率については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	<p>基準高 (V) は、V₁を測定し管理する。 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dv + t)]$ 2R: 管厚中心直径 t: 管厚</p>	Vの測定は管底 (V ₁) を原則とし、測定期は完了時とする。
						中心線のズレ(e)	± 100			
						曲線部	± 150			
						延長L	150m未満			
						150m以上	- 150			
						たわみ率	± 0.1%			
						シールド工事 (二次覆工)	± 30			
						既製管覆工	± 50			
						推進工事	± 100			
						ジョイント間隔(z)	別表ア、イ及び別表ウ参照			
						延長L	200m未満	- 200		
						200m以上	- 0.1%			
						たわみ率	± 5%			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 農業農村整備編	9 煙かん施設工事	2 末端工			スプリンクラー	埋設深(H)	- 50	構造図の寸法標示箇所を測定する。		

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
農業農村整備編	ため池改修工事	堤体工			堤体工	基準高(V)	± 100	線的なものについては施工延長おむね20mにつき1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。		1 鋼土の幅は盛土高1m毎に管理する。 2 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。 3 出来形測定と写真は同一箇所で行う。 4 出来形図は横断図面を利用して作成する。
						堤幅(W)	- 100			
						法長(L)	- 100			
						延長	- 200			
					洪水吐工	基準高(V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。		スパン長の標準を9mとした場合。
						幅(B)	± 30			
						厚さ(T)	± 20			
						高さ(H)	± 30			
						中心線のズレ(e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100			
						スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30			
						延長	- 150			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
農業農村整備工事 編	農業池塘改修工事	6 取水施設工事	18 横管工 同上付帶構造物 (土砂吐ゲート等)		基準高 (V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長10mにつき1箇所の割合で測定する。 ジョイント間隔については、1本毎に測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。			1 基準高(V)は管底を原則とする。 2 コンクリート二次製品使用の場合である。 3 底樋がトンネルの場合は、農業農村整備編11-5水路トンネルに準ずる。 4 斜樋等付帶構造物は土木工事共通編3-2-3-29共通的工種に準ずる。ただし、基準高(V)は、取水孔(ゲート中心)の標高とし、高さ(H)は斜面直角方向とする。
					幅 (B)	- 20				
					厚さ (T)	- 20				
					高さ (H)	- 20				
					中心線のズレ (e)	直線部 ± 50				
					曲線部	± 100				
					延長	- 150				

別表ア 管水路（遠心力鉄筋コンクリート管）のジョイント間隔

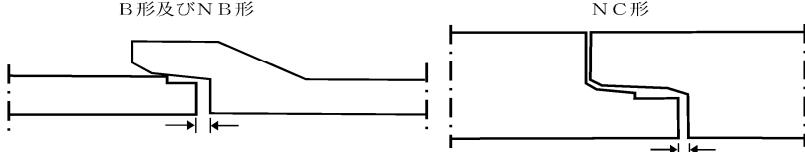
呼び径 (mm)	J I S A 5372 R C管(B形管)		J I S A 5372 R C管(N B形管)	
	規 格 値		規 格 値	
	8管水路工事 良 質 地 盤	8管水路工事 軟 弱 地 盤	8管水路工事 良 質 地 盤	8管水路工事 軟 弱 地 盤
150	+20	0	+11	0
200	+20	0	+11	0
250	+20	0	+11	0
300	+18	0	+10	0
350	+18	0	+10	0
400	+21	0	+11	0
450	+21	0	+11	0
500	+21	0	+11	0
600	+23	0	+13	0
700	+21	0	+12	0
800	+24	0	+13	0
900	+26	0	+15	0
1,000	+32	0	+18	0
1,100	+33	0	+19	0
1,200	+35	0	+21	0
1,350	+37	0	+22	0

- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。
また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。なお、「埋戻後」とは、特に指示のない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
3. 標準値は、目地処理のため施工上必要な本来開くべきジョイント間隔値を示している。規格値は下図に示す位置を測定するものとする。
4. 管の外面から測定する場合の測定位置は、「管水路ジョイント間隔測定結果一覧表」に示すa', b', c', d'とする。

〈参考〉 ジョイント間隔測定位置を以下に示す。

(1) 内面から計測する場合

B形及びN B形

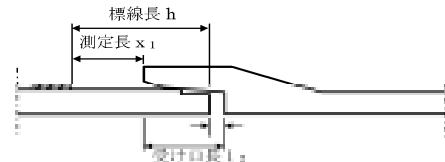


呼び径 (mm)	J I S A 5372 R C管(N C形管)	
	標準値	規 格 値
1,500	5	+33 +5
1,650	5	+33 +5
1,800	5	+33 +5
2,000	5	+33 +5
2,200	5	+33 +5
2,400	5	+38 +5
2,600	5	+38 +5
2,800	5	+38 +5
3,000	5	+38 +5

(2) 外面から計測する場合

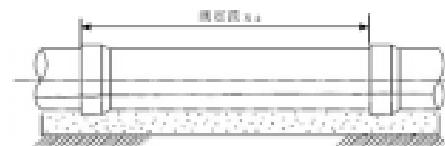
1) 標線による計測

$$\text{ジョイント間隔} = \text{受け口長 } l_2 - (\text{標線長 } h - \text{側線長 } x_1)$$



2) 軸線に上らない計測 (参考)

$$\text{ジョイント間隔} = \text{受け口長 } l_2 - (\text{管有効長 } L - \text{測定長 } x_2)$$

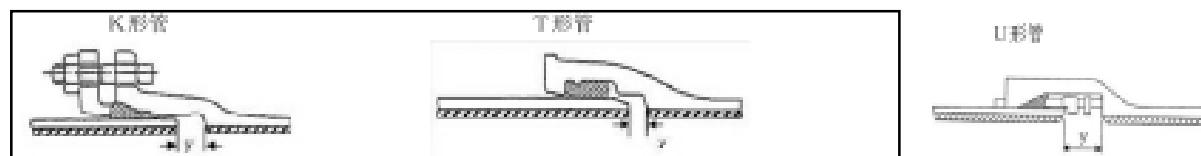


別表イ 管水路（ダクトタイル鉄管）ジョイント間隔

(単位：mm)

規格 呼び径 (mm)	JIS G 5526・5527及び JDPA G 1027		JIS G 5526・5527及び JDPA G 1027・1029		JIS G 5526・5527及び JDPA G 1027-1029		JIS G 5526・5527及び JDPA G 1029	
	8管水路工事 K形		8管水路工事 T形（直管）		8管水路工事 T形（異形管）		8管水路工事 U形	
	規格値	規格値	規格値	規格値	標準値	規格値	標準値	規格値
75	+19 0		+16 0		+16 0		—	—
100	+19 0		+16 0		+17 0		—	—
150	+19 0		+16 0		+18 0		—	—
200	+19 0		+14 0		+16 0		—	—
250	+19 0		+14 0		+14 0		—	—
300	+19 0		+24 0		— —		—	—
350	+31 0		+24 0		— —		—	—
400	+31 0		+24 0		— —		—	—
450	+31 0		+24 0		— —		—	—
500	+31 0		+30 0		— —		—	—
600	+31 0		+30 0		— —		—	—
700	+31 0		+30 0		— —	105	+32 — 5	
800	+31 0		+30 0		— —	105	+32 — 5	
900	+31 0		+40 0		— —	105	+32 — 5	
1,000	+36 0		+40 0		— —	105	+33 — 5	
1,100	+36 0		+40 0		— —	105	+33 — 5	
1,200	+36 0		+50 0		— —	105	+33 — 5	
1,350	+36 0		+50 0		— —	105	+35 — 5	
1,500	+36 0		+60 0		— —	105	+35 — 5	
1,600	+40 0		+70 0		— —	115	+33 — 5	
1,650	+45 0		+70 0		— —	115	+33 — 5	
1,800	+45 0		+80 0		— —	115	+33 — 5	
2,000	+50 0		+90 0		— —	115	+36 — 5	
2,100	+55 0		— —		— —	115	+36 — 5	
2,200	+55 0		— —		— —	115	+36 — 5	
2,400	+60 0		— —		— —	115	+36 — 5	
2,600	+70 0		— —		— —	130	+36 — 5	

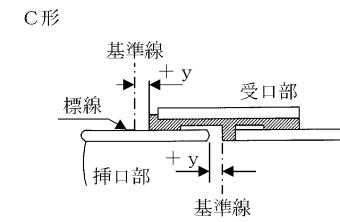
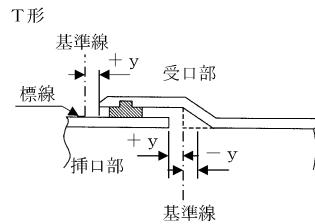
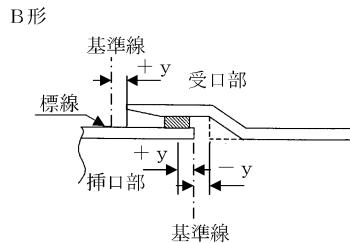
- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
 3. 管の外面から測定する場合の測定位置は、「管水路ジョイント間隔測定結果一覧表」に示すa', b', c', d'とする。
 4. ダクトタイル鉄管のうちK形管・T形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は右図のy寸法である。
 yの測定位置は、鉄錆層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。(U形)
 5. JDPA G 1027（農業用水用ダクトタイル鉄管）の呼び径は以下のとおり。
 　・T形及びT形用継ぎ輪：300～2,000、K形：300～2,600
 JDPA G 1029（推進工法用ダクトタイル鉄管）の呼び径は以下のとおり。
 　・T形：250～700、U形：800～2,600
 JDPA G 1027（農業用水用ダクトタイル鉄管）のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G 5527（ダクトタイル鉄異形管）のK形に準じる。
 6. JIS G 5527（ダクトタイル鉄異形管）のK形、U形のジョイント間隔は、JIS G 5526（ダクトタイル鉄管）のK形、U形に準じる。
 7. 標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しております。規格値は標準値に対する値を示している。



別表ウ 管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔

規格 呼び径 (mm)	J I S A 5350			
	標準値	規格値		
		良質地盤	軟弱地盤	
200	0	+33	0	+22 0
250	0	+33	0	+22 0
300	0	+38	0	+25 0
350	0	+38	0	+25 0
400	0	+43	0	+28 0
450	0	+43	0	+28 0
500	0	+53	0	+35 0
600	0	+53	0	+35 0
700	0	+53	0	+35 0
800	0	+53	0	+35 0
900	0	+53	0	+35 0
1,000	0	+53	0	+35 0
1,100	0	+53	0	+35 0
1,200	0	+53	0	+35 0
1,350	0	+53	0	+35 0
1,500	0	+53	0	+35 0
1,650	0	+80	0	+53 0
1,800	0	+80	0	+53 0
2,000	0	+95	0	+63 0
2,200	0	+95	0	+63 0
2,400	0	+113	0	+75 0
2,600	0	+113	0	+75 0
2,800	0	+128	0	+85 0
3,000	0	+128	0	+85 0

- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 2. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下のは、管の外から測定してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
 3. 管の外面から測定する場合の測定位置は、「管水路ジョイント間隔測定結果一覧表」に示すa', b', c', d'とする。
 4. 継手部の標準断面は下図のとおりであり、標準値は図の寸法yである。なお、基準線に対し抜け出し側を(+)とする。
 5. 測定値は、受口部長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある。



別表エ 放射線透過試験による点検の項目と判定基準

(J I S Z 3050 A基準 準拠)

項目	判定基準
1. ルートの溶込み不良	目違いのない部分の溶込み不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。
2. 目違いによる溶込み不良	ルートの片側の角が露出している（又は溶融されていない）とき、1個の長さ40mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長70mm以下を合格とする。
3. 内面へこみ	内面へこみは、その部分の写真濃度がこれに接する母材部分の写真濃度を超えない場合は長さに関係なく合格とするが、超える場合には14の溶落ちと同様に取り扱う。
4. 融合不良	母材と溶接金属との間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。溶接バス間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。
5. 溶落ち	溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき6mm又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えることなく、連続した溶接長300mm当たり最大寸法の合計長さ12mm以下を合格とする。
6. 細長いスラグ巻込み	細長いスラグ巻込みは、1個の長さ20mm以下、幅1.5mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。平行に並んだスラグ巻込みは、その間隔が1mmを超えていればそれぞれ独立したきずとみなす。
7. 孤立したスラグ巻込み	孤立したスラグ巻込みは、1個の長さ6mm以下、幅3mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ12mm以下を合格とする。
8. タングステン巻込み	タングステン巻込みは、J I S Z 3104付属書4の第4種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
9. プローホール及びこれに類する丸みを帶びたきず	プローホール及びこれに類する丸みを帶びたきずは、J I S Z 3104付属書4の第1種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。

(J I S Z 3050 A基準 準拠)

項目	判定基準
10. 虫状気孔	虫状気孔（パイプ）は、J I S Z 3104付属書4の第2種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
11. 中空ビート	中空ビードは、1個の長さ10mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ50mm以下で、長さ6mmを超えるものは、50mm以上離れてはならない。
12. 割れ	割れは、すべて不合格とする。
13. きずの集積	1から11までに掲げるきずの長さの和が管の円周長さの8%以下で、かつ、連続した溶接長300mm当たり50mm以下を合格とする。ただし11に掲げるきずを除く。
14. アンダカット	内面のアンダカットは、1個の長さは50mm、合計長さは管の円周長さの15%を超えてはならない。
15. きずの写真濃度	(a) 透過写真上の大きさで合格するきずでも、写真濃度が母材部の写真濃度より著しく高い場合には、不合格とする。 (b) 内面のビードの写真濃度が著しく低い場合には、不合格とする。

別表オ 塗覆装の方式及びその厚さ

種 別	塗 覆 装 方 式	最小厚さ (mm)
直管	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」	0.5mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2009)」による)
異形管	溶剤形エポキシ樹脂塗装 【外面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第3部：長寿命形外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」	2.0mm以上
現場溶接部	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」 溶剤形エポキシ樹脂塗装 【外面塗装】 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012-2010)」	0.5mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2009)」による) プラスチック系の場合 基 材：1.5mm以上 粘着材：1.0mm以上
<p>備考1. 制水弁室、スラストブロック等貫通部の外面塗覆装は、原則としてプラスチック被覆とする。</p> <p>なお、スチフナーについても同様とするが、同部の被覆厚さについては規定しない。</p> <p>ただし、フランジ等外面部でプラスチック被覆の施工ができない場合は水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装とし、塗膜厚0.5mm以上とする。</p> <p>2. 繰手部の外面塗覆装は、「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012)」プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由により、プラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用する。ただし、ゴム系の最小厚さは、1.5mmとする。</p>		

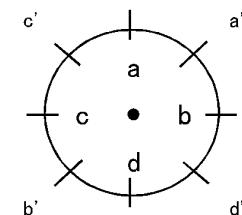
管水路ジョイント間隔測定結果一覧表

工事名

測定者

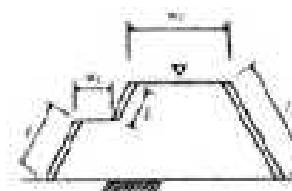
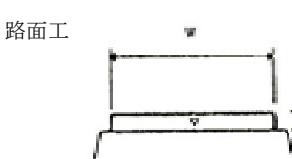
印

測定箇所

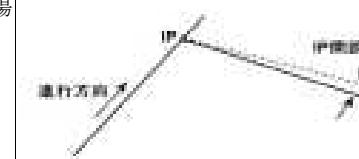
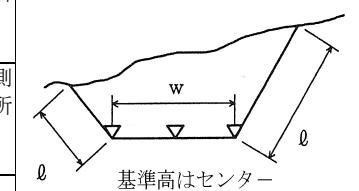
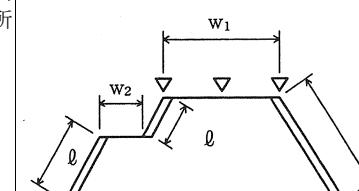
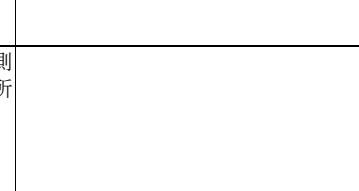


2-177

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 森林 土木 編	2	10 仮設工	2		仮設道路工 (開設、補修工)	基準高 ∇	± 100	施工延長 40m につき 1 箇所の割合で測定する。延長 40m以下のものは 2 箇所測定する。 基準高及び延長については中心線。 (任意仮設は除く)		
					幅 W (W_1, W_2)	-100				
					延長 (測点間) ℓ	-400				
					法長 ℓ	(切土) (盛土)	-400 -200	施工延長 40m につき 1 箇所の割合で測定する。延長 40m以下のものは 2 箇所測定する。 (任意仮設は除く)		
					路面工	幅 w	-100			
						厚 t	-10			
					その他構造物等	各規格値による		各種構造物の測定基準による		

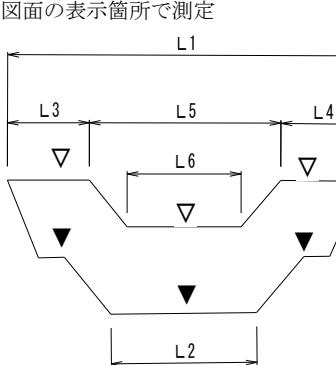
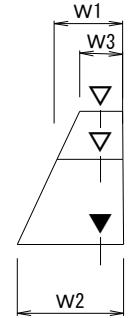
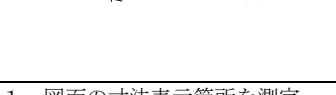
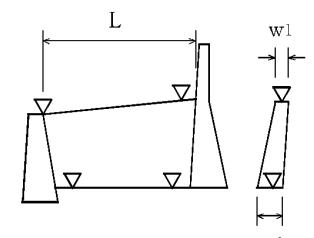
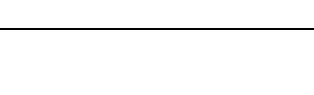
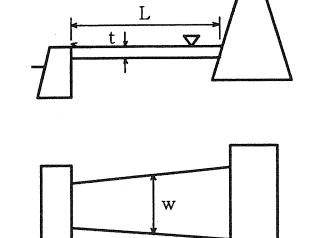
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
12 森林 土木 編	2 林 道 工 事	3 道 路 土 工			中心線	IP角誤差	交角 $\pm 0^{\circ} 30'$ 以内	全IP測点 ただし、測点を座標により管理する場合は省略できる。		林野					
						IP 間 距 離	$\leq 40m$	± 200							
						>40m	$\pm 0.5\%$								
					横断形	基準高 ∇	± 50	施工延長 40m につき 1 箇所の割合で測定する。延長 40m以下のものは 2 箇所測定する。 道路中心線及び幅員の端部で測定。		基準高はセンター幅員の幅員両端					
						幅 $W (W_1, W_2)$	-100								
						延長 (測点間) L	-200								
								施工延長 40m につき 1 箇所の割合で測定する。延長 40m以下のものは 2 箇所測定する。		基準高はセンター幅員の幅員両端					
					法長 SL	$\ell < 5m$ (切土)	-200								
					$\ell \geq 5m$ (切土)	設計法長の-4%									
					$\ell < 5m$ (盛土)	-100									
					路盤工	厚さ t	-10%	施工延長 40m につき 1 箇所の割合で測定する。延長 40m以下のものは 2 箇所測定する。		林野					
						幅 W	-50								

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 森林 道工 土木 編	2 林 道 工 事	3 道 路 土 工			コンクリート路面工	厚さ t	-10	幅は、延長 40m毎に 1箇所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを探取して測定。厚さについては、端部の測定等により実施することができる。		
						幅 W	-25			
	4 排 水 施 設	流末工			長さ ℓ	-100	全箇所			林野
					幅 b	-50				
					高さ h	-10				
		洗越工			長さ L	-200	全箇所 断面、形状等の変化点について測定する。 出来形図等を作成する。			林野
					幅 b	-30				
					高さ(厚さ) h, t	-50				
		側溝工 (素堀)			高さ h	-50	施工延長 40mにつき 1箇所とするが、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。			林野
					幅 b	-50				
					延長 L	最小-0.1% 最大 -200				

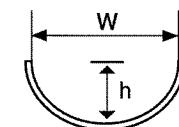
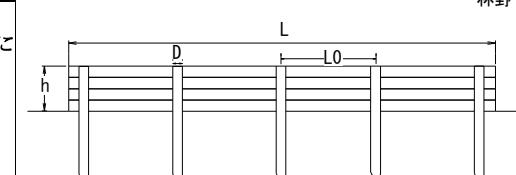
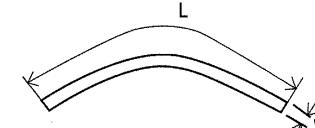
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 森林 土木 編	3 渓間 工事				コンクリートダム本体工 (堰堤工・谷止工・床固工) コンクリート副ダム工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定 		8-1-8-4
						床堀高 ▼	+30			
						幅 天端部 W1W3	-30			
						堤幅 W2				
					水通し幅 L5 L6	+100 -0	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。			8-1-8-6
						堤長 L1~L4	-100			
					側壁工	基準高 ▽	±30			8-1-8-6
						幅 w1, w2	-30			
						長さ L	-100			
					水叩工・底張り工 (底版及び基礎工)	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは、上下流の両端部及び中間点で測定。		8-1-8-8
						幅 W	-100			
						厚さ t	-30			
						延長 L	-100			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 森林 土木 編	3 渓間 工事				鋼製堰堤本体工 (谷止工) (不透過型)			8 砂防編－1 砂防堰堤－9 鋼製堰堤工	による。	
					鋼製堰堤本体工 (谷止工) (透過型)			8 砂防編－1 砂防堰堤－9 鋼製堰堤工	による。	

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要							
12 森 林 土 木 編	4 山 腹 工 事	7 水 路 工		水路工 (張芝等水路工) (土のう水路工)	幅 W	-100	施工延長40mにつき1箇所、 延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	全延長		林野							
					深さ h	-50											
					延長 L	-200											
	8 柵 工		柵工 (編柵工) (丸太柵工・丸太筋工) (二次製品を用いた柵工)	延長	L < 10m	-200	全箇所数		林野								
					L ≥ 10m	-2%											
				柵高 h	-30	40mにつき1箇所。 延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所とする。											
				杭の使用本数	設計本数以上												
				杭間隔 L0	+200												
				杭の末口径 D	-10%												
	9 筋 工		筋工 (その他緑化二次製品を用いた柵工)	延長 L	L / 50 但し、 最小-100 最大-400	全箇所		林野									
				幅(厚さ) w	-50	延長40m毎に1箇所の割合で測定する。 40m以下の場合は2箇所とする。											

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
12 森林 土木 編	4 山 腹 工 事	落石防護工	鋼製落石防止壁工	基準高 ▽	±50	施工延長 40mにつき 1 箇所。 延長 40m以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所とする。	林野			林野			
						長さ L	L/300 -50～-100	コンクリート基礎がある場合は、 3-2-15-1 場所打擁壁工による。					
						高さ h	-30						
				落石防止網工	区間長 L	L < 10m	-100	施工延長 40mにつき 1 箇所。 延長 40m以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所とする。		3-2-14-1 法枠工参考			
						L ≥ 10m	-1 % 最大-200						
					ロープ間隔 D	-100							
					法長 SL	-2%							
		落石防護柵工	落石防護柵工	基準高 ▽	±50	施工延長 40mにつき 1 箇所。 延長 40m以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所とする。			10-1-11-5 参考				
					延長 ℓ	ℓ < 10m	-50						
						ℓ ≥ 10m	-0.5% 最大-100						
					高さ h	-50	施工延長 40mにつき 1 箇所。 延長 40m以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所とする。						
					厚さ t	-200							

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12	5				地拵え工	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲	
森林土木編 森林整備工事		植付け工（山行苗・新植）			施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を測定する。 ※標準地の設定箇所数は別紙のとおり		
					植栽本数	設計値以上	施工区域内の全標準地の植付け本数の合計本数。ただし、樹種毎、規格毎とする。			
					標準地（管理）内植栽本数	-10%	1箇所/ha の標準地(20m×20m)を設け植栽木を確認する。なお、標準地の総計は設計値以上とする			
					植え穴	深さ及び径	設計値以上	植え穴の規格毎に標準地内3箇所以上		
		植付け（小・中・大苗木）			施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲		
					植栽本数	設計値以上	植栽樹種、規格毎の全植付け本数。			
					深さ及び径	深さ及び径	設計値以上	植え穴の規格毎に全本数の2%以上		
					植栽支柱	設置幅及び高さ	±10%	植栽支柱の規格毎に全設置数の2%以上の個体数を測定。	幅については二脚鳥居支柱の上部の横木等の横木材料による固定箇所、高さについては地上部高さを測定。延長については生垣支柱等の延長。いずれも組立後の形状を管理。	
						延長	'-200			
		植付け（山行苗の部分補植）			施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工区域において支柱等にナバーリングテープを貼り全植栽本数を測定する。 ※ただし、ある程度まとまった面積に一律に植付ける場合は、標準地による管理を適用できる。標準地の設定箇所数は別紙のとおり		
					植栽本数	設計値以上	補植の全植付け本数。			
					標準地（管理）内植栽本数	-10%	1箇所/ha の標準地(20m×20m)を設け植栽木を確認する。なお、標準地の総計は設計値以上とする。			

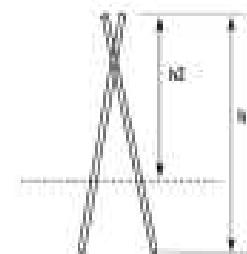
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 森林 土木 編	5 森林 整備 工事				植付け（山行苗の部分補植）	植え穴	深さ及び径	設計値以上	植え穴の規格毎に全本数の2%以上	
					風倒木整理工	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲	
		3 風倒木 整理工	1		伐採木幹材積	設計値以上	施工区域内の全標準地の伐採木の胸高直径及び樹高、伐採本数から推定伐採幹材積を算出する。ただし、著しい被害により伐採前の標準地が設定不可能な場合は、胸高直径及び樹高は伐採木の全推定本数の2%程度の個体管理の平均値によることができる。	施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を伐採前（伐採本数については伐採後でも可）に測定する。また、胸高直径及び樹高において標準地によらない場合は、被害木の推定伐採本数をあらかじめ算出し、その2%の測定可能個体について作業中に随時測定する。 ※標準地の設定箇所数は別紙のとおり	施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を伐採前（伐採本数については伐採後でも可）に測定する。また、胸高直径及び樹高において標準地によらない場合は、被害木の推定伐採本数をあらかじめ算出し、その2%の測定可能個体について作業中に随時測定する。 ※標準地の設定箇所数は別紙のとおり	
	4 保育	下刈工 つる切り工 追肥工			施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施行地の周囲	地拵え工に準ずる	
					施工面積		コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲		
		3 除伐	1		伐採率	設計値の範囲内	施工区域内の全標準地の伐採本数から割り出した伐採率。	施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を伐採前（選木後）に測定する。 ※標準地の設定箇所数は別紙のとおり		
					施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲		
					伐採率	設計値の範囲内	施工区域内の全標準地の伐採本数から割り出した伐採率。	施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を伐採前（選木後）に測定する。 ※標準地の設定箇所数は別紙のとおり		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 森林 土木 編	5 森林 整備 工事	3	2	本数調整伐	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	1箇所/ha の標準地(20m×20m)を設けて標準地拡大図を作成し伐採木、残存木を記入する。 なお、標準地の総計は、設計値以上とする。 ※ 標準地の面積については、監督員と協議を行い決定すること。		プロットの位置は竹杭等により位置を明示すること 伐採木はナンバリングテーブルの番号を表示すること ● 残存木○本 × 伐採木○本 $N' = (\text{残存木} + \text{伐採木}) \times \text{所定伐採率}$
					胸高直径(平均)	設計値の範囲内	施工区域内の全標準地の伐採木の平均胸高直径とする。ただし、除伐は管理の必要がない。			
					標準地内 伐採本数	N' の±20%				
					施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を枝落し後に測定する。 ※標準地の設定箇所数は別紙のとおり	施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を枝落し後に測定する。 ※標準地の設定箇所数は別紙のとおり	
					枝落し高(平均)	設計値以上	施工区域内の全標準地の対象木の平均枝落し高とする。			
	4	2	枝落し(3m以上)	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲	施工地の周囲	プロットの位置は竹杭等により位置を明示すること。	
					枝落し本数	設計値以上	施工区域内の全標準地の対象木の本数から割り出した施工区域の枝落し本数とする。			
				標準地(管理)内 伐採本数	設計値以上	施工区域内の全標準地の対象木の平均枝落し高とする。				
					N' の±20%	1箇所/ha の標準地(20m×20m)を設けて標準地拡大図を作成し伐採木、残存木を記入する。なお、標準地の総計は、設計値以上とする。 ※ 標準地の面積については、監督員と協議を行い決定すること。		$N' = (\text{残存木} + \text{伐採木}) \times \text{所定伐採率}$		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
12 森林 土木 編	5 森林 整備 工事	6	雪起し工（倒木起し）			施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲		
						樹高（平均）	設計値の範囲内	施工区域内の全標準地の倒木の平均胸高直径とする。	施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を測定する。 ※標準地の設定箇所数は別紙のとおり		
						倒木起し率	設計値の範囲内	施工区域内の全標準地の倒木本数から割り出した倒木率。			
	8		除草剤散布			施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲	地捲え工に準ずる	
						散布量	設計値以上	伝票等で確認する。			
	6 作業 歩道 整備 工	1	作業歩道新設工			延長 L	設計値以上	全延長	林野		
						幅 W	設計値以上	50m毎に測定			
	6 海岸 防災 林造成	2 森林 造成	4	防風工 シカ等動物被害防止柵		杭径	-10%	延長、杭本数は1施工箇所毎。その他 のものについては、40mに1箇所とし、40m以下の場合は2箇所とする。			
						杭本数	設計値以上				
						高さ h1 h2	' -50				
						延長 L	' -200				

1, 森林整備工事において、標準地による設計・管理・検査を行う場合の設定数量は、以下のとおりとする。

①設計書作成時の標準地設定

工種	施工面積	標準地概要			適用
		標準地箇所数	標準地/箇所	標準地総面積	
植栽	4.0ha未満	2箇所以上	400 m ²	800 m ² 以上	
	4.0ha以上	3箇所以上	400 m ²	1,200 m ² 以上	施工面積が4.0haを越える場合は、2.0ha増すごとに1箇所、箇所数を追加することを原則とする。
下刈り	—	1箇所以上	10 m ²	10 m ² 以上	同じ補正条件の施工地1箇所につき1標準地以上とする。
その他	1.0ha未満	1箇所以上	400 m ²	400 m ² 以上	
	1.0ha以上4.0ha未満	2箇所以上	400 m ²	800 m ² 以上	
	4.0ha以上	3箇所以上	400 m ²	1,200 m ² 以上	施工面積が4.0haを越える場合は、2.0ha増すごとに1箇所、箇所数を追加することを原則とする。

備考1: 下刈りを除く工種について

① 施行面積の2%以上の標準地を調査することとする。

② 1箇所当たりの標準地の面積が400 m²/箇所を満たせない場合でも、標準地の総面積が2%以上となるように箇所数を増加させること。

②出来形管理の標準地設定

工種	施工面積	標準地概要			適用
		標準地箇所数	標準地/箇所	標準地総面積	
植栽	4.0ha未満	2箇所以上	400 m ²	800 m ² 以上	
	4.0ha以上	3箇所以上	400 m ²	1,200 m ² 以上	施工面積が4.0haを越える場合は、2.0ha増すごとに1箇所、箇所数を追加することを原則とする。
下刈り	—	1箇所以上	10 m ²	10 m ² 以上	同じ補正条件の施工地1箇所につき1標準地以上とする。
その他	1.0ha未満	1箇所以上	400 m ²	400 m ² 以上	
	1.0ha以上4.0ha未満	2箇所以上	400 m ²	800 m ² 以上	
	4.0ha以上	3箇所以上	400 m ²	1,200 m ² 以上	施工面積が4.0haを越える場合は、2.0ha増すごとに1箇所、箇所数を追加することを原則とする。

備考1: 下刈りを除く工種について

① 施行面積の2%以上の標準地を管理することとする。

② 1箇所当たりの標準地の面積が400 m²/箇所を満たせない場合でも、標準地の総面積が2%以上となるように箇所数を増加させること。

③ 上記のほか、設計書作成時の標準地についても管理すること。

③完成検査の標準地設定

工種	施工面積	標準地概要			適用
		標準地箇所数	標準地/箇所	標準地総面積	
植栽	4.0ha未満	1箇所以上	400 m ²	400 m ² 以上	
	4.0ha以上	2箇所以上	400 m ²	800 m ² 以上	検査面積が施行面積の1%を越えること。
下刈り	—	—	—	—	
その他	4.0ha未満	1箇所以上	400 m ²	400 m ² 以上	
	4.0ha以上	2箇所以上	400 m ²	800 m ² 以上	検査面積が施行面積の1%を越えること。

備考1: 下刈りを除く工種について

① 施行面積の1%以上の標準地を検査することとする。

② 1箇所当たりの標準地の面積が400 m²/箇所を満たせない場合でも、標準地の総面積が1%以上となるように箇所数を増加させること。

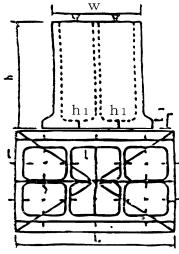
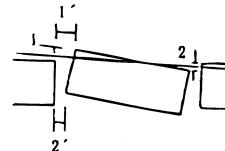
※注 ①、②、③の各項目の標準地は、重複しないこと。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
(漁) 第1編共通編	一般施工	3 共通的施工	2 共通事項	1 2 3 4 5	浚渫	測深	計画水深の場合 水深及び法面 + 0 - 規定しない 暫定水深の場合 水面及び法面 + それぞれの 余堀厚の數値 - 規定しない	設計図書の測点ごとに測定する		<p>(1) 海底が岩塊(転石)、灰岩(栗石)を含む) 砂利の場合は岩盤と同一とする。 (2) 音響測深機、レッド又はレベル等により測定。 + : 設計値より浅い (高い)ことを言う。 - : 設計値より深い (低い)ことを言う。</p>		
				7 6 締圧 固密工・ 排水工		6-1 サンンドレーン 6-5 ペーパードレーン 7-2 サンドコンパクション	天端高	+ 規定しない - 0				
				7 2 共通事項		先端深度	+ 0 - 規定しない	全数				
				7 1 3 土砂 盛土		天端幅	+ 規定しない - 0					
				1 8 固化工		延長	+ 規定しない - 0	施工完了後		<p>+ : 設計値より浅い (高い)ことを言う。 - : 設計値より深い (低い)ことを言う。 ()は陸上。</p> <p>管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅および法面勾配を記入し、提出。</p>		
				1 8 固化工		天端高	(陸上部) ± 300	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下				
				1 8 固化工		天端幅	+ 規定しない - 0					
				1 8 固化工		延長	+ 規定しない - 0	施工完了後				
				1 8 固化工		天端高	(陸上部) ± 500	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下				
				1 8 固化工		天端幅	+ 規定しない - 0					
				1 8 固化工		位置	トランシット及び光波測距儀により測定する場合(特)による。	改良杭全数。		<p>管理図に測定結果を記入し提出。 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されれば管理不要。</p> <p>改良杭先端部の軌跡図を作成し提出。 陸上施工は除く。</p> <p>打込記録紙または打込記録データに天端高、先端深度を記入し、管理表を提出。 + : 設計値より浅い (高い)ことを言う。 - : 設計値より深い (低い)ことを言う。 ()は陸上。</p> <p>打込記録紙または打込記録データに固化材吐出量を記入。</p> <p>盛上り量の図面を作成し提出。</p>		
				1 8 固化工		鉛直度接合						
				1 8 固化工		天端高	+ 規定しない - 0	改良杭全数				
				1 8 固化工		先端深度	+ 0 - 規定しない					
				1 8 固化工		固化材吐出量		改良杭全数				
				1 8 固化工		盛上り量		改良前、改良後				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
(漁)第1編共通編	一般施工	5 洗掘防止工	3 共通的施工	9 吸出し防止材		敷設位置		始、終端及び変化する箇所毎、並びに20mに1箇所以上		測定表及び敷設図を作成し提出
						重ね幅	アスファルトマット 繊維系マット ゴムマット 500以上 合成樹脂系マット 300以上	1枚に2点		
						延長	+ : 規定しない - : 100	マットの中心を区間毎及び全長		
		10 中詰工			中詰工	天端高(砂、石材)	± 50 (陸上) ± 100 (水中)	1室につき1箇所(中心)		管理表を作成し提出。
						天端高(コンクリート、 プレパックドコンクリー ト)	± 30 (陸上) ± 50 (水中)			管理表を作成し提出。
		11 蓋 コ ン クリ 1 ト			蓋コンクリート	天端高	± 30 (陸上) ± 50 (水中)	1室につき1箇所(中心)		管理表を作成し提出。
		13 鋼矢板鋼			鋼矢板	矢板壁延長	+ 矢板1枚幅 - 0	施工中適宜。打込み完了時		管理表を作成し提出。 観察結果を報告
						矢板法線に対する出入	± 100	打込完了時20枚に1枚 及び計画法線の変化点		
						矢板法線に対する傾斜	10/1000以下	打込完了時20枚に1枚 及び計画法線の変化点		
						矢板法線方向の傾斜 (両端部)	上下の差が矢板1枚幅 未満10/1000以下	施工中適宜。打込み完了時(両端部)		
						矢板天端高	± 100	打込完了時20枚に1枚		
						矢板継手部の離脱		全数		
		14 控工			鋼管矢板	矢板壁延長	+ 規定しない - 0	施工中適宜。打込み完了時		管理表を作成し提出。 観察結果を報告
						矢板法線に対する出入	± 100	打込完了時10本に1本 及び計画法線の変化点		
						矢板法線に対する傾斜	10/1000以下	打込完了時、全数確認後、 10本に1本及び変化点		
						矢板法線方向の傾斜 (両端部)	上下の差が矢板1枚幅 未満10/1000以下	施工中適宜。打込み完了時(両端部)		
						矢板天端高	± 100	打込完了時10本に1本		
						矢板継手部の離脱		全数		
						取付高さ		取付完了時 両端(継手毎)全数		管理表を作成し提出
						継手位置				観察結果を報告
						ボルトの取付				
						矢板と腹起しとの密着度				

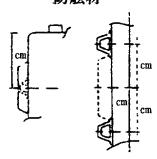
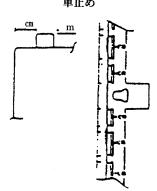
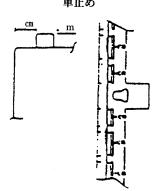
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
(漁) 第1編 共通編	一般施工	3 共通的 工種	14 控工	5 タイ材 (タイロッド取付け)	取付高及び水平度		締付後両端、全数			管理表を作成し提出 腹起しに取付ける場合は不要		
					矢板法線に対する取付角度及び取付間隔		締付後両端、全数			管理表を作成し提出		
					定着ナットの締付	ねじ山が3つ山以上突き出していること。	全数			観察結果を報告		
					ターンバックルのねじ込み長さ	定着ナットの高さ以上	全数					
					リングジョイントのコンクリートへの埋込み		全数			管理表を作成し提出		
					支保材の天端高さ		適宜					
		5 タイ材 (タイワイヤー取付け)			取付高さ		締付後両端、全数			管理表を作成し提出。 腹起しに取付ける場合は不要。		
					矢板法線に対する取付角度および取付間隔		締付後両端、全数			管理表を作成し提出		
					定着ナットの締付	ねじ山が3つ山以上突き出していること。	全数			観察結果を報告		
					定着具端部栓の取付		全数					
					トランベットシースの取付		全数					
		1615 コ鋼 杭 シグ クリ ート 杭工	杭打工 (栈橋ドルフィンの脚柱) (鋼杭H形鋼) (コンクリート杭)		打込記録		支持杭は全数 その他は20本に1本			打込工法記録を提出		
					杭天端高	± 50	管理表を作成し提出					
					杭頭中心位置	100 以下						
					杭の傾斜	直杭2° 以下 斜杭3° 以下						
					取付位置		取付完了後、全数			確認結果を報告		
		17 防 食 工	1 2 3 4 (防腐) 電気防食		電位測定	飽和かんこう電極 基準-770mV 海水塩化銀電極 基準-780mV 又は飽和硫酸銅電極 基準-850mV	取付完了後、測定端子取付箇所毎			測定表を作成し提出		
					(被覆防食) FRPモルタル	取付高さ (被覆範囲)	鋼管杭：全数 矢板：1打設 3箇所以上 完了後、保護カバーの上端又は下端高さ (被覆範囲の確認)			測定表を作成し提出。 測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1回当たりの打設を示す。		
					(被覆防食) ペトロラム		鋼管杭：全数 矢板：監督職員の指示による。 完了後、保護カバーの上端又は下端高さ (被覆範囲の確認)			測定表を作成し提出。		
					(被覆防食) コンクリート	高さ (被覆範囲)	鋼管杭：全数 矢板：1打設3箇所以上 完了後、上端・下端高さ (被覆範囲の確認)			測定表を作成し提出。 測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1回当たりの打設を示す。		
					防食塗装		鋼管杭：全数 矢板：50m2に1箇所以上 完了後、上端・下端高さ (被覆範囲の確認)			測定表を作成し提出。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 3 (漁)第1編共通編	5 一般施工	5 海上地盤改良工	2 床堀工		床堀	測深	法部(外測) 2,000 法部(内測) 300 底面 ± 300	設計図書の測点ごとに測定する。	法部(斜面に直角に測定) 法部(斜面に直角に測定) 床掘底面説明図 不可(床掘が必要) ±30cm ±30cm 許容範囲 不可(埋戻が必要)	平面図に実測を記入し提出。 断面図は監督員が指示したとき作成し提出。 『音響測深機、レッド又はレベル等により測定』
	5 海上地盤改良工	6 置換工			置換(置換材均し)	延長	+ 規定しない - 0	施工完了後。	▽ 基準高	管理図に延長を記入し提出。 管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出。
	6 基礎工	4 基礎捨石工			基礎(基礎捨石工)	本均し	延長 天端幅	+ 規定しない - 100	設計図書の測点ごとに測定する。	出来形図を作成し提出。
	6 基礎ブロック工				基礎(基礎ブロック)	荒均し	天端高 法面	± 500 岸壁前面 + 0 - 200 法部(法面に直角) ± 500	『音響測深機、レッド又はレベル等により測定』	注1) 係留施設、護岸、土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。 出来形図を作成し提出。
						延長	+ 規定しない - 100			出来形図を作成し提出。
							異形ブロック 据付面の高さ	異形ブロック 据付面の高さ (層積) ± 300 据付面の高さ (乱積) ± 500	※詳細は監督員との協議による。	
							天端幅	+ 規定しない - 100		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
(漁)第1編施工共通編	一般施工 (ケイソン式)	5 本体工 (ケイソン製作工)	7 2 ケイソン製作工	1 2 3 4 5 6 7	ケイソン製作工	壁厚	± 10	各層完成時 各壁 1箇所		管理表を作成し提出。
						高さ	+ 30 - 10	完成時、四隅		
						幅長さ	+ 30 - 10	各層完成時に中央部及び 底版と天端は両端		
						底版厚さ	+ 30 - 10	底版完成時 各室中央部 1箇所		
						フーチング高さ	+ 30 - 10	底版完成時、四隅		
						対角線	± 50	底版完成時及び完成時		
						バラスト	碎石・砂 ± 100 コンクリート ± 50	各室中央部1箇所		管理表を作成し提出。 投入量管理
	ケイソン進水据付工	7 ケイソン進水据付工	3 ケイソン進水据付工	1 2 3 4 5 6 7	ケイソン据付 (物揚場)	目地間隔 (2000t未満)	100 以下	据付完了後、天端 2箇所		管理表を作成し提出
						目地間隔 (2000t以上)	200 以下	据付完了後、天端 2箇所		
						法線の出入り (2000t未満)	± 100	据付完了後、両端 2箇所		
						法線の出入り (2000t以上)	± 150	据付完了後、両端 2箇所		
						天端高		据付完了後、中詰完了後、四隅		
						延長		据付完了後、法線上		
						ケイソン据付 (防波堤)	目地間隔 (2000t未満)	200 以下		管理表を作成し提出
						目地間隔 (2000t以上)	300 以下	据付完了後、天端 2箇所		
						法線の出入り (2000t未満)	± 200	据付完了後、両端 2箇所		
						法線の出入り (2000t以上)	± 300	据付完了後、両端 2箇所		
						天端高		据付完了後、中詰完了後、四隅		
						延長		据付完了後、法線上		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
(漁)第1編共通編	一般施工	5 本体工(ブロック式)	8 本体ブロック製作工	1 2 3 4	ブロック製作 (L型、セルラー、方塊、直立消波)	幅	+ 20 - 10	幅、長さは両端部の上面、下面 高さは、四隅、壁厚は各2箇所 L型、セルラーは全数。 直立消波、方塊は10個に1個以上 (但し、最低3個、3個未満は全数)			管理表を作成し提出
						高さ	+ 20 - 10			管理表を作成し提出。	
						長さ	+ 20 - 10			管理表を作成し提出。 セルラー、方塊	
						壁厚	± 10				
						対角線	± 30				
		3 本体ブロック据付工	ブロック据付 (L型、セルラー、方塊、直立消波)	法線に対する出入り	法線に対する出入り	± 50	据付後ブロック1個につき2箇所 (最下段、最上段)			管理表を作成し提出。	
					隣接ブロックとの間隔	L型、セルラー 50以下 直消、方塊 30以下					
					天端高		据付完了後、ブロック1個につき 2箇所(最上段のみ)				
					延長						
		12 本体工(コンクリート矢板式)	2 コンクリート矢板工	コンクリート矢板	矢板壁延長	矢板壁延長	+ 矢板1枚幅 - 0	施工中適宜、打込完了時		管理表を作成し提出。	
						矢板法線に対する出入	± 100	打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点			
						矢板法線に対する傾斜	2/100以下	打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点			
						矢板法線方向の傾斜 (両端部)	上下の差が矢板 1枚幅未満 2/100以下	施工中適宜 打込完了時(両端部)			
						矢板天端高	± 50	打込完了時、20枚に1枚			
						矢板継手部の離脱		全数		観察結果を報告	
		15 被覆・根固工	2 被覆石工	被覆及び根固め (被覆石工)	延長	延長	+ 規定しない - 200	設計図書の測点ごとに測定する。		出来形図を作成し提出	
						天端均し	± 500 岸壁前面 + 0 - 200				
						天端幅	+ 規定しない - 200				
						法部均し	(斜面に直角) ± 500				
		工4 被覆ブロック	被覆及び根固め (被覆ブロック工)	異形ブロック 据付面の高さ(層積)	異形ブロック 据付面の高さ(層積)	(斜面に直角) ± 300					
					異形ブロック 据付面の高さ(乱積)	± 500					
					天端幅	+ 規定しない - 200					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
(漁)第1編共通編	一般施工	5 上部工	16 2 上部コンクリート工	防波堤上部工	(天端幅10m以下)					測定表を作成し提出 測定表を作成し提出
					延長	+規定しない - 0	法線上			
					天端幅	± 30	1スパン3箇所			
					法線に対する出入	± 50	1スパン2箇所			
					天端高厚さ	± 20	天端面は1スパン4箇所以上 パラベット頂部は1スパン2箇所以上			
					(天端幅10mを超える)					
					延長	+規定しない - 0	法線上			
					天端幅	+ 50 - 30	1スパン3箇所			
					法線に対する出入	± 50	1スパン2箇所			
					天端高厚さ	+ 50 - 20	天端面は1スパン4箇所以上 パラベット頂部は1スパン2箇所以上			
		3 上部プロツク工	2 上部コンクリート工	物揚場						
					延長	+規定しない - 0	法線上	測定表を作成し提出 天端高又は厚さの管理項目の選定は(特)による。		
					法線に対する出入	± 30	1スパン2箇所			
					天端高厚さ 天端幅	± 20	1スパン3箇所			
					防舷材ベッド		スパン毎			
		17 付属工	2 係船柱工	係船柱 (直柱、曲柱)	桟橋上部コンクリート	岸壁に同じ	岸壁に同じ	岸壁に同じ		梁(高さ、幅)床版厚は型枠検査による 管理表を作成し提出
					天端高	± 20	据付完了時、中心部、全数			
					岸壁前面に対する出入		据付完了時、全数			
					中心間隔		据付完了時、各スパン毎中心部、各基			
					基礎コンクリート幅 (直柱)		完了時、全数、天端両端			
					基礎コンクリート長さ (直柱)		完了時、全数、前後面			
					基礎コンクリート高さ (直柱)		完了時、全数、中心点			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
(漁)第1編共通編	一般施工	5 付属工	17 防舷材工	防舷材	取付高さ			取付完了時、中心部、全数		管理表を作成し提出	
					中心間隔			取付完了時、中心部、全数			
		4 車止め・縁金物工	車止め		天端高			取付完了時、中心部、全数		管理表を作成し提出	
					岸壁前面に対する出入	± 30		取付完了後中心部を1点			
					取付間隔			上部工1スパンに2箇所			
					塗装						
					警戒色 (シマ模様)			完了時適宜			
	18 消波工	3 消波ブロック工	1 消波ブロック製作		形状寸法	+ 20 - 10	異形ブロック及び根固ブロック準用する出来形・シュミット管理	ブロックの天端、肩、法コンクリート打設毎の10%を測定する。		形状寸法、 ブロック諸元による。	
		2 消波(異形)ブロック据付			延長	+ 規定しない - 100	設計図書の測点毎に測定する。	この基準によりがたい場合は特記仕様書による。		2層以下の災害復旧、維持工事等は適用除外。	
					天端高(層積)	+ 規定しない - 300					
					天端高(乱積)	+ 規定しない - ブロック高の1/3					
	19 裏込・裏埋工	2 裏込工	裏込め均し		天端高	± 200	設計図書の測点毎に測定する。		出来形図を作成し提出。 マットを使用する場合を含む。 出来形図を作成し提出。	出来形図を作成し提出。	
					天端幅	+ 規定しない - 100					
					法面(斜面に直角に測定)	± 200					
					延長	+ 規定しない - 100					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 (漁) 一般施工 第1編 共通編	5 裏込・ 裏埋工	19	4		埋立 裏埋	区域		設計図書の測点毎に測定する。	この基準によりがたい場合、特記仕様書による。	

(特) : 図面及び特記仕様書

編 號	章	節	条	枝 番	工種	測定項目	規格値	測 定 基 準		摘要		
								測 定 方 法	測 定 密 度			
13 (漁) 第1編 共通編	5 一般施工	24 魚礁工	2 單体魚礁製作工	单体魚礁製作	沈設	幅	+20 ~ -10	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全基測定	漁港漁場関係工事共通 仕様書(水産庁漁港漁 場整備部整備課編集) の様式・出来形23-1参 照		
						高さ	+20 ~ -10					
						長さ	+20 ~ -10					
						壁厚	±10					
			4 魚礁沈設工			対角線	100	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全基測定			
						形状型枠寸法		観察	型枠搬入後適宜			
						ブロック外観		観察	全数			
			3 組立魚礁組立工			位置 集中配置 (乱積配置)	配置中心点: ±5,000	GPS及びD-GPS等により測定 (緯度経度公共座標)	魚礁沈設時に全基測定	漁港漁場関係工事共通 仕様書(水産庁漁港漁 場整備部整備課編集) の様式・出来形23-3参 照		
						位置 ゾーン配置	ゾーン内	GPS及びD-GPS等により測定 (緯度経度公共座標)	魚礁沈設時に全基測定			
						位置 計画配置 (相対配置)	±5,000	GPS及びD-GPS等により測定 (緯度経度公共座標)	魚礁沈設時に全基測定			
						高さ	集中配置: + 規定しない - 0 ゾーン配置、計 画配置: 重ならないこと。	音響測深器等により測定	集中配置、ゾーン配置は中心点から 8方位を測定計画 位置は、〈特〉による。	集中配置: 最高部許容範囲		
						長さ・幅	〈特〉による。	音響測深器等により測定	集中配置、ゾーン配置は中心点から 8方位を測定計画 位置は、〈特〉による。			
						幅・高さ・長さ	+10×部材連数 -5×部材連数	スチールテープ等により測定	全基測定	漁港漁場関係工事共通 仕様書(水産庁漁港漁 場整備部整備課編集) の様式・出来形23-2参 照		
						ボルトの取付	〈特〉による。	観察	全箇所			
								締付強度測定	10箇所に1箇所以上測定			

(特) : 図面及び特記仕様書

編 號	章	節	条	枝 番	工種	測定項目	規格値	測 定 基 準		摘要
								測 定 方 法	測 定 密 度	
13 (漁) 第1編共通編	5 一般施工	24 魚礁工	3 組立 魚礁組立工	1 2	鋼製部材組立	幅	+ 30 ~ -10	スチールテープ等により測定	全基測定	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形23-2参考
						高さ	+ 30 ~ -10			
						長さ	+ 30 ~ -10			
						のど厚、脚長、溶接長	〈特〉による。	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	〈特〉による。	
						有害な欠陥の有無	〈特〉による。	観察	全数	
					化学系(FRP等) 部材組立	溶接部非破壊試験	〈特〉による。	カラーチェック	〈特〉による。	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形23-2参考
						幅・高さ・長さ	〈特〉による。	スチールテープ等により測定	全基測定	
					現場鋼材溶接	接続帶の取付け	〈特〉による。	観察	接続終了後、全箇所	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形27-1参考
						形状寸法 (のど厚、脚長、溶接長等)	〈特〉による。	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適宜	
						ひずみ		目視による観察	全数	
					被覆溶接(水中) スタッド溶接(水中)	有害な欠陥の有無		目視による観察	適宜	
						形状寸法 (のど厚、脚長、溶接長等)	〈特〉による。	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適宜	
						外観		潜水士による観察	全数	
					現場鋼材切断 (陸上現場切断)	形状寸法	〈特〉による。	スチールテープ等により測定	全数	
						外観		目視による観察	全数	

(特) : 図面及び特記仕様書

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測 定 基 準		摘要
								測 定 方 法	測 定 密 度	
(漁) 第1編 共通編	13 一般施工	5 魚礁工	24 組立魚礁組立工	1 現場鋼材切断 (水中切断)	2 形 状 尺 法	<特>による。	スチールテープ等により測定	全 数	魚礁タイプは、13-5-25魚礁工事を適用する。	
								外 観	目視又は潜水士による観察	
		25 増殖場工	2 着定基質製作工	着定基質製作	型枠形状寸法 (異形ブロック)		観 察	型枠搬入後適宜		
								ブロック外観 (異形ブロック)	全 数	
		3 着定基質組立工	4 着定基質設置工	着定基質組立	魚礁タイプは、13-5-25-3 組立魚礁組立工を適用する。		着定基質設置時に4隅及び変化点。	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形23-3(計画配置)参照		
								位 計 画 配 置 (相 対 配 置)	±5,000 ± 70 cm	
								GPS及びD-GPS等により測定 (緯度経度公共座標)		
								長 さ ・ 幅	+ 2 % - 0	
								音響測深器等により測定	<特>による。	
		5 石材投入工	石材投入	投 入 位 置 法	投 入 位 置 法	±5,000 ± 70 cm	GPS及びD-GPS等により測定 (緯度経度公共座標)	4隅及び変化点。 但し、外面に圍礁がある場合は除く。	各3測線以上	捨石マウンドタイプは、13-5-6-4 基礎を適用する。 漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形24-4参照
								長 さ ・ 幅	+ 2 % - 0	
								音響測深器等により測定		

「多自然川づくり施工管理基準（案）」の要点及び運用について

多自然川づくりの特徴として“目的物の形状より機能”が優先することがあり、また“現場での創意・工夫など柔軟な対応”が必要になることが多い。したがって、多自然川型づくりの趣旨に沿った施工を行うためには、このような特徴を生かせるような施工管理を行う必要がある。

そこで、九州地方整備局管内の多自然川づくりの思想を踏まえて施工管理上の課題を抽出し、現行の施工管理基準のうち、とくに“出来形管理”について見直すべき事項を検討したうえで、その結果を別紙に取りまとめた。

当面、これにより運用を行い、現場からの意見を踏まえたうえで、さらに見直しを加えていきたい。

今回の「多自然川づくり施工管理基準（案）」の特徴は、主に次のような点である。

□施工管理の方法は、従来の出来形管理に加えて「機能管理」を導入し、目的物（工法・材料）に応じて両者を使い分けることとした。すなわち出来形管理が必要な部分（治水上守るべき部分など）と、機能管理を行う部分（出来形を問わない部分）を区別して管理を行うものとした。

□出来形管理については従来「規格値」として管理していたが、多自然川づくりにおいては現場状況により異なるため、「目標値」として取り扱うものとした。なお、目標値は現行の上下限（±）の範囲をやや広くして新たに定めた。

□機能管理はチェックシート方式で行うものとした。チェック項目は工法により異なるため、工法ごとに具体的なチェック項目を抽出し、基準のなかに「雛形（参考例）」を掲載した。これを参考に、必要に応じて工事ごとにアレンジして用いるものとした。

□九州地方整備局で平成20年度より運用する「川づくりに関する設計図書の作成要領第2次案」との整合を図った。すなわち、川づくりの目標を記載した「完成予想図」及び目的物の機能、使用材料、施工方法、注意点などを記載した「施工要領図」などの設計図面に対する施工管理が可能な基準とした。

□多自然川づくりでは、施工管理方法が従来の土木工事と異なるとともに、施工の進め方についても従来とは異なる配慮が必要となるので、川づくりの計画から設計、施工に至るまでの標準的な進め方をフローチャートで示した。

1 多自然川づくりの施工管理方法の区分

多自然川づくりでは、各種工法の目的とする機能により施工管理の方法が異なると思われる。

現在よく実施されている工法について、工法の目的・機能を考慮して、管理すべき内容と方法を次のとおり整理した。運用にあたっては**出来形目標値による管理と機能管理を必要に応じて使い分けるものとする。**

表一 1 工法別の施工管理方法の区分（案）

工法名	管理方法の区分		備考
	出来形目標値管理	機能管理	
水制工	高さ、長さ、間隔、石の大きさなど治水上確保すべき主要項目のみ	石の積み方、空隙の有無、根入れなど	
覆土	必要に応じた最小厚・勾配など	材料及び仕上がり状況など	
捨石 (根固め含む)	天端高などフィックスポイントとなる高さ、敷設幅の最小幅	石の置き方、空隙の有無など	
カゴエ (カゴマット含む)	カゴの厚さ、敷設幅など	石の詰め方、平面形の工夫など	
柵工	木杭の径、長さ、中詰め石の大きさなど	材料の連結、根入れなど	
柳枝工	—	ヤナギのさし方間隔の適否、挿し木の時期など	
巨石工 空石張工	石の大きさなど	石の向き、すわり、間隔など	
河道掘削 (陸上部)	高水敷の高さ、堤防法尻からのはなれなど	掘削後の地形のアンジュレーションの工夫など	
河道掘削 (水中部)	目標とする流下能力を確保する横断形状の基準高など	水際の凹凸、水深の変化など	
分散型落差工	石の大きさ、高さなど	石の置き方、積み方、水際部のアーチ構造、水の流れなど	
その他の工法	高さ、長さ、間隔、石の大きさなど治水上確保すべき主要項目のみ	高さ、長さ、間隔、石の大きさなど治水上確保すべき主要項目のみ	

注：出来形目標値及び機能管理の内容については、別紙表－2 及び第2節に具体的に記述

表-2(1) 多自然川づくり工種別出来形管理の項目と目標値(案)

(単位の記載が無いもの：mm)

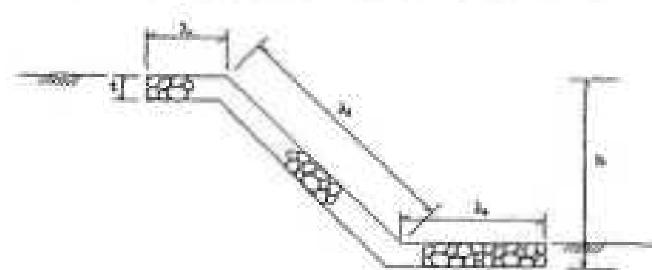
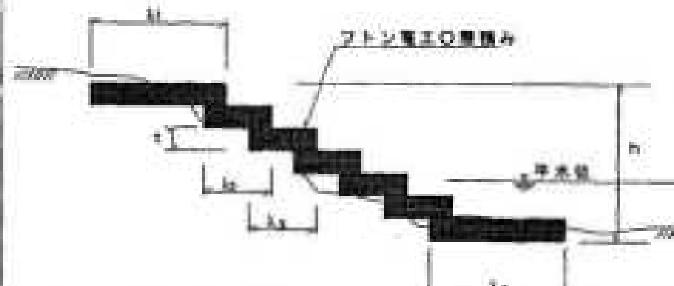
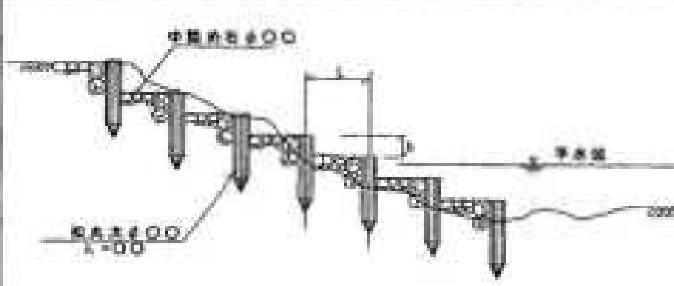
工種	測定項目	目標値(※注1)	測定基準	測定箇所
水 制 工	設置基数 n	±0 基	1基ごと	
	フィックスポイントの高さ H (先端部・脚部)	±200		
	機入れ深さ h	-200		
	水制の厚さ t	±0.05 t		
	水制の中心間隔 L	±1,000		
	材料(石) #00～#00(又は00kg～00kg)表示	下-20%		
	の大きさ #00程度(又は00kg程度)表示	-20%		
	(※注2) #00以上(又は00kg以上)表示	-0		
覆 土	覆土の最小厚 t (但し必要な場合のみ)	-200	施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又 は50m)以下の ものは、1 施工箇所につ き2箇所。	
	平均勾配 1:n (斜上)	-20%		
捨 石 (根固め含む)	フィックスポイントの高さ H (天端高など)	±200	施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又 は50m)以下の ものは、1 施工箇所につ き2箇所。	
	設置幅 B	±300		
	石の大きさ s (※注2) 水制に同じ	(※注2) 水制に同じ		

※注1：出来形管理については、従来「規格値」として管理していたが、多自然川づくりにおいては現場状況により異なるため「目標値」として取り扱うものとする。

※注2：石の大きさの指定は、径で指定する場合、重さで指定する場合があり、範囲も一定程度、～以上、○～○など、様々である。(実績も様々なケースが見られる)

表-2(2) 多自然川づくり工種別出来形管理の項目と目標値(案)

(単位の記載が無いもの：mm)

工種	測定項目	目標値(未達1)	測定基準	測定箇所
カゴマット	中詰め石の厚さ t^*	-0.2 t (±カゴの誤差)	施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又 は50m)以下 のものは、1 施工箇所につ き2箇所。	
	法長 l ($= l_1 + l_2 + l_3 + \dots = \Sigma l$)	-200		
	法長 l	-200		
	高さ h	-100		
布団カゴ	中詰め石の厚さ t^*	-0.2 t (±カゴの誤差)	施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又 は50m)以下 のものは、1 施工箇所につ き2箇所。	
	法長 l ($= l_1 + l_2 + l_3 + \dots = \Sigma l$)	-200		
	法長 l	-200		
	高さ h	-100		
機工	本杭の径 ϕ	-20	施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又 は50m)以下 のものは、1 施工箇所につ き2箇所。	
	本杭の長さ l 、間隔 L	-100		
	本杭の設置高さ h	±0.2 h		

※注1：出来形管理については、便宜「規格値」として管理していたが、多自然型川づくりにおいては現場状況により異なるため「目標値」として取り扱うものとする。

※注2：石の大きさの指定は、径で指定する場合、重さで指定する場合があり、範囲も一程度、一以上、○～○など、様々である。(実績も様々なケースが見られる)

表-2(3) 多自然川づくり工種別出来形管理の項目と目標値(案)

(単位の記載が無いもの：mm)

工種	測定項目	目標値(※注1)	測定基準	測定箇所
構成工	(必要なし～機能検査のみ)			
石工 空石張工	石の大きさ	[※注2] 水利と同じ		
	フィックスポイントの高さH、根入れH (ただし護岸として用いる場合のみ)	±200	施工範長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又 は50m)以下の ものは、1 施工箇所につ き2箇所。	
その他の工法	治水または環境機能上、必要と認められる箇所のみ出来形を管理する。			

※注1：出来形管理については、既来「規格値」として管轄していたが、多自然型川づくりにおいては現場状況により異なるため「目標値」として取り扱うものとする。

※注2：石の大きさの指定は、径で指定する場合、重さで指定する場合があり、範囲も～程度、～以上、○～○など、様々である。(実施も様々なケースが見られる)

表-2(4) 多自然川づくり工種別出来形管理の項目と目標値(案)

編 号	車 両 数	舟 舟	技 能	工 種	測 定 項 目	目 標 値	測 定 基 準	測 定 所
1 式 通 路	2 台 以 上	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 施 設 手 工	2	①河道掘削 (陸上部)	変化高	+100	施工延長40m(測定間隔25mの場合50m)につき1箇所	
				②河道掘削 (水中部)	変化高	±200	延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所	

※薬剤量については、適切な方法で管理すること。

【適用に当たっての留意事項】

- ・上記値は目標値であり規格値ではないので注意すること。
- ・施工に当たっては事前に監督員と協議を行い、流下能力等の確認を行うこと。
- ・中小河川・死水域のない河川には適用しないこと。

2 機能管理の内容

自然素材を用いた工法など、出来形管理になじまないような工法については、工法の機能を満足しているかによって管理を行う方が適切である。対象となる工種としては、**水制工、木杭を用いた柵工、柳枝工、植物護岸、覆土、河道掘削（陸上部・水中部）**などが考えられる。

機能管理については、チェックシート方式で行うものとし、対象となる工法ごとに事前に具体的なチェック項目を抽出しておくものとする。

ただし、同じ工法でも、川づくりの目的、あるいは用いる場所により、必要な機能が異なる場合を考えられるので、チェックシートの作成にあたっては、次のような点に配慮するものとする。

-
- 機能管理用チェックシート作成の留意点
 - - ① 当初設計時点で、対象工種に求められる機能を整理しておくものとする。
 - ② チェック項目は、施工方法や施工上の配慮に関することが多くなる。これらは設計図書のうち「完成予想図」「施工要領図」等に記載されているので、これにもとづいてチェックシートを作成する。
 - ③ 治水上守るべき高さ、寸法などについては、従来どおりの出来形管理を行う。
-

以上の考え方にもとづいて、機能管理用のチェックシートの「作成例」を示すと、表－3のとおりである。

なお、表－3はあくまでも一例であり、同じ工種でも現場条件などによりチェックポイントは異なるので、川づくりの目標と現場の条件を踏まえた上で、不要な項目は除き、また、これ以上に必要な項目があれば適宜加えるものとする。

機能管理を取り入れた場合の、多自然川づくりの工事の流れは図－1のようなものになると思われる。

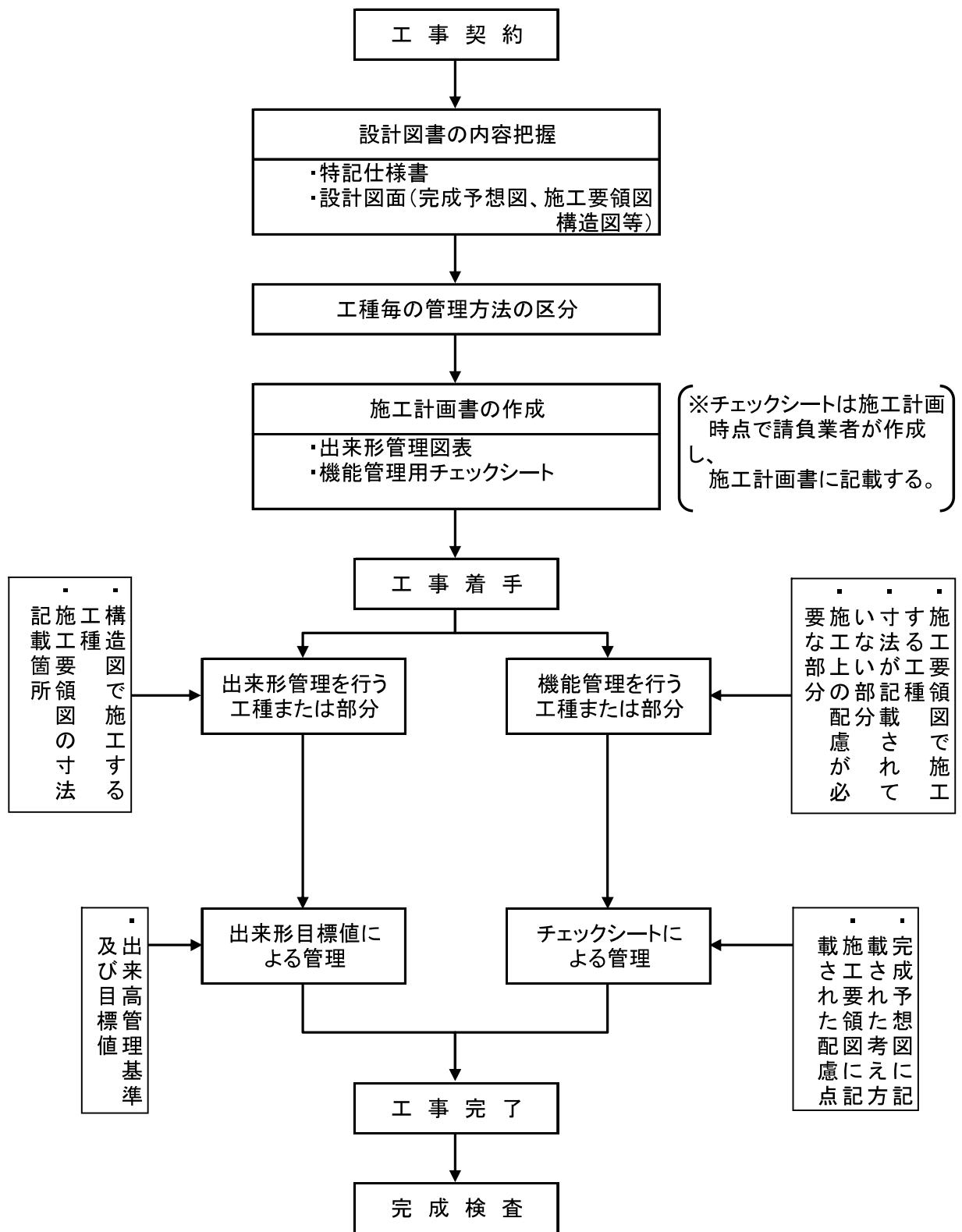


図-1 多自然川づくり工事の流れ

表－3（1）機能管理用のチェックシート（例）

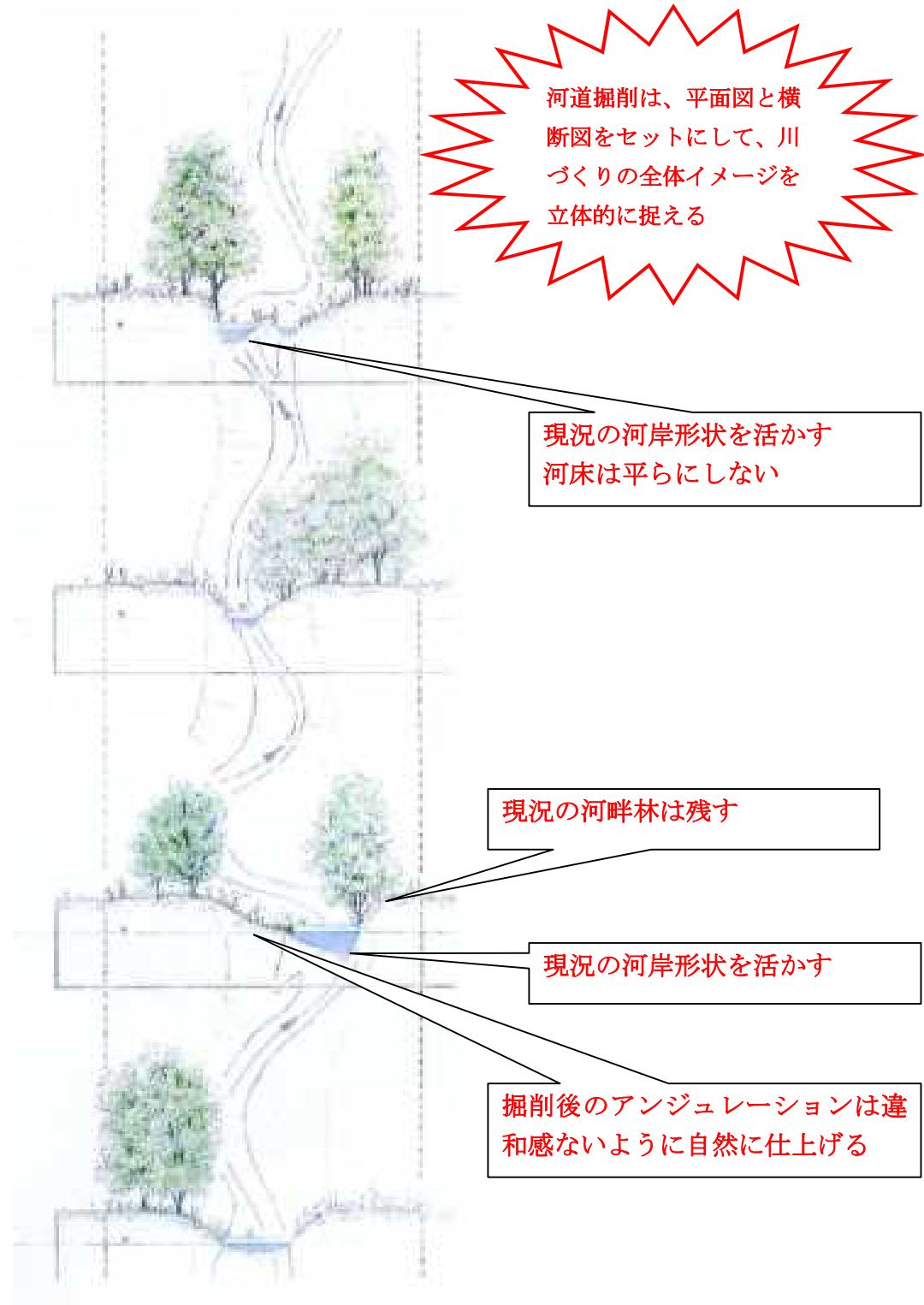
工種	チェック項目	備考
石組み水制工	<input type="checkbox"/> 水制の方向は流れに対して適切か <input type="checkbox"/> 石の積み方は安定する積み方となっているか （平積みでなく、落とし積みとなっているか） <input type="checkbox"/> 投石の地盤への根入れが確保されているか <input type="checkbox"/> 石のすわりは良いか（不安定な石はないか） <input type="checkbox"/> 石が立っていないか <input type="checkbox"/> 空隙が適切に確保されているか <input type="checkbox"/> 天端の石が「頸だし」状になっていないか <input type="checkbox"/> 根石の向きは流れに対して適切か （流心または上流に向かって面が下がるような向き） <input type="checkbox"/> 角の部分を形とらず丸みを付けて自然に仕上げているか <input type="checkbox"/> 全体的な景観が人工的になりすぎていないか	参考文献 「多自然川づくり施工ハンドブック〔石積み・基本編〕」
覆土	<input type="checkbox"/> 現地発生土を用いているか <input type="checkbox"/> 自然な起状を持たせているか <input type="checkbox"/> 法面を整形しすぎていないか <input type="checkbox"/> 法面を締固めていないか <input type="checkbox"/> 水制先端部の根入れは深くなっているか	参考文献 「多自然川づくり施工ハンドブック〔一般次項編〕」 <input type="checkbox"/> 表土敷厚 20～40 cm 程度 <input type="checkbox"/> 時期は冬から春先
捨石	<input type="checkbox"/> 石のすわりは良いか（不安定な石はないか） <input type="checkbox"/> 石が立っていないか <input type="checkbox"/> 空隙が適切に確保されているか <input type="checkbox"/> 全体的な景観が人工的になりすぎてないか	
カゴ工（カゴマット・布団カゴ等）	<input type="checkbox"/> カゴ材を傷つけていないか、また大きな変形はないか <input type="checkbox"/> 中詰め石は大きな空隙がないように施工しているか <input type="checkbox"/> 親水上の危険性はないか <input type="checkbox"/> カゴ間の連結は十分であるか <input type="checkbox"/> 中詰め石の大きさはカゴの厚さに対して適切か <input type="checkbox"/> 水際が、直線になっていないか <input type="checkbox"/> 水際に接する石は角張ってないか <input type="checkbox"/> 表面に現地の表土を利用した覆土を行っているか	

表－3（2）機能管理用のチェックシート（例）

工種	チェック項目	備考
柵工	<input type="checkbox"/> 耐久性のある木材を使用しているか <input type="checkbox"/> 水面上に出ている部分が多すぎないか（腐食） <input type="checkbox"/> 杭は十分な根入れを取っているか（洗掘に対して） <input type="checkbox"/> 横木の連結は十分であるか <input type="checkbox"/> 流れ方向に対して元口（丸太）の位置が適當か	「多自然施工ハンドブック〔一般次項編〕」を参照
柳枝工	<input type="checkbox"/> ヤナギの種類は郷土種を用いているか <input type="checkbox"/> 低木性の種類であるか <input type="checkbox"/> 挿し木の根入れ部分は十分あるか <input type="checkbox"/> 施工時期は適切か（晩秋から冬期の間）	
巨石工	<input type="checkbox"/> 水の流れを目的どおりコントロールしているか	
分散型落差工	<input type="checkbox"/> 構想の水際線形をアーチ状に描いているか <input type="checkbox"/> 石のすわりは良いか（不安定な石はないか） <input type="checkbox"/> 石が立っていないか <input type="checkbox"/> 石の向きは流れに対して適切か （流心または上流に向かって面が下がるような向き） <input type="checkbox"/> 石の配置（景観）が人工的になりすぎていないか <input type="checkbox"/> 配置間隔は適切か（規則的すぎないか）	
河道掘削 (陸上部)	<input type="checkbox"/> 標準断面で画一的に整備していないか <input type="checkbox"/> 掘削後の地形のアンジュレーションに違和感がないか <input type="checkbox"/> 河川敷地の広い所では、川の多様性が回復するような工夫を行っているか <input type="checkbox"/> 上下流を見て違和感がないか	
河道掘削 (水中部)	<input type="checkbox"/> 川底を平らにしていないか <input type="checkbox"/> 瀬や淵等を形成している川の中の石を保全しているか <input type="checkbox"/> 水際の凹凸を考慮しているか <input type="checkbox"/> 水深に変化がついているか <input type="checkbox"/> 現況の河岸形状を活かしているか <input type="checkbox"/> 上下流を見て違和感がないか	

河道掘削施工要領参考図

別図-1



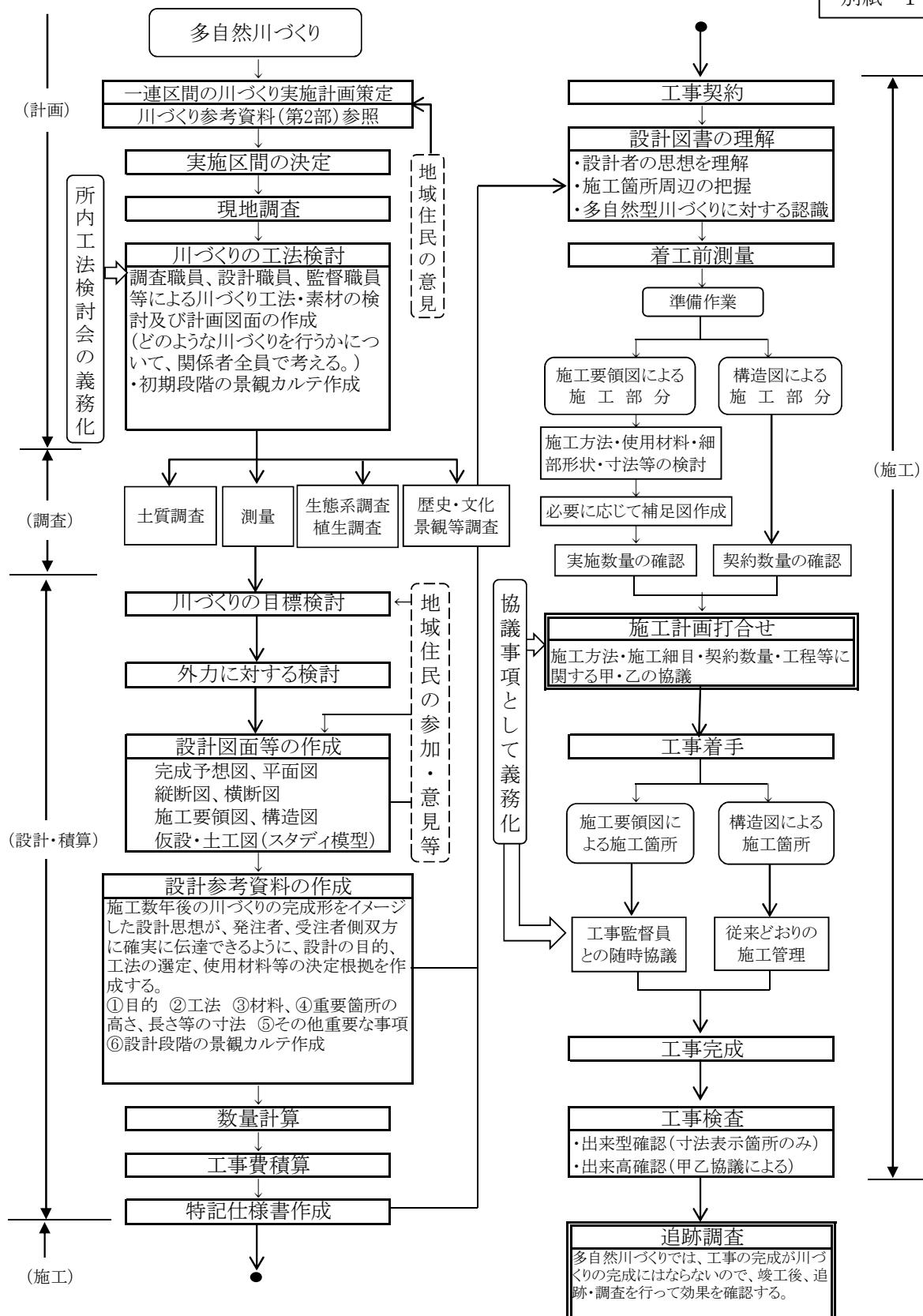
3 多自然川づくりの進め方

多自然川づくりでは、前述のように工事の管理方法が従来の土木工事とことなるとともに、施工の進め方についても従来とは異なる配慮が必要となる。

特に、工事着手前の施工計画打合せや、施工中における監督職員と施工業者との随時協議の重要性が従来以上に大きくなるので、下記のようなことに留意して図-2のフローに示すような進め方を行うものとする。

多自然の川づくりの進め方に関する留意点

- ① 施工要領図で示した部分（又は工種）については、現場条件を踏まえたうえで、施工方法、使用材料、細部形状等について、施工計画打合せ時に施工業者側から提案を行うことを義務づける。
- ② 必要に応じて、工事のための補足図を作成する。
- ③ 施工要領図で示した部分、および機能検査の対象となる部分については、工事監理連絡会を活用して施工中に隨時、設計コンサルタント、設計積算担当課、監督職員と施工業者との協議を義務化する。



3. 写真管理

令和4年10月

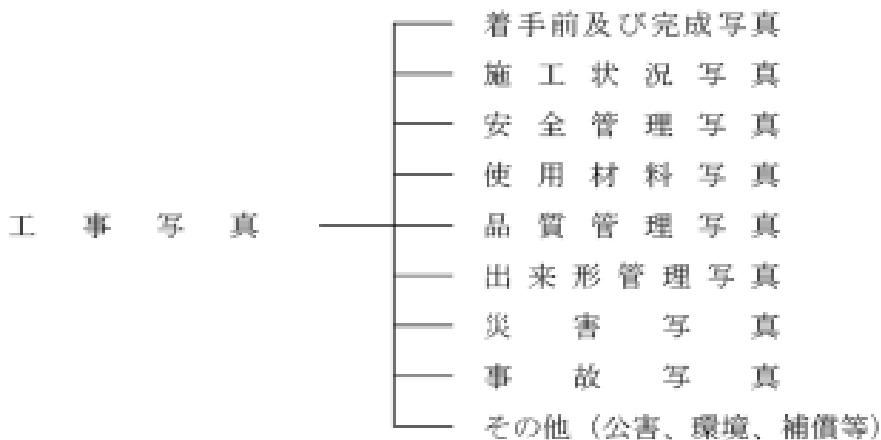
写 真 管 理

(1) 写真管理基準

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準6（3）に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。また、写真を映像と読み替えることも可とする。

(2) 工事写真の分類

工事写真是次のように分類する。



(3) 工事写真の撮影及び提出頻度

1) 撮影頻度及び提出頻度

工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。提出頻度は撮影箇所一覧表の提出頻度に示すものとする。

2) 特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影提出するものとする。

(4) 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真的撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「T S ・ G N S S を用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真的撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

(5) 工事写真の省略

1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。

- 2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。

(6) 工事写真の編集等

デジタルカメラを使用した場合は写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

(7) 工事写真の色彩

写真はカラーとする。

(8) 工事写真の大きさ

写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。

ただし、次の場合は別の大きさとすることができます。

- 1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。
- 2) 監督員が**指示**するものはその**指示**した大きさとする。

(9) 工事写真帳の大きさ

工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。

(10) 工事写真の提出部数及び形式

工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。

- 1) 工事写真として、工事写真帳を工事完成時に**1部提出**する。なお、ネガ又は電子媒体は受注者で**5年間保管**するものとし、監督員からネガ又は電子媒体提出の請求があった場合は提出するものとする。
- 2) 電子媒体は、CD-ROM、MOを原則とし、これ以外の電子媒体の場合については、監督員の**承諾**を得るものとする。
- 3) 電子媒体の記録画像ファイル形式はJPEG形式(非圧縮～圧縮率1/8まで)を原則とし、これ以外による場合には監督員の**承諾**を得るものとする。

(11) 工事写真の整理方法

写真は着手前、完成、工程、種別、細別又は名称ごとに分類し見やすいように定められた測点ごとに整理しなければならない。なお、電子媒体の整理方法は、監督員と**協議**して決めるものとする。

(12) 写真管理における留意事項

- 1) 撮影項目、提出頻度等は工事内容により不適切な場合は監督員の**指示**により追加、削減するものとする。
- 2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- 3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(取上げ寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- 4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。
- 5) 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。(有効画素数100万画素以上、

プリンターはフルカラー300dpi 以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで
3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。)

- 6) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と写真管理項目を**協議**のうえ取り扱いを定めるものとする。
映像と読み替える場合は、以下も追加する。
- 7) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
- 8) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps 程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

※電子媒体での写真整理については、

【大分県電子納品運用ガイドライン(大分県土木建築部)工事編】を参考にすること。

【大分県電子納品運用ガイドライン(大分県農林水産部)工事編】を参考にすること。

※本基準に示す品質管理の工種番号は、「土木工事施工管理基準及び規格値」（品質管理基準及び規格値）に示す工種番号と整合を取っている。

また、本基準に示す出来形管理の編章節番号は、「土木工事施工管理基準及び規格値」（出来形管理基準及び規格値）に示す編章節と整合を取っている。

【撮影箇所一覧表】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
撮影箇所一覧表(全体)				3-1

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第2章 土工				
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	2-3-2 挖削工			3-2
	2-3-3 盛土工			3-2
	2-3-4 盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		3-2
		多数アンカー式補強土工法		3-2
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		3-2
	2-3-5 法面整形工	盛土部		3-3
第4節 道路土工	2-3-6 堤防天端工			3-3
	2-4-2 挖削工			3-3
	2-4-3 路体盛土工			3-3
	2-4-4 路床盛土工			3-3
第3章 無筋、鉄筋コンクリート	2-4-5 法面整形工	盛土部		3-4
第7節 鉄筋工	3-7-4 組立て			3-4

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第2章 一般施工				
第3節 共通的工種	2-3-4 矢板工	鋼矢板		3-5
		軽量鋼矢板		3-5
		コンクリート矢板		3-5
		広幅鋼矢板		3-5
		可とう鋼矢板		3-5
	2-3-5 縁石工	縁石・アスカーブ		3-5
	2-3-6 小型標識工			3-5
		立入防止柵		3-5
		転落（横断）防止柵		3-5
	2-3-7 防止柵工	車止めポスト		3-5
		ガードレール		3-5
		ガードケーブル		3-5
	2-3-9 区画線工			3-5
		視線誘導標		3-5
	2-3-10 道路付属物工	距離標		3-5
	2-3-11コンクリート面塗装工			3-5
	2-3-12アーチ型橋製作工（購入工）	けた橋		3-6
		スラブ桁		3-6
	2-3-13アーチ型橋製作工			3-6
	2-3-14アーチ型橋製作工組立工	製作工（購入工）		3-6
		組立工		3-6
	2-3-15PCボーラー製作工			3-6
	2-3-16PC箱桁製作工	箱桁		3-6
		押出し箱桁		3-6
	2-3-17根固アーチ型橋製作工			3-7
	2-3-18沈床工			3-7
	2-3-19捨石工			3-7
	2-3-22階段工			3-7
	2-3-24伸縮装置工	ゴムジョイント		3-7
		鋼製フィンガージョイント		3-7
	2-3-26多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		3-7
		かごマット		3-7
	2-3-27羽口工	じやかご		3-7
		ふとんかご、かご枠		3-7

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第3節 共通的工種	2-3-28プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		3-7
		プレキャストパーカー工		3-7
	2-3-29側溝工	側溝工		3-7
		場所打水路工		3-7
		暗渠工		3-7
	2-3-30集水阱工			3-7
	2-3-31現場塗装工			3-8
第4節 基礎工	2-4-1一般事項	切込砂利		3-8
		碎石基礎工		3-8
		割ぐり石基礎工		3-8
		均しコンクリート		3-8
	2-4-3基礎工（護岸）	現場打		3-8
		プレキャスト		3-8
	2-4-4既製杭工	既製コンクリート杭		3-8
		鋼管杭		3-8
		H鋼杭		3-8
		鋼管ツイルセメント杭		3-8
	2-4-5場所打杭工			3-8
	2-4-6深礎工			3-8
	2-4-7オープンケーソン基礎工			3-9
	2-4-8ニューマチックケーソン基礎工			3-9
	2-4-9鋼管矢板基礎工			3-9
第5節 石・ブロック積(張)工	2-5-3コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		3-9
		コンクリートブロック張り		3-9
		連節ブロック張り		3-9
		天端保護ブロック		3-9
	2-5-4緑化ブロック工			3-9
第6節 一般舗装工	2-6-7アスファルト舗装工	下層路盤工		3-10
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		3-10
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		3-11
		加熱アスファルト安定処理工		3-11
		基層工		3-11
		表層工		3-11
	2-6-8半たわみ性舗装工	下層路盤工		3-12
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		3-12
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		3-13
		加熱アスファルト安定処理工		3-13
		基層工		3-13
		表層工		3-13
	2-6-9排水性舗装工	下層路盤工		3-14
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		3-14
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		3-15
		加熱アスファルト安定処理工		3-15
		基層工		3-15
		表層工		3-15
	2-6-10透水性舗装工	路盤工		3-15
		表層工		3-16

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 一般舗装工	2-6-11グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		3-16
		基層工		3-16
		表層工		3-16
	2-6-12コンクリート舗装工	下層路盤工		3-16
		粒度調整路盤工		3-16
		セメント(石灰・瀝青) 安定処理工		3-17
		アスファルト中間層		3-17
		コンクリート舗装版工		3-17
		転圧コンクリート版工(下層路盤工)		3-18
		転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)		3-18
		転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青) 安定処理工)		3-19
		転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)		3-19
		転圧コンクリート版工		3-19
		連続鉄筋コンクリート舗装工		3-19
	2-6-13薄層カラー舗装工	下層路盤工		3-20
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		3-20
		上層路盤工(セメント(石灰) 安定処理工)		3-20
		加熱アスファルト安定処理工		3-21
		基層工		3-21
第7節 地盤改良工	2-6-14ブロック舗装工	下層路盤工		3-21
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		3-22
		上層路盤工(セメント(石灰) 安定処理工)		3-22
		加熱アスファルト安定処理工		3-22
		基層工		3-22
	2-6-15路面切削工			3-23
	2-6-16舗装打換え工			3-23
	2-6-17オーバーレイ工			3-23
	2-7-2路床安定処理工			3-23
				3-23
	2-7-3置換工			3-23
				3-23
	2-7-4表層安定処理工	サンドマット	第3編2-7-6 サンドマット工	3-23
		サンドマット海上		3-23
	2-7-5パイlnネット工			3-23
	2-7-6サンドマット工			3-23
	2-7-7バーチカルドレン工	サンドドレーン工		3-23
		ペーパードドレーン工		3-23
		袋詰式サンドドレーン工		3-23
	2-7-8締固め改良工	サンドコンパクションパイln工		3-23
	2-7-9固結工	粉末噴射搅拌工		3-23
		高圧噴射搅拌工		3-23
		スラリー搅拌工		3-23
		生石灰パイln工		3-23
		中層混合処理		3-24

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第10節 仮設工	2-10-5 土留・仮締切工	H鋼杭		3-24
		鋼矢板		3-24
		アンカーアーク		3-24
		連節ブロック張り工		3-24
		締切盛土		3-24
		中詰盛土		3-24
	2-10-9 地中連続壁工(壁式)			3-24
				3-24
	2-10-10地中連続壁工(柱列式)			3-24
	2-10-22法面吹付工		第3編 2-14-3 吹付工	3-24
第11節 軽量盛土工	2-11-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	3-24
第12節 工場製作工(共通)	2-12-1 一般事項	鋳造費(金属支承工)		3-24
		鋳造費(大型ゴム支承工)		3-24
		仮設材製作工		3-24
		刃口金物製作工		3-24
	2-12-3 桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		3-24
		ジョイント検査を行う場合		3-24
		仮組立検査を実施しない場合		3-25
		鋼製堰堤製作工(仮組立時)		3-25
	2-12-4 検査路製作工			3-25
	2-12-5 鋼製伸縮継手製作工			3-25
	2-12-6 落橋防止装置製作工			3-25
	2-12-7 橋梁用防護柵製作工			3-25
	2-12-8 アンカーフレーム製作工			3-25
	2-12-9 プレビーム用桁製作工			3-25
	2-12-10 鋼製排水管製作工			3-25
	2-12-11 工場塗装工			3-25
第13節 橋梁仮設工	2-13 架設工(鋼橋)	クレーン架設		3-26
		ケーブルクレーン架設		3-26
		ケーブルエレクション架設		3-26
		架設桁架設		3-26
		送出し架設		3-26
		トラベラーラークレーン架設		3-26
第14節 法面工(共通)	2-14-2 植生工	種子散布工		3-26
		張芝工		3-26
		筋芝工		3-26
		市松芝工		3-26
		植生シート工		3-26
		植生マット工		3-26
		植生筋工		3-26
		人工張芝工		3-26
		植生穴工		3-26
		植生基材吹付工		3-26
		客土吹付工		3-26

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第14節 法面工(共通)	2-14-3 吹付工（仮設を含む）	コンクリート		3-26
		モルタル		3-26
	2-14-4 法枠工	現場打法枠工		3-26
		現場吹付法枠工		3-26
		プレキャスト法枠工		3-26
	2-14-6 アンカーワーク	アンカーワーク		3-27
	2-15-1 一般事項	場所打擁壁工		3-27
	2-15-2 プレキャスト擁壁工			3-27
	2-15-3 補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	第1編 2-4-3 路体盛土工	3-27
		多数アンカーワーク式補強土工法	第1編 2-4-3 路体盛土工	3-27
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第1編 2-4-3 路体盛土工	3-27
第16節 浚渫工(共通)	2-16-3 浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		3-27
		グラブ浚渫船		3-27
第18設 床版工	2-18-2 床版工			3-27

【第4編 港湾編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第3章 一般施工				
第3節 共通の工種	3-3-2 共通事項	ポンプ浚渫		3-28
		グラブ浚渫		3-28
		硬土盤浚渫		3-28
		碎岩浚渫		3-28
		バックホウ浚渫		3-28
	3-3-6 圧密・排水工	サンドドレーン		3-28
		敷砂		3-28
		敷砂均し		3-28
		載荷土砂		3-28
		ペーパードレン		3-28
	3-3-7 締固工	サンドコンパクションパイル		3-28
		敷砂	第4編3-3-6圧密・排水工	3-28
		敷砂均し	第4編3-3-6圧密・排水工	3-28
	3-3-8 固化工	深層混合処理杭		3-28
		敷砂	第4編3-3-6圧密・排水工	3-28
		敷砂均し	第4編3-3-6圧密・排水工	3-28
	3-3-9 洗掘防止工			3-29
	3-3-10 中詰工			3-29
	3-3-11 蓋コンクリート工			3-29
	3-3-13 鋼矢板工			3-29
	3-3-14 控工	腹起		3-29
		タイ材		3-29
	3-3-15 鋼杭工			3-29
	3-3-16 コンクリート杭			3-29
	3-3-17 防食工			3-32
第5節 海上地盤改良工	3-5-2 床堀工			3-28
		ポンプ浚渫	第4編3-3-2共通事項	3-28
		グラブ浚渫	第4編3-3-2共通事項	3-28
		硬土盤浚渫	第4編3-3-2共通事項	3-28
		碎岩浚渫	第4編3-3-2共通事項	3-28
		バックホウ浚渫	第4編3-3-2共通事項	3-28
	3-5-6 置換工			3-28
	3-5-7 圧密・排水工		第4編3-3-6圧密・排水工	3-28
	3-5-8 締固工		第4編3-3-7締固工	3-28
	3-5-9 固化工		第4編3-3-8固化工	3-28
第6節 基礎工	3-6-3 洗掘防止工		第4編3-3-9洗掘防止工	3-29
	3-6-4 基礎捨石工			3-30
	3-6-6 基礎ブロック工	基礎ブロック製作	第7編2-7-3消波ブロック工	3-36
		基礎ブロック据付	第7編2-7-3消波ブロック工	3-36
第7節 本体工(ケーソン式)	3-7-2 ケーソン製作工			3-30
	3-7-3 ケーソン進水据付工			3-30
	3-7-4 中詰工		第4編3-3-10中詰工	3-29
	3-7-5 蓋コンクリート工		第4編3-3-11蓋コンクリート工	3-29
第8節 本体工(ブロック式)	3-8-2 本体ブロック製作工			3-31
	3-8-3 本体ブロック据付工			3-31
	3-8-4 中詰工		第4編3-3-10中詰工	3-29
	3-8-5 蓋コンクリート工		第4編3-3-11蓋コンクリート工	3-29

【第4編 港湾編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)	3-10-2 洗掘防止工		第4編3-3-9 洗掘防止工	3-29
	3-10-3 本体捨石工		第4編3-6-4 基礎捨石工	3-30
	3-10-4 捨ブロック工	捨ブロック製作	第7編2-7-3 消波ブロック工	3-36
第11節 本体工(鋼矢板式)	3-11-2 鋼矢板工		第4編3-3-13 鋼矢板工	3-29
	3-11-3 控工		第4編3-3-14 控工	3-29
第12節 本体工(コンクリート矢板式)	3-12-2 コンクリート矢板工			3-29
	3-12-3 控工		第4編3-3-14 控工	3-29
第13節 本体工(鋼杭式)	3-13-2 鋼杭工		第4編3-3-15 鋼杭工	3-29
第14節 本体工(コンクリート杭式)	3-14-2 コンクリート杭工		第4編3-3-16 コンクリート杭工	3-29
第15節 被覆・根固工	3-15-2 被覆石工			3-30
	3-15-4 被覆ブロック工	被覆ブロック製作	第7編2-7-3 消波ブロック工	3-36
		被覆ブロック据付	第7編2-7-3 消波ブロック工	3-36
	3-15-5 根固ブロック工	根固ブロック製作	第7編2-7-3 消波ブロック工	3-36
		根固ブロック据付	第7編2-7-3 消波ブロック工	3-36
第16節 上部工	3-16-2 上部コンクリート工			3-31
	3-16-3 上部ブロック工	上部ブロック製作	第7編2-7-3 消波ブロック工	3-36
		上部ブロック据付	第7編2-7-3 消波ブロック工	3-36
第17節 付属工	3-17-2 係船柱工			3-32
	3-17-3 防舷材工			3-32
	3-17-4 車止・縁金物工			3-32
	3-17-5 防食工		第4編3-3-17 防食工	3-32
第18節 消波工	3-18-2 洗掘防止工		第4編3-3-9 洗掘防止工	3-29
	3-18-3 消波ブロック工	消波ブロック製作		3-31
		消波ブロック据付		3-31
第19節 裏込・裏埋工	3-19-2 裏込工			3-32
	3-19-4 裏埋工			3-32
第20節 維持補修工	3-20-3 防食工		第4編3-3-17 防食工	3-32
第21節 仮設工	3-21-2 仮設鋼矢板工		第4編3-3-13 鋼矢板工 3-3-15 鋼杭工	3-29
	3-21-3 仮設鋼管杭・ 鋼管矢板工		第4編3-3-13 鋼矢板工 3-3-15 鋼杭工	3-29

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第3節 軽量盛土工	1-3-1 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	3-3
第4節 地盤改良工	1-4-2 表層安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理工	3-23
	1-4-3 パイルネット工		第3編2-7-5 パイルネット工	3-25
	1-4-4 パーチカルド レーン工		第3編2-7-7 パーチカルド レーン工	3-23
	1-4-5 締固改良工		第3編2-7-8 締固改良工	3-23
	1-4-6 固結工		第3編2-7-9 固結工	3-23
第5節 護岸基礎工	1-5-3 基礎工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	3-8
	1-5-4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	3-5
第6節 矢板護岸工	1-6-3 笠コンクリート 工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	3-8
	1-6-4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	3-5
第7節 法覆護岸工	1-7-3 コンクリートブ ロック工		第3編2-5-3 コンクリートブ ロック工	3-9
	1-7-4 護岸付属物工			3-33
	1-7-5 緑化ブロック工		第3編2-5-4 緑化ブロック工	3-9
	1-7-6 環境護岸ブロッ ク工		第3編2-5-3 コンクリートブ ロック工	3-9
	1-7-7 石積（張）工		第3編2-5-5 石積（張）工	3-10
	1-7-8 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	3-26
	1-7-9 多自然型護岸工	巨石張り	第3編2-3-26多自然型護岸工	3-7
		巨石積み	第3編2-3-26多自然型護岸工	3-7
		かごマット	第3編2-3-26多自然型護岸工	3-7
	1-7-10 吹付工		第3編2-14-3 吹付工	3-26
	1-7-11 植生工		第3編2-14-2 植生工	3-26
	1-7-12 覆土工		第1編2-3-5 法面整形工	3-3
	1-7-13 羽口工	じやかご ふとんかご かご枠 連節ブロック張り	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工 第3編2-5-3-2連節ブロッ ク張り	3-7 3-7 3-7 3-9
第8節 擁壁護岸工	1-8-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	3-27
	1-8-4 プレキャスト擁 壁工		第3編2-15-2 プレキャスト擁 壁工	3-27
第9節 根固め工	1-9-3 根固めブロック 工		第3編2-3-17根固めブロック	3-7
	1-9-5 沈床工		第3編2-3-18沈床工	3-7
	1-9-6 捨石工		第3編2-3-19捨石工	3-7
	1-9-7 かご工	じやかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工	3-7 3-7
	1-10-3 沈床工		第3編2-3-18沈床工	3-7
第10節 水制工	1-10-4 捨石工		第3編2-3-19捨石工	3-7
	1-10-5 かご工	じやかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工	3-7 3-7
	1-10-8 杵出し水制工			3-33
	1-11-3 路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	3-5
第11節 付帯道路工	1-11-5 アスファルト舗 装工		第3編2-6-7 アスファルト舗 装工	3-10
	1-11-6 コンクリート舗 装工		第3編2-6-12 コンクリート舗 装工	3-16
	1-11-7 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	3-20
	1-11-8 ブロック舗装工		第3編2-6-14 ブロック舗装工	3-21
	1-11-9 側溝工		第3編2-3-29 側溝工	3-7
	1-11-10 集水樹工		第3編2-3-30 集水樹工	3-7
	1-11-11 縁石工		第3編2-3-5 縁石工	3-5
	1-11-12 区画線工		第3編2-3-9 区画線工	3-5

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第12節 付帯道路施設工	1-12-3 道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	3-5
	1-12-4 標識工		第3編2-3-6 小型標識工	3-5
第13節 光ケーブル配管工	1-13-3 配管工			3-33
	1-13-4 ハンドホール工			3-33
第2章 浚渫(川)				
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2-2-2 浚渫船運転工 (民船・官船)		第3編2-16-3 浚渫船運転工	3-27
第3節 浚渫工(グラブ浚渫船)	2-3-2 浚渫船運転工		第3編2-16-3 浚渫船運転工	3-27
第4節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	2-4-2 浚渫船運転工		第3編2-16-3 浚渫船運転工	3-27
第3章 橋門・樋管				
第3節 軽量盛土工	3-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	3-3
第4節 地盤改良工	3-4-2 固結工		第3編2-7-9 固結工	3-23
第5節 橋門・樋管本体工	3-5-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	3-8
	3-5-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	3-8
	3-5-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	3-5
	3-5-6 函渠工	本体工		3-33
		ヒューム管		3-33
		P C管		3-33
		コルゲートパイプ		3-33
		ダクタイル鉄管		3-33
		P C函渠	第3編2-3-28 プレキャストカルバート工	3-7
	3-5-7 翼壁工			3-33
	3-5-8 水叩工			3-33
第6節 護床工	3-6-3 根固めブロック工		第3編2-3-17 根固めブロック	3-7
	3-6-5 沈床工		第3編2-3-18 沈床工	3-7
	3-6-6 捨石工		第3編2-3-19 捨石工	3-7
	3-6-7 かご工	じやかご	第3編2-3-27 羽口工	3-7
		ふとんかご	第3編2-3-27 羽口工	3-7
第7節 水路工	3-7-3 側溝工		第3編3-2-29 側溝工	3-7
	3-7-4 集水柵工		第3編2-3-30 集水柵工	3-7
	3-7-5 暗渠工		第3編2-3-29 暗渠工	3-7
	3-7-6 橋門接続暗渠工		第3編2-3-28 プレキャストカルバート工	3-7
第7節 付属物設置工	3-8-3 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	3-5
	3-8-7 階段工		第3編2-3-22 階段工	3-7
第4章 水門				
第3節 工場製作工	4-3-3 枠製作工		第3編2-12-3 枠製作工	3-24
	4-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	3-25
	4-3-5 落橋防止装置製作工		第3編2-12-6 落橋防止装置製作工	3-25
	4-3-6 鋼製排水管製作工		第3編2-12-10 鋼製排水管製作工	3-25
	4-3-7 橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工	3-25
	4-3-8 鋳造費		第3編2-12-1 鋳造費	3-24
	4-3-9 仮設材製作工		第3編2-12-1 仮設材製作工	3-24
	4-3-10 工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	3-25
第5節 軽量盛土工	4-5-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	3-3
第6節 水門本体工	4-6-4 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	3-8
	4-6-5 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	3-8
	4-6-6 矢板工(遮水矢板)		第3編2-3-4 矢板工	3-5
	4-6-7 床版工			3-33
	4-6-8 壁柱工			3-33

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 水門本体工	4-6-9 門柱工			3-33
	4-6-10 ゲート操作台工			3-33
	4-6-11 胸壁工			3-33
	4-6-12 翼壁工		第6編3-5-7 翼壁工	3-33
	4-6-13 水叩工		第6編3-5-8 水叩工	3-33
第7節 護床工	4-7-3 根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	3-7
	4-7-5 沈床工		第3編2-3-18沈床工	3-7
	4-7-6 捨石工		第3編2-3-19捨石工	3-7
	4-7-7 かご工	じやかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工	3-7
	4-8-3 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	3-5
第8節 付属物設置工	4-8-8 階段工		第3編2-3-22階段工	3-7
	4-9-4 架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(クレーン架設)	3-26
第9節 鋼管理橋上部工	4-9-5 架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13 架設工(ケーブルクレーン架設)	3-26
	4-9-6 架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編2-13 架設工(ケーブルエレクション架設)	3-26
	4-9-7 架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(架設桁架設)	3-26
	4-9-8 架設工(送出し架設)		第3編2-13 架設工(送出し架設)	3-26
	4-9-9 架設工(トラベラーケーン架設)		第3編2-13 架設工(トラベラーケーン架設)	3-26
	4-9-10 支承工			3-33
第10節 橋梁現場塗装工	4-10-2 現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	3-8
第11節 床版工	4-11-2 床版工		第3編2-18-2 床版工	3-27
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4-12-2 伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	3-7
	4-12-4 地覆工			3-34
	4-12-5 橋梁用防護柵工			3-34
	4-12-6 橋梁用高欄工			3-34
	4-12-7 検査路工			3-34
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-14-2 ブレテンション桁製作工(購入工)		第3編2-3-12ブレテンション桁製作工(購入工)	3-6
	4-14-3 ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13ポストテンション桁製作工	3-6
	4-14-4 プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編2-3-14プレキャストセグメント製作工(購入工)	3-6
	4-14-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	3-6
	4-14-6 支承工		第6編4-9-10支承工	3-33
	4-14-7 架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(クレーン架設)	3-26
	4-14-8 架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(架設桁架設)	3-26
	4-14-9 床版・横組工		第3編2-18-2 床版工	3-27
	4-14-10 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	3-41
	4-15-2 架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工	3-26
第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	4-15-3 支承工		第6編4-9-10支承工	3-33
	4-15-4 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	3-41
	4-15-5 PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15PCホロースラブ製作工	3-6
	4-16-2 伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	3-7
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4-16-4 地覆工		第6編4-12-4 地覆工	3-34
	4-16-5 橋梁用防護柵工		第6編4-12-5 橋梁用防護柵工	3-34
	4-16-6 橋梁用高欄工		第6編4-12-6 橋梁用高欄工	3-34
	4-16-7 検査路工		第6編4-12-7 検査路工	3-34
	4-18-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-7 アスファルト舗装工	3-10
第18節 舗装工	4-18-6 半たわみ性舗装工		第3編2-6-8 半たわみ性舗装工	3-12

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第18節 舗装工	4-18-7 排水性舗装工		第3編2-6-9 排水性舗装工	3-14
	4-18-8 透水性舗装工		第3編2-6-10 透水性舗装工	3-15
	4-18-9 グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11 グースアスファルト舗装工	3-16
	4-18-10 コンクリート舗装工		第3編2-6-12 コンクリート舗装工	3-16
	4-18-11 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	3-20
	4-18-12 ブロック舗装工		第3編2-6-14 ブロック舗装工	3-21
第5章 堤				
第3節 工場製作工	5-3-3 刃口金物製作工		第3編2-12-1 刃口金物製作工	3-24
	5-3-4 桁製作工		第3編2-12-3 桁製作工	3-24
	5-3-5 検査路製作工		第3編2-12-4 検査路製作工	3-25
	5-3-6 鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	3-25
	5-3-7 落橋防止装置製作工		第3編2-12-6 落橋防止装置製作工	3-25
	5-3-8 鋼製排水管製作工		第3編2-12-10 鋼製排水管製作工	3-25
	5-3-9 ブレビーム用桁製作工		第3編2-12-9 ブレビーム用桁製作工	3-25
	5-3-10 橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工	3-25
	5-3-11 鋳造費		第3編2-12-1 鋳造費	3-24
	5-3-12 アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8 アンカーフレーム製作工	3-25
	5-3-13 仮設材製作工		第3編2-12-1 仮設材製作工	3-24
	5-3-14 工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	3-25
第5節 軽量盛土工	5-5-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	3-3
第6節 可動堰本体工	5-6-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	3-8
	5-6-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	3-8
	5-6-5 オープンケーン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーン基礎工	3-9
	5-6-6 ニューマチックケーン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーン基礎工	3-9
	5-6-7 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	3-5
	5-6-8 床版工		第3編2-18-2 床版工	3-27
	5-6-9 堤柱工		第6編4-6-8 堤柱工	3-33
	5-6-10 門柱工		第6編4-6-9 門柱工	3-33
	5-6-11 ゲート操作台工		第6編4-6-10 ゲート操作台工	3-33
	5-6-12 水叩工		第6編3-5-8 水叩工	3-33
	5-6-13 閘門工			3-34
	5-6-14 土砂吐工			3-34
	5-6-15 取付擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	3-203
第7節 固定堰本体工	5-7-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	3-8
	5-7-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	3-8
	5-7-5 オープンケーン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーン基礎工	3-9
	5-7-6 ニューマチックケーン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーン基礎工	3-9
	5-7-7 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	3-5
	5-7-8 堤本体工			3-34
	5-7-9 水叩工			3-34
	5-7-10 土砂吐工			3-34
	5-7-11 取付擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	3-27
第8節 魚道工	5-8-3 魚道本体工			3-34
第9節 管理橋下部工	5-9-2 管理橋橋台工			3-34
第10節 鋼管理橋上部工	5-10-4 架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(クレーン架設)	3-26
	5-10-5 架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13 架設工(ケーブルクレーン架設)	3-26

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第10節 鋼管理橋上部工	5-10-6 架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編2-13 架設工(ケーブルエレクション架設)	3-26
	5-10-7 架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(架設桁架設)	3-26
	5-10-8 架設工(送出し架設)		第3編2-13 架設工(送出し架設)	3-26
	5-10-9 架設工(トラベラーグレーン架設)		第3編2-13 架設工(トラベラーグレーン架設)	3-26
	5-10-10 支承工		第6編4-9-10 支承工	3-33
第11節 橋梁現場塗装工	5-11-2 現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	3-8
第12節 床版工	5-12-2 床版工		第3編2-18-2 床版工	3-27
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	5-13-2 伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工	3-7
	5-13-4 地覆工		第6編4-12-4 地覆工	3-34
	5-13-5 橋梁用防護柵工		第6編4-12-5 橋梁用防護柵工	3-34
	5-13-6 橋梁用高欄工		第6編4-12-6 橋梁用高欄工	3-34
	5-13-7 検査路工		第6編4-12-7 検査路工	3-34
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	5-15-2 プレテンション桁製作工(購入工)		第3編2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)	3-6
	5-15-3 ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13 ポストテンション桁製作工	3-6
	5-15-4 プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編2-3-14 プレキャストセグメント製作工(購入工)	3-6
	5-15-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	3-6
	5-15-6 支承工		第6編4-9-10 支承工	3-33
	5-15-7 架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(クレーン架設)	3-26
	5-15-8 架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(架設桁架設)	3-26
	5-15-9 床版・横組工		第3編2-18-2 床版工	3-27
	5-15-10 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	3-41
	5-16-2 架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工	3-26
第16節 コンクリート管理橋上部工 (C橋ホロースラブ橋)	5-16-3 支承工		第6編4-9-10 支承工	3-33
	5-16-4 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	3-41
	5-16-5 PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	3-6
	5-17-2 架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工	3-26
第17節 コンクリート管理橋上部工 (C箱桁橋)	5-17-3 支承工		第6編4-9-10 支承工	3-33
	5-17-4 PC箱桁製作工		第3編2-3-16 PC箱桁製作工	3-6
	5-17-5 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	3-41
	5-18-2 伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工	3-7
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	5-18-4 地覆工		第6編4-12-4 地覆工	3-34
	5-18-5 橋梁用防護柵工		第6編4-12-5 橡梁用防護柵工	3-34
	5-18-6 橋梁用高欄工		第6編4-12-6 橡梁用高欄工	3-34
	5-18-7 検査路工		第6編4-12-7 検査路工	3-34
	5-20-3 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	3-5
第20節 付属物設置工	5-20-7 階段工		第3編2-3-22 階段工	3-7
第6章 排水機場				
第3節 軽量盛土工	6-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	3-3
第4節 機場本体工	6-4-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	3-8
	6-4-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	3-8
	6-4-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	3-5
	6-4-6 本体工			3-34
	6-4-7 燃料貯油槽工			3-34
第5節 沈砂池工	6-5-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	3-8
	6-5-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	3-8
	6-5-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	3-5
	6-5-6 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	3-27
	6-5-7 コンクリート床版工			3-34

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第5節 沈砂池工	6-5-8 ブロック床版工		第3編2-3-17根固めブロック	3-7
	6-5-9 場所打水路工		第3編3-2-29場所打水路工	3-7
第6節 吐出水槽工	6-6-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	3-8
	6-6-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	3-8
	6-6-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	3-5
	6-6-6 本体工		第6編6-4-6 本体工	3-34
第7章 床止め・床固め				
第3節 軽量盛土工	7-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	3-3
第4節 床止め工	7-4-4 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	3-8
	7-4-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	3-5
	7-4-6 本体工	床止め本体工		3-34
		巨石張り	第3編2-5-5 石積(張)工	3-10
	7-4-7 取付擁壁工	根固めブロック	第3編2-3-17根固めブロック	3-7
			第3編2-15-1 場所打擁壁工	3-27
				3-34
	7-4-8 水叩工	巨石張り	第3編2-3-26多自然型護岸工	3-7
		根固めブロック	第3編2-3-17根固めブロック	3-7
第5節 床固め工	7-5-4 本堤工		第6編7-4-6 本体工	3-34
	7-5-5 垂直壁工		第6編7-4-6 本体工	3-34
	7-5-6 側壁工			3-34
	7-5-7 水叩工		第6編7-4-8 水叩工	3-34
第6節 山留擁壁工	7-6-3 コンクリート擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	3-27
	7-6-4 ブロック積擁壁工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	3-9
	7-6-5 石積擁壁工		第3編2-5-5 石積(張)工	3-10
	7-6-6 山留擁壁基礎工		第3編2-4-3 基礎工(護岸)	3-8
第8章 河川維持				
第7節 路面補修工	8-7-3 不陸整正工		第1編2-3-6 堤防天端工	3-3
	8-7-4 コンクリート舗装補修工		第3編2-6-12 コンクリート舗装工	3-16
	8-7-5 アスファルト舗装補修工		第3編2-6-7 アスファルト舗装工	3-10
第8節 付属物復旧工	8-8-2 付属物復旧工		第3編2-3-8 路側防護柵工	3-5
第9節 付属物設置工	8-9-3 防護柵工		第3編2-3-7 防止柵工	3-5
	8-9-5 付属物設置工		第3編2-3-10 道路付属物工	3-5
第10節 光ケーブル配管工	8-10-3 配管工		第6編1-13-3 配管工	3-33
	8-10-4 ハンドホール工		第6編1-13-4 ハンドホール工	3-33
第12節 植栽維持工	8-12-3 樹木・芝生管理工		第3編2-14-2 植生工	3-26
第9章 河川修繕				
第3節 軽量盛土工	9-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	3-3
第4節 腹付工	9-4-2 覆土工		第1編2-3-5 法面整形工	3-3
	9-4-3 植生工		第3編2-14-2 植生工	3-26
第5節 側帯工	9-5-2 縁切工	じゃかご工	第3編2-3-27 羽口工	3-7
		連節ブロック張り	第3編2-5-3 コンクリートブロック工(連結ブロック張り)	3-9
		コンクリートブロック張り	第3編2-5-3 コンクリートブロック工	3-9
		石張工	第3編2-5-5 石積(張)工	3-10
	9-5-3 植生工		第3編2-14-2 植生工	3-26
第6節 堤脚保護工	9-6-3 石積工		第3編2-5-5 石積(張)工	3-10
	9-6-4 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	3-9
第7節 管理用通路工	9-7-2 防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	3-5
	9-7-4 路面切削工		第3編2-6-15 路面切削工	3-23
	9-7-5 舗装打換え工		第3編2-6-16 舗装打換え工	3-23
	9-7-6 オーバーレイ工		第3編2-6-17 オーバーレイ工	3-23
	9-7-7 排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	第3編2-3-29 側溝工	3-7
		集水樹工	第3編2-3-30 集水樹工	3-7
	9-7-8 道路付属物工	歩車道境界ブロック	第3編2-3-5 縁石工	3-5
第8節 現場塗装工	9-8-3 付属物塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	3-8
	9-8-4 コンクリート面塗装工		第3編2-3-11 コンクリート面塗装工	3-5

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章 堤防・護岸				
第3節 軽量盛土工	1-3-1 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	3-3
第4節 地盤改良工	1-4-2 表層安定処理工		第3編2-7-4 表層安定処理工	3-23
	1-4-3 パイルネット工		第3編2-7-5 パイルネット工	3-23
	1-4-4 バーチカルドレン工		第3編2-7-7 バーチカルドレン工	3-23
	1-4-5 締固改良工		第3編2-7-8 締固改良工	3-23
	1-4-6 固結工		第3編2-7-9 固結工	3-23
第5節 護岸基礎工	1-5-4 捨石工		第3編2-3-19 捨石工	3-7
	1-5-5 場所打コンクリート工			3-35
	1-5-6 海岸コンクリートブロック工			3-35
	1-5-7 笠コンクリート工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	3-8
	1-5-8 基礎工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	3-8
	1-5-9 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	3-5
第6節 護岸工	1-6-3 石積（張）工		第3編2-5-5 石積（張）工	3-10
	1-6-4 海岸コンクリートブロック工			3-35
	1-6-5 コンクリート被覆工			3-35
第7節 擁壁工	1-7-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	3-27
第8節 天端被覆工	1-8-2 コンクリート被覆工			3-35
第9節 波返工	1-9-3 波返工			3-35
第10節 裏法被覆工	1-10-2 石積（張）工		第3編2-5-5 石積（張）工	3-10
	1-10-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	3-9
	1-10-4 コンクリート被覆工		第7編1-6-5 コンクリート被覆工	3-35
	1-10-5 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	3-26
第11節 カルバート工	1-11-3 プレキャストカルバート工		第3編2-3-28 プレキャストカルバート工	3-7
第12節 排水構造物工	1-12-3 側溝工		第3編2-3-29 側溝工	3-7
	1-12-4 集水樹工		第3編2-3-30 集水樹工	3-7
	1-12-5 管渠工	プレキャストパイプ	第3編2-3-29 暗渠工	3-7
		プレキャストボックス	第3編2-3-29 暗渠工	3-7
		コルゲートパイプ	第3編2-3-29 暗渠工	3-7
		タグタイル鉄管	第3編2-3-29 暗渠工	3-7
	1-12-6 場所打水路工		第3編3-2-29 場所打水路工	3-7
第13節 付属物設置工	1-13-3 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	3-5
	1-13-6 階段工		第3編2-3-22 階段工	3-7
第14節 付帯道路工	1-14-3 路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	3-5
	1-14-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-7 アスファルト舗装工	3-10
	1-14-6 コンクリート舗装工		第3編2-6-12 コンクリート舗装工	3-16
	1-14-7 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	3-20
	1-14-8 側溝工		第3編2-3-29 側溝工	3-7
	1-14-9 集水樹工		第3編2-3-30 集水樹工	3-7
	1-14-10 縁石工		第3編2-3-5 縁石工	3-5
	1-14-11 区画線工		第3編2-3-9 区画線工	3-5
第15節 付帯道路施設工	1-15-3 道路付属物工		第3編2-3-10 道路付属物工	3-5
	1-15-4 小型標識工		第3編2-3-6 小型標識工	3-5

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第2章 突堤・人工岬				
第3節 軽量盛土工	2-3-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	3-3
第4節 突堤基礎工	2-4-4 捨石工			3-35
	2-4-5 吸出し防止工			3-35
第5節 突堤本体工	2-5-2 捨石工			3-35
	2-5-5 海岸コンクリートブロック工			3-35
	2-5-6 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	3-8
第5節 突堤本体工	2-5-7 詰杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	3-8
	2-5-8 矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	3-5
	2-5-9 石柱工			3-35
	2-5-10 場所打コンクリート工			3-35
	2-5-11 ケーソン工	ケーソン工製作		3-35
		ケーソン工据付		3-36
		突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		3-36
	2-5-12 セルラー工	セルラー工製作		3-36
		セルラー工据付		3-36
		突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		3-36
第6節 根固め工	2-6-2 捨石工			3-36
	2-6-3 根固めブロック工			3-36
第7節 消波工	2-7-2 捨石工		第3編 2-3-19 捨石工	3-7
	2-7-3 消波ブロック工			3-36
第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)				
第3節 海域堤基礎工	3-3-3 捨石工			3-36
	3-3-4 吸出し防止工		第7編 2-4-5 吸出し防止工	3-35
第4節 海域堤本体工	3-4-2 捨石工		第3編 2-3-19 捨石工	3-7
	3-4-3 海岸コンクリートブロック工		第7編 2-5-5 海岸コンクリートブロック工	3-35
	3-4-4 ケーソン工		第7編 2-5-11 ケーソン工	3-35
	3-4-5 セルラー工		第7編 2-5-12 セルラー工	3-36
	3-4-6 場所打コンクリート工		第7編 2-5-10 場所打ちコンクリート工	3-35
第4章 浚渫(海岸)				
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	4-2-2 浚渫船運転工		第3編 2-16-3 浚渫船運転工	3-27
第3節 浚渫工(グラブ船)	4-3-2 浚渫船運転工		第3編 2-16-3 浚渫船運転工	3-27
第5章 養浜				
第3節 砂止工	5-3-2 根固めブロック工		第3編 2-3-17 根固めブロック工	3-7

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章 砂防堰堤				
第3節 工場製作工	1-3-3 鋼製堰堤製作工		第3編2-12-3-3桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	3-25
	1-3-4 鋼製堰堤仮設材製作工			3-37
	1-3-5 工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	3-25
第5節 軽量盛土工	1-5-2 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	3-3
第6節 法面工	1-6-2 植生工		第3編2-14-2植生工	3-26
	1-6-3 法面吹付け工		第3編2-14-3吹付工	3-26
	1-6-4 法枠工		第3編2-14-4法枠工	3-26
	1-6-6 アンカーア		第3編2-14-6アンカーア	3-27
	1-6-7 かご工	じやかご	第3編2-3-27羽口工	3-7
		ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	3-7
第8節 コンクリート堰堤工	1-8-4 コンクリート堰堤本体工			3-37
	1-8-5 コンクリート副堰堤工		第8編1-8-4 コンクリート堰堤本体工	3-37
	1-8-6 コンクリート側壁工			3-37
	1-8-8 水叩工			3-37
第9節 鋼製堰堤工	1-9-5 鋼製堰堤本体工	不透過型		3-37
		透過型		3-37
	1-9-6 鋼製側壁工			3-37
	1-9-7 コンクリート側壁工		第8編1-8-6 コンクリート側壁工	3-37
	1-9-9 水叩工		第8編1-8-8 水叩工	3-37
	1-9-10 現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	3-25
第10節 護床工・根固め工	1-10-4 根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	3-7
	1-10-6 沈床工		第3編2-3-18沈床工	3-7
	1-10-7 かご工	じやかご	第3編2-3-27羽口工	3-7
		ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	3-7
第11節 砂防堰堤付属物設置工	1-11-3 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	3-5
第12節 付帯道路工	1-12-3 路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	3-5
	1-12-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-7 アスファルト舗装工	3-10
	1-12-6 コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	3-16
	1-12-7 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	3-20
	1-12-8 側溝工		第3編2-3-29側溝工	3-7
	1-12-9 集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	3-7
	1-12-10 縁石工		第3編2-3-5 縁石工	3-5
	1-12-11 区画線工		第3編2-3-9 区画線工	3-5
第13節 付帯道路施設工	1-13-3 道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	3-5
	1-13-4 小型標識工		第3編2-3-6 小型標識工	3-5
第2章 流路				
第3節 軽量盛土工	2-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	3-3
第4節 流路護岸工	2-4-4 基礎工		第3編2-4-3 基礎工(護岸)	3-8
	2-4-5 コンクリート擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	3-27
	2-4-6 ブロック積擁壁工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	3-9
	2-4-7 石積擁壁工		第3編2-5-5 石積(張)工	3-10
	2-4-8 護岸付属物工		第6編1-7-4 護岸付属物工	3-33
	2-4-9 植生工		第3編2-14-2 植生工	3-26

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第5節 床固め工	2-5-4 床固め本体工		第8編1-8-4 コンクリート堰堤本体工	3-37
	2-5-5 垂直壁工		第8編1-8-4 コンクリート堰堤本体工	3-37
	2-5-6 側壁工		第8編1-8-6 コンクリート側壁工	3-37
	2-5-7 水叩工		第8編1-8-8 水叩工	3-37
	2-5-8 魚道工			3-37
第6節 根固め・水制工	2-6-4 根固めブロック工		第3編2-3-17 根固めブロック工	3-7
	2-6-6 捨石工		第3編2-3-19 捨石工	3-7
	2-6-7 かご工	じやかご	第3編2-3-27 羽口工	3-7
		ふとんかご	第3編2-3-27 羽口工	3-7
		かごマット	第3編2-3-26 多自然型護岸工	3-7
第7節 流路付属物設置工	2-7-2 階段工		第3編2-3-22 階段工	3-7
	2-7-3 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	3-5
第3章 斜面対策				
第3節 軽量盛土工	3-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	3-3
第4節 法面工	3-4-2 植生工		第3編2-14-2 植生工	3-26
	3-4-3 吹付工		第3編2-14-3 吹付工	3-26
	3-4-4 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	3-26
	3-4-5 かご工	じやかご	第3編2-3-27 羽口工	3-7
		ふとんかご	第3編2-3-27 羽口工	3-7
	3-4-6 アンカー工(プレキヤストコンクリート板)		第3編2-14-6 アンカー工	3-27
	3-4-7 抑止アンカー工		第3編2-14-6 アンカー工	3-27
第5節 擁壁工	3-5-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	3-8
	3-5-4 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	3-27
	3-5-5 プレキヤスト擁壁工		第3編2-15-2 プレキヤスト擁壁工	3-27
	3-5-6 補強土壁工		第1編2-3-4 盛土補強工	3-2
	3-5-7 井桁ブロック工		第3編2-15-4 井桁ブロック工	3-27
	3-5-8 落石防護工		第10編1-11-5 落石防護柵工	3-39
第6節 山腹水路工	3-6-3 山腹集水路・排水路工		第3編2-3-29 場所打水路工	3-7
	3-6-4 山腹明暗渠工			3-37
	3-6-5 山腹暗渠工		第3編2-3-29 暗渠工	3-7
	3-6-6 現場打水路工		第3編2-3-29 場所打水路工	3-7
	3-6-7 集水溝工		第3編2-3-30 集水溝工	3-7
第7節 地下水排除工	3-7-4 集排水ボーリング工			3-37
	3-7-5 集水井工			3-37
第8節 地下水遮断工	3-8-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	3-27
	3-8-4 固結工		第3編2-7-9 固結工	3-23
	3-8-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	3-5
第9節 抑止杭工	3-9-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	3-8
	3-9-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	3-8
	3-9-5 シャフト工(深礎工)		第3編2-4-6 深礎工	3-8
	3-9-6 合成杭工			3-37

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章 コンクリートダム				
第4節 ダムコンクリート工	1－4 コンクリートダム工 (本体)			3-38
	1－4 コンクリートダム工 (水叩)			3-38
	1－4 コンクリートダム工 (副ダム)			3-38
	1－4 コンクリーダム工 (導流壁)			3-38
第2章 フィルダム				
第3節 盛立工	2－3－5 コアの盛立			3-38
	2－3－6 フィルターの盛立			3-38
	2－3－7 ロックの盛立			3-38
	2 フィルダム (洪水吐)			3-38
第3章 基礎グラウチング				
第3節 ボーリング工	3－3 ボーリング工			3-38

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章 道路改良				
第3節 工場製作工	1－3－2 遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		3-39
		工場塗装工	第3編2-12-11工場塗装工	3-25
第4節 地盤改良工	1－4－2 表層安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理工	3-23
	1－4－3 パイルネット工		第3編2-7-5 パイルネット工	3-23
	1－4－4 バーチカルドレーン工		第3編2-7-7 バーチカルドレーン工	3-23
	1－4－5 締固改良工		第3編2-7-8 締固改良工	3-23
	1－4－6 固結工		第3編2-7-9 固結工	3-23
第5節 法面工	1－5－2 植生工		第3編2-14-2植生工	3-26
	1－5－3 法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	3-26
	1－5－4 法枠工		第3編2-14-4法枠工	3-26
	1－5－6 アンカー工		第3編2-14-6 アンカー工	3-27
	1－5－7 かご工	じやかご	第3編2-3-27羽口工	3-7
		ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	3-7
第6節 軽量盛土工	1－6－2 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	3-3
第7節 擁壁工	1－7－3 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	3-8
	1－7－4 場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	3-8
	1－7－5 場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	3-27
	1－7－6 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工	3-27
	1－7－7 補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法	第1編2-3-4盛土補強工	3-2
		多数アンカー式補強土工法	第1編2-3-4盛土補強工	3-2
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第1編2-3-4盛土補強工	3-2
	1－7－8 井桁ブロック工		第3編2-15-4 井桁ブロック工	3-27
第8節 石・ブロック積(張)工	1－8－3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	3-9
	1－8－4 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	3-10
第9節 カルバート工	1－9－4 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	3-8
	1－9－5 場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	3-8
	1－9－6 場所打函渠工			3-39
	1－9－7 プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	3-7

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	
第10節 排水構造物工（小型水路工）	1-10-3 側溝工		第3編2-3-29側溝工	3-7
	1-10-4 管渠工		第3編2-3-29側溝工	3-7
	1-10-5 集水樹・マンホール工		第3編2-3-30集水樹工	3-7
	1-10-6 地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	3-7
	1-10-7 場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	3-7
	1-10-8 排水工（小段排水・縦排水）		第3編2-3-29側溝工	3-7
第11節 落石雪害防止工	1-11-4 落石防止網工			3-39
	1-11-5 落石防護柵工			3-39
	1-11-6 防雪柵工			3-39
	1-11-7 雪崩予防柵工			3-39
第12節 遮音壁工	1-12-4 遮音壁基礎工			3-39
	1-12-5 遮音壁本体工			3-39
第2章 舗装				
第3節 地盤改良工	2-3-2 表層安定処理工		第3編2-7-4 表層安定処理工	3-23
	2-3-3 置換工		第3編2-7-3 置換工	3-23
第4節 舗装工	2-4-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-7 アスファルト舗装工	3-10
	2-4-6 半たわみ性舗装工		第3編2-6-8 半たわみ性舗装工	3-12
	2-4-7 排水性舗装工		第3編2-6-9 排水性舗装工	3-14
	2-4-8 透水性舗装工		第3編2-6-10 透水性舗装工	3-15
	2-4-9 グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11 グースアスファルト舗装工	3-16
	2-4-10 コンクリート舗装工		第3編2-6-12 コンクリート舗装工	3-16
	2-4-11 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	3-20
	2-4-12 ブロック舗装工		第3編2-6-14 ブロック舗装工	3-21
	2-4 步道路盤工			3-39
	2-4 取合舗装路盤工			3-39
	2-4 路肩舗装路盤工			3-39
	2-4 步道舗装工			3-39
	2-4 取合舗装工			3-39
	2-4 路肩舗装工			3-39
	2-4 表層工			3-39
第5節 排水構造物工（路面排水工）	2-5-3 側溝工		第3編2-3-29側溝工	3-7
	2-5-4 管渠工		第3編2-3-29側溝工	3-7
	2-5-5 集水樹（街渠樹）・マンホール工		第3編2-3-30集水樹工	3-7
	2-5-6 地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	3-7
	2-5-7 場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	3-7
	2-5-8 排水工（小段排水・縦排水）		第3編2-3-29側溝工	3-7
	2-5-9 排水性舗装用路肩排水工			3-39
第6節 縁石工	2-6-3 縁石工		第3編2-3-5 縁石工	3-5
第7節 踏掛版工	2-7-4 踏掛版工	コンクリート工		3-40
		ラバーシュー		3-40
		アンカーボルト		3-40
第8節 防護柵工	2-8-3 路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	3-5
	2-8-4 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	3-5
	2-8-5 ボックスビーム工		第3編2-3-8 路側防護柵工	3-5
	2-8-6 車止めポスト工		第3編2-3-7 防止柵工	3-5
第9節 標識工	2-9-3 小型標識工		第3編2-3-6 小型標識工	3-5
	2-9-4 大型標識工	標識基礎工		3-40
		標識柱工		3-40

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	
第10節 区画線工	2-10-2 区画線工		第3編 2-3-9 区画線工	3-5
第12節 道路付属施設工	2-12-4 道路付属物工		第3編 2-3-10 道路付属物工	3-5
	2-12-5 ケーブル配管工			3-40
	ハンドホール			3-40
第13節 橋梁付属物工	2-12-6 照明工	照明柱基礎工		3-40
第3章 橋梁下部	2-13-2 伸縮装置工		第3編 2-3-24 伸縮装置工	3-7
第3節 工場製作工	3-3-2 刃口金物製作工		第3編 2-12-1 刃口金物製作工	3-24
	3-3-3 鋼製橋脚製作工			3-40
	3-3-4 アンカーフレーム製作工		第3編 2-12-8 アンカーフレーム製作工	3-25
	3-3-5 工場塗装工		第3編 2-12-11 工場塗装工	3-25
第5節 軽量盛土工	3-5-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	3-3
第6節 橋台工	3-6-3 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	3-8
	3-6-4 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	3-8
	3-6-5 深礎工		第3編 2-4-6 深礎工	3-8
	3-6-6 オープンケーン基礎工		第3編 2-4-7 オープンケーン基礎工	3-9
	3-6-7 ニューマチックケーン基礎工		第3編 2-4-8 ニューマチックケーン基礎工	3-9
	3-6-8 橋台軸体工			3-40
第7節 RC橋脚工	3-7-3 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	3-8
	3-7-4 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	3-8
	3-7-5 深礎工		第3編 2-4-6 深礎工	3-8
	3-7-6 オープンケーン基礎工		第3編 2-4-7 オープンケーン基礎工	3-9
	3-7-7 ニューマチックケーン基礎工		第3編 2-4-8 ニューマチックケーン基礎工	3-9
	3-7-8 鋼管矢板基礎工		第3編 2-4-9 鋼管矢板基礎工	3-9
	3-7-9 橋脚軸体工	張出式		3-40
		重力式	第10編 3-7-9 橋脚軸体工	3-40
		半重力式	第10編 3-7-9 橋脚軸体工	3-40
		ラーメン式		3-40
第8節 鋼製橋脚工	3-8-3 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	3-8
	3-8-4 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	3-8
	3-8-5 深礎工		第3編 2-4-6 深礎工	3-8
	3-8-6 オープンケーン基礎工		第3編 2-4-7 オープンケーン基礎工	3-9
	3-8-7 ニューマチックケーン基礎工		第3編 2-4-8 ニューマチックケーン基礎工	3-9
	3-8-8 鋼管矢板基礎工		第3編 2-4-9 鋼管矢板基礎工	3-9
	3-8-9 橋脚フーチング工	I型・T型		3-41
		門型		3-41
	3-8-10 橋脚架設工	I型・T型		3-41
		門型		3-41
	3-8-11 現場継手工			3-41
	3-8-12 現場塗装工		第3編 2-3-31 現場塗装工	3-25
第9節 護岸基礎工	3-9-3 基礎工		第3編 2-4-3 基礎工(護岸)	3-8
	3-9-4 矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	3-5
第10節 矢板護岸工	3-10-3 笠コンクリート工		第3編 2-4-3 基礎工(護岸)	3-8
	3-10-4 矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	3-5
第11節 法覆護岸工	3-11-2 コンクリートブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	3-9
	3-11-3 護岸付属物工		第6編 1-7-4 護岸付属物工	3-33
	3-11-4 緑化ブロック工		第3編 2-5-4 緑化ブロック工	3-9
	3-11-5 環境護岸ブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	3-9

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準
第11節 法覆護岸工	3-11-6 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工 3-10
	3-11-7 法枠工		第3編2-14-4 法枠工 3-26
	3-11-8 多自然型護岸工	巨石張り	第3編2-3-26 多自然型護岸工 3-7
		巨石積み	第3編2-3-26 多自然型護岸工 3-7
		かごマット	第3編2-3-26 多自然型護岸工 3-7
	3-11-9 吹付工		第3編2-14-3 吹付工 3-26
	3-11-10 植生工		第3編2-14-2 植生工 3-26
	3-11-11 覆土工		第1編2-3-5 法面整形工 3-3
	3-11-12 羽口工	じやかご	第3編2-3-27 羽口工 3-7
		ふとんかご	第3編2-3-27 羽口工 3-7
		かご枠	第3編2-3-27 羽口工 3-7
		連節ブロック張り	第3編2-5-3-2 連節ブロック張り 3-9
第12節 摊壁護岸工	3-12-3 場所打摊壁工		第3編2-15-1 場所打摊壁工 3-27
	3-12-4 プレキャスト摊壁工		第3編2-15-2 プレキャスト摊壁工 3-27
第4章 鋼橋上部			
第3節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第3編2-12-3 桁製作工 3-24
	4-3-4 検査路製作工		第3編2-12-4 検査路製作工 3-25
	4-3-5 鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工 3-25
	4-3-6 落橋防止装置製作工		第3編2-12-6 落橋防止装置製作工 3-25
	4-3-7 鋼製排水管製作工		第3編2-12-10 鋼製排水管製作工 3-25
	4-3-8 橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工 3-25
	4-3-9 橋梁用高欄製作工		3-41
	4-3-10 横断歩道橋製作工		第3編2-12-3 桁製作工 3-24
	4-3-11 鋳造費		第3編2-12-1 鋳造費 3-24
	4-3-12 アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8 アンカーフレーム製作工 3-25
	4-3-13 工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工 3-25
第5節 鋼橋架設工	4-5-4 架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(クレーン架設) 3-26
	4-5-5 架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13 架設工(ケーブルクレーン架設) 3-26
	4-5-6 架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編2-13 架設工(ケーブルエレクション架設) 3-26
	4-5-7 架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(架設桁架設) 3-26
	4-5-8 架設工(送出し架設)		第3編2-13 架設工(送出し架設) 3-26
	4-5-9 架設工(トラベラーケーン架設)		第3編2-13 架設工(トラベラーケーン架設) 3-26
	4-5-10 支承工		第6編4-9-10 支承工 3-33
第6節 橋梁現場塗装工	4-6-3 現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工 3-25
第7節 床版工	4-7-2 床版工		第3編2-18-2 床版工 3-27
第8節 橋梁付属物工	4-8-2 伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工 3-7
	4-8-3 落橋防止措置工		3-41
	4-8-5 地覆工		第6編4-12-4 地覆工 3-34
	4-8-6 橋梁用防護柵工		第6編4-12-5 橋梁用防護柵工 3-34
	4-8-7 橋梁用高欄工		第6編4-12-6 橋梁用高欄工 3-34
	4-8-8 検査路工		第6編4-12-7 検査路工 3-34

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準
第9節 歩道橋本体工	4-9-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工 3-8
	4-9-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工 3-8
	4-9-5 橋脚フーチング工	I型	第10編3-8-9 橋脚フーチング工 3-41
		T型	第10編3-8-9 橋脚フーチング工 3-41
	4-9-6 歩道橋架設工		第3編2-13 架設工(鋼橋) 3-26
第5章 コンクリート橋上部	4-9-7 現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工 3-25
第3節 工場製作工	5-3-2 プレビーム用桁製作工		第3編2-12-9 プレビーム用桁製作工 3-25
	5-3-3 橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工 3-25
	5-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工 3-25
	5-3-5 検査路製作工		第3編2-12-4 検査路製作工 3-25
	5-3-6 工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工 3-25
	5-3-7 鋳造費		第3編2-12-1 鋳造費 3-24
第5節 PC橋工	5-5-2 プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	第3編2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工) 3-6
		スラブ橋	第3編2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工) 3-6
	5-5-3 ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13 ポストテンション桁製作工 3-6
	5-5-4 プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編2-3-14 プレキャストセグメント製作工(購入工) 3-6
	5-5-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工 3-6
	5-5-6 支承工		第6編4-9-10 支承工 3-33
	5-5-7 架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(クレーン架設) 3-26
	5-5-8 架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(架設桁架設) 3-26
	5-5-9 床版・横組工		第3編2-18-2 床版工 3-27
	5-5-10 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工 3-41
第6節 プレビーム桁橋工	5-6-2 プレビーム桁製作工(現場)		3-41
	5-6-3 支承工		第6編4-9-10 支承工 3-33
	5-6-4 架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(クレーン架設) 3-26
	5-6-5 架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(架設桁架設) 3-26
	5-6-6 床版・横組工		第3編2-18-2 床版工 3-27
	5-6-9 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工 3-41
第7節 PCホロースラブ橋工	5-7-2 架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工 3-26
	5-7-3 支承工		第6編4-9-10 支承工 3-33
	5-7-4 PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工 3-6
	5-7-5 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工 3-41
第8節 RCホロースラブ橋工	5-8-2 架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工 3-26
	5-8-3 支承工		第6編4-9-10 支承工 3-33
	5-8-4 RC場所打木ホロースラブ製作工		第3編2-3-15 RC場所打木ホロースラブ製作工 3-6
	5-8-5 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工 3-41
第9節 PC版桁橋工	5-9-2 PC版桁製作工		第3編2-3-15 PC版桁製作工 3-6
第10節 PC箱桁橋工	5-10-2 架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工 3-26
	5-10-3 支承工		第6編4-9-10 支承工 3-33
	5-10-4 PC箱桁製作工		第3編2-3-16 PC箱桁製作工 3-6
	5-10-5 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工 3-41

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	
第11節 PC片持箱桁橋工	5-11-2 PC片持箱桁製作工		第3編2-3-16 PC箱桁製作工	3-6
	5-11-3 支承工		第6編4-9-10支承工	3-33
	5-11-4 架設工(片持架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート橋)	3-26
第12節 PC押出し箱桁橋工	5-12-2 PC押出し箱桁製作工		第3編2-3-16 PC押出し箱桁製作工	3-6
	5-12-3 架設工(押出し架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート橋)	3-26
第13節 橋梁付属物工	5-13-2 伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工	3-7
	5-13-4 地覆工		第6編4-12-4 地覆工	3-34
	5-13-5 橋梁用防護柵工		第6編4-12-5 橋梁用防護柵工	3-34
	5-13-6 橋梁用高欄工		第6編4-12-6 橋梁用高欄工	3-34
	5-13-7 検査路工		第6編4-12-7 検査路工	3-34
第6章 トンネル(NATM)				
第4節 支保工	6-4-3 吹付工			3-41
	6-4-4 ロックボルト工			3-41
第5節 覆工	6-5-3 覆工コンクリート工			3-42
	6-5-4 側壁コンクリート工		第10編6-5-3 覆工コンクリート工	3-42
	6-5-5 床版コンクリート工			3-42
第6節 インバート工	6-6-4 インバート本体工			3-42
第7節 坑内付帯工	6-7-5 地下排水工		第3編2-3-29 暗渠工	3-7
第8節 坑門工	6-8-4 坑門本体工			3-42
	6-8-5 明り巻工			3-42
第11章 共同溝				
第3節 工場製作工	11-3-3 工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	3-25
第6節 現場打構築工	11-6-2 現場打躯体工			3-42
	11-6-4 カラー継手工			3-42
	11-6-5 防水工	防水		3-42
		防水保護工		3-42
		防水壁		3-42
第7節 プレキャスト構築工	11-7-2 プレキャスト躯体工			3-42
第12章 電線共同溝				
第5節 電線共同溝工	12-5-2 管路工(管路部)			3-42
	12-5-3 プレキャストボックス工(特殊部)			3-43
	12-5-4 現場打ちボックス工(特殊部)			3-43
第6節 付帯設備工	12-6-2 ハンドホール工			3-43
第13章 情報ボックス工				
第3節 情報ボックス工	13-3-3 管路工(管路部)		第10編12-5-2 管路工(管路部)	3-42
第4節 付帯設備工	13-4-2 ハンドホール工		第10編12-6-2 ハンドホール工	3-43
第14章 道路維持				
第4節 補装工	14-4-3 路面切削工		第3編2-6-15 路面切削工	3-23
	14-4-4 補装打換え工		第3編2-6-16 補装打換え工	3-23
	14-4-5 切削オーバーレイ工			3-43
	14-4-6 オーバーレイ工		第3編2-6-17 オーバーレイ工	3-23
	14-4-7 路上再生工			3-43
	14-4-8 薄層カラー補装工		第3編2-6-13 薄層カラー補装工	3-20
	14-4-11 グレーピング工			3-43

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準
第5節 排水構造物工	14-5-3 側溝工		第3編2-3-29側溝工 3-7
	14-5-4 管渠工		第3編2-3-29側溝工 3-7
	14-5-5 集水桿・マンホール工		第3編2-3-30集水桿工 3-7
	14-5-6 地下排水工		第3編2-3-29暗渠工 3-7
	14-5-7 場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工 3-7
	14-5-8 排水工		第3編2-3-29側溝工 3-7
第6節 防護柵工	14-6-3 路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工 3-5
	14-6-4 防止柵工		第3編2-3-7防止柵工 3-5
	14-6-5 ボックスビーム工		第3編2-3-8路側防護柵工 3-5
	14-6-6 車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工 3-5
第7節 標識工	14-7-3 小型標識工		第3編2-3-6小型標識工 3-5
	14-7-4 大型標識工		第10編2-9-4大型標識工 3-40
第8節 道路付属施設工	14-8-4 道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工 3-5
	14-8-5 ケーブル配管工		第10編2-12-5ケーブル配管工 3-40
	14-8-6 照明工		第10編2-12-6照明工 3-40
第9節 軽量盛土工	14-9-2 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工 3-3
第10節擁壁工	14-10-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工 3-27
	14-10-4 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工 3-27
第11節 石・ブロック積(張)工	14-11-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工 3-9
	14-11-4 石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工 3-10
第12節 カルバート工	14-12-4 場所打函渠工		第10編1-9-6場所打函渠工 3-39
	14-12-5 プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工 3-27
第13節 法面工	14-13-2 植生工		第3編2-14-2植生工 3-26
	14-13-3 法面吹付工		第3編2-14-3吹付工 3-26
	14-13-4 法枠工		第3編2-14-4法枠工 3-26
	14-13-6 アンカー工		第3編2-14-6アンカー工 3-27
	14-13-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 3-7 第3編2-3-27羽口工 3-7
第15節 橋梁付属物工	14-15-2 伸縮継手工		第3編2-3-24伸縮装置工 3-7
	14-15-4 地覆工		第6編4-12-4地覆工 3-34
	14-15-5 橋梁用防護柵工		第6編4-12-5.6橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工 3-34
	14-15-6 橋梁用高欄工		第6編4-12-5.6橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工 3-34
	14-15-7 檢査路工		第6編4-12-7検査路工 3-34
第17節 現場塗装工	14-17-6 コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工 3-5
第16章 道路修繕			
第3節 工場製作工	16-3-4 桁補強材製作工		3-43
	16-3-5 落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工 3-25
第5節 補装工	16-5-3 路面切削工		第3編2-6-15路面切削工 3-23
	16-5-4 補装打換え工		第3編2-6-16補装打換え工 3-23
	16-5-5 切削オーバーレイ工		第10編14-4-5切削オーバーレイ工 3-43
	16-5-6 オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工 3-23
	16-5-7 路上再生工		第10編14-4-7路上再生工 3-43
	16-5-8 薄層カラー補装工		第3編2-6-13薄層カラー補装工 3-20
第6節 排水構造物工	16-6-3 側溝工		第3編2-3-29側溝工 3-7
	16-6-4 管渠工		第3編2-3-29側溝工 3-7
	16-6-5 集水桿・マンホール工		第3編2-3-30集水桿工 3-7
	16-6-6 地下排水工		第3編2-3-29暗渠工 3-7
	16-6-7 場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工 3-7
	16-6-8 排水工		第3編2-3-29側溝工 3-7

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	
第7節 縁石工	16-7-3 縁石工		第3編2-3-5 縁石工	3-5
第8節 防護柵工	16-8-3 路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	3-5
	16-8-4 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	3-5
	16-8-5 ボックスビーム工		第3編2-3-8 路側防護柵工	3-5
	16-8-6 車止めポスト工		第3編2-3-7 防止柵工	3-5
第9節 標識工	16-9-3 小型標識工		第3編2-3-6 小型標識工	3-5
	16-9-4 大型標識工		第10編2-9-4 大型標識工	3-40
第10節 区画線工	16-10-2 区画線工		第3編2-3-9 区画線工	3-5
第12節 道路付属施設工	16-12-4 道路付属物工		第3編2-3-10 道路付属物工	3-5
	16-12-5 ケーブル配管工		第10編2-12-5 ケーブル配管工	3-40
	16-12-6 照明工		第10編2-12-6 照明工	3-40
第13節 軽量盛土工	16-13-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	3-3
第14節 摊壁工	16-14-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	3-27
	16-14-4 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工	3-27
第15節 石・ブロック積(張)工	16-15-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	3-9
	16-15-4 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	3-10
第16節 カルバート工	16-16-4 場所打函渠工		第10編1-9-6 場所打函渠工	3-39
	16-16-5 プレキャストカルバート工		第3編2-3-28 プレキャストカルバート工	3-7
第17節 法面工	16-17-2 植生工		第3編2-14-2 植生工	3-26
	16-17-3 法面吹付工		第3編2-14-3 吹付工	3-26
	16-17-4 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	3-26
	16-17-6 アンカー工		第3編2-14-6 アンカー工	3-27
	16-17-7 かご工	じやかご ふとんかご	第3編2-3-27 羽口工	3-7
第18節 落石雪害防止工	18-18-4 落石防止網工		第10編1-11-4 落石防止網工	3-39
	18-18-5 落石防護柵工		第10編1-11-5 落石防護柵工	3-39
	18-18-6 防雪柵工		第10編1-11-6 防雪柵工	3-39
	18-18-7 雪崩予防柵工		第10編1-11-7 雪崩予防柵工	3-39
第20節 鋼桁工	16-20-3 鋼桁補強工		第10編16-3-4 桁補強材製作工	3-39
第21節 橋梁支承工	16-21-3 鋼橋支承工		第6編4-12-4 地覆工	3-39
	16-21-4 P C橋支承工		第6編4-12-4 地覆工	3-39
第22節 橋梁付属物工	16-22-3 伸縮継手工		第3編2-3-24 伸縮措置工	3-7
	16-22-4 落橋防止装置工			3-27
	16-22-6 地覆工		第6編4-12-4 地覆工	3-19
	16-22-7 橋梁用防護柵工		第6編4-12-5 橋梁用防護柵工	3-19
	16-22-8 橋梁用高欄工		第6編4-12-6 橋梁用高欄工	3-34
	16-22-9 檢査路工		第6編4-12-7 檢査路工	3-20
第25節 現場塗装工	16-25-3 橋梁塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	3-8
	16-25-6 コンクリート面塗装工		第3編2-3-11 コンクリート面塗装工	3-5

【第11編 農業農村整備編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第2章 ほ場整備工事				
第3節 整地工	2－3－1 整地工	表土扱い 基盤造成 表土整地 畦畔復旧		3-44
	2－3－4 暗渠排水工	吸水渠 集水渠（支線） 導水渠（本線）		3-44 3-44 3-44
第7節 道路工	2－7－1 1 砂利舗装工	道路工（砂利道）		3-44
第3章 農用地造成工事				
第5節 畑面工	3－5－1 畑面工	耕起深耕 テラス（階段畑） 土壤改良 改良山成		3-44 3-44 3-44 3-44
第6節 道路工	3－6 道路工	耕作道		3-44
第5章 水路トンネル工事				
第5節 トンネル工	5－5－1 トンネル掘削工	支保工 コンクリート覆工		3-44 3-44
第6章 水路工事				
第6節 開渠工	6－6－2 現場打ち開渠工 6－6－3 プレキャスト開渠工	現場打開水路 鉄筋コンクリート大型フリューム 鉄筋コンクリートL型水路		3-44 3-44 3-45
第7節 暗渠工	6－7－2 現場打ち暗渠工 6－7－3 プレキャスト暗渠工	現場打サイホン 現場打暗渠 ボックスカルバート水路		3-45 3-45 3-45
第8章 管水路工事				
第5節 管体基礎工	8－5－1 砂基礎工	砂砂利等		3-45
第6節 管体工	8－6 管水路	遠心力鉄筋コンクリート管 ダクタイル鋳鉄管 強化プラスチック複合管 硬質塩化ビニル管 鋼管 管敷設 V型開先（両面溶接） V型開先テープ付き直管（両面溶接） V型開先（片面溶接） V型開先（片面裏当溶接） X型開先（両面溶接） X型開先テープ付き直管（両面溶接） 周縫手溶接		3-45 3-45 3-45 3-45 3-45 3-45 3-45 3-45 3-45 3-45 3-45 3-45 3-45 3-45 3-45

【第11編 農業農村整備編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 管体工	8－6 管水路	周縫手溶接テープ付き直管		3-45
		すみ肉溶接		3-45
		放射線透過試験		3-45
		素地調整		3-45
		エポキシ樹脂塗装		3-45
		ジョイントコート		3-45
		たわみ率		3-45
		シールド工事 (一次覆工)		3-45
		シールド工事 (二次覆工)		3-45
第9章 畑かん施設工事				
第2節 末端工	9－2－2 散水支管設置工	スプリンクラー		3-46
第18章 ため池改修工事				
第3節 堤体工	18－3 堤体工	堤体工		3-46
第5節 洪水吐工	18－5－1 洪水吐工	洪水吐工		3-46
第6節 取水施設工	18－6 取水施設工	樋管工		3-46
		同上付帶構造物		3-46

【第12編 森林土木編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第1編 共通編					
第1章 総則					
第1節 総則	1－1－1 8 建設副産物処分			3-47	
第3編 土木工事共通編					
第2章 一般施工					
第10節 仮設工	2－1 0－2 仮設道路工			3-47	
第15節 擁壁工 共通	2－1 5－3 補強土壁工	(補強土(テールアーリ) 壁工法)		3-47	
		(多数アンカ-式補強土壁工法)		3-47	
		(ジオテキスタイルを用いた補強土壁工法)		3-47	
第12編 森林土木編					
第1章 共通					
第1節 木材等	1－1－2 枝条整理・根株処理			3-47	
第2章 林道工事					
第3節 道路土工	2－3 路盤工			3-47	
	2－3 コンクリート路面工			3-47	
第4節 排水施設工	2－4－2 洗越工		第3編 2－15－1 場所打擁壁工	3-27	
			第3編 2－5－3 コンクリートブロック工	3-9	
			第3編 2－5－5 石積(張)工	3-10	
	2－4－3 吞口工及び吐口工		第3編 2－15－1 場所打擁壁工	3-27	
			第3編 2－5－3 コンクリートブロック工	3-9	
			第3編 2－5－5 石積(張)工	3-10	
	2－4－4 流木除け工及び土砂止め工	ふとんかご、かご枠	第3編 2－3－27羽口工	3-7	
	2－4－5 流末工			3-48	
	2－4－6 側溝工(素堀、植生工)			3-48	
第5節 木製土留・擁壁工	2－5－4 木製土留・擁壁工		第12編 4－4－2 丸太積土留工	3-48	
第6節 土のう積工			第12編 4－4－3 土のう積工	3-48	
第7節 植生工			第3編 2－14－2 植生工	3-26	
			第3編 2－14－3 吹付工	3-26	

【第12編 森林土木編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第3章 溪間工事				
第1節 コンクリートダム工	3-1 コンクリートダム本体工			3-48
		コンクリート副ダム工		3-48
		鋼製ダム工	第8編1-9鋼製堰堤工	3-37
第3節 木製ダム工			第12編3-1コンクリートダム工	3-48
第4節 緑化工			第12編4-8柵工	3-48
			第12編4-9-5筋工	3-48
第4章 山腹工事				
第3節 のり切工	4-3-2のり切			3-48
	4-3-3階段切付工			3-48
第4節 土留工	4-4-1土留工		第3編2-5石積(張)工	3-10
			第3編2-5-3コンクリートブロック工	3-9
			第3編2-15擁壁工	3-27
	4-4-2丸太積土留工			3-48
	4-4-3土のう積土留工			3-48
第5節 埋設工	4-5-2土留工		第3編2-5-5石積(張)工	3-10
			第3編2-15-1場所打擁壁工	3-27
	4-5-3柵工		第12編4-8-2柵工	3-48
第6節 暗渠工	4-6-2礫暗渠工		第3編2-3-29暗渠工	3-7
	4-6-3鉄線籠暗渠工		第3編2-3-27羽口工(じやかご)	3-7
	4-6-4その他二次製品を用いた暗渠工		第12編4-8-2柵工	3-48
	4-6-5ボーリング暗渠工		第8編3-7地下水排除工	3-37
第7節 水路工	4-7-2張芝水路工		第3編2-14-2植生工	3-26
	4-7-3練張及び空張水路工		第3編2-5-5石積(張)工	3-10
	4-7-4鋼製及びコンクリート二次製品水路工		第12編4-8-2柵工	3-48
	4-7-5丸太柵及び網柵水路工		第12編4-8-2柵工	3-48
	4-7-6土のう等緑化二次製品水路工		第3編2-14-2植生工	3-26
第8節 柵工	4-8-2柵工			3-48
	4-8-3木柵及び丸太柵工		第12編4-8-2柵工	3-48
	4-8-4コンクリート板柵工		第12編4-8-2柵工	3-48
	4-8-5鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工		第12編4-8-2柵工	3-48
第9節 筋工	4-9-2石筋工		第12編4-8-2柵工	3-48
	4-9-3萱筋工		第12編4-8-2柵工	3-48
	4-9-4丸太筋工		第12編4-8-2柵工	3-48
	4-9-5その他二次製品を用いた筋工			3-48

【第13編 漁港漁場編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第3章 共通仮設				
第2節 汚濁防止膜工				3-52
第5章 一般施工				
第3節 共通的工種	5-3-2 共通事項	ポンプ浚渫		3-52
		グラブ浚渫		3-52
		硬土盤浚渫		3-52
		碎岩浚渫		3-52
		バックホウ浚渫		3-52
	5-3-6 圧密・排水工	サンドドレーン		3-52
		敷砂		3-52
		敷砂均し		3-52
		載荷土砂		3-52
		ペーパードレン		3-52
	5-3-7 締固工	サンドコンパクションパイル		3-52
		敷砂	第13編 5-3-6 圧密・排水工	3-52
		敷砂均し	第13編 5-3-6 圧密・排水工	3-52
	5-3-8 固化工	深層混合処理杭		3-52
		敷砂	第13編 5-3-6 圧密・排水工	3-52
		敷砂均し	第13編 5-3-6 圧密・排水工	3-52
	5-3-9 洗掘防止工			3-53
	5-3-10 中詰工			3-53
	5-3-11 蓋コンクリート工			3-53
	5-3-13 鋼矢板工			3-53
	5-3-14 控工	腹起		3-53
		タイ材		3-53
	5-3-15 鋼杭工			3-53
	5-3-16 コンクリート杭			3-54
	5-3-17 防食工		第13編 5-17-5 防食工	3-56
第5節 海上地盤改良工	5-5-2 床堀工			3-52
		ポンプ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	3-52
		グラブ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	3-52
		硬土盤浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	3-52
		碎岩浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	3-52
		バックホウ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	3-52
	5-5-6 置換工			3-52
	5-5-7 圧密・排水工		第13編 5-3-6 圧密・排水工	3-52
	5-5-8 締固工		第13編 5-3-7 締固工	3-52
	5-5-9 固化工		第13編 5-3-8 固化工	3-52
第6節 基礎工	5-6-3 洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	3-53
	5-6-4 基礎捨石工			3-54
	5-6-6 基礎ブロック工	基礎ブロック製作	第7編 2-7-3 消波ブロック工	3-36
		基礎ブロック据付	第7編 2-7-3 消波ブロック工	3-36
第7節 本体工(ケーソン式)	5-7-2 ケーソン製作工			3-54
	5-7-3 ケーソン進水据付工			3-54
	5-7-4 中詰工		第13編 5-3-10 中詰工	3-53
	5-7-5 蓋コンクリート工		第13編 5-3-11 蓋コンクリート工	3-53

【第13編 漁港漁場編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第8節 本体工(ブロック式)	5－8－2 本体ブロック製作工			3-55
	5－8－3 本体ブロック据付工			3-55
	5－8－4 中詰工		第13編 5－3－10 中詰工	3-53
	5－8－5 蓋コンクリート工		第13編 5－3－11 蓋コンクリート工	3-53
第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)	5－10－2 洗掘防止工		第13編 5－3－9 洗掘防止工	3-53
	5－10－3 本体捨石工		第13編 5－6－4 基礎捨石工	3-54
	5－10－4 捨ブロック工	捨ブロック製作	第7編 2－7－3 消波ブロック工	3-36
		捨ブロック据付	第7編 2－7－3 消波ブロック工	3-36
第11節 本体工(鋼矢板式)	5－11－2 鋼矢板工		第13編 5－3－13 鋼矢板工	3-53
	5－11－3 控工		第13編 5－3－14 控工	3-53
第12節 本体工(コンクリート矢板式)	5－12－2 コンクリート矢板工			3-53
	5－12－3 控工		第13編 5－3－14 控工	3-53
第13節 本体工(鋼杭式)	5－13－2 鋼杭工		第13編 5－3－15 鋼杭工	3-54
第14節 本体工(コンクリート杭式)	5－14－2 コンクリート杭工		第13編 5－3－16 コンクリート杭工	3-53
第15節 被覆・根固工	5－15－2 被覆石工			3-54
	5－15－4 被覆ブロック工	被覆ブロック製作	第7編 2－7－3 消波ブロック工	3-36
		被覆ブロック据付	第7編 2－7－3 消波ブロック工	3-36
	5－15－5 根固ブロック工	根固ブロック製作	第7編 2－7－3 消波ブロック工	3-36
		根固ブロック据付	第7編 2－7－3 消波ブロック工	3-36
第16節 上部工	5－16－2 上部コンクリート工			3-56
	5－16－3 上部ブロック工	上部ブロック製作	第7編 2－7－3 消波ブロック工	3-36
		上部ブロック据付	第7編 2－7－3 消波ブロック工	3-36
第17節 付属工	5－17－2 係船柱工			3-56
	5－17－3 防舷材工			3-56
	5－17－4 車止・縁金物工			3-56
	5－17－5 防食工		第13編 5－3－17 防食工	3-56
第18節 消波工	5－18－2 洗掘防止工		第13編 5－3－9 洗掘防止工	3-53
	5－18－3 消波ブロック工	消波ブロック製作	第7編 2－7－3 消波ブロック工	3-36
		消波ブロック据付	第7編 2－7－3 消波ブロック工	3-36
第19節 裏込・裏埋工	5－19－2 裏込工			3-56
	5－19－4 裏埋工			3-56
第20節 維持補修工	5－20－3 防食工		第13編 5－17－5 防食工	3-56
第21節 仮設工	5－21－2 仮設鋼矢板工		第13編 5－3－13 鋼矢板工 5－3－15 鋼杭工	3-53
	5－21－3 仮設鋼管杭・鋼管矢板工		第13編 5－3－13 鋼矢板工 5－3－15 鋼杭工	3-53
第24節 魚礁工	5－24－2 単体魚礁製作工			3-57
	5－24－4 魚礁沈設工			3-57
	5－24－3 組立魚礁組立工	コンクリート部材組立		3-57
		鋼製部材組立		3-57
		科学系(FRP等)部材組立		3-58
		現場鋼材溶接		3-58

【第13編 漁港漁場編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第24節 魚礁工	5-24-3 組立魚礁組立工	被覆溶接（水中） スタッド溶接（水中）		3-58
		現場鋼材切断 (陸上現場切断)		3-58
		現場鋼材切断		3-58
第25節 増殖場工	5-25-2 着定基質製作工			3-58
	5-25-3 着定基質組立工		5-25-3 組立魚礁組立工	3-58
	5-25-4 着定基質設置工			3-58
	5-25-5 石材投入工			3-58

【 その 他 】

章	節	条	枝番	頁	
その他	舗装関係	橋面防水工		3-59	
		仮排水路		3-59	
		仮締切（土石）		3-59	
		仮締切（コンクリート）		3-59	
		基礎掘削		3-59	
		堤体コンクリート打設		3-59	
		堤体止水		3-59	
		堤体排水工		3-59	
		堤体冷却工		3-59	
	堤体埋設計器		3-59		
	トンネル工関係	トンネル坑門工		3-59	
		トンネル（矢板工法）		3-59 3-60	
		シールド		3-60	
	維持修繕工関係	アスファルト舗装工		3-60	
		コンクリート舗装工		3-60	
		路肩、路側路盤工		3-60	
		道路除草		3-60	
		路肩整形		3-60	
		新設、更新	修理防護柵類		3-60
			修理標識類		3-60
修理照明灯				3-60	
視線誘導標			3-60		
清掃（路面、標識、側溝、集水溝）			3-60		
区間線路面標示			3-60		
街路樹植樹			3-61		
街路樹補強補植			3-61		
街路樹剪定			3-61		
街路樹消毒、施肥			3-61		
街路樹雪囲			3-61		
排雪除雪			3-61		
凍結防止剤散布			3-61		
河川除草			3-61		
応急処置			3-61		
鉄筋、無筋コンクリート	配筋		3-61		
	打設		3-61		
	養生		3-61		

【 品質管理 】

番号	工種	頁
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	3-62
	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工後試験)	
5	ガス圧接	3-62
7	既製杭工	3-62
11	下層路盤	3-62
12	上層路盤	3-62
13	アスファルト安定処理路盤	3-63
14	セメント安定処理路盤(施工)	3-63
15	アスファルト舗装(プラント)	3-63
	アスファルト舗装(舗設現場)	
16	転圧コンクリート(施工)	3-63
17	グースアスファルト舗装(プラント)	3-63
	グースアスファルト舗装(舗設現場)	
18	路床安定処理工	3-63
19	表層安定処理工(表層混合処理)	3-64
20	固結工	3-64
21	アンカーアーク	3-64
22	補強土壁工	3-64
23	吹付工(施工)	3-64
24	現場吹付法枠工	3-64
25,26	河川・海岸土工(施工)	3-64
27	砂防土工	3-64
28	道路土工(施工)	3-65
29	捨石工	3-65
30	コンクリートダム(材料)	3-65 3-65 3-66
	コンクリートダム(施工)	
31	覆工コンクリート(NATM)	3-66
32	吹付けコンクリート(NATM)	3-66
33	ロックボルト(NATM)	3-66
34	路上再生路盤工(材料)	3-66
	路上再生路盤工(施工)	
35	路上表層再生工(材料)	3-67
	路上表層再生工(施工)	

【 品質管理 】

番号	工種	頁
36	排水性舗装工・透水性舗装工(プラント)	3-67
	排水性舗装工・透水性舗装工(舗設現場)	3-67
37	プラント再生舗装工(プラント)	3-67
	プラント再生舗装工(舗設現場)	3-67
38	ガス切断工	3-67
39	溶接工	3-67
40	工場製作工	3-68
44	中層混合処理	3-68

撮影箇所一覧表（全体）

区分	工種	写真管理項目		摘要	
		撮影項目	撮影・提出頻度〔時期〕		
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕		
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕		
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕		
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書に従い施工していることが確認できるよう適宜 〔施工中〕		
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるよう適宜 〔施工中〕	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付	
		図面との不一致	1施工箇所に1回 〔施工前後〕		
安全管理	安全管理	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合は、撮影毎に1回(写真測量に使用したすべての画像量(ICO Nフォルダに格納)) 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における地上型レーザースキャナー(TLS)、地上移動体搭載型レーザースキャナー(地上移動体搭載型LS)、無人航空機搭載型レーザースキャナー(UAVレーザー)、TS(ノンプリズム方式)、TS等光波方式、RTK-GNSS」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	指示・承諾・協議書に添付する。	
		各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕		
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕		
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕		
使用材料	使用材料	安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	実施状況資料に添付する。	
		形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	品質証明に添付する。	
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回		
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕		
品質管理写真		別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載			
不可視部分の施工		適宜			
出来形管理写真		別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載			
不可視部分の施工		適宜			
出来形管理基準が定められていない		監督員と協議事項			
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕		
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	着手前は付近の写真でも可	
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕		
	環境対策イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕		

【第1編 共通編】

編 章	節 条	枝 番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘要
				撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるよう撮影
				法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕	
					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕	
					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
				卷出し厚	200mに1回 〔卷出し時〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるよう撮影
			盛土工		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
				締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	
				法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	
					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
			4	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	
			6		堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	
			4 道路 土工	2	掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						法長 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕	
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合 は1工事に1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置 状況と出来形計 測対象点上の プリズムの設置 状況(プリズムが 必要な場合のみ) がわかるよう に撮影	
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計 測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)およ び地上写真測量」に基づき写 真測量に用いた画像を納品 する場合には、写真管理に代 えることが出来る。		
			3 4	4	路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	
						TS・GNSSを用いた盛土の締 固め管理要領」における「締 固め層厚分布図」を提出する 場合は写真不要		
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わ る毎に1回 〔締固め時〕	

【第1編 共通編】

編 章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
					撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
1 共 通 編	2 土工	4 道路 土工	3 4	路体盛土工 路床盛土工	法長 幅 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 [掘削後]	・出来映えの撮 影 ・TS等の設置 状況と出来形計 測対象点上の プリズムの設置 状況(プリズムが 必要な場合のみ) がわかるよう に撮影	
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場 合は1工事に1回 [施工後]		
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計 測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)およ び地上写真測量」に基づき写 真測量に用いた画像を納品 する場合には、写真管理に代 えることが出来る。		
					5	法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 [仕上げ時]
					3 無筋 、 鉄筋 コン クリート	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋につ いて適用)
						かいぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋につ いて適用)	試験毎に1回 [試験実施中]
					2	組立て ※新設のコンクリート構造物の内、 橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、 電磁波レーダ法)	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写 真 管 理 項 目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工 〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は1施工箇所に1回 〔打込前後〕	
						変位	40m又は1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						数量	全数量〔打込後〕	
						施工状況	1種別毎に1回 〔施工中〕	
			5		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	
						※基礎幅 ※基礎高さ	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	
			7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	パイプ取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	
			8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	
			8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						材料使用量	全数量〔施工前後〕	
			9		区画線工	施工状況	施工日に1回 〔施工前後〕	
						高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
			10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	材料使用量 (塗料缶)	全数量〔使用前後〕	
						素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	
				2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	
			13		ポストテンション桁製作工	シース、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外後〕	
						中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
			14	1	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	断面の外形寸法	1スパンに1回 〔製作後〕	
				2	プレキャストセグメント主桁組立 工	組立状況	1スパンに1回 〔組立時〕	
			15		PCホロースラブ製作工	シース、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅 厚さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
			16		PC箱桁製作工	シース、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 円空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
			16	2	PC箱桁製作工 (押出し箱桁)	シース、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 円空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	17		根固めブロック工	数量	全数量〔製作後〕	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔製作後〕	
			18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	
			19		捨石工	幅	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	
			22		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所に1回〔施工後〕	
			24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	設置状況	1スパンに1回〔設置後〕	
				2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	設置状況	1スパンに1回〔設置後〕	
			26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	120m又は1施工箇所に1回〔施工中〕	
				2		法長	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	
			27	1	羽口工 (じやかご)	法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	
				2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	
			28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回〔施工中〕	
						※幅 ※高さ	200m又は1施工箇所に1回 (※印は場所打ちのある場合)〔埋戻し前〕	
			29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回〔埋戻し前〕	
				2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕	
				3	暗渠工	幅 深さ	120m又は1施工箇所に1回〔埋戻し前〕	
			30		集水枠工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	31		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	
						ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕	
		4 基 礎 工	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
						据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						根入長	1施工箇所に1回 〔打込前〕	
		5 場 所 打 杭 工	5		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	数量	全数量 〔打込後〕	
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	
						根入長	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						数量、杭径	全数量 杭頭余盛部の撤去 前、杭頭処理後	
		6 深 礎 工	6		深礎工	杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	
						鉄筋組立状況	1施工箇所に1回 〔組立後〕	
						根入長	全数量 〔掘削後〕	
						偏心量 数量、基礎径	全数量 〔施工後〕	
						ライナープレート 設置状況	1施工箇所に1回 〔掘削後〕	
						土質	土質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						鉄筋組立状況	全数量 〔組立後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	7		オープケーソン基礎工	沓	1基毎に1回 〔据付後〕	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロット毎に1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕	
		8			ニューマチックケーソン基礎工	沓	1基毎に1回 〔据付後〕	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロット毎に1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕	
		9			鋼管矢板基礎工	沓	1基毎に1回 〔据付後〕	
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基毎に1回 〔設置後〕	
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕	
5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	1			コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						法長 厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
		2			コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	
		3			コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
		4			緑化ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						法長 厚さ(ブロック)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ック 積 (張) 工	5	石積(張)工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕				
					法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回				
		6 一 般 舗 裝 工	7		敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕				
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕				
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				
		2 ア ス フ ア ル ト 舗 裝 工 (上 層 路 盤 工) 粒 度 調 整 路 盤 工			敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕				
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕				
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000 m ² に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回〔実施中〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
	8	2	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						浸透性ミルク注入 状況	400mに1回 〔注入時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
					排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
					排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
						敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
							各層毎400mに1回 〔整正後〕		
							各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
						整正状況	400mに1回 〔整正後〕		
							各層毎に1回 〔散布時〕		
						整正状況	400mに1回 〔整正後〕		
							各層毎に1回 〔散布時〕		
							1工事1回 〔実施中〕		
						敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
							各層毎400mに1回 〔整正後〕		
							厚さ		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
			11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
			12	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
			12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
					3 コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000m ² に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
					4 コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
					5 コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						スリップバー タイバー寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5 コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)		鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事1回〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						目地段差	1工事に1回	
				6 コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工		敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
				7 コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工		敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000 m ² に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
						石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕	
						横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	12	11		縦そり突合せ 目地部、縦そり ダミー目地部 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事に1回(実施中)	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						目地段差	1工事に1回	
			13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
			2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
			3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工		敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	1,000m ² に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
							各層毎400mに1回 〔整正後〕	
							各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						整正状況 タックコート、 プライムコート	400mに1回 〔整正後〕	
							各層毎に1回 〔散布時〕	
							1,000m ² に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
							各層毎400mに1回 〔整正後〕	
							各層毎200mに1回 〔整正後〕	
							各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						敷均し厚さ 転圧状況		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						敷均し厚さ 転圧状況		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						敷均し厚さ 転圧状況		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						敷均し厚さ 転圧状況		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		
						厚さ		
						幅		
						整正状況		
						タックコート、 プライムコート		

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2 ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
				3 ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工		敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
			4 ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)			敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
			5 ブロック舗装工 (基層工)			整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔整正後〕	
			16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
			17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕	
			2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回〔施工後〕	
			3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
			5		パイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
			6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
			7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードドレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 施工状況	200m ² 又は1施工箇所に1回 〔打込み前後、施工中〕	
			8			杭径 位置・間隔	200m ² 又は1施工箇所に1回 〔打込後〕	
			9	1		砂の投入量	全数量〔打込前後〕	
					位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕		
						深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕	
						ただし、(スラリー攪拌工)において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。		

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土木工事	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ	1,000m ³ ～4,000m ³ につき 1回、又は施工延長40m(測点 間隔25mの場合は50m)につき 1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関する写真管理項目を省略できる。
						幅		
	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1施工箇所に1回 〔打込前〕		
						全数量 〔打込後〕		
			2	土留・仮締切工 (アンカーアー工)	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕		
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
			3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回		
			4	土留・仮締切工 (締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	施工状況	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			9	地中連続壁工 (壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			10	地中連続壁工 (柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
	12 工場製作工	1	22	法面吹付工		第3編2-14-3吹付工に準 ずる	※シミュレーション仮組立検査 の場合は仮組立寸法を省略	
			1	1 鋳造費 (金属支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕		
			2			適宜 〔製作中〕		
			3	3 仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕		
			4			適宜 〔製作中〕		
			4	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所に1回 〔仮組立時〕		
			3	1 桁製作工(仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を 行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	※シミュレーション仮組立検査 の場合は仮組立寸法を省略	
			5			適宜 〔製作中〕		
			6			1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
			4		査路製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1基に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
			5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
			6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
			7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
			8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
			9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
			10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
			11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	
						素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 仮 設 工	11	架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 [架設中]		
		14 法 面 工	2 1		植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 [混合前]	
						土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工中]	
						法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	
			2 2		植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 [清掃後]	
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 [吹付前]	
						厚さ(検測孔)	200m ² 又は1施工箇所に1回 [吹付後]	
						法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	
						材料使用量	1工事に1回 [混合前]	
			3 3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況 ラス鉄網の重ね 合せ寸法 法長 厚さ(検測孔)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 [清掃後]	
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 [吹付前]	
						法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	
						厚さ(検測孔)	200m ² 又は1施工箇所に1回 [吹付後]	
			4 4	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 幅 高さ 枠中心間隔	法長 幅 高さ 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	
						ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		
				法枠工(プレキャスト法枠工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]		

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	6		アンカー工	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
		15 擁 壁 工	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔施工中〕	
						厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔型枠取外し後〕	
		2			プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
						高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
		3			盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
		4			井桁ブロック工	運転状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						幅 厚さ 鉄筋の有効 高さ 鉄筋のかぶり	1スパンに1回 〔打設前後〕	
		16 浚 渫 工	1		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)			
		18 床 版 工	2		床版工			

【第4編 港湾編】

編	章	節	条	枝番	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度(撮影要領)／撮影頻度	適用			
4 港 湾 編	3 一 般 施 工	3 共 通 事 項	2 共 通 工 種	浚渫 (使用船舶機械等)	作業現場	現地搬入前 又は現地搬入時		全景及び数量が判明できるように撮影				
					ポンプ浚渫	浚渫位置測量状況	測量時	法線又は区域標識を入れる				
						排砂管設置・撤去	作業時	設置状況が判明できるように撮影				
						零号、中継船設置、撤去	作業時	適宜				
						浚渫状況	作業時、作業船毎	浚渫位置が判明できる背景を入れる				
						排砂状況	排砂時	適宜				
						海洋汚染防止対策	対策を講じた時	適宜				
					グラブ等浚渫	浚渫位置測量状況	測量時	法線又は区域標識を入れる				
						浚渫状況	作業時、作業船毎	船団の配置及び浚渫位置を判明できる背景を入れること				
						土質状況	浚渫作業時	位置、深度又は層を明記する				
						浚渫土砂の運搬状況	運搬時積載状況	適宜				
						浚渫土砂の土捨状況	土捨時指定区域内	土捨位置が判明できる背景を入れること				
					障害物撤去	海洋汚染防止対策		土捨区域を示す浮標灯などを入れる				
						障害物積込状況	積込時	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影など障害物の状況に応じ撮影				
						運搬船に積込まれた状態	積込完了時(運搬毎適宜)	適宜				
						障害物捨込状況	捨込時	全景が判明できるように撮影				
	6 圧密 ・排水工				使用船舶機械等	運搬船舶機械	投入時	適宜				
						均し船舶機械	均し作業時	均し用具は、作業前に撮影				
					その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	適宜				
						飛砂防止対策	対策を講じた時	適宜				
					碎石ドレーン	(使用施工機械) クローラクレーン アースオーガマシン リーダーオーガ 発動発電機 コンプレッサ トラクターショベル	現場搬入時 組立時、機械毎					
						施工状況	施工時	適宜				
					サンドドレーン ペーパードレーン サンドコンパクションパイル	(使用施工機械) 杭打船舶機械	打設時	組立完了後船舶機械等				
						記録計器	打設時					
						測量櫓等	測量中	櫓等毎				
						砂運搬船舶機械	運搬中	使用船舶毎(全景)				
						載荷(土砂)						
					ロッドコンパクション	(使用施工機械) 砂運搬船、機械	運搬時	船舶機械毎				
						排砂管設備	敷設時 排砂中	適宜				
						浚渫船(採取船)	浚渫中	適宜				
						海洋汚染防止対策	対策を講じた時	適宜				
	8 固化工				ロッドコンパクション	(使用施工機械) 振動体(パイプロ)	現場搬入時 組立時	使用機械毎全景				
						ロッド、リーダー、トラクターショベル、発動発電機、ショベルローダー	現場搬入時 組立時	使用機械毎全景				
						施工状況	施工時	全景				
						(使用施工機械) 改良船、材料運搬船、潜水土船、引船、揚錨船	搬入時	使用船舶毎				
					施工状況 測量櫓設置、撤去状況	施工状況 測量櫓設置、撤去状況	測量櫓設置時 改良船位誘導時	適宜				
						障害物撤去状況	調査、撤去時	適宜				
						改良杭打設状況	試験杭打時 作業時	適宜				
					海洋汚染防止対策 改良船計器類 代表的計器	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	適宜				
						改良船計器類 代表的計器	計測時	適宜				

【第4編 港湾編】

編	章	節	条	枝番	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度(撮影要領)／撮影頻度	適用
4 港 湾 編	3 一 般 施 工	8 固 化 工	マット類の確認	補強材セット状況	作業中、完了時	作業状況が判明できるように撮影			
				アスファルト、コンクリート打設状況	打設時	適宜			
				搬入仮置	搬入仮置時	適宜			
				アンカー取付け、加工	取付加工時	適宜			
				運搬	運搬時	適宜			
				敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時	適宜		
	10 中 詰 工	10	使用船舶機械等	連搬船等	施工時	作業状況が判明できるように撮影			
				投入	投入状況	施工時			
				均し	均し状況	施工時			
				締固め	締固め状況	施工時			
	11 蓋 コ ン クリ ー ト	11	使用船舶機械等	コンクリートミキサー船及び付属船	コンクリート打設前	コンクリートミキサー船及び付属船の形状が判るように前方、側面からそれぞれ撮影			
				ルーフイング敷設	中詰上面	コンクリート打設前			
				コンクリートト積込 運搬状況	陸上及び海上	コンクリート打設前	作業状況が判明できるように撮影		
				コンクリート打設	打設状況	打設時	プレキャストコンクリートを使用する場合は、コンクリートブロックの撮影基準を適用する。		
				天端仕上げ	仕上げ状況	仕上げ時			
				養生	作業状況	養生時			
	14 控 工	14	控工 腹起しの取付	取付け及び締付状況 腹起し継手部の施工状況	施工中及び完了時	適宜			
				タイロッド受抗 (9-5-2)抗及び矢板を適用する。					
			タイロッド、 タイフイヤーの組立て、取付け プレキャストコンクリート控壁、控杭、控矢板 控頂部コンクリート場所打コンクリート控壁	組立て及び取付状況	施工時	(3-13,15,16)矢板及び杭を適用する。 (3-8)コンクリートブロックを適用する。 (3-16)上部コンクリートを適用する。			
				杭の保管	保管状況	保管時	全景及びまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影		
				杭の積込み	吊上げ及び積込状況	作業時	使用機械器具、積込方法が判明できるよう機影		
				杭の運搬	運搬状況	作業時	荷くずれ防止措置、台船への積載状況、 使用船舶機械等が判明できるよう撮影		
				導材の設置	導材の設置状況	作業時	使用材料及び船舶機械、導枠の構造が 判明できるよう撮影		
				杭の建込み	建込み状況 (位置出し、吊込み、建込み等)	作業時	作業状況等が判明できるよう撮影		
				杭の打込み	打込み状況	作業時	杭打船等の全景、打込み方法、順序等が 判明できるよう撮影		
					ハンマーの種類、型式等	適宜			
					打込み書記録中	測定時			
					飛油、騒音防止対策	対策を講じた時	適宜飛油対策、騒音防止対策等を行った場合		
	16 コ ン クリ ー ト杭		コンクリート杭 鋼矢板 及び鋼管矢板 コンクリート矢板	(3-3-15)鋼杭工を適用する。					

【第4編 港湾編】

編	章	節	条	枝番	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度(撮影要領)／撮影頻度	適用
4 港 湾 編	3 一 般 施 工	6 基 礎 捨 石 工			準備、仮設	ストックヤード、 仮設道路等	使用前後	適宜	
					陸上運搬	ストック、積込み、 運搬状況	運搬時	作業機械、作業状況等が判明できるよう に撮影	
					捨石投入	投入状況	投入時	捨石規格毎及び作業船種毎	
					捨石均し	均し状況	作業中	規格及び作業船毎	
	7 本 体 工 (ケ ー ソ ン 式)	2 ケ ー ソ ン 製 作 工			ケーソン製作 ヤード等	ヤード及び設備	着工時	ヤード全景及び設備が判明できるよう に撮影	
					使用船舶機械等	引船、起重機船、運搬船 クレーン運搬機械等	作業時	使用する船舶、機械の種類が判明できる ように撮影	
					函台	製作函台	着工時、作業時	函台、函台の平坦性(敷砂等)及び剥離材 (ルーフィング等)の敷設状況の撮影	
					棒鋼	保管状況	荷降し後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影	
					鉄筋	保管状況	加工後	まくら木の配管、覆いの状態等を撮影	
					組立て及び結束	組立時	組立て、結束状態が確認できるよう撮 影		
						吊筋	取付後	吊降しケーソンの場合に適用する	
					型枠	製作及び大組製作製作 時の状況	製作時	適宜	
						組立状況	組立時	適宜	
						取外し状況	取外し後	内枠、外枠、隔壁の取外し状況を撮影	
						型枠清掃状況	清掃時	適宜	
					足場	作業足場	組立時	内足場及び外足場の組立状況を撮影	
						昇り足場	組立時	足場の構造、安全ネット等が判明できるよ うに撮影	
						壁継ぎ	組立時		
						足場スペース	組立時		
						解体状況	解体時		
					コンクリート	打設準備	打設前	打設面の不鈍物除去、散水状況等を撮 影	
						コンクリート打設	打設時	ポンプ、スキップ、シート、コンベア等の 打設方法及び打込状態、締固状態等を撮 影	
						仕上げ状況	表面仕上げ時	天端均し仕上げ状況を撮影	
						レイタնス除去状況	施工時	レイタնス除去状況を撮影	
						養生	養生時	打設後(底版、打継各層、天端)の養生状 況を撮影	
					3 ケ ー ソ ン 進 水 据 付 工	蓋(ネットを含む)	蓋の設置状況	進水時	曳航の場合で蓋の取付状況又は取付完 了状態を撮影
						バラスト投入	バラスト材投入状況	投入時	バラスト投入方法及び材料が判明でき るように撮影
						進水	進水方法	進水時	斜路式、ドライドック、FD、吊降し等の方 法が判明できるように撮影
							進水設備	進水時	設備(吊降しの場合、起重機船、吊具を含 む。)が判明できるように撮影
							進水状況	進水時	漏水がある場合は漏水状況及び処置状 況を撮影
						沈設の場合 使用船舶機械等	起重機船、発動機ポンプ 等設置状況	設置時	使用する船舶機械等の種類が判明できる ように撮影
						沈設の場合 仮置作業	沈設状況	仮置時	沈設作業(注水を含む。)が判明できるよう に撮影
						係留の場合 仮置作業	係留状況	仮置時	係留作業(係留アンカーを含む。)が判明 できるように撮影
						使用船舶	引船全景	曳航開始時	形象物等が判明できるように撮影
						曳航用ロープ	取付状況及び 吊具取付状況	曳航開始時	曳航用ロープの取付位置及び状況につ いて撮影

【第4編 港湾編】

編	章	節	条	枝番	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度(撮影要領)／撮影頻度	適用
4 港 湾 編	3 一 般 施 工 (ケ ー ソ ン 式)	7 本 体 工 (ケ ー ソ ン 進 水 据 付 工)			曳航	曳航姿勢	曳航時	曳航の姿勢が判明できるように撮影	
					寄港避難	寄港及び避難の状況	寄港時、避難時	各函毎(途中寄港した場合には、その係留等の状態が判明できるように撮影	
					蓋の設置	完了状況	完了時	各函毎(蓋の設置状況以外は4)ケーソン曳航を適用する。	
					使用船舶	引船全景	回航開始時	形象物等が判明できるように撮影	
					回航用ロープ	取付状況及び吊具取付状況	回航開始時	回航用ロープの取付位置及び状況について撮影	
					回航	回航姿勢	回航時	回航の姿勢が判明できるように撮影	
					寄港避難	寄港及び避難の状況	寄港時、避難時	各函毎(途中寄港した場合には、その係留等の状態が判明できるように撮影	
					使用船舶機械等	起重機船、発電機ポンプ等配置状況	作業時	使用する船舶、機械等の種類が判明できるように撮影	
					据付作業	作業伏況	据付時	各函毎(据付作業が判明できるよう撮影。)	
					据付位置	前面又は背面の確認	据付時	各函毎(配筋が非対象の場合に適用する。)	
8 本 体 工 (ブ ロ ン ク 式)	2 本 体 工 (ブ ロ ン ク 製 作 工)				ブロック製作運搬、仮置	第9章9-7-1ケーン製作に準ずる。			
					使用船舶機械等	起重機船、台船等	作業時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影	
	3 本 体 工 (ブ ロ ン ク 据 付 工)				据付作業	据付作業状況	据付時	据付の全体が判明できるように撮影	
					準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等	着工前後作業中及び跡片付後	適宜	
					準備架設	仮設プラント、ヤード等	仮設作業時、設置後、撤去後	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影	
16 上 部 工					コンクリートミキサー船回航	回航開始時、終了時、作業時	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影		
					仮設道路、登坂路等	仮設作業時、設置後、撤去後)	路線状況が判明できるように撮影		
					打継ぎ処理	処理作業	作業時	作業方法が判明できるように撮影	
					型枠	型枠の構造	作業時	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影	
				型枠組立て、取外し及び運搬状況	型枠組立て、取外し及び運搬状況	組立て、取外し及び運搬時	適宜		
					目地材等の取付状況	作業時	適宜		
					型枠清掃状況	清掃時	適宜		
				鉄筋	鉄筋の仮置、溶接、組立作業	作業時	適宜		
					保管作業	保管後	保管状況が判明できるように撮影		
					組立て、結束及び溶接	組立時	適宜		

【第4編 港湾編】

編	章	節	条	枝番	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度(撮影要領)／撮影頻度	適用
4 港 湾 編	3 一 般 施 工	16 上 部 工			コンクリート	コンクリートの運搬、打設 養生作業	作業時	適宜	
						打設準備	打設前	作業毎(打設面の不純物除去、散水状況等を撮影)	
						コンクリートの運搬及び打設	運搬及び打設時	運搬方法、打設方法及び打込状態、締固状況等を撮影	
						仕上状況	表面仕上時 穴埋時	天端均し仕上状況を撮影 型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影	
						養生	養生時	打設後の養生状況を撮影	
						足場	組立状況 解体状況	組立時 解体時	適宜
						その他	灯台基礎、電柱穴、階段	作業時	適宜
						使用船舶機械等	杭打機、クレーン車(船)トラック等	設置時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
						施工	基礎工施工状況	施工時	基礎施工状況(杭打ち、基礎石没入、均し及びコンクリート打設等)を撮影(押込ボルトを含む。)
						据付	本体据付状況	据付時	据付状況が判明できるように撮影
4 車 止 ・ 縁 金 物 工		3 防 舷 材 工			使用船舶機械等	台船、クレーン船、トラッククレーン	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影	
						取付け	取付位置の状況	取付前	埋込(取付)ボルトの部分及び全景取付状況の撮影
						取付状況	取付時		
						使用船舶機械等	台船、溶接機、クレーン	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
						取付け	取付状況	取付時	取付状況(取付け、溶接、コンクリート打設)
						塗装状況	塗装時	各層毎の塗装状況(警戒色塗装を含む。)	
						使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船 溶接機	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
						製品(陽極)	取付陽極	取付前	取付陽極の部分(1組)及び取付陽極全体
						取付け(陽極) (電位測定装置)	取付状況	取付時	取付状況(水中写真)
						設置状況	取付時	測定用端子の設置状況	
5 防 食 工		電 氣 防 食			使用船舶機械等	使用船舶機械類	施工時	曳船、台船、コンプレッサー等が判明できるように撮影	
						塗装	施工状況	施工時	各層毎
						使用船舶機械等	使用船舶、機械類	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
						被覆防食	施工状況	施工時	
						被覆防食の作業	施工状況	施工時	適宣
						施工状況一般	埋立材の採取状況 埋立材連搬の状況 埋立材整地状況 余水吐の設置及び撤去	採取作業時 運搬作業時 整地作業時 設置作業時及び撤去時	船舶機械毎(使用する船舶機械等が判明できるように撮影)
						公害防止対策	防処理作業時	適宜	
						施工状況一般	埋立材の採取状況 埋立材連搬の状況 埋立材整地状況 余水吐の設置及び撤去	適宣	
						公害防止対策	防処理作業時	適宜	
						公害防止対策	防処理作業時	適宜	
2 共 通 仮 設	2 汚 濁 防 止 膜 工				取付け、組立て	取付け、組立状況	組立時全体及び部分	カーテンの接続、アンカー等の取付状況が判明できるように撮影	
						設置	設置状況	作業状況が判明できるよう使用船舶機械を配慮し撮影	
						撤去	撤去状況	撤去時	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
6 河 川 編	1 築堤 ・護岸 工	7 法 覆 護岸 工	4		護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
			8		杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所に1回 〔打込み前〕	
		10 水 制 工				幅 方向	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
			3		配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
		13 光 ケ ー ブル 配 管 工	4		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
			6	1	函渠工(本体工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
		5 桶 門 ・ 桶 管 本 体 工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鉄管)	据付状況	120m又は1施工箇所に1回 〔巻立前〕	
			7		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
			8		水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
		4 水 門	3		水門	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
			4		扉体、戸当り及び開閉装置		機械工事施工管理基準(案) 参照	
			10		水門塗装		機械工事施工管理基準(案) 参照	
		6 水 門 本 体 工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
			10	1	支承工 (鋼製支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	
		9 鋼 管 理 橋 上 部 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
6 河 川 編	4 水 門	12 橋 梁 付 屬 物 工 (鋼 管 理 橋)	4		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
			5 6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
			7		検査路工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
	5 堰	6 可 動 堰 本 体 工	13 14		閘門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
			8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
		7 固 定 堰 本 体 工						
	8 魚 道 工		3		魚道本体工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
	9 管 理 橋 下 部 工		2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
		6		本体工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
		7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
6 排 水 機 場	4 機 場 本 体 工	5 沈 砂 池 工	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
			6	1	本体工 (床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
			8	1	水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
	7 床 止 め ・ 床 固 め		6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第7編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外後〕	
			6		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
		6 護岸工	4			据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
					海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔施工後〕	
			5			法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
		8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						裏込材厚	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
		9 波返工	3		波返工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4			捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
		5			吸出し防止工	幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
	5 突堤本体工	2			捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
		5			海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
						天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
		9			石碎工	厚さ 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						間詰石状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
		10			場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
		11	1		ケーソン工 (ケーソン工製作)	壁厚 幅 高さ 長さ 底版厚さ フーチング高さ	1基毎に1回 〔製作後〕	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第7編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工 岬	5 突堤 本体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	据付状況	1施工箇所に1回 〔据付後〕		
				3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
	6 根固め工		12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 幅 高さ	1基毎に1回 〔製作後〕		
				2	セルラー工 (セルラー工据付)	据付状況	1施工箇所に1回 〔据付後〕		
				3	セルラー工(突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
	7 消波工	2			捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
				3	根固めブロック工	数量 ブロックの形状 寸法	全数量 〔製作後〕 形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕		
		3			消波ブロック工	数量 ブロックの形状 寸法 据付状況	全数量 〔製作後〕 形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕 200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
	3 海域 堤防 (人工リーフ、 離岸堤、 潜堤)	3 海域 堤防 基礎工	3		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第8編 砂防編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	3 工 場 製 作 工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜　〔製作中〕	
		8 コ ン クリ ート 堰 堤 工	4		コンクリート堰堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に1回　〔施工中〕	
						打継目処理 打込・養生	4リフト毎に1回 〔施工中〕	
						天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
		9 鋼 製 堰 堤 工	6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
						幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
						長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
		2 流 路	5		鋼製堰堤本体工(不透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
						長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
						長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
		6 山 腹 水 路 工	8		魚道工	幅 高さ 厚さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
		3 斜 面 対 策	6		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
						削孔深さ 配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
			7		集排水ボーリング工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
		9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	偏心量	1施行箇所に1回 〔施工後〕	
						数量	全数量　〔打込後〕	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第9編 ダム編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
9 ダム 編	1 コンクリートダム	4 ダム コンクリート工			コンクリートダム工 (本体)	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		
					コンクリートダム工 (水叩)	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		
					コンクリートダム工 (副ダム)	打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部中間 リフトに1回		
					コンクリートダム工 (導流壁)	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		
	2 フィルダム	4 盛立工		5	コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		
				6	フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		
				7	ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		
					フィルダム (洪水吐)	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		
	3 基礎 グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 〔施工中〕		
					コア	地質変化毎全数量 〔抜取後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
10 道路 改良	1 道路 改良	3 工場 製作 工	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所に1回 〔製作後〕	
					場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
		11 落石 雪害 防止 工	4		落石防止網工	幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
					落石防護柵工	高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
			5		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
					雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
	12 遮音 壁工	4			遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕	
			5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
	2 舗装	4 舗装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
		5 排水 構造物 工 （路面 排水工）	9		歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、ブライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
					排水性舗装用路肩排水工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュート) (アンカーボルト)	〈コンクリート工〉 各部の厚さ 各部の長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						〈ラバーシュート〉 各部の長さ 厚さ		
						〈アンカーボルト〉 中心のずれ アンカー長		
	9 標識工	4	1		大型標識工 (標識基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	
						設置高さ		
	12 道路付属物施工	5	1		ケーブル配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						厚さ 幅 高さ		
						幅 高さ		
			2		ケーブル配管工 (ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						幅 高さ		
	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)		
	6 橋台工	8			橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	
						厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長		
	7 RC橋脚工	9	1		橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	
						厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ		
			2		橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	
						厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外後〕	
					橋脚フーチング工 (門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外後〕	
				10	1 橋脚架設工 (I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	
				11	橋脚架設工 (門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	
					現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
4 鋼橋上部	3 工場製作工	9			橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
	8 橋梁付属物工	3			落橋防止措置工	アンカーボルト 孔の削孔長	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	
5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2			プレビーム桁製作工 (現場)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
						幅 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
6 トンネル (NATM)	4 支保工	3			吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
						吹付面の清掃状況	40m毎に1回 〔清掃後〕	
						金網の重合せ状況	40m毎に1回 〔2次吹付前〕	
						吹付け厚さ(検測孔)	40m毎に1回 〔吹付後〕	
						位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は80mに1断面〔穿孔中〕	
						ロックボルト注入状況	施工パターン毎又は80mに1断面〔注入中〕	
						ロックボルト打設後の状況	施工パターン毎又は80mに1断面〔打設後〕	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1セントルに1回 〔型枠組立後〕	
						覆工 (厚さ)	1セントルに1回 〔型枠取外し後〕	
						幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
		6 インバート工	4		インバート本体工	幅 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						インバート (厚さ)	40m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
						幅(全幅)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
		8 坑門工	4		坑門本体工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
						覆工 (巻立空間)	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠組立後〕	
						覆工 (厚さ)	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
			5		明り巻工	幅 高さ(内法)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
11 共同溝	6 現場打構築工	2			現場打躯体工	厚さ 内空幅 内空高	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
						厚さ 幅 長さ	1施工箇所に1回 〔設置後〕	
		5	1		防水工 (防水)	幅	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						高さ 幅 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
		7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2			管路工 (管路部)	敷設状況	100m又は1施工箇所に1回 〔敷設後〕	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
10 道路 編	12 電線 共同 溝工	5 電線 共同 溝工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔据付後〕	
			4		現場打ちボックス工 (特殊部)	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
		6 付 帶 設 備 工	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
14 道路 維持	4 舗装工	5			切削オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕	
		7			路上再生工	敷均厚 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
		11			グルービング工	施工状況 出来ばえ	施工日に1回 (施工前後)	
16 道路 修繕	3 工場 製作 工	4			桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
	22 橋梁 付属物 工	4			落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 (材料搬入時)	
						施工状況	適宜 (施工中)	

【第11編 農業農村整備編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
11 農業農村整備編	2 ほ場整備工事	3 整地工			表土扱い	表土厚	おおむね10a当たり1箇所	
					基盤造成 表土整地	基盤面 表土埋戻後	おおむね10a当たり1箇所 ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」による断面管理の場合は、1工事につき1回、面管理の場合は計測ごとに1回とする。	
					畦畔復旧	幅 高さ その他必要箇所	施工延長おおむね200~400mにつき1箇所、上記未満は2箇所。	
	4 暗渠排水工				吸水渠	埋設深 埋設間隔 その他必要箇所	1耕区当たり1~2箇所	
					集水渠(支線) 導水渠(幹線)	埋設深 その他必要箇所	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所	
	7 道路工				道路工(砂利道)	まき出し厚さ 転圧 厚さ 幅 その他必要箇所	幹線道路は50~100mにつき1箇所、支線道路は200~400mにつき1箇所	
	3 農用地造成工事	5 畑面工			耕起深耕	耕起深 つぼ掘り	おおむね1ha当たり2~3箇所撮影するほか、つぼ掘りは2ha当たり1箇所	
					テラス(階段畑)	幅 耕起幅 法勾配 その他必要箇所	テラス延長100~200mにつき1箇所、上記未満は2箇所	
					道路工(耕作道)	幅 厚さ 法勾配 側溝幅	施工延長おおむね100~200mにつき1箇所	
					土壤改良	サンプル採取中及び試験中の箇所 その他必要箇所	おおむね2ha当たり1箇所	
					改良山成	基準高 法勾配 その他必要箇所	測定期2~3箇所につき1箇所	
5 水路トンネル工事	5 トンネル工				水路トンネル	巻厚 型枠 切羽 支保工 矢板 坑口 その他必要箇所	巻厚については1スパンにつき1箇所、その他は掘削タイプの変化する毎に1箇所	
6 水路工事	6 開渠工				現場打開水路	幅 厚さ 高さ 配筋 打継目 その他必要箇所	おおむね2スパンにつき1箇所	
					鉄筋コンクリート 大型フリューム	布設 その他必要箇所	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所、上記未満は2箇所	

【第11編 農業農村整備編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
11 農業農村整備編	6 水路工事	6 開渠工			鉄筋コンクリートL形水路	幅 厚さ 布設 その他必要箇所	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所、上記未満は2箇所	
					現場打サイホン	幅 厚さ 高さ 配筋 打継目 その他必要箇所	おおむね2スパンにつき1箇所	
		7 暗渠工			現場打暗渠	幅 厚さ 高さ 配筋 打継目 その他必要箇所	おおむね2スパンにつき1箇所	
					ボックスカルバート水路	高さ その他必要箇所	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所、上記未満は2箇所	
8 管水路工事	5 管体基礎工				管体基礎工(砂基礎及び埋戻等)	基礎 埋戻等の厚さ 幅 まき出し 締固め状況等	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所、上記未満は2箇所 ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」による断面管理の場合は、1工事につき1回とする。	
					管水路(遠心力鉄筋コンクリート管)	管布設状況 外観検査 ジョイント関係 その他必要箇所	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所、上記未満は2箇所	
					管水路(ダクタイル鋳鉄管)(強化プラスチック複合管)	管布設状況 外観検査 ジョイント関係 その他必要箇所	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所、上記未満は2箇所	
					管水路(硬質塩化ビニル管)	管布設状況 外観検査 ジョイント関係 その他必要箇所	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所、上記未満は2箇所	
					管水路(鋼管)	芯出し据付状況 溶接作業 清掃状況 塗装 非破壊検査 ピンホール検査 膜厚検査 その他必要箇所	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所、上記未満は2箇所	膜厚検査で塗膜厚の確認が困難な場合は、使用済塗料空カン等の撮影を行う。
					管水路(埋設とう性管) たわみ率	マーキング関係 Dh及びDv寸法 その他必要箇所	たわみ量測定箇所2箇所につき1箇所。ただし、測定箇所が2箇所の場合は2箇所	Dh及びDv寸法の測定状況のほか、スケール目盛を撮影する。
					シールド工事(一次覆工)	セグメント設置状況 外観検査 Dh及びDv寸法 その他必要箇所	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所。上記未満は2箇所。たわみ率測定箇所2箇所につき1箇所、ただし、測定箇所が2箇所の場合は2箇所	Dh及びDv寸法の測定状況のほか、スケール目盛を撮影する。

【第11編 農業農村整備編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
11 農業農村整備編	8 管水路工事	5 管体基礎工			シールド工事 (二次覆工)	管布設状況 外観検査 ジョイント関係 Dh及びDv寸法 その他必要箇所	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所。上記未満は2箇所。たわみ率測定箇所2箇所につき1箇所、ただし、測定箇所が2箇所の場合は2箇所	Dh及びDv寸法の測定状況のほか、スケール目盛を撮影する。
					推進工事	管布設状況 外観検査 ジョイント関係 Dh及びDv寸法 その他必要箇所	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所。上記未満は2箇所。たわみ率測定箇所2箇所につき1箇所、ただし、測定箇所が2箇所の場合は2箇所	Dh及びDv寸法の測定状況のほか、スケール目盛を撮影する。
9 畑かん施設工事	2 末端工				スプリンクラー	埋設深	1ha当たり1~2箇所	
18 ため池改修工事	3 堤体工				堤体工	盛土幅員 まき出し厚さ 転圧 法長 法面(芝) 法勾配 排水側溝 その他必要箇所	施工延長おおむね20m~40mにつき1箇所	
	5 洪水吐工				洪水吐工	床掘 基礎 幅 高さ 配筋 打継目 パイプ布設 外観検査 ジョイント関係 その他必要箇所	おおむね2スパンにつき1箇所。箇所単位の構造物について適宜撮影。	
	6 取水施設工				樋管工 同上付帶構造物 (土砂吐ゲート等)	床掘 基礎 幅 高さ 厚さ 配筋 打継目 その他必要箇所	施工延長おおむね10mにつき1箇所。箇所単位の構造物について適宜撮影。	

【第12編 森林土木編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
1 共通編	1 総則	1 総則	1 8	建設副産物処分 (現場内利用・中間 処理施設持込み・最 終処分場持込み・他 工事間流用) ※残土処理含む		現 場 内 利 用	施工前・施工後の数量管理、施工中の状況管理を行 い、一連の作業で適正な処理が確認できること。 [施工前・後]	
						有 債 売 却	引き渡し前の全数量、形状 [引き渡し前]	
						中間処理施設・最終処分 施 設 へ の 持 迳	副産物種別毎、運搬機種毎、運搬日毎に1回 [持出し時]	
						残 土 处 理	各工種の盛土工によること。 [施工前・中・後]	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	10 仮設工	2	仮設道路工 (開設、補修工)		掘 削 工	土 質 等 の 判 別	土質が変わる毎に1回 [掘削中]
							幅 、 長	200m又は、1施工箇所に1回 [掘削後]
						盛 土 工 (残 土 処 理 工)	卷 出 し 厚	200mに1回 [卷出し時] ※工程写真については、一層毎
							締 固 め 状 況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 [締固め時]
							法 幅	200m又は、1施工箇所に1回 [施工後]
						法面整形工 (盛 土 部]	仕上げ状況 厚	200m又は、1施工箇所に1回 [仕上げ時]
						路 面 工	幅 、 厚 さ	12-2-3 森林土木編-林道工事-道路土工-路 盤工・コンクリート路面工によること。
						そ の 他 構 造 物		各種構造物の写真撮影箇所に準ずる。
						1 5 擁 壁 工 共通	設 置 状 況 (壁面材組立・補強材)	各層毎に1回 [設置中・後]
						延 長 ・ 幅 ・ 高 さ		
12 森林 土木 編	1 共通	1 木材等	2	枝条整理・根株処理 (現場内利用分)		盛 土 工 の 転 圧 状 況 (卷出し厚・敷均・締固)	3層毎 [施工中]	・基礎工の撮影箇所 は、3-2-4-1 一 般事項によること。 ・基礎コンクリートの撮 影箇所は、3-2-4 -3(1) 基礎工護岸 によること。
						高 さ ・ 鉛 直 度	起点・終点及び断面の変化点毎に1回 [施工後]	
						枝 条 整 理	500m ² 未満で1回、又は500m ² 以上で3回 [施工前・中・後]	
						根 株 処 理	測定箇所毎に1回 (破碎前後の確認) [破碎前・中・後]	
						施工状況	400mに1回 [施工中]	
	2 林 道 工 事	3 道 路 土 工		路盤工		幅	80m又は、施工箇所毎に1回 [施工後]	
						厚 さ	200m又は、施工箇所毎に1回 [施工後]	
						型枠(幅・厚さ)	200m又は、施工箇所毎に1回 [型枠設置後]	
						出来形(幅)	80m又は、施工箇所毎に1回 [型枠取外後]	
						出来形(厚さ)	200m又は、施工箇所毎に1回 [型枠取外後]	

【第12編 森林土木編】

編 章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
					撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
12 森 林 土 木 編	3 溪 間 工 事	4 排 水 施 設 工	5	流末工	基床、幅、厚さ	1施工箇所毎に1回 [施工中]	
					幅、高さ、厚さ、据付け状況	1施工箇所毎に1回 [埋戻し前]	
		6 側 溝 工 (素堀) (植生工)		コンクリートダム本体 工コンクリート副ダム工	幅、深さ	200m又は、1施工箇所毎に1回 [施工後]	
					打 繼 目 処 理 打 込 ・ 養 生	リフト毎1回 [施工中]	
					出 来 形 (幅・延長・挿筋本数)		
					止 水 (止水板の位置・型枠・目地材設置状況)	設置箇所毎1回 [施工中]	
					水 抜 (寸法・取付位置)	設置箇所毎1回 [取付後]	
					天 端 幅 ・ 堤 幅 ・ 水 通 し 幅 ・ 堤 長	測定箇所毎に1回 [施工後]	
		7 山 腹 工 事		のり切工	法 長	上下流各2箇所毎に1回 [ダム完成後]	・基礎工の撮影箇所は、3-2-4-1 一般事項によること。
					法	図示の点または1施工箇所毎に1回 [施工前、中、後]	
					法長(階段間)幅・高さ	100m又は、施工箇所毎に1回 [施工前・中・後]	
4 山 腹 工 事	4 土 留 工	2 杭 打 込 工		土留工 (丸太積み土留工) 土のう積工 木製土留工	杭打込深さ・杭径・杭長	40mまたは1施工箇所毎に1回[施工中]	・基礎工の撮影箇所は、3-2-4-1 一般事項によること。
					高さ・杭間隔	40mまたは1施工箇所毎に1回[施工後]	
		8 柵 工		柵工 (編柵工) (丸太柵工) (二次製品を用いた柵工)	杭打込深さ・杭径・杭長	40m又は、施工箇所毎に1回 [打込み前後]	
					施 工 状 況	40m又は、施工箇所毎に1回 [施工中]	
					高さ・杭間隔	40m又は、施工箇所毎に1回 [施工後]	
	9 筋 工			筋工 (その他緑化二次製品を用いた筋工)	施 工 状 況	40m又は、施工箇所毎に1回 [施工前、中、後]	・丸太筋工については、柵工に準ずる ※高さ・幅については、種別により必要としない場合有り
					高さ	200m又は1施工箇所毎に1回 [施工後]	
					基礎工(幅・高さ・延長)	3-2-15-1 土木工事共通編－一般施工－擁壁工－場所打擁壁工によること。 [施工前、中、後]	
					ロー プ 張 り 状 況	200m ² に1回又は、施工箇所毎に1回	
					削 孔 深 さ	1施工箇所毎に1回	
14 落 石 防 止 工	2 落 石 防 止 工			固定工 (ロープ掛工) (ロープネット工法)			・基礎工の撮影箇所は、3-2-4-1 一般事項によること。 ※ コンクリート(鉄筋)施工の場合は、3-3-1-2 現場打擁壁工によること。

【第12編 森林土木編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
12 森林 土木 編 整備 工事	5 森林 土木 編 整備 工事	1 植付け(山行苗・新 植)	4 地拵え	着工前用地境界	測点杭及び用地境界確認 状況	現地測点杭全本数の25%以上 (最低4回) [施工前]	※施行面積がコンバ ス又は同等以上の精 度を有する器械によ る測量成果に基づくも のでない場合(GPS等) は、コンパスによる周 囲測量により杭を設 置し撮影。 ・標準地は400m ² を基準 ※設定し難い場 合は別途協議	
					施工状況	施工地全体及び標準地 [施工前・中・後] (工程管理写真については、標準地で各1回) 又、 残存木についても管理		
					棚間隔・規模	施工地全体及び標準地 [施工前・中・後] (工程管理写真については、標準地で各1回) 又、 残存木についても管理		
					工種完了	施工地全体及び標準地 [完了後]		
					苗木(規格・全本数)	全本数(樹種毎)及び樹種毎の規格 (搬入時每1本) [植付前]	・標準地は400m ² を基準	
					仮植状況	状況及び完了 (樹種毎1回) [施工中・後]		
					植付状況	全体の施工前・後及び標準地での工程管理 (植穴規格・地被物等の除去・苗木の運搬・植付) (1標準地で樹種毎1本、最低1本、運搬状況1枚) [植付前・中・後]		
					施肥状況(運搬含)	使用前・後の全数量及び1本当たりの施肥量 (1標準地で樹種毎1本、最低1本、運搬状況1枚) [施工中・後]		
					添竹設置状況(規格・運搬含)	全本数及び標準地での工程管理 (1標準地で1本、運搬状況1枚) [施工中・後]		
					植栽完了	施工地全体及び標準地(植栽本数・植栽間隔) [完了時]		
		2 植付け(小・中・大苗 木)	4 植付け(小・中・大苗 木)	苗木(規格・全本数)	全本数(樹種毎)及び樹種毎の規格 (搬入時每3本) [植付前]	・標準は、100本 当たり3本の管理 であるが、樹種別 の総本数により監 督員と協議		
					植付状況(植穴・地被物等の除去・苗木の運搬・植付)	樹種毎3本/100本 [植付前・中・後]		
					施肥状況(運搬含)	使用前・後の全数量及び1本当たりの施肥量 (樹種毎3本/100本) [施工中・後]		
					客土状況(運搬含)	使用前・後の全数量及び1本当たりの客土量 (樹種毎は3本/100本) [施工前・中・後]		
					支柱設置状況(規格・運搬含)	材料全本数及び樹種・支柱別 (3本/100本) [施工中・後]		
					植栽完了	施工地全体及び部分写真 (ナンバリングテープ写真は、1・20・40…最終本) [完了時]		

【第12編 森林土木編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
12 森林 土木 編 整備 工事	5 森林 土木 編 整備 工事	2 植栽工	8	植付け(山行苗の部分補植)	苗木 (規格・全本数)	全本数(樹種毎)及び樹種毎の規格 (搬入時毎1本) [植付前]	10本間隔については、全体本数等を考慮し監督員と協議	
					仮植状況	状況及び完了(樹種毎1回) [施工中・後]		
					植付状況 (植穴規格・地被物等の除去・苗木の運搬・植付)	全体の施工前・後及び標準地での工程管理 (1標準地で樹種毎1本) [植付前・中・後]		
					施肥状況 (運搬含)	使用前・後の全数量及び1本当たりの施肥量 (1標準地で樹種毎1本) [施工中・後]		
					添竹設置状況 (規格・運搬含)	全本数及び標準地での工程管理 (1標準地で樹種毎1本) [施工中・後]		
					植栽完了	施工地全体(ナンバリングテープ写真管理は、1・20・40……最終本)及び標準地(植栽間隔) [完了時]		
3 風倒木整理工	1	風倒木整理工		施工状況 (伐木造材・枝条整理・木寄せ)	施工地全体の前・後及び標準地での工程管理 (標準地で2回) [施工前・中・後]	・標準地は400m ² を基準 ・10本間隔については、全体本数等を考慮し監督員と協議		
					風倒木整理完了	施工地全体の施工前・後及び標準地で伐採木管理 (標準地で全伐採木にナンバリングテープ写真管理は、1本・50本間隔・最終本) [完了時]		
4 保育	12	下刈り つる切り 追肥		施工状況	施工地全体の施工前・後及び標準地での工程管理 (1標準地2回) ※下刈は、密度管理及び草高管理標準地で1回、つる切りは、繁茂状況を標準地で1回、追肥は植付けの施肥に準ずる。 [施工前・中・後]	・標準地は400m ² を基準(つり切り、追肥)		
					工種完了	施工地全体及び標準地 [完了時]		
	3	除伐(広葉樹)		施工状況	施工地全体の施工前・後及び標準地での工程管理 (1標準地毎2回) ※密度管理及び伐採率管理は標準地で1回 [施工前・中・後]	・標準地は400m ² を基準		
					工種完了	施工地全体及び標準地 [完了時]		
3 除伐(針葉樹) 本数調整伐	2	除伐(針葉樹) 本数調整伐		選木状況 (胸高直径・樹高)	標準地毎2回 (テープ等により判別) [選木時]	・標準地は400m ² を基準 ・本数調整伐での撮影頻度については標準地数及び工区数を考慮し監督員と協議。		
				施工状況 (伐倒・玉切・枝払い・集積)	施工地全体の前・後及び標準地での工程管理 (標準地内外で各工程3回) (標準地内伐採木のナンバリングテープ管理写真は、全数) [施工前・中・後]			
				工種完了	施工地全体及び標準地 [完了時]			

【第12編 森林土木編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
1 2 森 林 土 木 編	5 森 林 整 備 工 事	4 保 育	4 1	枝落し(2m)	施 工 状 況 (枝 落 し 高 含)	施工地全体の前・後及び標準地での工程管理 (標準地で各工程2回) ※枝落し高管理は標準地で1回 [施工前・中・後]	施工地全体及び標準地 [完了時]	・標準地は400m ² を基準	
						工 種 完 了			
		4 2	枝落し(3m以上)		施 工 状 況 (枝落し高・枝落し本数含)	施工地全体の前・後及び標準地での工程管理 (標準地で各工程2回) ※枝落し高・本数管理は標準地で1回 [施工前・中・後]	施工地全体及び標準地 [完了時]		
						工 種 完 了			
		6 雪 起 し 工 (倒木起し)			施 工 状 況 (樹 高 ・ 倒 木 起 し 率 含)	施工地全体の前・後及び標準地での工程管理 (標準地で各工程2回) ※樹高、倒木起し率等の管理は標準地で1回 [施工前・中・後]	施工地全体及び標準地 [完了時]	・標準地は400m ² を基準	
						工 種 完 了			
	6 作 業 步 道 整 備 工	1	作業歩道作設工		掘 削 工 (幅 、 法 長)	200m又は、1施工箇所に1回 [掘削後]			
6 海 岸 防 災 林 造 成 工	2 森 林 造 成	4	防風柵 シカ等動物被害防止 柵		全 使 用 材 料	全使用材料 [使用前]	80mに1回又は、施工箇所毎に1回 [打込み前後]		
					杭打込深さ・杭径・杭長	80mに1回又は、施工箇所毎に1回 [打込み前後]			
					施 工 状 況 (材 料 等 の 運 搬 含)	80mに1回又は、施工箇所毎に1回 [施工中]			
					高 さ 杭 間 隔 ・ 杭 本 数	80mに1回又は、施工箇所毎に1回 [施工後]			

【第13編 漁港漁場編】

編	章	節	条	枝番	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度(撮影要領)／撮影頻度	適用
13 漁港漁場編	3 共通仮設	2 汚濁防止膜工			取付け、組立て	取付け、組立状況	組立時全体及び部分	カーテンの接続、アンカー等の取付状況が判明できるように撮影	
					設置	設置状況	設置時	作業状況が判明できるよう使用船舶機械を配慮し撮影	
					撤去	撤去状況	撤去時		
5 一般施工	3 共通事項	2 浚渫			浚渫 (使用船舶機械等)	作業現場	現地搬入前 又は現地搬入時	全景及び数量が判明できるように撮影	
					ポンプ浚渫	浚渫位置測量状況	測量時	法線又は区域標識を入れる	
						排砂管設置・撤去	作業時	設置状況が判明できるように撮影	
						零号、中継船設置、撤去	作業時	適宜	
						浚渫状況	作業時、作業船毎	浚渫位置が判明できる背景を入れる	
						排砂状況	排砂時	適宜	
						海洋汚染防止対策	対策を講じた時	適宜	
					グラブ等浚渫	浚渫位置測量状況	測量時	法線又は区域標識を入れる	
						浚渫状況	作業時、作業船毎	船団の配置及び浚渫位置を判明できる背景を入れること	
						土質状況	浚渫作業時	位置、深度又は層を明記する	
						浚渫土砂の運搬状況	運搬時積載状況	適宜	
						浚渫土砂の土捨状況	土捨時指定区域内	土捨位置が判明できる背景を入れること	
						海洋汚染防止対策		土捨区域を示す浮標灯などを入れる	
					障害物撤去	障害物積込状況	積込時	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにデータ等を同時に撮影など障害物の状況に応じ撮影	
						運搬船に積込まれた状態	積込完了時(運搬毎適宜)	適宜	
						障害物捨込状況	捨込時	全景が判明できるように撮影	
6 圧密・排水工	6 圧密・排水工	使用船舶機械等			運搬船舶機械	投入時	適宜		
					均し船舶機械	均し作業時	均し用具は、作業前に撮影		
					その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	適宜	
						飛砂防止対策	対策を講じた時	適宜	
					碎石ドレーン	(使用施工機械) クローラクレーン アースオーガマシン リーダーオーガ 発動発電機 コンプレッサ トラクターショベル	現場搬入時 組立時、機械毎		
						施工状況	施工時	適宜	
						サンドドレーン ペーパードレー ン サンドコンパク ショバイル	(使用施工機械) 杭打船舶機械 記録計器 測量櫓等 砂運搬船舶機械	組立完了後船舶機械等	
						測量櫓等	測量中	櫓等毎	
						砂運搬船舶機械	運搬中	使用船舶毎(全景)	
					載荷(土砂)	(使用施工機械) 砂運搬船、機械 排砂管設備	運搬時 敷設時 排砂中	船舶機械毎	
						浚渫船(採取船)	浚渫中	適宜	
						海洋汚染防止対策	対策を講じた時	適宜	
						ロッドコンパクション	(使用施工機械) 振動体(パイプロ) ロッド、リーダー、トラクターショベル、発動発電機、ショベルローダー	使用機械毎全景	
						施工状況	施工時	使用機械毎全景	
					深層混合処理	(使用施工機械) 改良船、材料運搬船、潜水土船、引船、揚錨船	搬入時	使用船舶毎	
						施工状況 測量櫓設置、撤去状況	測量櫓設置時 改良船位誘導時	適宜	

【第13編 漁港漁場編】

編	章	節	条	枝番	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度(撮影要領)／撮影頻度	適用
13 漁港漁場編	5 一般施工	3 共通的工種	8 固化工	深層混合処理	障害物撤去状況	調査、撤去時	適宜		
					改良杭打設状況	試験杭打時 作業時	適宜		
					海洋汚染防止対策	対策を講じた時	適宜		
					改良船計器類 代表的計器	計測時	適宜		
		マット類の確認			補強材セット状況	作業中、完了時	作業状況が判明できるように撮影		
					アスファルト、コンクリート 打設状況	打設時	適宜		
					搬入仮置	搬入仮置時	適宜		
					アンカー取付け、加工	取付加工時	適宜		
					運搬	運搬時	適宜		
					敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時	適宜	
		10 中詰工			使用船舶機械等	連搬船等	施工時	作業状況が判明できるように撮影	
					投入	投入状況	施工時		
					均し	均し状況	施工時		
					締固め	締固め状況	施工時		
		11 蓋コンクリート			使用船舶機械等	コンクリートミキサー船及び付属船	コンクリート打設前	コンクリートミキサー船及び付属船の形状 が判るように前方、側面からそれぞれ撮影	
					ルーフイング敷設	中詰上面	コンクリート打設前		
					コンクリート積込 運搬状況	陸上及び海上	コンクリート打設前	作業状況が判明できるように撮影	
					コンクリート打設	打設状況	打設時	プレキャストコンクリートを使用する場合 は、コンクリートブロックの撮影基準を適用 する。	
					天端仕上げ	仕上げ状況	仕上げ時		
					養生	作業状況	養生時		
		14 控工			控工 腹起しの取付	取付け及び締付状況 腹起し継手部の施工状況	施工中及び完了時	適宜	
					タイロッド受抗	(9-5-2)抗及び矢板を適 用する。			
					タイロッド、 タイフイヤーの組 立て、取付け プレキャストコン クリート控壁、控 杭、控矢板 控頂部コンクリー ト 場所打コンクリー ト 控壁	組立て及び取付状況	施工時	(3-13,15,16)矢板及び杭を適用する。 (3-8)コンクリートブロックを適用する。 (3-16)上部コンクリートを適用する。	
					杭の保管	保管状況	保管時	全景及びまくら木、くさび等の変形、転落 防止措置を撮影	
					杭の積込み	吊上げ及び積込状況	作業時	使用機械器具、積込方法が判明できるよ うに機影	
					杭の運搬	運搬状況	作業時	荷くずれ防止措置、台船への積載状況、 使用船舶機械等が判明できるよう撮影	
					導材の設置	導材の設置状況	作業時	使用材料及び船舶機械、導枠の構造が 判明できるよう撮影	
					杭の建込み	建込み状況 (位置出し、吊込み、建込み等)	作業時	作業状況等が判明できるように撮影	
					杭の打込み	打込み状況	作業時	杭打船等の全景、打込み方法、順序等が 判明できるよう撮影	
					ハンマーの種類、型式等	適宜			
					打込書記録中	測定時			
					飛油、騒音防止対策	対策を講じた時	適宜飛油対策、騒音防止対策等を行った 場合		

【第13編 漁港漁場編】

編	章	節	条	枝番	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度(撮影要領)／撮影頻度	適用
13 漁港漁場編	5 一般施工	3 共通的工種	16 コンクリート杭	コンクリート杭 鋼矢板 及び鋼管矢板 コンクリート矢板	(3-3-15)鋼杭工を適用する。				
		6 基礎捨石工	4 基礎捨石工	準備、仮設	ストックヤード、 仮設道路等	使用前後	適宜		
				陸上運搬	ストック、積込み、 運搬状況	運搬時	作業機械、作業状況等が判明できるよう に撮影		
				捨石投入	投入状況	投入時	捨石規格毎及び作業船種毎		
				捨石均し	均し状況	作業中	規格及び作業船毎		
		7 本体工 (ケーソン式)	2 ケーソン製作工	ケーソン製作 ヤード等	ヤード及び設備	着工時	ヤード全景及び設備が判明できるよう に撮影		
				使用船舶機械等	引船、起重機船、運搬船 クレーン運搬機械等	作業時	使用する船舶、機械の種類が判明できる ように撮影		
				函台	製作函台	着工時、作業時	函台、函台の平坦性(敷砂等)及び剥離材 (ルーフィング等)の敷設状況の撮影		
				棒鋼	保管状況	荷降し後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影		
				鉄筋	保管状況	加工後	まくら木の配管、覆いの状態等を撮影		
					組立て及び結束	組立時	組立て、結束状態が確認できるよう撮 影		
					吊筋	取付後	吊降しケーソンの場合に適用する		
				型枠	製作及び大組製作製作 時の状況	製作時	適宜		
					組立状況	組立時	適宜		
					取外し状況	取外し後	内枠、外枠、隔壁の取外し状況を撮影		
					型枠清掃状況	清掃時	適宜		
				足場	作業足場	組立時	内足場及び外足場の組立状況を撮影		
					昇り足場	組立時	足場の構造、安全ネット等が判明できるよ うに撮影		
					壁継ぎ	組立時			
					足場スペース	組立時			
					解体状況	解体時			
				コンクリート	打設準備	打設前	打設面の不鈍物除去、散水状況等を撮 影		
					コンクリート打設	打設時	ポンプ、スキップ、シート、コンベア等の 打設方法及び打込状態、締固状態等を撮 影		
					仕上げ状況	表面仕上げ時	天端均し仕上げ状況を撮影		
					レイターン除去状況	施工時	レイターン除去状況を撮影		
					養生	養生時	打設後(底版、打継各層、天端)の養生状 況を撮影		
		3 ケーソン進 水据付工	蓋(ネットを含む)	蓋の設置状況	進水時	曳航の場合で蓋の取付状況又は取付完 了状態を撮影			
			バラスト投入	バラスト材投入状況	投入時	バラスト投入方法及び材料が判明でき るように撮影			
			進水	進水方法	進水時	斜路式、ドライドック、FD、吊降し等の方 法が判明できるよう撮影			
				進水設備	進水時	設備(吊降しの場合、起重機船、吊具を含 む。)が判明できるよう撮影			
				進水状況	進水時	漏水がある場合は漏水状況及び処置状 況を撮影			
			沈設の場合 使用船舶機械等	起重機船、発動機ポンプ 等設置状況	設置時	使用する船舶機械等の種類が判明できる ように撮影			

【第13編 漁港漁場編】

編	章	節	条	枝番	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度(撮影要領)/撮影頻度	適用
13 漁港漁場編	5 一般施工 (ケーン式)	7 本体工 (ケーン進水据付工)	3 ケーン進水据付工	沈設の場合 仮置作業	沈設状況	仮置時	沈設作業(注水を含む。)が判明できるよう に撮影		
				係留の場合 仮置作業	係留状況	仮置時	係留作業(係留アンカーを含む。)が判明 できるよう撮影		
				使用船舶	引船全景	曳航開始時	形象物等が判明できるよう撮影		
				曳航用ロープ	取付状況及び 吊具取付状況	曳航開始時	曳航用ロープの取付位置及び状況につ いて撮影		
				曳航	曳航姿勢	曳航時	曳航の姿勢が判明できるよう撮影		
				寄港避難	寄港及び避難の状況	寄港時、避難時	各函毎(途中寄港した場合には、その係 留等の状態が判明できるよう撮影		
				蓋の設置	完了状況	完了時	各函毎(蓋の設置状況以外は4)ケーン 曳航を適用する。		
				使用船舶	引船全景	回航開始時	形象物等が判明できるよう撮影		
				回航用ロープ	取付状況及び 吊具取付状況	回航開始時	回航用ロープの取付位置及び状況につ いて撮影		
				回航	回航姿勢	回航時	回航の姿勢が判明できるよう撮影		
				寄港避難	寄港及び避難の状況	寄港時、避難時	各函毎(途中寄港した場合には、その係 留等の状態が判明できるよう撮影		
				使用船舶機械等	起重機船、発電機 ポンプ等配置状況	作業時	使用する船舶、機械等の種類が判明でき るように撮影		
				据付作業	作業伏況	据付時	各函毎(据付作業が判明できるよう撮影。)		
				据付位置	前面又は背面の確認	据付時	各函毎(配筋が非対象の場合に適用す る。)		
8 本体工 (ブロック製作工)	2 本体 ブ ロ ッ ク 製 作 工			フロック製作 運搬、仮置	第9章9-7-1ケーン製作 に準ずる。				
				使用船舶機械等	起重機船、台船等	作業時	使用する船舶機械等が判明できるよう に撮影		
	3 本体 ブ ロ ッ ク 据 付 工			据付作業	据付作業状況	据付時	据付の全体が判明できるよう撮影		
16 上部工				準備仮設	プラント仮設、コンクリート ミキサー船回航、仮設道路、登坂路等	着工前後作業中及び 跡片付後	適宜		
				準備架設	仮設プラント、ヤード等	仮設作業時、設置 後、撤去後	ヤード全景及び設備が判明できるよう に撮影		
					コンクリートミキサー船回 航	回航開始時、終了 時、作業時	使用船舶、回航の状況等が判明できるよ うに撮影		
					仮設道路、登坂路等	仮設作業時、設置 後、撤去後)	路線状況が判明できるよう撮影		
				打継ぎ処理	処理作業	作業時	作業方法が判明できるよう撮影		
				型枠	型枠の構造	作業時	作業機械、船舶、作業方法が判明できる ように撮影		
					型枠組立て、取外し及び 運搬状況	組立て、取外し及び 運搬時	適宜		

【第13編 漁港漁場編】

編	章	節	条	枝番	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度(撮影要領)／撮影頻度	適用
13 漁港漁場編	5 一般施工	16 上部工		型枠	目地材等の取付状況	作業時	適宜		
					型枠清掃状況	清掃時	適宜		
				鉄筋	鉄筋の仮置、溶接、組立作業	作業時	適宜		
					保管作業	保管後	保管状況が判明できるように撮影		
					組立て、結束及び溶接	組立時	適宜		
				コンクリート	コンクリートの運搬、打設、養生作業	作業時	適宜		
					打設準備	打設前	作業毎(打設面の不純物除去、散水状況等を撮影)		
					コンクリートの運搬及び打設	運搬及び打設時	運搬方法、打設方法及び打込状態、締固状況等を撮影		
					仕上状況	表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影		
						穴埋時	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影		
				足場	養生	養生時	打設後の養生状況を撮影		
					組立状況	組立時	適宜		
					解体状況	解体時			
				その他	灯台基礎、電柱穴、階段	作業時	適宜		
17 付属工	2 係船柱工			使用船舶機械等	杭打機、クレーン車(船)トラック等	設置時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影		
				施工	基礎工施工状況	施工時	基礎施工状況(杭打ち、基礎石没入、均し及びコンクリート打設等)を撮影(押込ボルトを含む。)		
				据付	本体据付状況	据付時	据付状況が判明できるように撮影		
	3 防舷材工			使用船舶機械等	台船、クレーン船、トラッククレーン	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影		
				取付け	取付位置の状況	取付前	埋込(取付)ボルトの部分及び全景取付状況の撮影		
					取付状況	取付時			
	4 車止・縁金物工			使用船舶機械等	台船、溶接機、クレーン	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影		
				取付け	取付状況	取付時	取付状況(取付け、溶接、コンクリート打設)		
					塗装状況	塗装時	各層毎の塗装状況(警戒色塗装を含む。)		
19 裏込・裏埋工	5 防食工			使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船溶接機	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影		
				製品(陽極)	取付陽極	取付前	取付陽極の部分(1組)及び取付陽極全体		
				取付け(陽極)(電位測定装置)	取付状況	取付時	取付状況(水中写真)		
					設置状況	取付時	測定用端子の設置状況		
	防食塗装			使用船舶機械等	使用船舶、機械類	施工時	曳船、台船、コンプレッサー等が判明できるように撮影		
				塗装	施工状況	施工時	各層毎		
					施工状況	施工時			
				被覆防食	使用船舶機械等	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影		
				被覆防食の作業	施工状況	施工時	適宣		
	19 裏込・裏埋工			使用船舶機械等	主要船舶機械	作業時	船舶機械毎(使用する船舶機械等が判明できるように撮影)		
				施工状況一般	埋立材の採取状況	採取作業時	適宜		
					埋立材連搬の状況	運搬作業時			
					埋立材整地状況	整地作業時			
					余水吐の設置及び撤去	設置作業時及び撤去時	余水吐が判明できるように撮影		
				公害防止対策	防止処理作業時	適宜			

【魚礁・着定基質工】

編 章	節	条	枝番	工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
							撮影箇所	撮影時期	
13 （漁） 一般施工 第1編共通編	5 24 魚礁工	2 單体魚礁製作工	2 單体魚礁製作工	施工管理	単体魚礁製作	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	第4編3-7-2ケーン製作の関連事項を適用する。
						使用船舶機械等	クレーン等	作業時	
						函台	製作函台	着工時	
						鉄筋			
						型枠			
						足場			
						コンクリート			
				品質管理					コンクリートの品質管理を適用する。
					出来形管理	鉄筋	組立てかぶり	組立完了時	第4編3-7-2ケーン製作の関連事項を適用する。
					型枠	組立完了	組立確認後		
					コンクリート	形状寸法・外観	打設後	番号等を入れて撮影	
					完成	完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)	
						仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影	
			4 魚礁沈設工	沈設	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	作業時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
						沈設位置測量作業	測量作業状況	測量時	測量作業状況が判明できるように撮影
						沈設作業	沈設作業状況	積込時 沈設時 沈設完了時	沈設作業が判明できるように撮影(全基数)
					出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	
13 （漁） 一般施工 第1編共通編	5 24 魚礁工	3 組立 魚礁組立工	1 、 2 コンクリート部材 組立	施工管理	コンクリート部材 組立	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	第4編3-7-2ケーン製作の関連事項を適用する。
						使用機械等	クレーン等	作業時	
						足場			
						組立部材	運搬状況	作業時	荷崩れ防止装置、積載状況が判断出来るように撮影
							保管状況	搬入後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影
							組立状況	組立時	組立部分及び全景組立状況を撮影
					品質管理	組立部材の外観、形状寸法、質重	観察、測定状況	観察、測定時	部材の種類、形状寸法毎にテープ等を同時撮影
					出来形管理	完成	ボルト等	取付外観 締付強度測定	観察時、測定時
					完成品		完成時	個数が確認できれば1枚に複数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)	
					仮置状況		仮置時		
			1 、 2 鋼製部材組立	施工管理	1 、 2 鋼製部材組立	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	第4編3-7-2ケーン製作の関連事項を適用する。
						使用機械等	クレーン等	作業時	
						足場			
						組立部材	運搬状況	作業時	荷崩れ防止装置、積載状況が判断出来るように撮影
							保管状況	搬入後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影
							組立状況	組立時	組立部分及び全景組立状況を撮影
					品質管理	組立部材の外観、形状寸法、質重	観察、測定状況	観察、測定時	部材の種類、形状寸法毎にテープ等を同時撮影
					出来形管理	完成	溶接の外観	溶接外観	観察時
					のじ厚、脚長、溶接長等		計上寸法	測定時	テープ、ゲージ等を同時撮影
					溶接部試験		非破壊試験の状況	試験時	
					完成品		完成時	個数が確認できれば1枚に複数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)	
					仮置状況		仮置時		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編 章	節	条	枝番	工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
							撮影箇所	撮影時期	
13 5 （漁） 一般施工 第1編 共通編	24 魚礁工 3組立 魚礁組立工	1 、 2	1 化学系(FRP等) 部材組立	施工管理 品質管理 出来形管理 重錘コンクリート 現場鋼材溶接 被覆溶接(水中) スタッド溶接(水中)	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	第4編3-7-2ケーン製作の関連事項を適用する。
						使用機械等	クレーン等	作業時	
						足場			
					組立部材	運搬状況	作業時	荷崩れ防止装置、積載状況が判断出来るように撮影	
						保管状況	搬入後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影	
						組立状況	組立時	組立部分及び全景組立状況を撮影	
					品質管理	組立部材の外観、形状寸法、質重	観察、測定状況	観察、測定時	部材の種類、形状寸法毎にテープ等を同時撮影
					出来形管理	接続帶等	取付外観	観察時	
						完成	完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複個数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)
						仮置状況	仮置時		
					重錘コンクリート				第4編3-8-2ブロック製作、運搬、仮置の関連事項を適用する。
					施工管理	開先の加工	加工状況	作業中	使用機械器具が判明できるように撮影
						溶接	作業状況	作業中	
						水中溶接	作業状況	作業中	
					出来形管理	外観、形状寸法	観察、測定状況	測定時	
						形状寸法	測定時		ゲージを同時撮影
						試験	試料の採取状況	採取前及び採取後	
						強度試験の状況	試験時		
						非破壊試験の状況			
					カラーチェックの結果				
					現場鋼材切断	施工管理	切断	作業状況	使用機械器具が判明できるように撮影
						水中切断	作業状況	作業中	
						品質管理	酸素ガス及び溶解アセチレン	(特)の品質であるとの表示	ポンベの表示等が判明できるように撮影
					出来形管理	外観、形状寸法	観察、測定状況	測定時	
						形状寸法			ゲージを同時撮影
25 増殖場工	2 着定基質製作工	着定基質製作			施工管理				第4編3-8-2本体工(ブロック式)ブロック製作、運搬、仮置の関連事項(魚礁タイプは5-25-2 単体魚礁製作工)を適用する。
					品質管理				
					出来形管理				
	3 着定基質組立工	着定基質組立			施工管理				5-25-3 組立魚礁組立工を適用する。
					品質管理				
					出来形管理				
	4 着定基質設置工	着定基質設置			施工管理				5-25-4 沈設を適用する。
					品質管理				
					出来形管理				
	5 石材投入工	石材投入	施工管理		準備	ストックヤード等	ストックヤード使用前後		
					石材投入	投入状況	投入時、石材規格毎作業船種毎		
					石材均し	均し状況	規格及び作業船毎		
			品質管理		材料試験	試験状況	試験時		公的機関が実施する場合は省略できる。
					材料の確認	产地・規格	投入時		スタッフ、テープ等を同時撮影
			出来形管理		出来形の確認	測量状況	測量作業時		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【その他】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
その他					舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕
						仮排水路	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕
					ダム工関係	仮締切(土石)	巻出し厚	100m又は1施工箇所に1回 〔巻出し時〕
							転圧状況	転圧機械が変わる毎に1回 〔締固時〕
					基礎掘削	仮締切(コンクリート)	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕
						基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械変わる毎に1回 〔施工中〕
							土質、岩質	土質、岩質変わる毎に1回 〔掘削中〕
							岩盤清掃状況	1施工箇所に1回 〔清掃前後〕
					堤体コンクリート打設	骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	月に1回〔施工中〕	
						打継目処理、打込養生	8リフト毎に1回 〔施工中〕	
					堤体止水	止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎に1回 〔据付後〕	
					堤体排水工	排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎に1回 〔据付後〕	
					堤体冷却工	配管間隔、通水状況	5リフト毎に1回 〔据付後〕	
					堤体埋設設計器	器種、位置、間隔	1施工箇所に1回 〔据付後〕	
				トンネル関係	トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
					トンネル(矢板工法)	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						湧水状況	適宜〔掘削中〕	
						埋設支保工(建込間隔、寸法、基数)	100m又は1施工箇所に1回 〔建込後〕	
						湧水処理工設置状況	全数量〔設置後〕	
						集水渠(幅、高さ、位置)	100m又は1施工箇所に1回 〔設置後〕	
						地下排水工(管接合据付状況)		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【その他】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
その他				トンネル関係	トンネル(矢板工法)	地下排水工 (フィルター厚さ)	100m又は1施工箇所に1回 〔投入前後〕	
						矢板設置状況	岩質の変わる毎に1回 〔設置後〕	
						グラウト材料使用量	全数量〔使用前後〕	
					シールド	掘削の地山状態	地質の変化の毎に1回 〔掘削中〕	
						セグメント組立状況	1工事に1回 〔組立後〕	
						二次覆工(セグメント清掃状況)	1工事に1回 〔清掃後〕	
						二次覆工の厚さ	1スパンに1回 〔型枠取外し後〕	
				維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 〔施工前後〕	
					コンクリート舗装	目地掃除	3,000m ² に1回 〔施工前後〕	
						目地充填	3,000m ² に1回 〔施工後〕	
						注入工、削孔状況(位置、間隔)	2,000m ² に1回 〔削孔後〕	
						注入工、注入圧	2,000m ² に1回 〔注入時〕	
						目地亀裂防止材、張付け状況	3,000m ² に1回 〔張付け後〕	
						局部打換、各層厚さ	各層毎100mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工前後〕	
				路肩、路側路盤工	厚さ	100mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
					道路除草	2kmに1回(1回刈毎) 〔施工前後〕		
					路肩整正	1kmに1回		
				新設、更新、修理防護柵類	施工状況	1施工箇所に1回(施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕		
					基礎幅、深さ、施工状況	基礎タイプ毎5カ所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕		
				新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、施工状況	基礎タイプ毎5カ所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕		
					視線誘導標	施工状況	施工日に1回 〔施工後〕	
				区画線路面表示	施工状況	施工日に1回 〔施工前後〕		
					清掃(路面、標識、側溝、集水溝)	施工状況	施工日に1回 〔施工前後〕	
					材料使用量	全数量〔施工前後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【その他】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
その他				維持修繕工関係	街路樹植樹	施工状況	適宜〔施工前後〕	
					街路樹補強補植	施工状況	適宜〔施工前後〕	
					街路樹剪力	施工状況	街路樹50本1回、グリーンベルト100m1回 〔施工前後〕	
					街路樹消毒、施肥	施工状況	街路樹50本1回、グリーンベルト100m1回 〔施工中〕	
					街路樹雪囲	施工状況	適宜〔施工後〕	
					排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回 施工中	
					凍結防止剤散布	施工状況	施工中に1回 施工中	
						材料使用量	全数量〔施工前後〕	
					河川除草	施工状況、刈草 処理状況	1kmに1回(1回刈毎) 〔施工前後〕	
					応急処置	処理の状況	その都度〔施工前後〕	
					鉄筋・無筋コンクリート関係	配筋 位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所に1回 〔組立後〕	
					コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況	工種種別毎に1回 〔施工時〕	
					養生	養生状況	工種種別毎に1回、養生方法 毎に1回 〔養生時〕	

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影・提出頻度 [時期]	
1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		スランプ試験		
		コンクリートの圧縮強度試験		
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの洗い分析試験		
		ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」により施工完了時の状況(全周)の提出によりひび割れ調査写真を代替することができる	
		テストハンマーによる強度推定調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]	
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 [試験実施中]	
5	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回	
		超音波探傷検査	[検査実施中]	
7	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	
		浸透探傷試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
		放射線透過試験		
		超音波探傷試験		
		水セメント比試験		
		セメントミルクの圧縮強度試験		
11	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		ブルフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		土の液性限界・塑性限界試験		
		含水比試験		
12	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		粒度		
		平板載荷試験		
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]	
		含水比試験		

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影・提出頻度 [時期]	
13	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		
14	セメント安定処理路盤(施工)	粒度	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		現場密度の測定		
		含水比試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]	
15	アスファルト舗装(プラント)	セメント量試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		アスファルト量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
		水浸ホールドトラッキング試験		
		ホールドトラッキング試験		
		ラベリング試験		
	アスファルト舗装(舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		温度測定		
		外観検査		
		すべり抵抗試験		
16	転圧コンクリート(施工)	コンシステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
		マーシャル突き固め試験		
		ランマー突き固め試験		
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [温度測定中]	
		温度測定(コンクリート)		
		現場密度の測定	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
17	グースアスファルト舗装(プラント)	コアによる密度測定		
		貫入試験40°C	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		リュエル流動性試験240°C		
		ホールドトラッキング試験		
		曲げ試験		
		粒度		
		アスファルト量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
18	グースアスファルト舗装(舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
	路床安定処理工	現場密度の測定	路床または施工箇所毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。	
		ブルーフローリング	路床毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験		
		現場CBR試験		
	含水比試験		降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
	たわみ量		ブルーフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]	

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要	
		撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
19	(表層安定処理工 (表層混合処理))	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]		
		現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。		
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	材質毎に1回 [試験実施中]		
		現場CBR試験	たわみ量		
20	固結工	たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]		
		土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]		
21	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]		
		モルタルの圧縮強度試験			
		多サイクル確認試験			
		1サイクル確認試験			
22	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。		
23	吹付工 (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]		
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]		
		空気量測定			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
24	現場吹付法枠工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]		
		塩化物総量規制			
		コアによる強度試験			
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]		
		空気量測定			
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 [試験実施中]		
25 26	河川・海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。		
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コーン指数の測定	トライフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]		
27	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。		

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写 真 管 理 項 目		摘要
		撮 影 項 目	撮影・提出頻度 [時期]	
28	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。	
		ブルフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]	
		現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コーン指数の測定	トライカビリティが悪い場合 [試験実施中]	
29	捨石工	岩石の見掛け比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	
		岩石の吸水率		
		岩石の圧縮強さ		
		岩石の形状		
30	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 [試験実施中]	
		骨材の密度及び吸水率試験		
		骨材のふるい分け試験		
		砂の有機不純物試験		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験		
		骨材の微粒分量試験		
		粗骨材中の軟石量試験		
		骨材中の粘土塊量の試験		
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験		
		粗骨材のすりへり試験		
30	コンクリートダム (施工)	練り混ぜ水の水質試験		
		塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]
		スランプ試験		
		空気量測定		
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要	
		撮影項目	撮影・提出頻度 [時期]		
30	コンクリートダム (施工)	温度測定	配合毎に1回 [試験実施中]	気温・コンクリート	
		コンクリートの単位容積質量試験			
		コンクリートの洗い分析試験			
		コンクリートのブリージング試験			
		コンクリートの引張強度試験			
		コンクリートの曲げ強度試験			
31	覆工コンクリート (NATM)	スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]		
		塩化物総量規制			
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
32	吹付けコンクリート (NATM)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの	
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		空気量測定			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回		
33	ロックボルト (NATM)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]		
		モルタルのフロー値試験			
		ロックボルトの引抜き試験	適宜		
34	路上再生路盤工 (材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 [試験実施中]		
		土の粒度試験			
		土の含水比試験			
		土の液性限界・塑性限界試験			
	路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]		
		土の一軸圧縮試験			
		CAEの一軸圧縮試験			
		含水比試験			

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要	
		撮影項目	撮影・提出頻度 [時期]		
35	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 [試験実施中]		
		旧アスファルトの軟化点			
	路上表層再生工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]		
		温度測定			
		かきほぐし深さ			
	排水性舗装工・透水性舗装工 (プラント)	粒度			
		アスファルト量抽出粒度分析試験	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		
		温度測定			
		水浸ホールトラッキング試験			
		ホールトラッキング試験			
36	排水性舗装工・透水性舗装工 (舗設現場)	ラベリング試験			
		カンタブロ試験			
		温度測定			
		現場透水試験			
		現場密度の測定			
	プラント再生舗装工 (プラント)	外観検査			
		再生アスファルト量	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		
		水浸ホールトラッキング試験			
		ホールトラッキング試験			
		ラベリング試験			
37	プラント再生舗装工 (舗設現場)	外観検査			
		温度測定			
		現場密度の測定			
	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]		
		ノッチ深さ			
		スラグ			
		上縁の溶け			
38	溶接工	平面度			
		ベベル精度			
		真直度			
		引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]		
		型曲げ試験			
		衝撃試験			
		マクロ試験			
		非破壊試験			
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査			
		外観検査	外観検査が不合格となったスタッフ ドジベルについて [試験実施中]		
		曲げ試験			
		ハンマー打撃試験			

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影・提出頻度 [時期]	
40	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 [現物照合時]	
		在庫品切出	当初の物件で1枚 [切出時] ※他は焼き増し	
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回 [試験実施中]	
44	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 [試験実施中]	
		土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	

4. 品質管理

令和4年10月

(1) 品質管理基準

品質管理は、「品質管理基準及び規格値」により管理するものとする。

(2) 品質管理

品質管理は、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表（ヒストグラム、X-R、X-R_s-R_mなど）を作成するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するもの及び監督員の指示がある場合実施するものとする。

この品質管理図表は、下記の工種に該当する工事は除いてよいが、試験については実施するものとする。

① 路盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積が1,000 m²以下のもの）

② アスファルト舗装

維持工事等の小規模のもの（同一配合の合材が100 t未満のもの）

(3) 品質管理の方法

1) 工程能力図により管理

測定値の成果総括表にまとめて、工程能力図に打点し下限及び上限値を線引きする。コンクリート等の場合3個の平均値（代表値）を打点し品質の管理を行う。

2) 成果総括表

コンクリート強度、スランプ、アスファルト温度、土工の密度等一連の資料を記入する。

3) コンクリート強度などそのバラツキ状態を把握することが望ましい項目について、その試料数が概ね10点（最小8点）以上の場合は、原則として度数表（ヒストグラム、X-R_s、X-R_s-R_m）を作成しバラツキを把握するものとする。それ以外は品質管理表のみとする。

(4) 管理資料のまとめ方

品質管理資料は総体をA4版の大きさにまとめて左綴とする。

(5) 公的試験機関

公的試験機関とは、原則として（公財）大分県建設技術センターとする。

ただし、（公財）大分県建設技術センター以外の試験機関（（公財）大分県建設技術センターを補完する試験機関）での試験実施が適当であると監督員が判断した場合はこの限りではない。

*「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目」はP4-7～8を参照

公的試験機関及び試験機関は下記のとおりとする。

1)コンクリート試験(圧縮・曲げ強度)

(公財)大分県建設技術センター TEL 097-556-2982

ただし、監督員が補完する試験機関での試験実施が適切であると判断した場合は「(9)コンクリート試験(圧縮・曲げ強度)の流れ」による。

「大分県土木建築部及び農林水産部が発注する工事の品質管理試験を行う試験場の指定基準」により(公財)大分県建設技術センターを補完する試験場として指定された機関

(令和3年度指定機関)

大分県生コンクリート工業組合 国東技術センター TEL 0978-68-1315

大分県生コンクリート工業組合 豊肥技術センター TEL 0974-22-3311

大分県生コンクリート工業組合 日田技術センター TEL 0973-27-7226

2)骨材試験(ふるい分け・修正CBR等)

「大分県土木建築部及び農林水産部が発注する工事の品質管理試験を行う試験場の指定基準」

により(公財)大分県建設技術センターを補完する試験場として指定された機関

(平成29年度指定機関)

大分県碎石協同組合共同試験所 TEL 0978-22-1131

大分県生コンクリート工業組合 国東技術センター TEL 0978-68-1315

大分県生コンクリート工業組合 豊肥技術センター TEL 0974-22-3311

大分県生コンクリート工業組合 日田技術センター TEL 0973-27-7226

タナベ環境工学株式会社 土質試験室 TEL 097-503-8877

株式会社ソイルテック 土質試験室 TEL 097-521-2447

3)土質試験(土の締固め・CBR等)

(公財)大分県建設技術センター

ただし、(公財)大分県建設技術センター以外の試験機関での試験実施が適切であると監督員が判断する場合はこの限りではない。判断基準はP4-4参照

4)アスファルト試験(密度・アスファルト量抽出・粒度分析・ホイールトラッキング)

(公財)大分県建設技術センター

5)鋼材試験(鉄筋溶接引張・鉄筋母材引張・鉄筋母材曲げ)

(公財)大分県建設技術センター

(6) 骨材・土質関係試験書の有効期限

土質及び新材骨材関係試験書の有効期限は、公的機関試験書発行の日付より1年間とする。

再生骨材関係試験書の有効期限は、公的機関試験書発行の日付より半年とする。

例) 新材骨材……C、M等 再生骨材……RC、RM等

*試験は工事施工箇所毎に実施しなければならないが、公的試験機関において試験を実施した有効期限内の試験書により監督員が品質の適合を確認すれば、工事施工箇所毎の試験を省略できる。

(7) 試験書について

監督員へ提出する公的試験機関の試験書は、公印を押印した「正」を提出するものとする。*コピーは不可とする。

なお、電子媒体の試験書においては、公的機関から発行された証明となる電子署名が付されたものを提出するものとする。

(8) 品質管理基準及び規格値

1. 目的

土木工事共通仕様書並びに設計図書及び特記仕様書等の契約図書、又は各種指針・要綱に、工事に使用する材料の形状寸法、品質、規格等が明示されており、受注者は、示された条件を十分満足し、且つ経済的に作りだす為の管理を行う必要がある。

そこで本章は、それぞれの目的に合致した品質管理の為基本事項を示したものであり、後述の基本的事項を十分理解して、最も効果的な品質管理を図る事を目的としてまとめたものである。

2. 公的試験機関での品質管理試験を義務付ける試験項目 P4-7~8

3. 品質管理基準及び規格値

受注者は品質管理基準及び規格値に定める試験項目、試験方法、規格値、試験基準により品質管理を行い、その管理内容に応じて品質管理図表等を作成すること。

なお、試験区分で「必須」となっている試験項目は全て実施するものとし、「その他」の試験項目は特記仕様書で指定するもの、又は監督員との指示・承諾・協議書により実施するものとする。

「試験成績表等による確認」欄に「公」が記されている試験項目は公的試験機関の試験成績表により、また○印が記されている試験項目は書面(試験成績表、ミルシート)により規定の品質を満足しているか確認を行うが必要に応じて監督員との指示・承諾・協議書により、現場検査や試験立会を実施しなければならない。

品質管理基準及び規格値

目 次

1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	4-9	35 路上表層再生工	4-28
2 プレキャストコンクリート製品(JIS I類)	4-10	36 排水性舗装工・透水性舗装工	4-28
3 プレキャストコンクリート製品(JIS II類)	4-10	37 プラント再生舗装工	4-28
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	4-10	38 ガス切断工	4-29
5 ガス压接	4-11	39 溶接工	4-30
6 鉄筋工	4-11	40 工場製作工(鋼橋用鋼材)	4-30
7 既製杭工	4-11	41 水路工	4-31
8 基礎工	4-12	42 水路工(管水路)	4-31
9 現場杭工	4-12	43 木材利用	4-31
10 既製杭工(中堀杭工コンクリート打設方式)	4-12	44 中層混合処理	4-31
11 下層路盤	4-12	45 鉄筋挿入工	4-31
12 上層路盤	4-12		
13 アスファルト安定処理路盤	4-13		
14 セメント安定処理路盤	4-13		
15 アスファルト舗装	4-13		
16 転圧コンクリート	4-14		
17 グースアスファルト舗装	4-15		
18 路床安定処理工	4-16		
19 表層安定処理工(表層混合処理) ...	4-16		
20 固結工	4-17		
21 アンカーワーク	4-17		
22 補強土壁工	4-17		
23 吹付工	4-17		
24 現場吹付法枠工	4-19		
25 河川土工	4-20		
26 海岸土工	4-21		
27 砂防土工	4-21		
28 道路土工	4-22		
29 捨石工	4-23		
30 コンクリートダム	4-23		
31 覆工コンクリート(NATM)	4-24		
32 吹付コンクリート(NATM)	4-26		
33 ロックボルト(NATM)	4-27		
34 路上再生路盤工	4-27		

公的試験機関及び補完する試験機関の試験項目

	コンクリート試験 (圧縮・曲げ強度)	骨材試験 (ふるい分け・修正CBR等)	土質試験 (土の擁面め・CBR等)	アスファルト試験 (密度・アスファルト量抽出・粒度 分析・ホイールローラシグ)	鋼材試験 (鋼筋溶接引張・鋼筋母材引 張・鉄筋母材曲げ)	備 考
(公財)大分県建設技術センター	○	○	○	○	○	
大分県生コンクリート工業組合 国東技術センター	○	○				
大分県生コンクリート工業組合 豊肥技術センター	○	○				
大分県生コンクリート工業組合 日田技術センター	○	○				
大分県碎石協同組合 共同試験所			○			
タナベ環境工学株式会社 土質試験室			○			
株式会社ソイルテック 土質試験室			○			

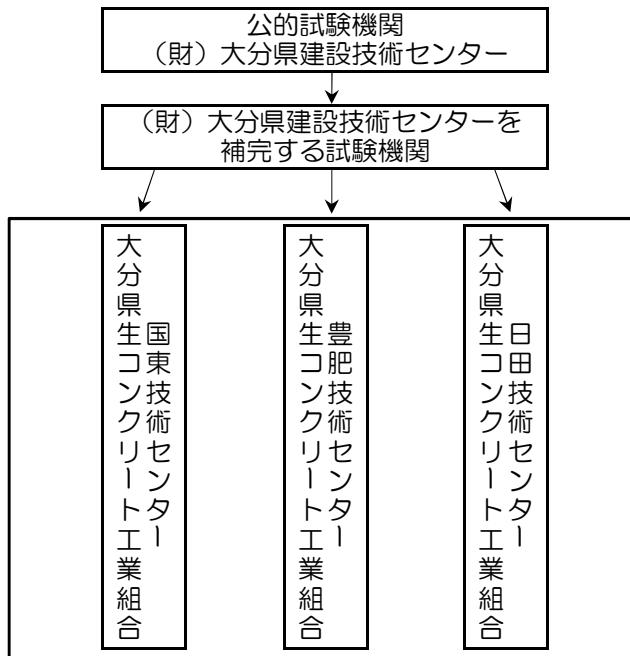
(9) コンクリート試験（圧縮・曲げ強度）の流れ

(5) 公的試験機関

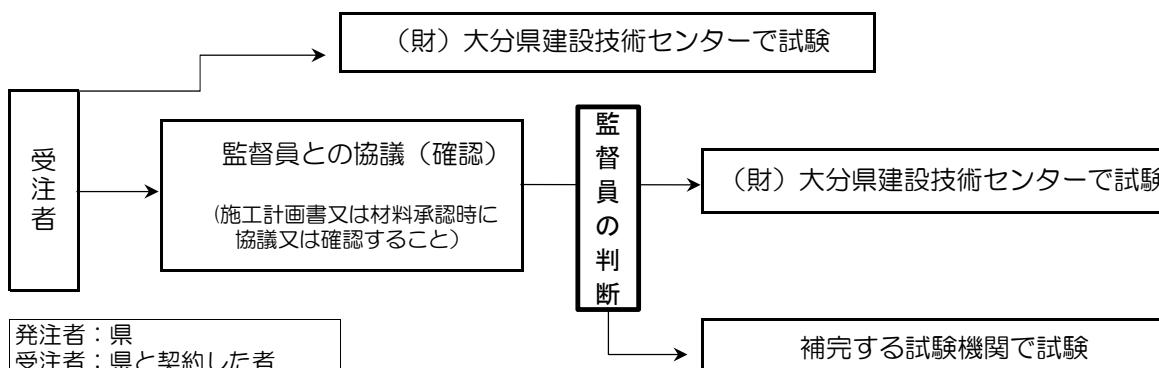
公的試験機関とは、原則として（財）大分県建設技術センターとする。

ただし、（財）大分県建設技術センター以外の試験機関（（財）大分県建設技術センターを補完する試験機関）での試験実施が適当であると監督員が判断した場合はこの限りではない。

1) コンクリート試験（圧縮・曲げ強度）



例 圧縮強度試験の流れ



確認で 処理する 機関 （協議の 補試議 の完 他す機 のる の要）	(公益財団法人) 日本適合性認定協会よりISO/IEC 17025 : 2017の認定を受けている試験機関か。 但し、下記試験機関については、施工計画書又は材料承認時の協議を省略し、現場代理人との確認で 処理することができる。 (下記試験機関については、工事検査室にて認定書確認済み)		
	試験機関	大分県生コンクリート工業組合国東技術センター	
		大分県生コンクリート工業組合豊肥技術センター	
		大分県生コンクリート工業組合日田技術センター	

※ 監督員が補完する試験機関での試験実施が適当であるとする判断理由

（協議の 補試議 の完 他す機 のる の要）	・年度末等で（財）大分県建設技術センターが対応出来ない場合。
	・施工箇所と（財）大分県建設技術センターが遠距離で工程への影響が大きい場合。
	・緊急に試験を行う場合。
	・その他

※ 監督員が最低、試験を実施する機関を実施する前に確認する必要があると考えます。

2 公的試験機関での品質管理試験を義務付ける試験項目

品質管理基準により義務付けられた品質管理試験項目の内、次表に示す品質管理試験項目については、公的試験機関(注1)での試験の実施を義務付けるものとする。

また、次表以外の品質管理試験項目であっても、設計図書や監督員の指示により、公的試験機関での試験実施を義務付けられた場合は、同様に公的試験機関で試験を実施することとする。

公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける試験項目一覧

工種		種別	試験区分	試験項目	試験基準	適用ページ	
コンクリート	セメントコンクリート	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	σ 28の強度試験 鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前・午後) 無筋コンクリートは打設日1日につき1回 ただし、基礎コンクリート、練石積(張)の胴込コンクリート等は、1工事当たり工事規模に応じ1~3回程度	4-10	
			必須	コンクリートの曲げ強度試験	σ 28の強度試験 コンクリート舗装(転圧コンクリート)の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)	4-10	
		施工後試験	その他	コアによる強度試験	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取	4-10	
	転圧コンクリート	施工	必須	コンクリートの曲げ強度試験	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)	4-15	
鋼材	コンクリートダム	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	σ 28の強度試験 1回3ケ 1. 17ロックリフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回行う。 なお、17ロックリフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2. 17ロックリフトのコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回行う。なお、数種のコンクリート配合から構成された場合は監督員と協議するものとする。 3. ピア、埋設物周辺及び減勢工などとのコンクリートは、打設日1日につき2回行う。 4. 上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回行う。	4-24	
土工	ガス圧接	施工前試験	必須	鉄筋溶接引張試験	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施	4-11	
	鉄筋工	材料	必須	鉄筋コンクリート用棒鋼抜き取り試験	母材引張試験、母材曲げ試験 監督員は、重要構造物に使用される材料の主要な部分について、鉄筋コンクリート用棒鋼に添付された製造番号等と品質証明書の照合及びその写真管理がなされていない場合に限り、抜取りを行い、引張試験、曲げ試験を行わせる。 (注2)	4-11	
	河川土砂防護工	材料	必須	土の締固め試験	当初及び土質の変化したとき。 (注4)	4-20 4-21	
路盤工	道路土工	材料	必須	土の締固め試験 CBR試験(路床)	当初及び土質の変化した時(材料が岩碎の場合は除く)。但し、法面、路肩部の土量は除く。 (注4)	4-22	
	補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	当初及び土質の変化した時。 (材料が岩碎の場合は除く) (注4)	4-17	
	下層路盤	材料	必須	修正CBR試験 骨材のふるい分け試験 土の液性限界・塑性限界試験 鉄鋼スラグの水浸膨張性試験(注5) 道路用スラグの呈色判定試験 粗骨材のすりへり試験(再生材)	施工前及び材料の変更時 (注3、4)	4-12	
盤工	上層路盤	材料		粗骨材のすりへり試験(新材)			
				修正CBR試験 鉄鋼スラグの修正CBR試験 骨材のふるい分け試験 土の液性限界・塑性限界試験 鉄鋼スラグの水浸膨張性試験(注5) 鉄鋼スラグの一軸圧縮試験(注5)			
				鉄鋼スラグの単位容積質量試験 鉄鋼スラグの呈色判定試験			
				粗骨材のすりへり試験			
				骨材のふるい分け試験 骨材の密度及び吸水率試験 骨材中の粘土塊量の試験(注5)			
				粗骨材の形状試験(注5)			
				ホイールトラッキング試験 (注6、7)			
				現場密度の測定(注8)			
舗装工	アスファルト舗装工 グースアスファルト舗装工 排水性・透水性舗装工	材料	必須	耐流動性アスファルト混合物、ボーラスアスファルト混合物、グースアスファルト混合物を使用する場合に適用 1工事につき1回(複数層に上記混合物を使用する場合は各層毎) 施工前に作成した3個のホイールトラッキング試験用供試体により試験を実施する。	施工前及び材料の変更時 (注3、4)	4-13 4-15 4-28	
	アスファルト舗装工 グースアスファルト舗装工 排水性・透水性舗装工 プラント再生舗装工	施工前試験		ホイールトラッキング試験 (注6、7)		4-14 4-16 4-28 4-29	
	アスファルト舗装工 グースアスファルト舗装工 排水性・透水性舗装工 プラント再生舗装工	舗装現場		アスファルト量抽出 粒度分析試験 (注8)		4-14 4-16 4-28 4-29	
固定工	固定工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	改良体500m ³ 未満は3本、500m ³ 以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	4-17	
	吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	σ 28の強度試験 吹付1日につき1回行う。 なお、テストビースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	4-19	
吹付工	現場吹付法枠工			コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合に行う。		
	必須	コンクリートの圧縮強度試験	σ 28の強度試験 1回6本、吹付1日につき1回行う。なお、テストビースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ 7…3本、σ 28…3本)とする。	4-20			
	その他	コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合に行う。				

工種		種別	試験区分	試験項目	試験基準	適用ページ
捨石工	捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。 (注3、4)	4-23
				岩石の吸水率		
				岩石の圧縮強さ		
N A T M	覆工コンクリート	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	σ 28の強度試験 鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前・午後) 無筋コンクリートは打設日1日につき1回	4-25
				その他	品質に異常が認められた場合に行う。	
				施工後試験	コアによる強度試験 所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取	4-26
吹付けコンクリート	吹付けコンクリート	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	σ 28の強度試験 トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するとの同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ 5cmのコアを切り取りキャッピングを行。1回に6本(σ 7…3本、σ 28…3本)とする。	4-27
				その他	品質に異常が認められた場合に行う。	4-27
	ロックボルト	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	施工開始前に1回 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 製造工場または品質の変更があるごとに1回	4-27

- (注) 1. 公的試験機関とは、原則として(公財)大分県建設技術センターとする。
 ただし、(公財)大分県建設技術センター以外の試験機関((公財)大分県建設技術センターを補完する試験機関)での 試験実施が適当であると監督員が判断した場合はこの限りでは無い。
2. 品質管理上の重要構造物とは、PC桁(工場製作は除き、間詰・横桁は含む)、鋼橋のRC床版、RC橋、井筒、水門、樋門等、共同溝、橋台、橋脚、擁壁(高さ5m以上)、本堤・副堤(砂防工事)、その他これらに類するもの及び設計図書等に示す構造物とする。
3. 土質及び新材料骨材関係試験書の有効期限は、公的試験機関試験書発行の日付より1年間とする
 再生骨材関係試験書の有効期限は、公的試験機関試験書発行の日付より半年とする。
4. 試験は工事施工箇所毎に実施しなければならないが、公的試験機関(原則として(公財)大分県建設技術センター)において試験を実施した有効期限内の試験書により監督員が品質の適合を確認すれば、工事施工箇所毎の試験を省略できる。
5. 平成24年4月1日以降に起案する設計書より、公的試験機関での品質管理試験を義務づけることとする。
6. 平成24年10月1日以降に起案する設計書より、公的試験機関での品質管理試験を義務づけることとする。
7. アスファルト混合物事前審査制度で認定された耐流動性混合物、ポーラスアスファルト混合物、グースアスファルト混合物についての認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表の写しを監督員に提出することにより、工事施工箇所毎のホイルトラッキング試験を省略することができる。
 ホイルトラッキング試験を施工前にプレントで実施することにより、舗設現場における同試験を省略することができる。
 *耐流動性混合物の種類は大分県アスファルト混合物事前審査要領の別表-1を参照
8. アスファルト量抽出粒度分析試験等の基本的な考え方は下記のとおりとする。

基本的な考え方

舗装面積	出来形管理(厚さ確認) コア採取	左記の内、アスファルト量 抽出粒度分析試験	公的試験機関 での試験	厚さ確認方法
400m ² 未満	1	1	×	・管理写真 ・現地確認
400m ² 以上 3,000m ² 未満	3			
3,000m ² 以上 4,000m ² 未満	4			
4,000m ² 以上 5,000m ² 未満	5			
5,000m ² 以上 6,000m ² 未満	6			
6,000m ² 以上 7,000m ² 未満	7			
7,000m ² 以上 8,000m ² 未満	8			
8,000m ² 以上 9,000m ² 未満	9			
9,000m ² 以上 10,000m ² 未満	10			
10,000m ² 以上	11	10	○	・管理写真 ・現地確認 ・残りのコア での厚さ確認

* 検査時迄に、公的試験機関での分析試験が困難な場合は、公的試験個数と
 別に1個程度自主管理試験を実施すること(監督員との協議が必要)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリシリカ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	アルカリ骨材反応抑制対策	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○※
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○※
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用碎石及び碎砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○※
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○※
		その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○※
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○※
		その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○※
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○※
		その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利:工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石:工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○※
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○※
		その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○※
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行つ。	○※
		その他	回収水の場合: JIS A 5308附属書C		塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○※
			計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○※
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の量: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシスティンシー(ランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○※
		その他	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 空気量差:1%以下 ランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(現場打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、舡門、橋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○※
								○※

* 品質管理監査会議「合格証」及び工事検査室「確認済証」の写しを監督員に提出することにより試験成績表等の提出を省略できる。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	ト製造 (ブラン)	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミックスコンクリート以外の場合に適用する。	○※	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○※	
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミックスコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。(小規模工種) ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018,503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(現場打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(床、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm スランプ2.5cm許容差±1.0cm	・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められたとき。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミックスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行いう。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定した場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミックスコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。(小規模工種)		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前・午後)、その他のコンクリートは打設1日につき1回以上行う。ただし、基礎コンクリート、鉄石積(礁)の鋼筋コンクリート等は、1工事当たり工事規模に応じ1~3回程度とする。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(Φ7~3個、Φ8~3個)とする。 原則としてσ ₂₈ は公的試験機関で試験実施。	・小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(現場打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(床、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種) (参考) 4-32頁「コンクリートの圧縮強度試験、スランプ試験、空気量測定の試験基準について」	公	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	圧縮強度、曲げ強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められたとき。			
			コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個(Φ8~3本)とする。 原則として公的試験機関で試験実施。	公的試験機関の試験成績表提出。	公	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112					
			ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm 本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く。)、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工(ただし、それの工種についてもPCは除く。)及び高さが3m以上の堰、水門、樋門を対象とした構造物軸体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング、底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合には、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。			
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間(ただし100mmを超えるトンネルでは、100mmを超えた箇所以降は、30mm程度に1箇所)で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3か所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヵ所実施。 材料28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く。)、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工(ただし、それの工種についてもPCは除く。)及び高さが3m以上の堰、水門、樋門を対象とした構造物軸体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング、底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰、水門、樋門を対象。(ただし、それの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレスコンクリートは対象しない)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヵ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。 原則として公的試験機関で試験実施。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヵ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。 公的試験機関の試験成績表提出。	公	
2 プレキャストコンクリート製品(JIS I類)	施工	必須	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	自視検査(写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数			
3 プレキャストコンクリート製品(JIS II類)	施工	必須	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	自視検査(写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数			
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	施工	必須	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	自視検査(写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数			

* 品質管理監査会議「合格証」及び工事検査室「確認済証」の写しを監督員に提出することにより試験成績表等の提出を省略できる。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
5 ガス圧接	施工前試験	外観検査	・目視 ・圧接面の研磨状況 ・たれ下がり ・焼き割れ ・等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) ・軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ ・圧接部のずれ ・折れ曲がり等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)形が1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦たれ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ③ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/4以下 ④折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑤片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑥たれ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行なう場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行なう。 ・特に確認する必要がある場合には、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件、高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行なう場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行ななければならない。			
		外観検査		JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出。	公	
	施工後試験	外観検査	・目視 ・圧接面の研磨状況 ・たれ下がり ・焼き割れ ・等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) ・軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ ・圧接部のずれ ・折れ曲がり等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)形が1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦たれ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ③ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/4以下 ④折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑤片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑥たれ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。 熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行なう。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。			
6 鉄筋工	材料	必須	鉄筋コンクリート用棒鋼 抜き取り試験	工事に使用する材料及び製品の検収について(平成18年3月3日付付工検第441号)JIS Z 2241 JIS Z 2248	JIS G 3112に規定される機械的性質を満足すること。	監督員に、重要構造物に使用される材料の主要な部分について、鉄筋コンクリート用棒鋼に添付された製造番号等と品質証明書の照合及びその写真管理がなされていない場合に限り、抜き取りを行い、公的試験機関で引張試験、曲げ試験を行なせるものとする。	抜き取り本数は鉄筋の種類(径、規格)ごとに3本を標準とする。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	
7 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。	監督員に、重要構造物に使用される材料の主要な部分について、鉄筋コンクリート用棒鋼に添付された製造番号等と品質証明書の照合及びその写真管理がなされていない場合に限り、抜き取りを行い、公的試験機関で引張試験、曲げ試験を行なせるものとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	
		必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	[円周溶接部の目違い] 外径700mm未満:許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下:許容値3mm以下 外径1016mmを超える2000mm以下:許容値4mm以下			・外径700mm未満:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超える2,000mm以下:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。	
		施工	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1.2.3.4.5.6	割れ及び有害な欠陥がないこと。		原則として全溶接箇所で行なう。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)		
		施工	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること		原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)		
	その他	鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること		原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	中括弧杭等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
7 既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) 水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%(中掘り杭工法)、60%(レボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、複杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) セメントミルクの圧縮強度試験	JIS A 1108	セメントミルク工法に用いる根固め液及びいい周固定液の圧縮強度試験	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、複杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成した5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値:20N/mm ²
8 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること		中掘り杭工法(セメントミルク噴出搅拌方式)、アレボーリング杭工法、钢管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層附近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値(オーバー駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値)の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める	
9 場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する	
10 既製杭工 (中掘り杭工コシクリート打設方式)	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜まることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する	
11 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧E001	粒状路盤:修正CBR20%以上(クラッシャラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す數値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方……20cm 東北地方……30cm その他の地方……40cm	施工前及び材料の変更時 原則として公的試験機関で実施。	公的試験機関の試験成績表提出。	公
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		再生クラッシャランに適用する。 公的試験機関の試験成績表を提出。	公
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下		再生クラッシャランに適用する。 公的試験機関の試験成績表を提出。	公
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧E004	1.5%以下		再生クラッシャランに適用する。 公的試験機関の試験成績表を提出。	公
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし		再生クラッシャランに適用する。 公的試験機関の試験成績表を提出。	公
			粗骨材のすりへり試験 (再生材)	JIS A 1121	再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。		再生クラッシャランに適用する。 公的試験機関の試験成績表を提出。	公
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。		再生クラッシャランに適用する。 公的試験機関の試験成績表を提出。	公
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧G021 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 X1,2 95%以上 歩道箇所:設計図書による	・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。(例) 3,001～10,000m ² :10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。例えば12,000m ² の場合:6,000m ² /2/1ロット毎に10孔、合計20孔。 ・1工事あたり3,000m ² 以下の場合は、維持工事を除くは、1工事あたり3孔以上で測定する。 ただし、1工事あたり400m ² 以下の場合は、1工事あたり1孔以上で測定する。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得た場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧G023		全幅全区画で実施する。	・荷重車試験である。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
			平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	・荷重試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		随時(異常が認められたとき)		
	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧E001	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40°Cで行った場合80%以上	施工前及び材料の変更時 原則として公的試験機関で試験実施。	公的試験機関の試験成績表提出。	公
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧E001	修正CBR 80%以上		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・公的試験機関の試験成績表提出。	公
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		公的試験機関の試験成績表提出。	公
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下		・鉄鋼スラグには適用しない。 ・公的試験機関の試験成績表提出。	公
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・公的試験機関の試験成績表提出。	公
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧E004	1.5%以下		公的試験機関の試験成績表提出。	公
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧E003	1.2Mpa以上(14日)		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・公的試験機関の試験成績表提出。	公
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧A023	1.50kg/l以上		・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・公的試験機関の試験成績表提出。	公
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下		・公的試験機関の試験成績表提出。	公
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下		○	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
12 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 G021 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 X1,2 93%以上	・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² :10孔 10,001m ² 以上の場合は、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合:6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 ・1工事あたり3,000m ² 以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。 ただし、1工事あたり400m²以下の場合は、1工事あたり1孔以上で測定する。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
			粒度(2.36mmフライ)	舗装調査・試験法便覧 A003	2.36mmふるい:±15%以内	1回～2回/日		
			粒度(75μmフライ)	舗装調査・試験法便覧 A003	75μmふるい:±6%以内	異常が認められたとき		
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	観察により異常が認められたとき		
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			アスファルト舗装に準じる					
	14 セメント安定処理路盤	材料	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 E013	下層路盤:一軸圧縮強さ[7日間] 0.98Mpa 上層路盤:一軸圧縮強さ[7日間] 2.9Mpa(アスファルト舗装) 2.0Mpa(セメントコンクリート舗装)。	施工前及び材料変更時	安定処理材に適用する。	○
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧	下層路盤:10%以上 上層路盤:20%以上			○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	下層路盤:塑性指数PI:9以下 上層路盤:塑性指数PI:9以下			○
			粒度(2.36mmフライ)	JIS A 1102	2.36mmふるい:±15%以内	1回～2回/日		
			粒度(75μmフライ)	JIS A 1102	75μmふるい:±6%以内	異常が認められたとき		
		施工	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 G021 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所:設計図書による	・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² :10孔 10,001m ² 以上の場合は、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合:6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧	±1.2%以内	異常が認められたとき(1～2回/日)		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001表2参照	各配合毎工事開始前1回、施工中材料及び配合に変動が生じた場合はその都度1回。 原則として公的試験機関で試験実施。	公的試験機関の試験成績表提出。	公※
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率:3.0%以下			公※
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土・粘土塊量:0.25%以下			公※
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧	細長、あるいは偏平な石片:10%以下			公※
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			○※
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○※
			フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下			○※
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧	50%以下			○※
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧	3%以下			○※
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧	1/4以下			○※
15 アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧	水浸膨張比:2.0%以下	各配合毎工事開始前1回、施工中材料及び配合に変動が生じた場合はその都度1回。	大成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する。	○※
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率:3.0%以下			○※
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石:30%以下 CSS : 50%以下 SS : 30%以下			○※
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下			○※
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セブローンアスファルト:表3.3.4			○※
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3			○※
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3			○※
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・セブローンアスファルト:表3.3.4			○※
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セブローンアスファルト:表3.3.4			○※
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4			○※
		その他	蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1	施工前及び製造工場または、規格の変化時に製造会社に提出させる。		○※
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4			○※

※アスファルト混合物事前審査制度で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物總括表）の写しを監督員に提出することにより試験成績表等の提出を省略することができる。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	
15 アスファルト舗装	材料 その他	高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 A050	舗装施工便覧参考 ・セミローランアスファルト:表3.3.4				○※	
		60°C粘度試験	舗装調査・試験法便覧 A051	舗装施工便覧参考 ・セミローランアスファルト:表3.3.4				○※	
		タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 A057	舗装施工便覧参考 ・ボリマー改質アスファルト:表3.3.3				○※	
	ブラント 必須(A)	粒度(2.36mmフライ)	舗装調査・試験法便覧 A003	印字記録による品質判定 (別途算定式による、「舗装施工便覧」平成18年2月 p263, 250~251参照)	印字記録データによる:全数 左記の規格値をははずめるものが5%以上の確率 で現れないこと (または定期的にAs抽出試験で印字と照合する)	必須(A)または必須(B)のどちらかで管理する As混合物はマーシャル安定度試験基準値、 粒度範囲の規格に適合すること	○※		
		粒度(75μmフライ)	舗装調査・試験法便覧 A003				○※		
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028				○※		
	必須(B)	粒度(2.36mmフライ)	舗装調査・試験法便覧 A003	2.36mmふるい: 基準粒度の±12%以内	As抽出試験、ふるい分け試験を1~2回/日行 う。	必須(A)または必須(B)のどちらかで管理する As混合物はマーシャル安定度試験基準値、 粒度範囲の規格に適合すること	○※		
		粒度(75μmフライ)	舗装調査・試験法便覧 A003	75μmふるい: 基準粒度の±5%以内			○※		
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028	アスファルト量: ±0.9%以内			○※		
	必須	温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	1時間毎に行う。		○※		
舗設現場	その他の試験	水浸ホイルトラッキング	舗装調査・試験法便覧 B004	設計図書による。	設計図書による。	耐剥離性の確認	○		
		ホールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 B003			耐流動性的確認 公的試験機関の試験成績表提出	公※		
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 B002			耐摩耗性的確認	○		
	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 B008	密度 X1,2 : 基準密度の 94%以上 X3 : " 96.5%以上 X6 : " 96%以上 X10 : " 96%以上 歩道箇所: 設計図書による。 再アス処理の場合 X1,2 : 基準密度の 93%以上 X3 : " 96.5%以上 X6 : " 95.5%以上 X10 : " 95%以上	・舗装面積400m ² 未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに1孔とし、公的試験機関での試験を省略できる。 ・舗装面積400m ² 以上6,000m ² 未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに3孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。 ・舗装面積6,000m ² 以上10,000m ² 未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに6孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。	・舗装面積400m ² 未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに1孔とし、公的試験機関での試験を省略できる。 ・舗装面積6,000m ² 未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに3孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。 ・舗装面積10,000m ² 以上 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに10孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。	・舗装面積6,000m ² 未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに3孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。 ・舗装面積10,000m ² 以上 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに10孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値をはざむれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・公的試験機関の試験成績表提出 ただし、橋面舗装はコア採取しないでAS合材量(ブラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	公
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028	粒度(2.36mm) X1,2 : 基準粒度の±12.0%以内 X3 : " ± 7.0%以内 X6 : " ± 7.5%以内 X10 : " ± 8.0%以内 粒度(75μm) X1,2 : 基準粒度の± 5.0%以内 X3 : " ± 3.0%以内 X6 : " ± 3.5%以内 X10 : " ± 3.5%以内 アスファルト量 X1,2 : 基準粒度の± 0.9%以内 X3 : " ± 0.5%以内 X6 : " ± 0.5%以内 X10 : " ± 0.55%以内				公	
		温度測定(初転圧前)	温度計による。	110°C以上	トランク1台毎。	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。			
	その他の試験	外観検査(混合物)	目視		随時				
		すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 S021	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回				
16 転圧コンクリート	材料	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値:50秒	当初				
		マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート 舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率:96%					
		ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率:97%					
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシスティン シー試験がやむえずおこなえない場合に適用 する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7 に示した直火法によるのが臨ましい。			
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。				
	その他の骨材	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは 1回/日。			○		
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは 1回/日。		○		
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○		
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合:40%以下	○		
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合には3.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下(ただし、碎砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)	工事開始前、材料の変更時		○		
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細 骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」によ る。	○		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液 の色より濃い場合。		○		
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○		
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用す る。	○		

*アスファルト混合物事前審査制度で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表)の写しを監督員に提出することにより試験成績表等の提出を省略することができる。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
16 転圧コンクリート	材料 その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202			工事開始前、工事中1回/月以上		○
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道以外の水の場合: JIS A 5308附属書C		懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用して場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○
	製造 (ブランチ) その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書C		塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
		計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内		工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
		ミキサの練混せ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率:10%以下 コンシスティンシー(スランプ)の偏差率:15%以下		工事開始前及び工事中1回/年以上。	総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○
		連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下				○
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上		○	
17 グースアスファルト舗装	施工 必須 その他	コンシスティンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシスティンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			
		マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 B072	目標値の±1.5%				
		ランマー突き固め試験	※いわゆる1方法	目標値の±1.5%				
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回 (材令28日) 原則として公的試験機関で試験実施。	公的試験機関の試験成績表提出。	公	
		温度測定(コンクリート)	温度計による。		2回/日(午前・午後)以上			
		現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mlに1回(横断方向に3箇所)			
		コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 B027-4		1,000mm ² に1個の割合でコアを採取して測定			
		骨材のふり分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	各配合毎工事開始前1回、施工中材料及び配合に変動が生じた場合はその都度1回。 原則として公的試験機関で試験実施。	公的試験機関の試験成績表提出。	公※	
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率:3.0%以下			公※	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土・粘土塊量:0.25%以下			公※	
		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 A008	細長、あるいは偏平な石片:10%以下			公※	
		フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			○※	
		フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○※	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下			公※	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下			○※	
		針入度試験	JIS K 2207	15~30(1/10mm)	施工前及び製造工場または、規格の変化時に製造会社に提出させる。	規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○※	
		軟化点試験	JIS K 2207	58~68°C			○※	
		伸度試験	JIS K 2207	10cm以上(25°C)			○※	
		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86~91%			○※	
		引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240°C以上			○※	
		蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○※	
		密度試験	JIS K 2207	1.07~1.13g/cm ³			○※	
		貫入試験40°C	舗装調査・試験法便覧 C001	貫入量(40°C)目標値 表層:1~4mm 基層:1~6mm			○※	
		リュエル流動性試験 240°C	舗装調査・試験法便覧 C002	3~20秒(目標値)			○※	

*アスファルト混合物事前審査制度で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定証及び事前審査認定アスファルト混合物總括表)の写しを監督員に提出することにより試験成績表等の提出を省略することができる。

品質管理基準及び規格値

工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
17 グースアスファルト舗装	ブランケット	必須	ホイルトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 B003 300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公※
		曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 B005 破断ひずみ(-10°C、50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上	印字記録の場合:全数 又は抽出・ふるい分け試験1~2回/日			○※
		粒度(2.36mmフライ)	舗装調査・試験法便覧 A003 2.36mmふるい:±12%以内基準粒度				○※
		粒度(75μmフライ)	舗装調査・試験法便覧 A003 75 μmふるい:±5%以内基準粒度				○※
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028 アスファルト量:±0.9%以内				○※
		温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト:220°C以下 石粉:常温~150°C	随時		○※
		舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 B008 アスファルト舗装(P4-11)による	アスファルト舗装(P4-11)による 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公	
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028 アスファルト舗装(P4-11)による	アスファルト舗装(P4-11)による 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公	
18 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210 設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
		CBR試験	舗装調査・試験法便覧	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 突砂法 G021	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
		または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行いうものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定期点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体・路床とも1日の1層当たりの施工面積1,500m ² を標準とし2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせるることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
		平板載荷試験	JIS A 1215	延長40mにつき1箇所の割で行う。	・確認試験である。		
		現場CBR試験	JIS A1222 設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	・確認試験である。		
		含水比試験	JIS A 1203	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	・確認試験である。		
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧 S046 (ベンガルマンピーム)	ブルーフローリングでの不良個所について実施	・確認試験である。		
19 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216 設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 突砂法/舗装調査・試験法便覧 G021-1	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
		または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行いうものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定期点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			
		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体・路床とも1日の1層当たりの施工面積1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせるとはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			

*アスファルト混合物事前審査制度で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表)の写しを監督員に提出することにより試験成績表等の提出を省略することができる。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
19 表層安定処理工 (表層混合処理)	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧G023	沈下が認められた場合は、その箇所においてベンガルマンピーム等によるたわみ量測定を行うものとする。	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・荷重車について、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			含水比試験	JIS A 1203		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧S046 (ベンガルマンピーム)				
20 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体を採取する。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体は500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	公
			モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)/日		
21 アンカーアー工	施工	必須	モルタルのフロー値試験	JFCE-F 521-2018	10~18秒 Pコート(グランドアンカーアー設計施工マニュアルに合わせる)	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカーアー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカーアーに対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカーアー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカーアーに対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーアーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカーアー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
22 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公
			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左			
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル				○
	その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル			設計図書による。		
			現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm:砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm:突砂法/舗装調査・試験法便覧G021	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験)(JIS A 1210A・B法もしくは90%以上(締固め試験)(JIS A 1210C・D・E法)または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 ・(締固め試験)(JIS A 1210)C・D・E法) 【一般的な橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
	施工		または、用いた盛土の締固め管理要領(案)		次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大想定密度の97%以上(締固め試験)(JIS A 1210A・B法)もしくは92%以上(締固め試験)(JIS A 1210C・D・E法)または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定期点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていくても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行ふものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 ・(締固め試験)(JIS A 1210)C・D・E法) 【一般的な橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。 ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は路堤、路床路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせるとはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変る場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
23 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応抑制対策					
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
23 吹付工 材料 その他			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (碎砂・碎石・高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(碎砂及び碎石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材II)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利:工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石:工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS.R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS.R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用して場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合: JIS A 5308附属書C		塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
製造 (ブランチ)	必須		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
	その他		計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 急結剤は適用外。	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシスティンシー(ランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除くとする。(橋台、橋脚、杭類(現場打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 ランプ差:3cm以下			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
23 吹付工	施工その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックスコンクリート工場（JIS表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合には、50m ³ ごとに1回の試験を行う。(小規模工事) ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有量試験方法」(JSCE-C502-2018,503-2018)を監督官と協議の上また、特記仕様書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(現場打杭、簡便基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、鋼渠工、舡門、管渠、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		
		スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差士1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差士2.5cm	1日1回以上、圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックスコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合には、50m ³ ごとに1回の試験を行う。(小規模工事) ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		
		必須 コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同コンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切りキヤッピングを行。原則として1回に3本とする。 原則として公的試験機関で実施	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックスコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合には、50m ³ ごとに1回の試験を行う。(小規模工事) ※小規模工種について、塩化物総量規制の項目を参照	公	
	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	1日1回以上、圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックスコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合には、50m ³ ごとに1回の試験を行う。(小規模工事) ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公	
24 現場吹付法棒工	材料 必須	アルカリ骨材反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			○
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			○
	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (碎石・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)		JIS A 5005(コンクリート用砂及び碎石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材—第一部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材—第二部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材—第三部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材—第四部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)		○
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合には5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砂利 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)			○
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			○
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			○
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利:工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石:工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)				○
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○
		回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
24 現場吹付法供工	製造	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
	その他	計量設備の計量精度			水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリート内の練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(現場打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、舡門、樋管、水門、水路(内幅1.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下			
		施工	スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差士1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差士2.5cm	1日1回以上、圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たるの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。(小規模工事) ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(現場打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、舡門、樋管、水門、水路(内幅1.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2005	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャビンジングを行う。1回に6本(ø7~3本、ø28~3本)とする。 原則として公的試験機関で実施	・参考値:18N/mm ² 以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たるの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・公的試験機関の試験成績表提出 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照
	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下		コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その後結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たるの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018,503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	公
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	1日1回以上、圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たるの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
		ロックボルトの引抜き試験 コアによる強度試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公
25 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。		
			土の三輪圧縮試験	JIS A 1217				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	JIS A 1218	地盤材料試験の方法と解説			
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧G021 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気開隙率の規定によることができる。 【砂質土25%≤75μmふるい通過分<50%】 空気開隙率VaがVa≤15% 【粘性土60%≤75μmふるい通過分】 飽和度Sr≥85%≤Sr≥95%または空気開隙率Vaが2%≤Va≤10% または、設計図書による。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 (1回とは、3個の平均値をもって1回とする)	・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行ふものとする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
25 河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気间隙率の規定によることができる。 【砂質土:25%≤V _a ≤75μmふるい通過分<50%】 空気间隙率V _a がV _a ≤15% 【粘性土:50%≤V _a ≤75μmふるい通過分】 飽和度Srが85%≤Sr≤95%または空気间隙率V _a が25≤V _a ≤10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定期点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
26 海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行なう。 2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
26 海岸土工	その他	その他	土の含水比試験 コーン指數の測定	JIS A 1203 舗装調査・試験法便覧 S044	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。 トライカビリティが悪いとき。	確認試験である。	
26 海岸土工	施工	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	当初及び土質の変化した時。 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公
26 海岸土工	その他	その他	土の粒度試験 土粒子の密度試験 土の含水比試験 土の液性限界・塑性限界試験 土の一軸圧縮試験 土の三輪圧縮試験 土の圧密試験 土のせん断試験 土の透水試験	JIS A 1204 JIS A 1202 JIS A 1203 JIS A 1205 JIS A 1216 地盤材料試験の方法と解説 JIS A 1217 地盤材料試験の方法と解説 JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
26 海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm : 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm : 舗装調査・試験法便覧 G021 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
26 海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行なう。 2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
26 海岸土工	その他	その他	土の含水比試験 コーン指數の測定	JIS A 1203 舗装調査・試験法便覧 S044	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。 トライカビリティが悪いとき。	確認試験である。	
27 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公
27 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm : 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm : 突砂法/舗装調査・試験法便覧 G021	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値	1,000m ³ に1回の割合、または、設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
27 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定期点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
27 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は1日の1層当たりの施工面積が1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
28 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩碎の場合は除く)。ただし、法面、路肩部の土量は除く。 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公
			CBR試験 (路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。 (材料が岩碎の場合は除く) 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204		当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm : 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm : 空砂法・舗装調査・試験法便覧 G021	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法) ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法) 【粘性土】 ・路体: 自然含水比またはトライカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率V _a が2%≤V _a ≤10%または飽和度S _r が85%≤S _r ≤95%。 ・路床及び構造物取付け部: トライカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率V _a が2%≤V _a ≤8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			
			または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法) ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B・C・D・E法) 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部: 自然含水比またはトライカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率が8%以下ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行いうものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	最大粒径≤100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行いうものとする。		
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は1日の1層当たりの施工面積が1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023		路床仕上げ後全幅、全区間にについて実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・確認試験である。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つフローライトラック等を用いるものとする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28 道路土工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。	・確認試験である。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	路床の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	・確認試験である。	
			コーン指數の測定	舗装調査・試験法便覧 S044	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例)トライカビリティが悪いとき。	・確認試験である。	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 S046 (「シングルマンピーム」)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	・確認試験である。	
			岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。 原則として公的試験機関で実施	・500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7～2.5g/cm ³ ・準硬石：約2.5～2g/cm ³ ・軟石：約2g/cm ³ 未満 公的試験機関の試験成績表提出	公
29 捨石工	施工	必須	岩石の吸水率	JIS A 5006			・500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上 公的試験機関の試験成績表提出	公
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm ² 以上 ・準硬石：980.66N/cm ² 以上 4903N/cm ² 未満 ・軟石：980.66N/cm ² 未満 公的試験機関の試験成績表提出	公
			岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであつてはならない。	5,000m ³ につき1回の割で行う。 ただし、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。	500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。	○
			その他					
30 コンクリートダム	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	飽和密度:2.5以上 吸水率:2013年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用碎砂及び碎石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第一部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第二部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第三部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第四部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
		砂の有機不純物試験		JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
		骨材の微粒分量試験		JIS A 1103	粗骨材:1.0%以下。ただし、碎石の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉のときには、3.0%以下。 細骨材: ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・碎砂の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉であつて、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:1.0%以下 粗骨材:1.2%以下	砂、砂利、 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
		粗骨材のすりへり試験		JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用して場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○
		回収水の場合: JIS A 5308附属書C			塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

品質管理基準及び規格値

工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30 コンクリートダム	製造（ブランク）その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の検合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
		ミキサの練混せ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシスティンシー(スラブ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
		連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スラブ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/目以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018,503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(現場打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、園渠工、橋門、涵管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
		スラブ試験	JIS A 1101	スラブ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スラブ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	1回/1日以上、圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。		
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種類のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 以上の場合は1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3.ビア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日にべき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回の割合で行う。 原則として公的試験機関で実施	コンクリート圧縮強度試験については公的試験機関の試験成績表提出	公
		温度測定(気温・コンクリート)	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打ち込み開始時終了時。		
31 覆工コンクリート(NATM)	材料	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値:2.3t/m ³ 以上	
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
		コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
		コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
32 覆工コンクリート(NATM)	その他	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制 対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)		JIS A 5005(コンクリート用碎砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
31 覆工コンクリート(NATM)	材料その他		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合には5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合は圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/ヶ月以上及び産地が変わった場合。 碎砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道以外の水の場合: JIS A 5308附録書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用して場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合: JIS A 5308附録書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
			計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
製造(ブラント)	その他		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシスティンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
施工	必須		スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	1回/日以上、圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	鉄筋コンクリートは打設1日につき2回(午前・午後)、その他のコンクリートは打設1日につき1回行う。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個 ø 7...3個、ø 28...3個とする。 原則として ø 28は公的機関で試験実施。	公的試験機関の試験成績表提出	公
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018,503-2018)または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	1回/日以上、圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
31 覆工コンクリート(NATM)	施工後試験	必須	ひび割れ調査 テストハンマーによる強度推定調査	スケールによる測定 JSCE-G 504-2013	0.2mm 設計基準強度	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度		所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋及び防水シートを損傷せないよう十分な検討を行。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
32 吹付けコンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。		細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	○	
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下			○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砂石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が55%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)			○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合は圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。		濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下		細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下			寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上		粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附録書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
			回収水の場合: JIS A 5308附録書C		塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
	製造ブランク	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内, (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミックスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		

品質管理基準及び規格値

工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
32 吹付けコンクリート(NATM)	製造(ブランク)	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンステンシィ(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	レディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
		連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下		レディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上。		
	施工 必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その後の試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	レディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。	
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齡7日, 28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠で工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本((α 7…3本、 α 28…3本)とする。 原則として α 28は公的試験機関で試験実施。	レディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 公的試験機関の試験成績表提出	公
		吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法(JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回		
	施工 その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	1回/日以上、圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	レディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)		レディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公
33 ロックボルト(NATM)	材料 その他	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
		モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公
	施工 必須	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1)施工開始前に1回 2)施工中または必要な都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
		ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。		
34 路上再生路盤工	材料 必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧E001	修正CBR20%以上	施工前、材料変更時		
		土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表3.2.8路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲	当初及び材料の変化時		
		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:9以下			
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧G021 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・総固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・総固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がない場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし1ロットあたり10孔で測定する。(例) 3,001~10,000m ² :10孔 10,001m ² 以上の場合は、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合、6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔。 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
		土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧E031	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
		CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧E032		当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
		含水比試験	JIS A 1203		1~2回/日		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
35 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207				
		既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 B008					
		既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 C007					
		既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028					
		既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧					
		新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	「アスファルト舗装」に準じる。				○
		施工	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 B008	アスファルト舗装(P4-11)による原則として公的試験機関で実施	アスファルト舗装(P4-12)による原則として公的試験機関で実施	空隙率による管理でもよい。 公的試験機関の試験成績表提出	公
		温度測定	温度計による。	110°C以上	随時		測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
		かきほぐし深さ	舗装再生便覧付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000m2毎			
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028	アスファルト舗装(P4-11)による原則として公的試験機関で実施	目標値を設定した場合のみ実施する。 公的試験機関の試験成績表提出			公
36 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」J3-3-2(3)による。	施工前、材料変更時 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公※
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉碎、製鋼スラグ(SS) 表乾比重:2.45以上 吸水率 :3.0%以下			公※
		骨材中の粘土塊量の試験	舗装調査・試験法便覧	粘土、粘土塊量:0.25%以下				公※
		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧	細長、あるいは偏平な石片:10%以下				公※
		フライアの粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧 J3-3-2(4)による。	施工前、材料変更時			○※
		フライアの水分試験	JIS A 5008	1%以下				○※
		その他	フライアの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下		○※	
		フライアのフロー試験	舗装調査・試験法便覧	50%以下			○※	
	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 A018	水浸膨張比:2.0%以下		施工前、材料変更時		○※
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉碎、製鋼スラグ(SS):30%以下				○※
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下				○※
		針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上				○※
		軟化点試験	JIS K 2207	80.0°C以上				○※
		伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15°C)				○※
		引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260°C以上				○※
		薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下				○※
		薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上				○※
		タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧	タフネス: 20N・m				○※
	ブランド	密度試験	JIS K 2207					○※
		粒度(2.36mmフレイ) 試験	舗装調査・試験法便覧 A003	2.36mmふるい:±12%以内基準粒度	印字記録の場合:全数 又は抽出・ふるい分け試験1~2回/日			○※
		粒度(75 μmフレイ) 試験	舗装調査・試験法便覧 A002	75 μmふるい:±5%以内基準粒度				○※
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧	アスファルト量:±0.9%以内				○※
		温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○※	
		水浸ホイルトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 B004	設計図書による。		設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
		ホイルトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 B003				アスファルト混合物の耐流动性的確認 公的試験機関の試験成績表提出	公※
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧				アスファルト混合物の耐磨耗性的確認	○
		カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧				アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性的確認	○
	舗設現場	温度測定(初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		
		現場透水試験	舗装調査・試験法便覧	X10 1000mL/15sec以上 X10 300mL/15sec以上(歩道箇所)	1,000m2ごと。			
		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 B008	アスファルト舗装(P4-11)による	アスファルト舗装(P4-12)による原則として公的試験機関で実施		公的試験機関の試験成績表提出	公
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧	アスファルト舗装(P4-11)による	アスファルト舗装(P4-12)による原則として公的試験機関で実施		公的試験機関の試験成績表提出	公
		外観検査(混合物)	目視		随時			

*アスファルト混合物事前審査制度で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを監督員に提出することにより試験成績表等の提出を省略することができる。

品質管理基準及び規格値

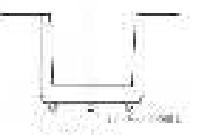
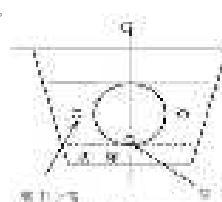
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
37 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧		再生骨材使用量500tごとに1回。		○※
			再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧	3.8%以上			○※
		必須	再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上(25°C)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○※
		必須	再生骨材洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを乾燥もしくは60°C以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる	○※
		必須	再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○※
	プラント	必須	粒度(2.36mmフライ)	舗装調査・試験法便覧 A003	2.36mmふるい: ±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm: ±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5	印字記録の場合:全数 抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日		○※
			粒度(75μmフライ)		75μmふるい: ±5%以内 再アス処理の場合、75μm: ±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○※
		必須	再生アスファルト量		アスファルト量: ±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量: ±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○※
	その他	必須	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 B004	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
		必須	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧			耐流動性の確認 公的試験機関の試験成績表提出	公※
		必須	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧			耐磨耗性の確認	○
38 ガス切断工	施工	必須	外観検査(混合物)	目視		随時		
			温度測定(初転圧前)	温度計による。			測定値の記録は、1日4回(午前)午後各2回)	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 B008	アスファルト舗装(P4-11)による	アスファルト舗装(P4-12)による 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028	アスファルト舗装(P4-11)による	アスファルト舗装(P4-12)による 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公
			表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ: 50μm以下 二次部材の最大表面粗さ: 100μm以下(ただし、切削による場合は50μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ粗さRzとする。	
39 溶接工	施工	必須	ノッチ深さ	目視 ・計測	主要部材: ノッチがあつてはならない 二次部材: 1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易には離れるもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
			平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
			ペベル精度	計測器による計測				
			真直度					
40 鋼構造工事	施工	必須	引張試験: 開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状: JIS Z 3121 1号 試験片の個数: 2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によつて判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験(19mm未満裏曲げ)(19mm以上側曲げ): 開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状: JIS Z 3122 試験片の個数: 2		○
			衝撃試験: 開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状: JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置: 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数: 各部位につき3		○
			マクロ試験: 開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数: 1		○
			非破壊試験: 開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数: 試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によつて判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならぬ。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○

※アスファルト混合物事前審査制度で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表)の写しを監督員に提出することにより試験成績表等の提出を省略することができる。

品質管理基準及び規格値

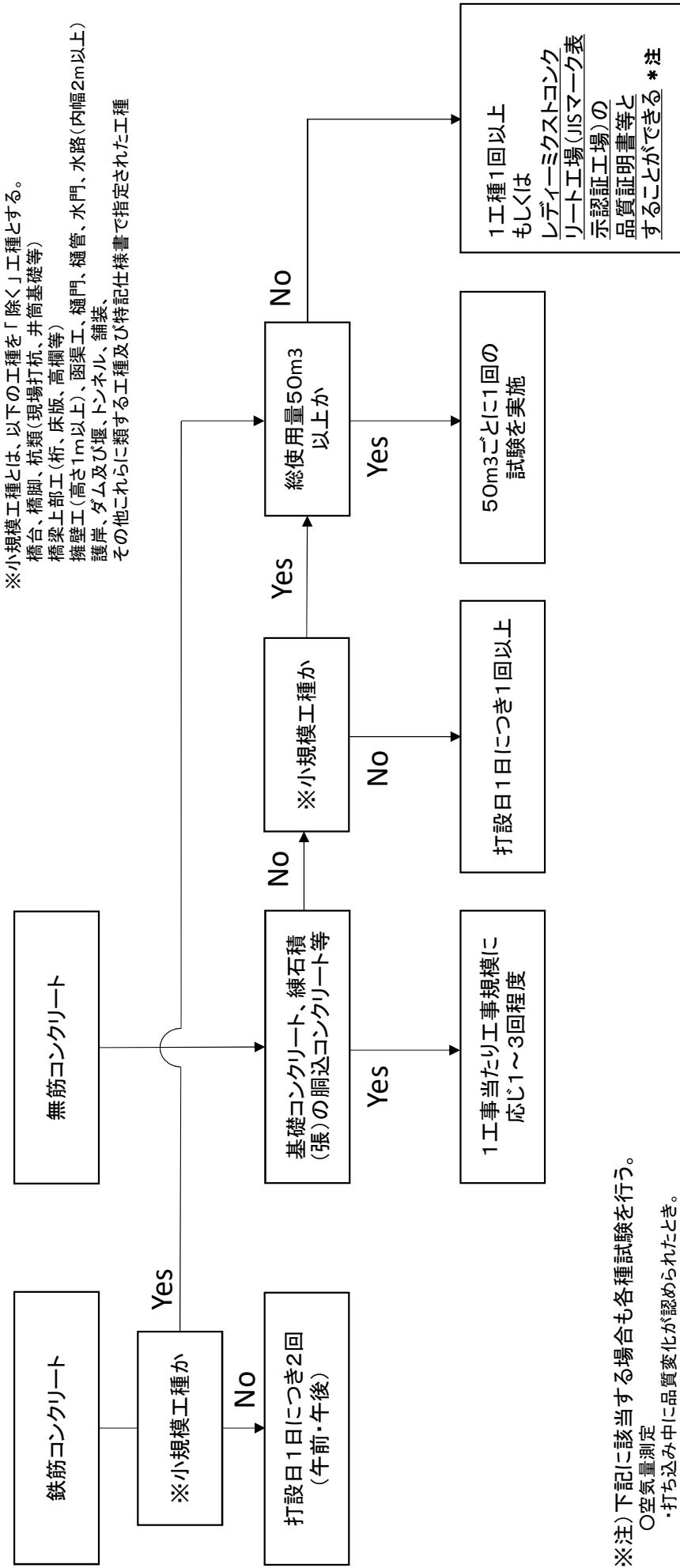
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
39 溶接工	施工	必須	マクロ試験:すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状:「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図一20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数:1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図一20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験:スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は235N/mm ² 以上、引張強さは400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし、溶接で切れてはいけない。	試験片の形状:JIS B 1198 試験片の個数:3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験:スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状:JIS Z 3145 試験片の個数:3		○
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならぬ。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果についてでは、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋・鋼部材編 表一解20.8.6及び表一解20.8.6に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表一解20.8.6及び表一解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋・鋼部材編3.3.2継ぎ手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	
		外観検査(割れ)	・目視		あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していないなければならない。	
			・目視及びノギス等による計測		断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3箇までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3箇を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			・目視		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
		外観形状検査(ビード表面の凹凸)	・目視及びノギス等による計測		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋・鋼部材編 表一解20.8.4及び表一解20.8.5に各継手の強度等級を満たすまでのアーチャットの許容値が示されている。表一解20.8.4及び表一解20.8.5に示されていない継手のアーチャットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋・鋼部材編3.3.2継ぎ手の強度等級に示されている。	
			・目視		あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
		外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測		すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回つてはならない。ただし、1溶接継線の両端各5mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			・目視		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅B(mm)余盛高さ(h[mm]) B<18 : h \leq 3 15 \leq B<25 : h \leq 4 25 \leq B : h \leq (4/25)・B			
		外観形状検査(アーケスタッド)			・余盛り形状の不整:余盛りは全周にわたり包囲してはいけなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上。 ・割れ及びスラグ巻込み:あつてはならない。 ・アーチャット:鏡い切欠状のアーチチャットがあつてはならない。ただし、クラインター仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ:(設計値±2mm)を超えてはならない。			
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となつたスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	○
40 工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観検査・規格(主部材)	現物照合 帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格・品質がミルシートで確認できること。		
			外観検査(付属部材)	目視及び計測	JISによる	JISによる		
			機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる			試験対象とする材料は監督員と協議のうえ選定する。	

品質管理基準及び規格値

工種	試験区分 種別	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
41 水路工 (管水路)	材料 必須	締固め試験	JIS A 1210	設計図書による	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。		
		土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。		
	施工 必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。 		
		現場密度の測定	JIS A 1214	1. 乾燥密度で規定する場合 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、A・B方法 90%以上、C・D・E方法 85%以上 2. 饱和度で規定する場合、飽和度は85~95%の範囲とする。 3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は2~10%の範囲とする。 上記によらない場合は特別仕様書による。			
	材料 必須	締固め試験	JIS A 1210	設計図書による	工事着手前1回及び材料が変わった場合。		
		土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による	工事着手前1回及び材料が変わった場合。		
		土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による	工事着手前1回及び材料が変わった場合。		
	施工 必須	現場密度の測定	JIS A 1214	締固めの規定 (JIS A 1210 のA・B法) 締固め I 85%以上 締固め II 90%以上 締固め度＝ 現地で締固めた後の乾燥密度 ×100(%) JIS A 1210 の試験方法 による最大乾燥密度 上記によらない場合は特別仕様書による。	延長200m毎に1回。 上記未満は2回測定する。 なお、基礎部横断方向の測定箇所は下図を標準とする。 		
43 木材利用	材料	材料証明				別添 土木構造物用木材納品証明書	
44 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料 必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
		土の潤滑密度試験	JIS A 1225				
		テープルフロー試験	JIS R 5201				
		土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216				
	その他の 試験	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。	有機質土の場合は必要に応じて実施する	
		土の粒度試験	JIS A 1204				
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
		土の圧密試験	JIS A 1217				
		土懸濁液のpH試験	JGS 0211				
		土の強熱減量試験	JGS 0221				
	施工 必須	深度方向の品質確認 (均質性)	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレン反応試験による均質性の目視確認	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続して改良されていくことをフェノールフタレン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1. 実施頻度は、監督職員との協議による。 2. ボーリング等により供試体を採取する。	
		土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督職員との協議による。	
45 鉄筋挿入工	材料 必須	品質検査 (芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		○
		定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
		外観検査 (芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時		
	施工 必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回(3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
		引き抜き試験 (受入れ試験) 引き抜き試験 (適合性試験)	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		
	その他	適合性試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期加重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		

土木工事の施工管理基準及び規格値(大分県)品質管理

(10) コンクリートの圧縮強度試験、スランプ試験、空気量測定 の試験基準について



※注)下記に該当する場合も各種試験を行う。

○空気量測定

・打ち込み中に品質変化が認められたとき。

○スランプ試験

・道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。

・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合は、その後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。

* 注 監督員との協議が必要

土木構造物用木材納品証明書

年 月 日

殿

販売会社・工場名 _____

測定者 _____

工事名称 _____
所在地 _____
納入時期 _____ 年 月 日
使用目的 _____
使用材積 _____ m³

※必要以外の内容は斜線処理のこと

1. 素材

納 入 元		種 别	
表 示 径	mm	表 示 長 さ	mm
径(実測)の範囲	mm ~ mm	長さ(実測)の範囲	mm ~ - mm
曲 ガ り	直・小曲・大曲	その他顕著な欠点	なし・あり()
JAS 規格の適用	適用相当品・適用外	JAS 規格の区分	素材 級
防腐処理の有無	有・無	防腐処理の方法	

2. 加工丸太

材 料 納 入 元		種 別	
表示径・幅・高さ	mm	表 示 長 さ	mm
径(実測)の範囲	mm ~ mm	長さ(実測)の範囲	mm ~ - mm
幅(実測)の範囲	mm ~ mm	高さ(実測)の範囲	mm ~ mm
表面仕上げ	無・有()	その他顕著な欠点	無・有()
JAS 規格の適用	適用相当品・適用外	JAS 規格の区分	級
防腐処理の有無	有・無	防腐処理の方法	

3. 製材品

材 料 納 入 元		種 別	
表 示 幅 ・ 高 さ	mm	表 示 長 さ	mm
幅(実測)の範囲	mm ~ mm	長さ(実測)の範囲	mm ~ - mm
高さ(実測)の範囲	mm ~ mm		
表面仕上げ	無・有()	その他顕著な欠点	無・有()
JAS 規格の適用	適用・適用相当品・適用外	JAS 規格の区分	級
防腐処理の有無	有・無	防腐処理の方法	

4. 高次加工品・二次製品(※二次製品については寸法規格により適宜変更のこと)

材 料 納 入 元		種 別	
表 示 幅 ・ 高 さ	mm	表 示 長 さ	mm
幅(実測)の範囲	mm ~ mm	長さ(実測)の範囲	mm ~ - mm
高さ(実測)の範囲	mm ~ mm		
表面仕上げ	無・有()	その他顕著な欠点	無・有()
JAS 規格の適用	適用・適用相当品・適用外	JAS 規格の区分	級
防腐処理の有無	有・無	防腐処理の方法	

5. 防腐(保存)処理

使 用 薬 剤		処 理 方 法	
JAS 規格の適用	適用・適用相当品・適用外	JAS 規格の区分	K1・K2・K3・K4・K5
表 面 状 態	適・不適	浸潤度試験の結果	適・不適

上記のとおり証明します。

会社名 _____ 印 _____